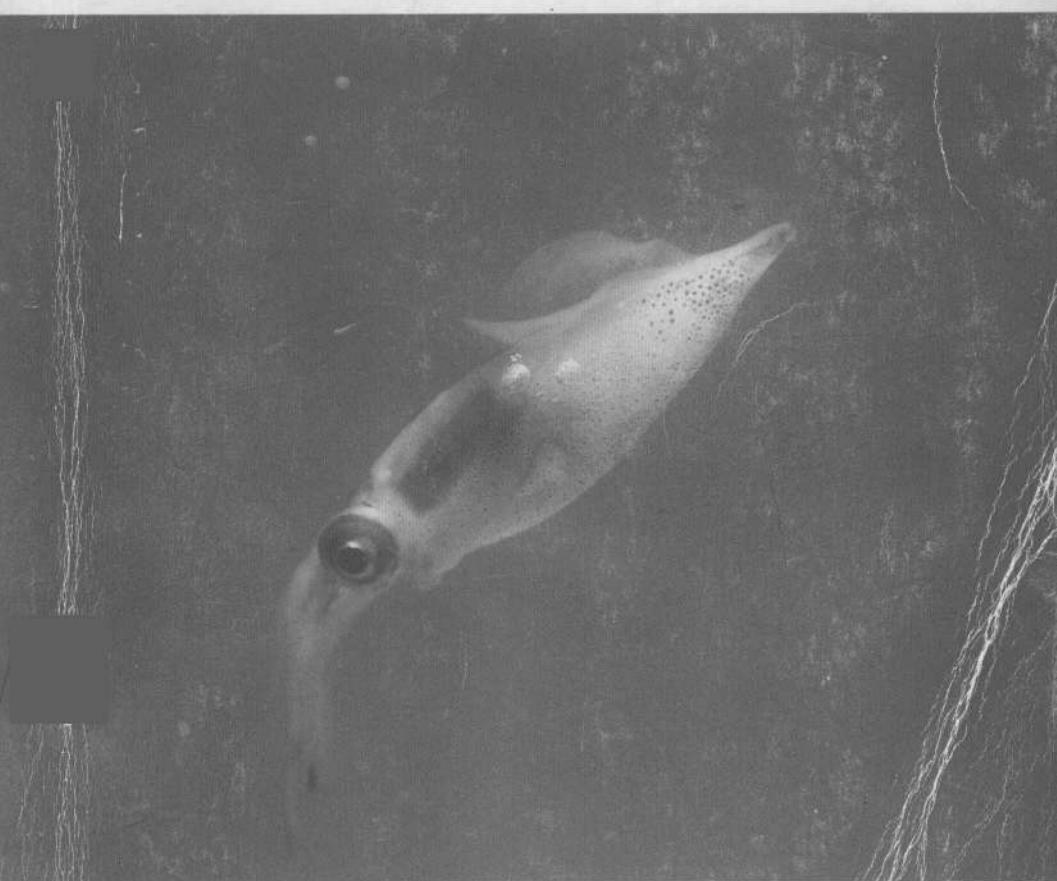


平成6年版

環境白書

——豊かな環境と共に生きる社会をめざして——



環境白書についてのお問い合わせは、富山県
生活環境部環境政策課（TEL 0764-44-3141）
あてに御連絡下さい。
本白書は再生紙を使用しております。

環境白書の刊行にあたって



今日の環境問題は、地球規模という空間的な広がりと、将来の世代にわたる影響という時間的な広がりを持っています。

その解決のためには、これまでの公害防止対策や自然環境の保全対策のみならず、「地球規模で考え、足元から行動する。」という観点から、広く環境と社会経済活動のあり方に目を向けることが必要であり、省資源・省エネルギーやりサイクルをさらに進め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会をつくっていくことが必要あります。

このため、国においては、従来の公害対策基本法にかえて、環境基本法を制定し、将来の世代への恵み豊かな環境の継承や環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築をめざした施策を体系的かつ総合的に推進することとしています。

本県におきましても、21世紀を展望する「とやま環境計画」に基づき、「清らかな水と豊かな緑に恵まれた快適な環境」をめざし、各種の環境保全施策を総合的、計画的に推進するとともに、財団法人とやま環境財団を中心に県民、企業、行政が一体となって取り組んでいる環境保全活動を、今後とも積極的に支援することといたしております。

この白書は、本県の環境の現状と施策についてとりまとめたものです。この白書が、県民の皆様方の環境問題についての認識と県民の施策に対する理解を深めていただく一助としてご活用いただければ幸いです。

平成6年7月

富山県知事 中 沖 豊

目 次

第1章 緒 論	1
第1節 環境の現況.....	3
1 公害の現況.....	3
(1) 大気汚染.....	4
(2) 水質汚濁.....	10
(3) 土壌汚染.....	16
(4) 騒音、振動、悪臭.....	18
(5) 地下水.....	20
(6) 廃棄物.....	25
(7) 公害の苦情.....	31
(8) 富山・高岡地域公害防止計画の推進.....	33
2 自然環境の現況.....	34
(1) 植生.....	35
(2) 鳥獣.....	39
(3) 自然公園等.....	42
3 快適な環境づくり.....	48
(1) 県土美化推進運動.....	48
(2) 各種の快適環境づくり.....	49
4 各種環境保全の現況.....	51
第2節 環境行政の今後の展開.....	53
1 とやま環境計画の推進.....	53
2 環境影響評価の実施.....	54
3 廃棄物対策の推進.....	54
4 自然環境の保全.....	55
5 快適な環境づくりの推進.....	56
6 地球環境問題への取り組み.....	57

7 環境保全活動等の推進	58
〈ふるさとのながめ〉	59
第2章 環境の現況及び環境保全に関して講じた施策	67
第1節 総合的な環境保全施策の推進	67
1 とやま環境計画の推進	67
2 公害防止計画の推進	68
3 環境影響評価要綱の運用	69
4 公害防止協定と事前協議	72
5 環境情報管理システム	74
6 環境保全活動等の推進	75
7 とやま環境財団の活動	78
8 とやま国際環境会議の開催	79
第2節 大気汚染の現況と対策	80
1 大気汚染の現況	80
(1) 汚染物質別の現況	80
(2) 燃料使用量等の推移	98
2 大気汚染防止に関して講じた施策	102
(1) 法令等に基づく規制の概要	102
(2) 大気環境計画（ブルースカイ計画）の推進	110
(3) 監視測定体制の整備	112
(4) 監視指導	119
(5) 大気環境の各種調査	120
第3節 水質汚濁の現況と対策	142
1 水質汚濁の現況	142
(1) 河川の汚濁状況	142
(2) 湖沼の汚濁状況	150
(3) 海域の汚濁状況	151
(4) 地下水の汚染状況	154

2 水質汚濁防止に関して講じた施策	158
(1) 法令等に基づく規制の概要	158
(2) 水質環境計画（クリーンウォータ計画）の推進	162
(3) 監視測定体制の整備	166
(4) 監視指導	170
(5) 水質環境の各種調査	173
(6) 化学物質使用実態調査	183
第4節 土壤汚染の現況と対策	186
1 土壤汚染の現況	186
(1) 土壤汚染の環境基準の改正	186
(2) 農用地の土壤汚染	186
2 農用地の土壤汚染防止に関して講じた施策	189
(1) 神通川流域	189
(2) 黒部地域	192
第5節 騒音及び振動の現況と対策	194
1 騒音及び振動の現況	194
(1) 騒音の状況	194
(2) 振動の状況	199
2 騒音及び振動防止に関して講じた施策	200
(1) 騒音の規制	200
(2) 振動の規制	204
第6節 悪臭の現況と対策	208
1 悪臭の現況	208
2 悪臭防止に関して講じた施策	208
(1) 法令等に基づく規制の概要	208
(2) 悪臭実態調査	210
第7節 地下水の現況と対策	212
1 地下水の現況	212
(1) 地下水位の変動	212

(2) 地下水の塩水化	216
2 地下水に関して講じた施策	218
(1) 地下水条例による規制	218
(2) 地下水指針の推進	222
(3) 観測体制の整備	224
(4) 監視指導	224
(5) 地下水揚水量実態調査	226
第8節 廃棄物の現況と対策	228
1 廃棄物処理の現況	228
(1) 一般廃棄物の処理	228
(2) 産業廃棄物の処理	232
2 廃棄物に関して講じた施策	235
(1) 法令に基づく規制の概要	235
(2) 一般廃棄物対策	237
(3) 産業廃棄物対策	239
第9節 自然環境保全の現況と対策	241
1 自然環境保全の現況	241
(1) 自然環境保全地域等	241
(2) 自然公園等	243
(3) 県民公園	247
(4) 家族旅行村	250
2 自然環境保全に関して講じた施策	251
(1) 自然環境指針の策定	251
(2) 自然環境保全地域の保全及び管理	251
(3) 自然公園等の保護及び管理	252
(4) 自然公園等の施設整備	255
(5) とやまの滝の整備	256
(6) 野生鳥獣の管理	256
(7) 自然保護思想の普及啓蒙	262

(8) 自然環境の各種調査	264
(9) 自然環境保全地域等の公有地化	265
第10節 快適環境づくりの展開	266
1 県土美化推進運動の実施	266
2 快適なトイレの整備	269
3 グリーンプランの推進	270
第11節 各種の環境保全対策	271
1 環境保健対策	271
2 緩衝緑地の整備	275
3 下水道等の整備	279
(1) 下水道	279
(2) 農村下水道	282
(3) コミニティ・プラント	283
(4) 合併処理浄化槽	283
4 畜産環境保全対策	285
5 漁場環境保全対策	287
6 食品等の汚染対策	290
7 公告に関する紛争と苦情処理	292
第12節 環境保全に関する試験、研究	297
第13節 民間における公告防止体制の整備	302
1 県の助成	302
2 公告防止管理者制度	306

第3章 平成6年度において講じようとする 環境保全に関する施策	307
1 総合的な環境保全対策	308
2 大気汚染防止対策	309
3 水質汚濁防止対策	310
4 土壤汚染対策	311

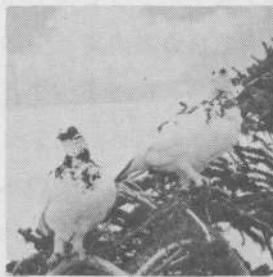
5	騒音、振動防止対策	312
6	悪臭防止対策	312
7	地下水対策	312
8	一般廃棄物対策	313
9	産業廃棄物対策	313
10	自然環境保全対策	314
11	快適な環境づくり	318
12	環境保全活動等の推進	320
13	公害防止事業に対する助成	321
14	各種の環境保全対策	321
15	環境保全に関する試験、研究	323

資料

第1	年表（昭和36年度～平成4年度）	327
第2	日誌（5年度）	350
第3	富山県環境関係行政組織図	352
第4	富山県環境関係付属機関	353
第5	富山県環境関係分掌事務	354
第6	市町村環境関係担当課（係）一覧	357
第7	市町村の環境関係条例制定状況	358
第8	国の環境基準	359
第9	県の環境基準	370
第10	水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況	371
第11	騒音関係に係る環境基準の地域類型の指定状況	373
第12	「とやまの名水」一覧	374
第13	「とやまの滝」一覧	377
第14	「とやま森林浴の森」一覧	378
第15	「とやまの巨木・名木」一覧	383
第16	鳥獣保護区一覧	384

第17	自然公園の主な施設の内容	385
第18	ナチュラリストの配置状況	393
第19	自然観察読本等の発行状況	394
第20	環境用語の説明	396

第1章 総論



県の鳥 ライチョウ

北と南の両アルプスにすむ鳥で、古来より歌にも詠まれ愛されてきました。特に、雷鳥の衣がえは有名で、冬には尾羽の一部を残して純白の姿になります。

(昭和30年、国の特別天然記念物に指定)

第1章 総論

私たちが生まれ、育ち、生活している富山県は、緑豊かで、清く澄んだ水や空気に恵まれており、これらの優れた環境は、私たちに、うるおいとやすらぎのある快適な生活を提供してくれています。

本県では、30年代後半からの経済の高度成長の過程で、大気の汚染や水質の汚濁などの公害の発生や自然の改変などが進み、公害を防止し、美しい自然環境を保全していくため、40年代には、法律や条例の整備をはじめ、本県独自のブルースカイ計画を策定するなど各種の環境対策を強化しました。その結果、産業活動に起因する環境の汚染は著しく改善されてきましたが、近年、都市化の進展やライフスタイルの変化などを背景とした、生活排水による水質汚濁、自動車交通による大気汚染や騒音、空き缶やごみの散乱など都市・生活型公害についての対応が必要となってきています。

自然環境については、地域開発が進むなかで、原生的な自然や優れた景観を形成する自然がますます貴重になってきている一方、身近な水辺や緑などの自然とふれあう機会が求められています。

さらに、清らかな水辺や豊かな緑、街並みの美しさや歴史的なたずまいといったうるおいとやすらぎを与えてくれるより質の高い快適な環境に対するニーズが高まってきています。

また、技術革新に伴う多種多様な化学物質の使用による汚染や廃棄物の増加と多様化、さらにはオゾン層の破壊、地球の温暖化、酸性雨等の地球的規模の環境問題など幅広い取り組みが求められています。

国では、このような新しい状況に対処して、昨年11月に地球環境問題や国際化する環境行政に対応するための基本的な方向性を示すとともに持続可能な社会の構築のための新しい政策手法を盛り込んだ環境基本法を制定しました。

県では、5年度の主な事業として、公害防止については、全県的な視野に立った大気観測局の適正配置の実施と通信衛星を利用して観測データの収集、提供を行う大気環境ネットワークの整備、水質環境基準の項目追加に伴う公共用水域及び地下水の水質調査の強化などを行いました。

廃棄物対策については、県民、事業者及び行政がそれぞれの役割のもとに協力し合い、社会全体でごみ減量化・再生利用を推進するための富山県ごみ減量化・再生利用推進指針を策定しました。

自然環境の保全については、本県の望ましい自然環境のあり方を明らかにし、適正に保全するためのガイドラインとなる自然環境指針を策定しました。

地球環境問題については、国際環境協力や地域における環境保全活動のあり方、さらには東アジアにおける酸性雨モニタリングネットワーク構想の形成について討議したとやま国際環境会議を開催しました。

さらに、本年4月には環境問題を取り扱う部門を強化するため、新たに生活環境部を設置する機構改革を行いました。

今後は「水と緑の快適な環境の形成」をめざして策定したとやま環境計画に基づき、21世紀を展望しながら、健康で文化的な生活は環境と深い関わりがあるとの基本的な認識に立って、環境資源の持続可能な利用や環境に配慮した社会的ルールの形成等を図っていく必要があります。

さらに、複雑・多様化する環境問題を解決していくためには、県民一人ひとりが人間と環境とのかかわりについて理解を深めるとともに、県民、事業者、行政が一体となって持続的発展が可能な社会を構築していくことが必要であり、とやま環境財團を中心に、地域に根ざした環境保全活動をより広く展開していくことにしています。

第1節 環境の現況

1 公害の現況

5年度における県内の公害の状況は、これまで実施してきた各種の施策により、全般的に良好な水準を維持しています。

大気汚染については、本県独自のブルースカイ計画などを推進してきたことにより、主な汚染物質である硫黄酸化物や窒素酸化物は、環境基準を達成していますが、光化学オキシゲントは、全国的な傾向と同じく環境基準を超えてています。

水質汚濁については、小矢部川や神通川などの主な河川や海で、著しく改善されてきましたが、市街地を流れる一部の中小河川では、生活排水などによる汚濁がみられます。

農用地のカドミウムによる土壤汚染については、神通川流域の土壤汚染対策地域における第1次及び第2次地区で復元事業を完了し、第3次地区及び黒部地域において、土壤汚染対策計画に基づき、復元事業を実施しています。

騒音、振動、悪臭については、苦情件数からみるとほぼ横ばいの傾向にありますが、その内容は多様化してきています。

地下水については、地下水条例による採取量の規制や水利用の合理化が進み、地下水位はおおむね横ばいの傾向にありますが、道路などの消雪用揚水設備は増加する傾向にあります。

廃棄物については、市町村や広域圏においてごみやし尿などの処理施設が整備されてきており、住民等の協力を得てごみの減量化や再生利用への取り組みも積極的に行われるようになってきています。また、工場などから発生する産業廃棄物については、減量化と有効利用が進められています。

(1) 大気汚染 一きれいな空を守るために、

ブルースカイ計画を進める—

大気は、水とともに、私たち人間が生活していくうえでなくてはならないものであり、健康で快適な生活を営むためには、このきれいな空を守り維持していかなければなりません。

近年における産業や交通の発達は、私たちに豊かで便利な生活をもたらした反面、石油や石炭などの燃料を大量に消費するようになったため、工場や自動車からの排出ガスが増えて、大気を汚染するようになりました。

このため、県では、法令による規制やブルースカイ計画^{*1}の推進に努めてきた結果、主な汚染物質である硫黄酸化物や窒素酸化物は、すべての観測局において環境基準^{*2}が達成されるなど、きれいな空になってきています。

このような大気の状況を監視するために、現在、図1-1のとおり、県内30か所に観測局を設け、常時、環境の濃度を測定しています。また、これらの観測データは、通信衛星を利用した大気環境ネットワークにより環境科学センターで監視しており、光化学スモッグの発生など、大気汚染の状況が悪化した場合に備えています。

主な汚染物質の環境基準の達成率と環境濃度は、表1-1と図1-2に示すとおり全般的には横ばいに推移しています。

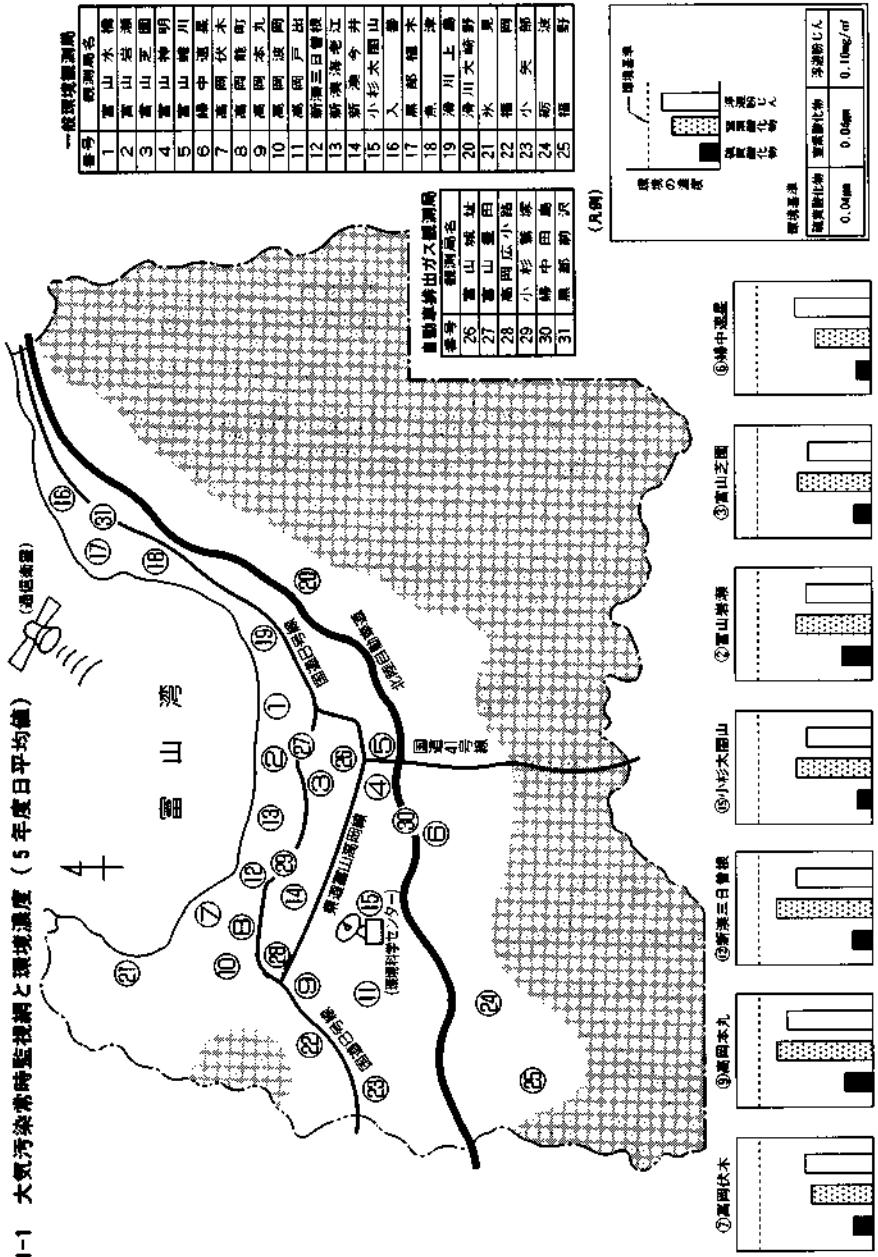
硫黄酸化物については、法令の規制にあわせて、47年度からブルースカイ計画により、工場等に対して、燃焼方法の改善や良質燃料の使用などについて指導してきました。

*1 [ブルースカイ計画] 工場などから排出される硫黄酸化物や窒素酸化物の量を削減し、きれいな空を守っていくため、県が47年度から進めている計画です。なお、この計画は3年度に推進方法等について検討し見直しました。

*2 [環境基準] 人の健康や生活環境を守っていくうえで、維持されることを望ましい環境の目標となる基準で、環境基本法に基づき、現在、大気、水質、騒音及び土壤について定められています。

図1-1 大気汚染測定監視網と環境温度（5年度日平均値）

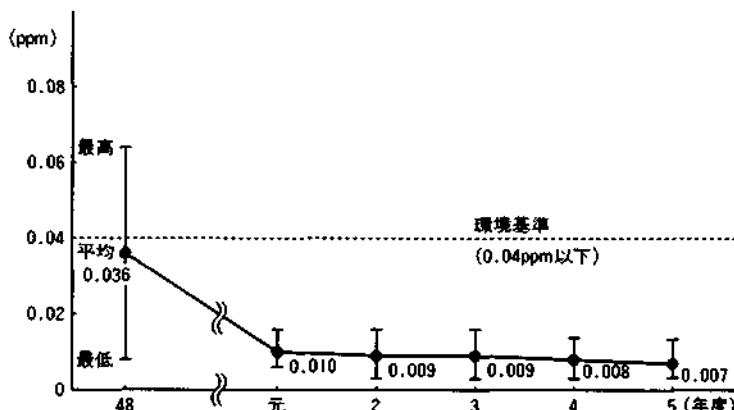
(四)



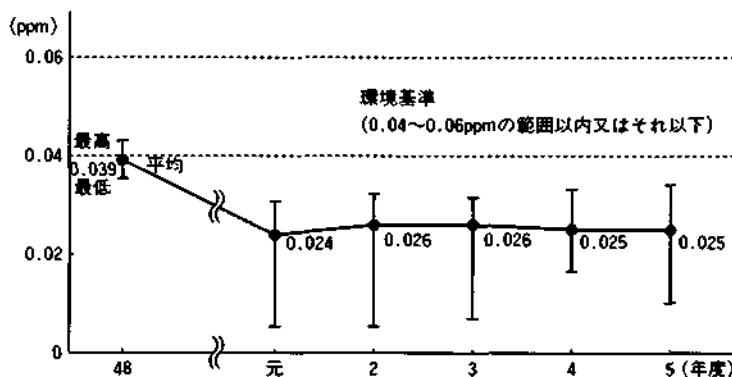
*高山豊田觀測局については、6年度から測定を開始した。

図1-2 主な大気汚染物質の環境濃度(日平均値)の推移

(1)硫黄酸化物



(2)窒素酸化物



(3)浮遊粉じん

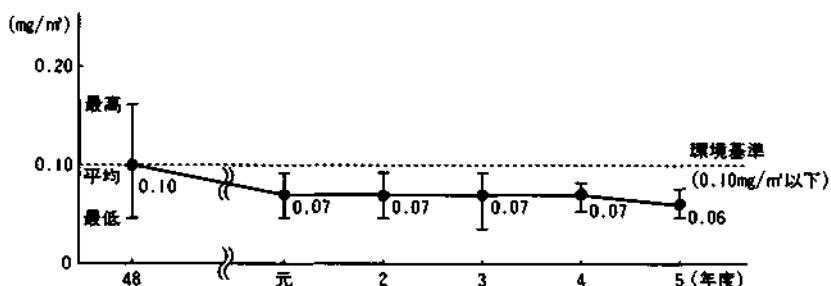


表1-1 主な大気汚染物質の環境基準達成率の推移

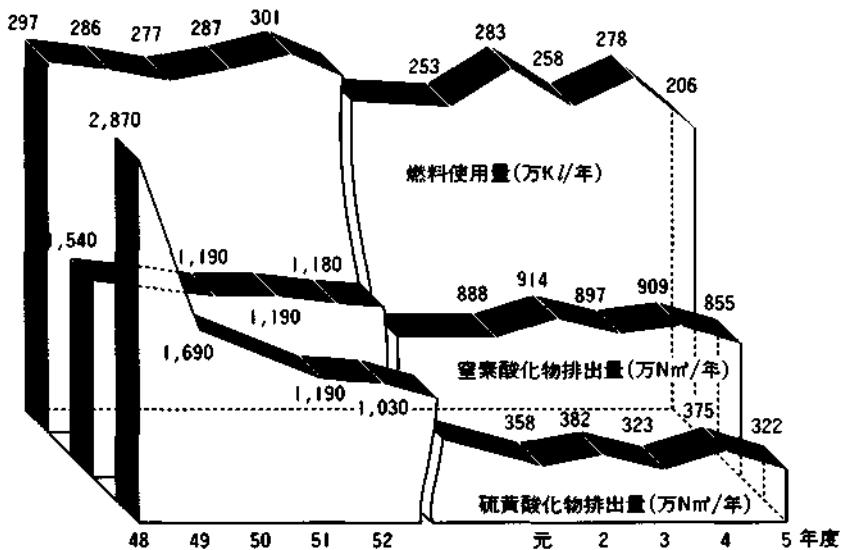
(単位：%)

項目	48年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
硫黄酸化物	50	100	100	100	100	100
窒素酸化物	100	100	100	100	100	100
浮遊粉じん	45	100	94	81	100	100

注 環境基準達成率 (%) = (環境基準達成観測局数 / 全観測局数) × 100

また、工場等においても除害装置が順次整備され、良質燃料への転換や省エネルギー対策も進められたことによって、排出量は、図1-3のとおり48年度に比べて大幅に減少してきています。近年は、燃料使用量が横ばいであることから排出量も概ね横ばいの傾向にありますですが、5年度はやや減少しました。

図1-3 燃料使用量、硫黄酸化物及び窒素酸化物の排出量の推移



その結果、環境の濃度は、48年度には平均0.036ppmでしたが、近年は平均0.009ppm前後とかなり低い濃度で横ばいに推移しており、5年度は平均0.007ppmで、すべての観測局において環境基準を達成しています。

窒素酸化物については、法令の規制にあわせて、49年度からブルースカイ計画により、工場等に対して燃焼方法の改善や良質燃料の使用を指導してきました。このため、排出量は、図1-3のとおり、減少してきましたが、最近は、エネルギー源の多様化や自動車交通量が増えたことに伴って増加する傾向にあります。しかしながら、5年度は硫黄酸化物と同様やや減少しました。

環境の濃度は、48年度には平均0.039ppmでしたが、近年は平均0.025ppm前後を横ばいに推移しており、5年度は平均0.025ppmで、すべての観測局において環境基準を達成しています。

硫黄酸化物及び窒素酸化物については、3年度に改定したブルースカイ計画を推進し、引き続き環境基準を達成していくことにしています。

浮遊粉じんについては、これまで高性能な集じん機の設置や燃焼方法の改善などを指導してきました。環境の濃度は、48年度には平均0.10mg/m³でしたが、近年は平均0.07mg/m³と横ばいに推移しており、5年度は平均0.06mg/m³で、すべての観測局において環境基準を達成しています。

今後とも、工場などから排出されるばいじんや粉じんの環境に及ぼす影響を調査し、対策を進めることにしています。

光化学オキシダントについては、最近では3年度に高岡・新湊地区に情報を発令しましたが、5年度は情報や注意報を発令する状況には至りませんでした。各観測局とも、晴天が続き、風が弱く気温の高い日に環境基準を超えることが多いので、今後さらに、原因物質や発生メカニズムを調査し、対策を進めることにしています。

スパイクタイヤについては、2年度にスパイクタイヤ規制法が施行され、指定地域の27市町村で、3年度から積雪・凍結の状態にない路面での使用が禁止されました。その結果、スパイクタイヤの装着はほとんどみられなくなりました。

また、近年、大気汚染の形態が産業型から都市型へと変化していることやブルースカイ計画の推進、環境影響評価の実施に対応するため、3年度から3か年計画で推進してきた、大気汚染常時観測局の適正配置と通信衛星を利用した大気環境ネットワークの整備を完了しました。

このほか、広域的な課題となっている酸性雨^{*1}については、環境庁の酸性雨監視網の一環として、新たに立山地区に観測局が設置されたところであり、今後県の調査にあわせて観測を実施していくことにしています。

また、環境放射能^{*2}についても、その実態把握に努めるなど適切に対応していくことにしています。

*1【酸性雨】大気中に排出された硫黄酸化物や窒素酸化物等の汚染物質が上空で雨雲や雨水にとりこまれて酸性の度合が強くなった雨のことです。

*2【環境放射能】空気、雨水、ちり及び土壌など一般環境中に含まれる放射能を言います。

(2) 水質汚濁 一魚がすみ、水遊びが楽しめる川や海をめざして、クリーンウォーター計画を進める

水は、炊事、洗濯などの生活用水として毎日の暮らしに必要であるばかりでなく、工業、農業、水産業などの産業活動にもなくてはならないものです。

また、小川のせせらぎや紺碧の海、緑豊かな水辺は、レクリエーションや憩いの場として、私たちの生活にうるおいとやすらぎを与えてくれます。このように、水は暮らしのなかで重要な役割を果たしていますが、近年、産業の発展や生活様式の変化などが、水質の汚濁をもたらしました。

このため、工場排水については、法律や条例により規制をするとともに、私たちが日常生活に伴って排出する生活排水については、下水道を整備するなどの対策がとられています。また、川の流れや汚濁を改善するため、きれいな水の導入なども行われています。

その結果、川や海の水質は、全体としてきれいになってきていますが、街の中を流れている一部の川では、まだ生活排水などによる汚濁がみられます。

表1-2 河川、湖沼、海域における環境基準達成率の推移

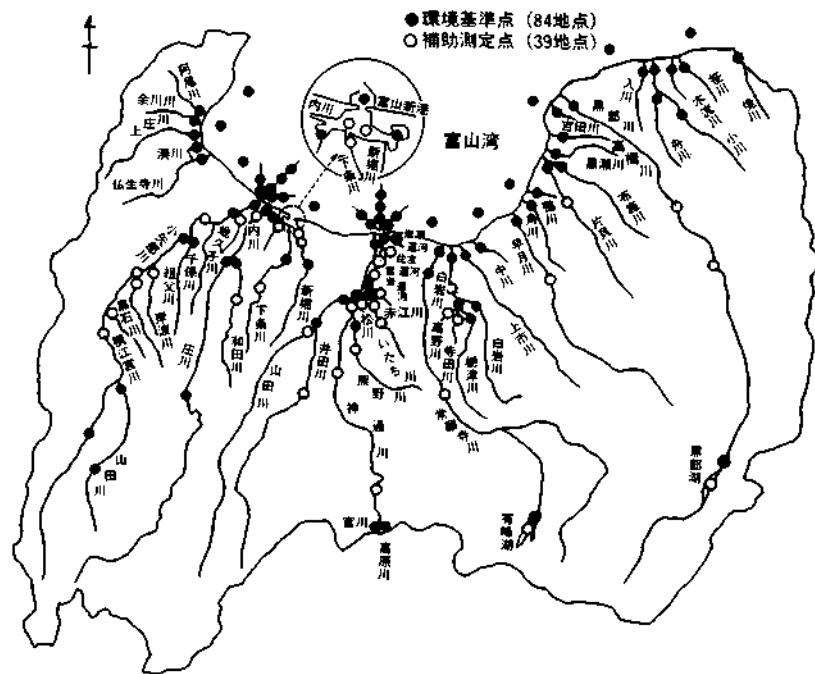
(単位：%)

水域区分		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
川	主要5河川	100	100	100	100	100
	中小22河川	93	93	93	93	93
	計	96	96	96	96	96
湖沼		100	100	100	100	100
海	富山湾	92	100	100	100	100
	富山新港	100	100	100	100	100
	計	93	100	100	100	100

注1 環境基準達成率は、河川についてはBOD、湖沼、海域についてはCODによる。

2 環境基準達成率(%) = (環境基準達成点数/環境基準点数) × 100

図1-4 水質の監視測定地点



水質汚濁の状況を監視するため、図1-4のとおり、現在27の川で89地点、湖で4地点、海で30地点の合計123地点で定期的に測定を行っています。

これらの地点では、それぞれ環境基準が定められており、カドミウムや水銀などの人の健康に関する項目では、46年度以降すべての川や海で環境基準を達成しています。

また、生活環境に関するBODやCODの達成状況は、表1-2のとおり、90%以上を維持しており、きれいな水質が保たれています。

なお、湖については、測定を開始した元年度以降環境基準を達成しています。

つぎに、川や海における水質の推移をみると、図1-5、図1-6のとおり、過去に著しい汚濁がみられた小矢部川やその支川の千保川、神通川などは、大幅に改善され、近年はきれいになってきています。また、庄川や

黒部川などは現在もその清流を保っています。

しかし、中小の川のうち、生活排水の影響が多くみられる街の中を流れる川では、徐々に改善されてきてはいるものの、いまだに汚濁がみられます。

一方、海では、一部で環境基準を超えるところがみられましたが、近年、安定したきれいな水質を達成しています。

それぞれの川の水質の状況は、図1-7のとおり、ほとんど環境基準の AA (BOD1mg/l) ~ B (BOD3mg/l) 類型^{*1}に相当するきれいな水質を維持しています。しかし、一般に下流部では、工場や家庭からの排水による汚濁がみられ、特に街の中を流れている川や流れがよどんでいる川の汚濁が目立ちます。

これらの汚濁のみられる川に清流を取り戻すため、3年度に改定したクリーンウォーター計画^{*2}を推進し、公共下水道、農村下水道の整備や合併処理浄化槽の設置、あるいは、川へのきれいな水の導入などの事業を積極的に行っていくことにしています。また、私たち一人ひとりが「自らも水質汚濁の原因者である。」との認識を持ち、調理くずや使用済み食用油の流出防止などの家庭ができる浄化対策を一層進めていく必要があります。そのほか、飲食店等の小規模事業場排水についても技術マニュアルに基づき適正処理を推進しています。

地下水については、2年度から計画的にカドミウムや水銀などの人の健康に関する項目の水質測定を実施してきました。5年度に測定を行った平野部の76地点では、一部の地点で砒素やトリクロロエタンが検出されたものの、すべての地点で評価基準以下でした。なお、5年度に砒

*1 [水質の環境基準の類型] 川や海の水質の環境基準は、水の利用目的に応じて、川の場合はAA類型～E類型の6つに、また海の場合はA～C類型の3つに、分類されています。

川のAA類型とか、海のA類型はもっともきれいな水質です。

*2 [クリーンウォーター計画] “魚がすみ、水遊びが楽しめる川や海”を実現することを目指とし、望ましい水質環境を将来にわたって守っていくための計画です。なお、この計画は、3年度に施策等を見直しました。

素等が検出された井戸や過去に汚染がみられた井戸については、今後とも調査を継続していくことにしています。

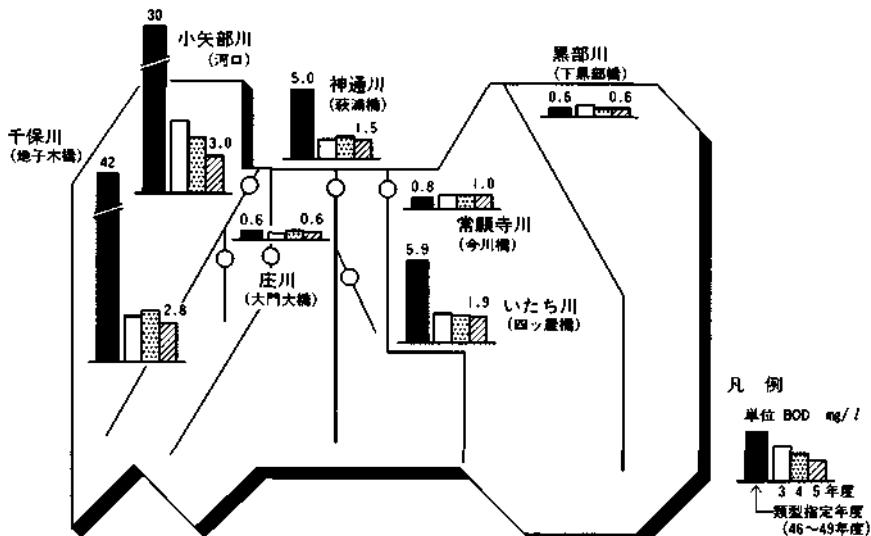
また、ゴルフ場で使用される農薬については、ゴルフ場農薬安全使用指導要綱に基づいて、その適正な使用について指導を行うとともに水質調査を実施しましたが、いずれのゴルフ場においても環境庁の暫定指導指針値及び県の指導要綱に基づく指導値を下回っていました。

一方、環境庁では、人の健康に関する環境基準の改正に伴って、5年度末には、有機塩素化合物や農薬などの13項目を排水基準項目として追加しました。

県では、これらの追加項目について、公共用水域及び地下水の水質調査を実施するとともに、発生源についても監視していくことにしています。

なお、化学物質による環境汚染の未然防止を図っていくため、5年度は、化学物質の使用等の実態調査を実施しました。

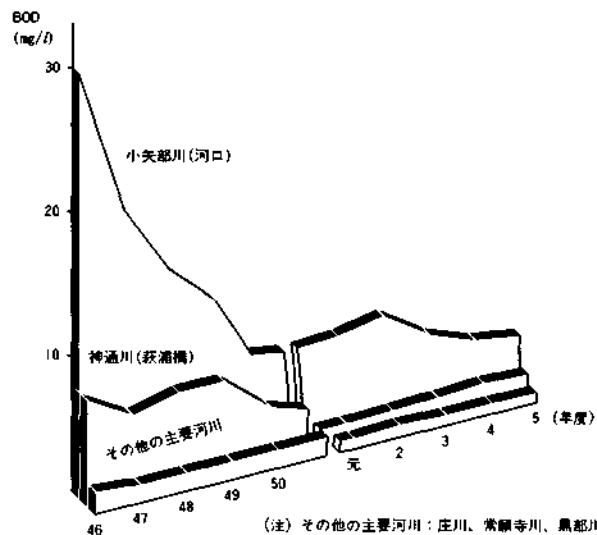
図1-5 主要河川末端の水質(BOD)の推移



今後とも、本県の良質で豊かな水を将来にわたって守っていくため、“魚がすみ、水遊びが楽しめる川や海”をめざすクリーンウォーター計画を県民、事業者、行政が一体となって推進していくことにしています。

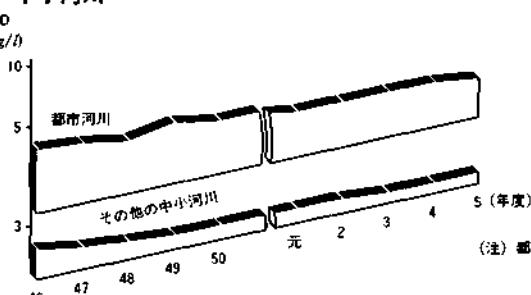
図1-8 河川及び海域の水質の推移

(1) 主要河川



(注) 他の主要河川：庄川、常願寺川、黒部川

(2) 中小河川

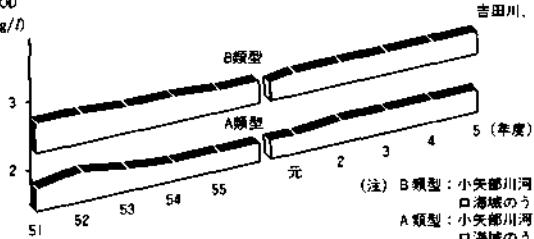


(注) 都市河川：上庄川、佐生寺川(瀬川)、内川、下条川、中川、舟川、鶴川、

黒瀬川、高瀬川、木瀬川

その他の：阿尾川、余川川、新堀川、白岩川、
中小河川：上市川、早月川、片貝川(布施川)、
吉田川、入川、小川、笹川、境川

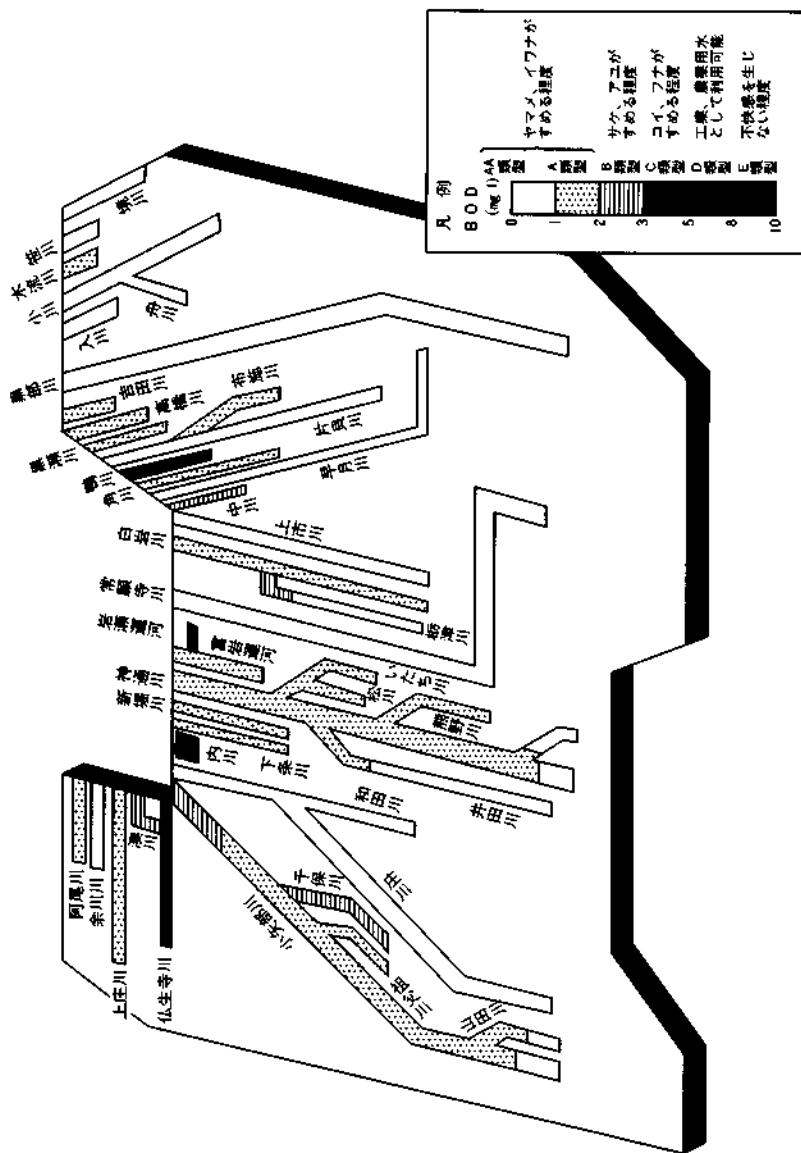
(3) 富山湾 COD



(注) B類型：小矢部川河口及び神通川河
口海域のうちB類型海域

A類型：小矢部川河口及び神通川河
口海域のうちA類型海域並
びにその他の先港域

図1-7 河川の水質状況（5年度）



(3) 土 壤 汚 染 一対策地域の復元を進める一

土壤は、人をはじめとする生物の生存の基盤として重要な役割を担っていますが、一旦汚染されるとその影響が長期にわたり持続するという特徴があり、従来カドミウム、シアン等10項目について「土壤の汚染に係る環境基準」が定められており、5年度には新たに有機塩素化合物や農薬など15項目が追加されました。

また、県においては、「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律」に基づき、カドミウムによって汚染された農用地として、表1-3及び図1-8のとおり、神通川流域で1,500.6ha、黒部地域で129.5haを農用地土壤汚染対策地域に指定しました。

このうち、神通川流域の上流部の第1次地区及びそれに隣接する第2次地区については、きれいな土壤に復元するための工事が完了し、62年度以降3回にわたり、計498.2haについて、その指定を解除しました。

表1-3 農用地土壤汚染対策地域の指定及び解除の状況

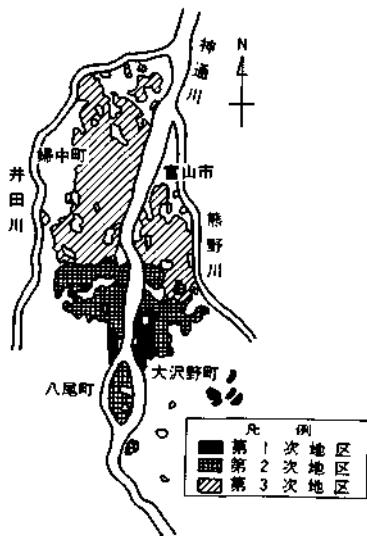
(単位: ha)

地 域 名		対策地域の指定面積①	指定解除した面積第1回②	指定解除した面積第2回③	指定解除した面積第3回④	残る対策地域の面積①-②-③-④	汚染物質	指定及び解除の年月日
神通川流域	左岸地域	富山市	21.1	—	—	21.1	カドミウム	指定 49年8月27日 50年10月17日 区域変更 52年1月28日 52年11月30日
		婦中町	912.0	12.5	42.4	130.9		
		八尾町	85.3	—	4.2	80.7		
		小計	1,018.4	12.5	46.6	211.6		
	右岸地域	富山市	437.6	54.2	129.2	1.0		指定解除 第1回62年6月9日 第2回3年6月18日 第3回6年4月25日
		大沢野町	44.6	28.5	14.1	0.5		
		小計	482.2	82.7	143.3	1.5		
		計	1,500.6	95.2	189.9	213.1		
黒部地域	黒部市	129.5	—	—	—	129.5	カドミウム	指定 48年8月9日 区域変更 49年11月28日

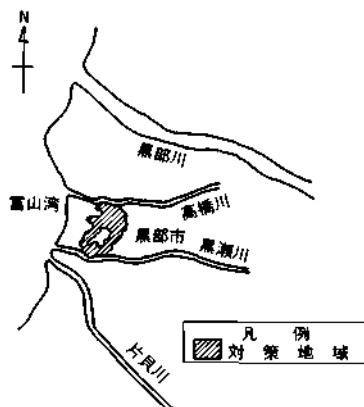
注 面積は台帳面積である。

図1-8 農用地土壤汚染対策地域

1 神通川流域



2 黒部地域



さらに、第3次地区953.7haについて、3年度に農用地土壤汚染対策計画（以下、「対策計画」という。）をつくり、4年度から対策工事を実施しています。

一方、黒部地域については、3年度に対策計画をつくり、4年2月から対策工事を実施しています。

表1-4 神通川流域及び黒部地域における対策計画策定状況

地区 計画の内容	神通川流域			黒部地域
	第1次地区	第2次地区	第3次地区	
告示年月日	55年2月6日	59年1月20日 3年9月4日変更	4年2月3日	3年11月19日
計画面積 ha	96.4(108.8)	450.5(481.1)	953.7(1,055.3)	129.5(132.1)

注 実数は台帳面積、()内は実測面積である。

(4) 騒音、振動、悪臭　　一多様化する苦情一

日常生活で体験するさまざまな音や揺れ、においの中には「迷惑な音（騒音）」や「不安な揺れ（振動）」、「不快なにおい（悪臭）」があります。県では、これら身近な公害について、法律や条例により工場や事業場を規制しています。

騒音については、一般環境騒音や航空機騒音の環境基準の地域指定を行い、騒音の状況を監視するための測定を実施しています。

5年度の測定結果では、一般環境騒音については表1-5のとおり、環境基準に適合しているのは道路に面する地域が62%、それ以外の地域が71%であり、交通量の多い幹線道路を中心とした道路周辺地域において、適合率が低い状況にあります。

航空機騒音については、低騒音型ジェット機の就航などにより、引き続き、すべての地点で環境基準を達成しています。

悪臭については、悪臭防止法令が改正され、トルエン、プロピオニアルデヒド等の有機溶剤臭、こげ臭の原因となる10物質が規制物質に追加されたため、6年度から規制することにしています。

県及び市町村で受け付けた騒音、振動、悪臭の苦情件数からみると、騒音や振動については、図1-9のとおり、工場等において防音工事や移転等の対策が実施されたため、47年度をピークに大幅に減少し、最近では、横ばい傾向となっています。発生源は、工場・事業場が最も多くなっていますが、商店・飲食店、建設作業等多様化する傾向にあります。

悪臭については、図1-10のとおり47年度が最も多く、最近はほぼ横ばいとなっています。

このような身近な公害については、発生源に対する指導や適正な土地利用に努めるとともに、啓発用ポスター等による意識の高揚を通じて、快適な生活環境を保全していくことにしています。

表1-5 一般環境騒音の環境基準の適合率（5年度）

区分	測定地点数	環境基準適合地点数	適合率(%)
道路に面する地域	210	130	62
内 訳	国道	24	8
	県道	59	33
	市町村道	127	89
道路に面する地域以外の地域	93	66	71
全体	303	196	65

図1-9 騒音・振動苦情の発生源別推移

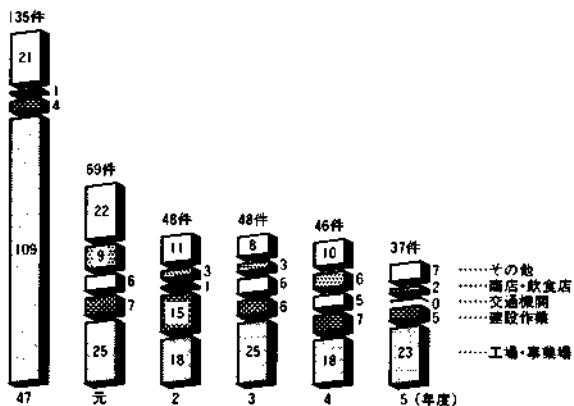
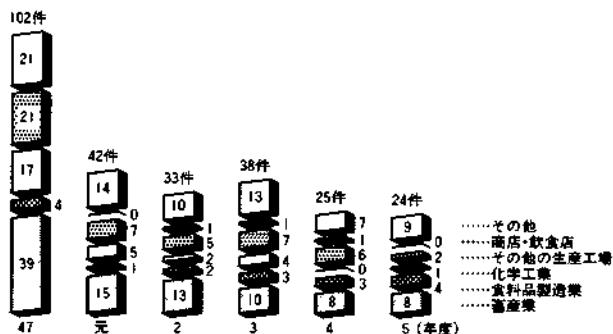


図1-10 悪臭苦情の発生源別推移



(5) 地 下 水 一貴重な地下水を守るために

地下水指針を進める—

本県は、降水量が多く、地下水のかん養に適した地形、地質であるため、豊富な地下水に恵まれており、産業活動や日常生活に多大の恩恵を受けています。

県では、この地下水が適正に利用されるよう50年度に地下水条例を制定し、富山市、高岡市、新湊市及びその周辺地域について、採取量の規制を行っています。

地下水位については、現在、図1-11のとおり、32か所の井戸で観測を行っていますが、全体的にみて大幅な変動はなく、おおむね横ばいに推移しています。

地域別にみると、高岡・砺波地域では、海岸部において、最近地下水利用の合理化と相まって回復傾向にあり、富山地域、魚津・滑川地域及び黒部地域では、ほぼ横ばいに推移しています。

なお、氷見地域においては、5年度から観測を開始したところです。

地下水の塩水化は、富山新港を中心とした海岸部と小矢部川の河口付近にみられますが、近年、塩水化の範囲が縮小する傾向にあります。

一方、地盤沈下については、63年度に高岡、射水及び富山地域において水準測量*調査を実施しましたが、沈下は認められていません。

地下水条例指定地域における採取量は、図1-13のとおり、工業用が最も多く、次いで、水道用、建築物用、道路等消雪用の順となっています。また、地下水の揚水設備は、図1-14のとおり、道路消雪用が年々増加しており、降雪時にはこれらの揚水設備が一齊に稼働することから、一時的ではありますが地下水位の低下が懸念されます。

このため、県では、消雪設備の設置にあたっては、交互散水方式の採用や節水意識の啓発に努めています。

*[水準測量]土地の高さを精密に測定する測量であり、この経年変化によって、地盤変動状況を把握し、地盤沈下対策に利用します。

図1-11 地下水位の観測点

地盤下水深測量井の位置	
地盤	番号
水深測量井	測定名
1	湖 日 丘
2	郊 田
3	町 駅
4	上 關
5	二 庫
6	寺 墓
7	作 道
8	日 話
9	五 丸
10	水 屋
11	布 築
12	江 戸
13	下 釜
14	奥 田 北
15	西 の 番
16	山 地 域
17	三 帳
18	前 沢
19	速 里
20	住 吉
21	鬼 島
22	下 島
23	四 ツ 屋
24	木 里
25	三 日 市
26	五 部
27	生 地
28	青 木
29	入 腹
30	小 播 戸
31	家 戸
32	月 山

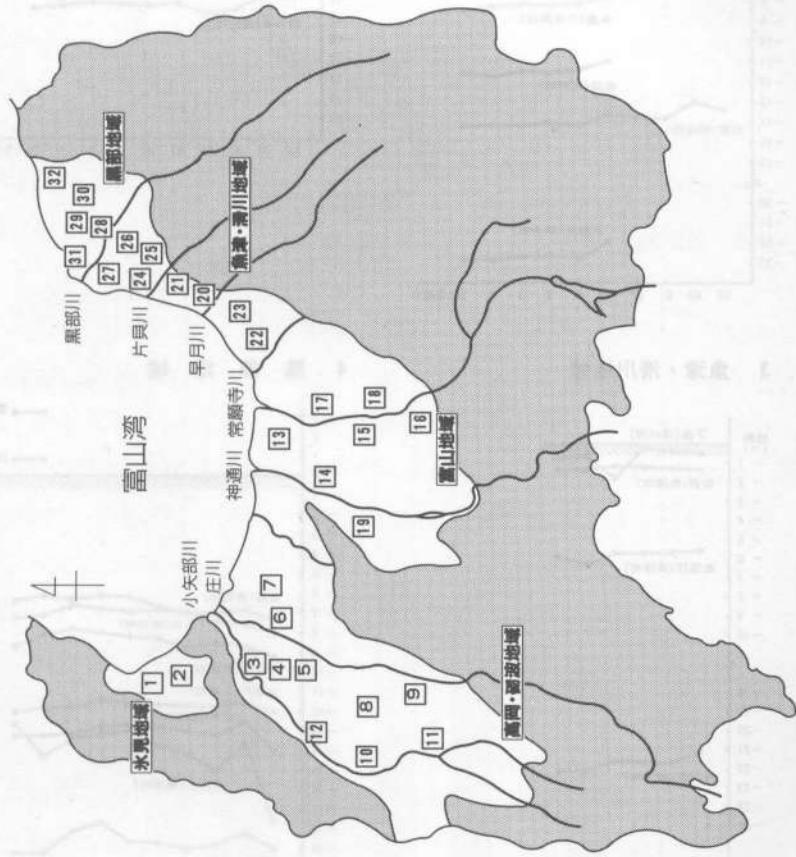
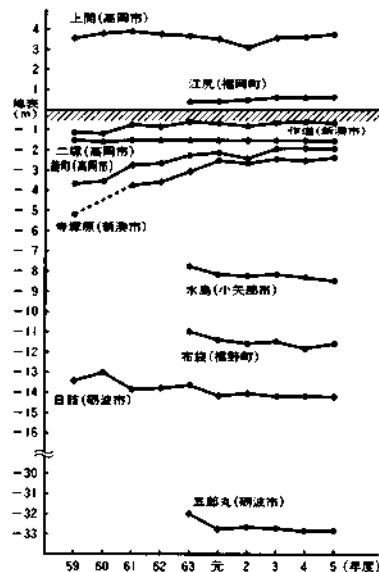
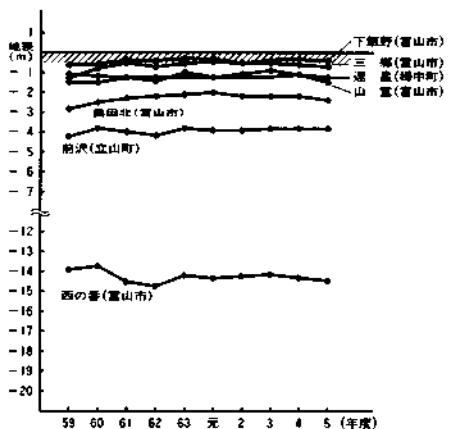


図1-12 地下水位の推移

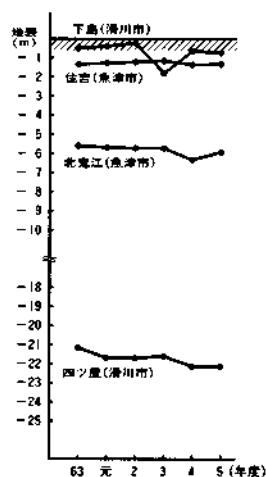
1 高岡・砺波地域



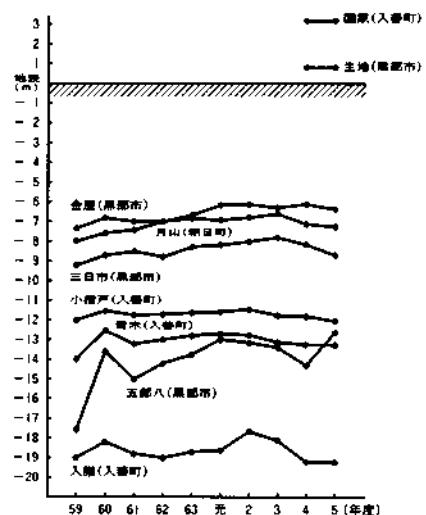
2 富山地域



3 魚津・滑川地域



4 黒部地域



なお、5年度には、高岡・砺波地域、富山地域の地下水揚水量実態調査を実施したところですが、6年度は、黒部、魚津・滑川及び氷見地域について調査を実施するとともに、引き続き県下全域の地下水位の観測や塩水化の調査を行っていくことにしています。

また、県民共有の財産である豊富で清浄な地下水を次の世代に引き継ぐため、「地下水指針」に基づき、県民、事業者及び行政が一体となって各種の施策を推進しています。

図1-13 地下水条例指定地域の採取量（5年度）

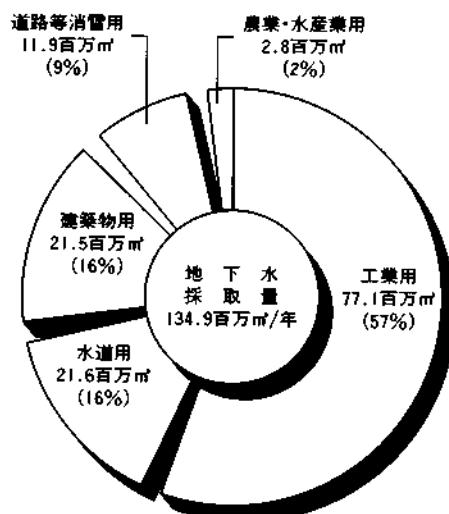
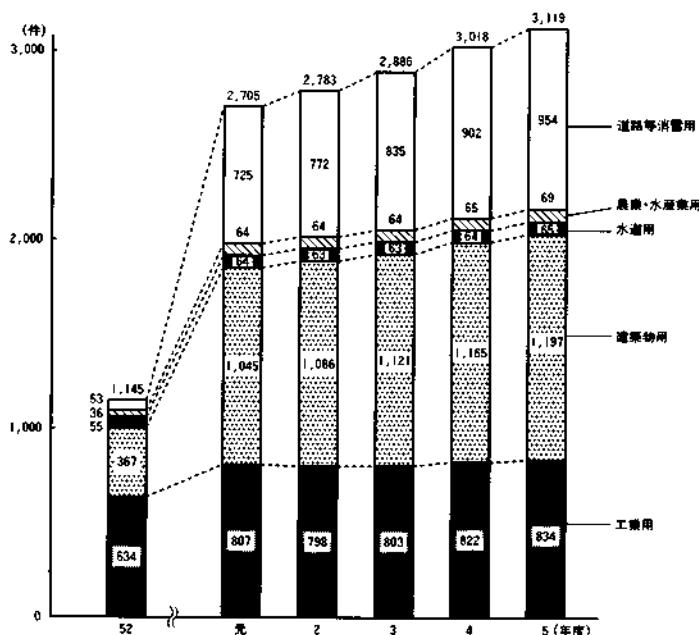


図1-14 地下水条例指定地域の揚水設備の推移



(6) 廃棄物 一さらに有効利用を進める一

廃棄物は、近年の経済の安定成長が進むなかで、生活水準の向上や産業構造の高度化あるいはOA化の進展に伴い、量的には増加の傾向が見られ、質的にも多種・多様化してきています。

廃棄物には、日常生活によって生じる家庭からのごみやし尿などの一般廃棄物と工場などの事業活動によって生じる汚泥、建設廃材、木くず、鉱さいなどの産業廃棄物があります。

一般廃棄物については、市町村が計画的に収集・処理することになっています。

本県では、ごみ焼却施設やし尿処理施設は、用地の確保や効率的な処理を行う必要から、広域圏を中心として整備されています。これらの施設では、ごみの中から金属回収をしたり、汚泥を肥料化しているほか、廃熱を発電、温水プールのエネルギー源とするなどの有効利用に努めています。

ごみの処理状況についてみると、図1-15のとおり、処理量は、近年、ほぼ横ばいの状況であり、4年度では、37万2千tとなっています。これらは、ほとんどが市町村によって収集され、図1-16、図1-17のとおり、市町村や広域圏で設置されているごみ焼却施設や粗大ごみ処理施設、ごみ埋立地で処理されていますが、焼却される割合が年々増加しています。また、近年、市町村においては、ごみの減量化や再生利用を推進するため、住民による空き缶、古新聞等の資源ごみの分別が進められるとともに、これらの資源ごみの市町村による直接回収や住民団体による集団回収が行われています。

さらに、一部の市町村では、不用品交換の実施や集団回収を奨励するための報奨金制度*の導入、あるいは家庭用コンポスト化容器や焼却炉の購入に対する助成等も行われています。

* [報奨金制度] 資源ごみの集団回収を行っている住民団体に対し、自治体がその行動に対して奨励金を給付する制度です。

また、県では、5年度に「ごみ減量化・再生利用推進指針」を策定し、県民、事業者、行政がそれぞれの役割のもとに協力し合い、社会全体でごみの減量化・再生利用の一層の推進を図ることにしています。

一方、し尿の処理状況についてみると、収集量は、図1-18のとおり、4年度では、35万6千klとなっており、近年は、水洗トイレの増加に伴って、浄化槽汚泥の割合が少しづつ増加してきています。

図1-15 ごみ処理状況の推移

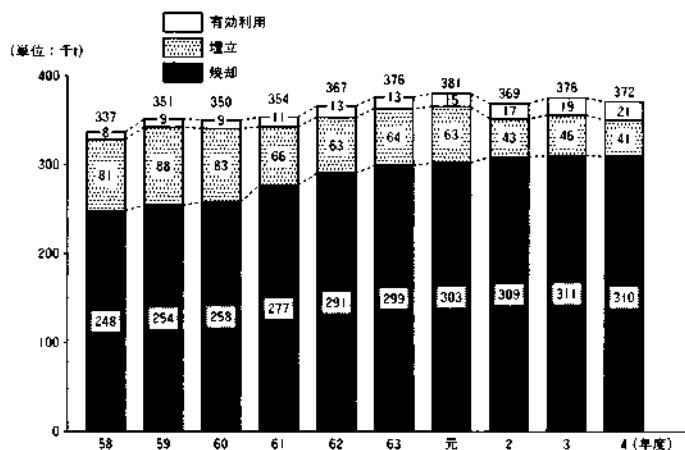


図1-16 ごみ処理施設の状況

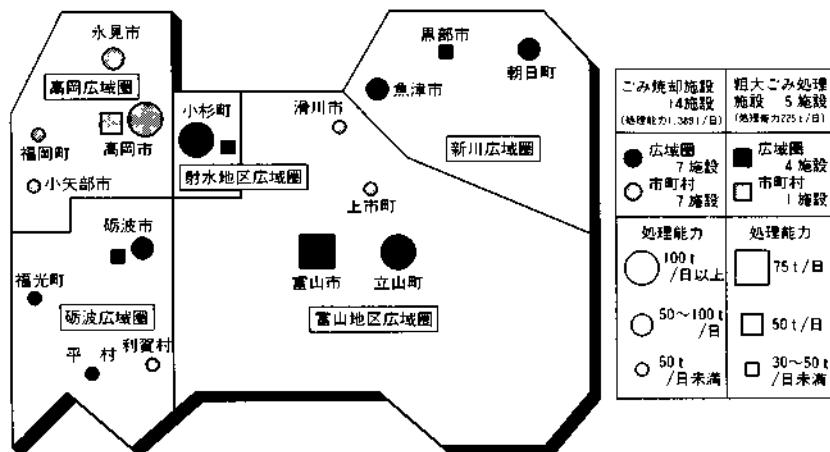
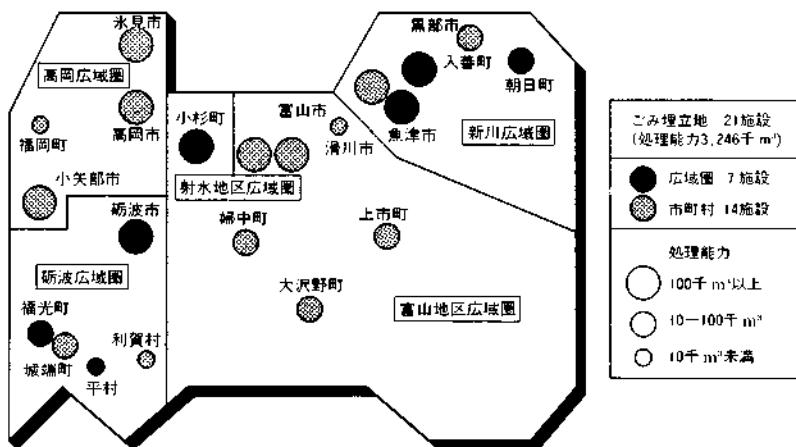


図1-17 ごみ埋立地の状況



収集人口は、図1-19のとおり、くみ取りによるものが39万3千人、浄化槽によるものが41万8千人となっています。

収集されたし尿と浄化槽の汚泥は、図1-20のとおり、市町村や広域圏で設置されているし尿処理施設で処理されています。

図1-18 し尿の処理状況の推移

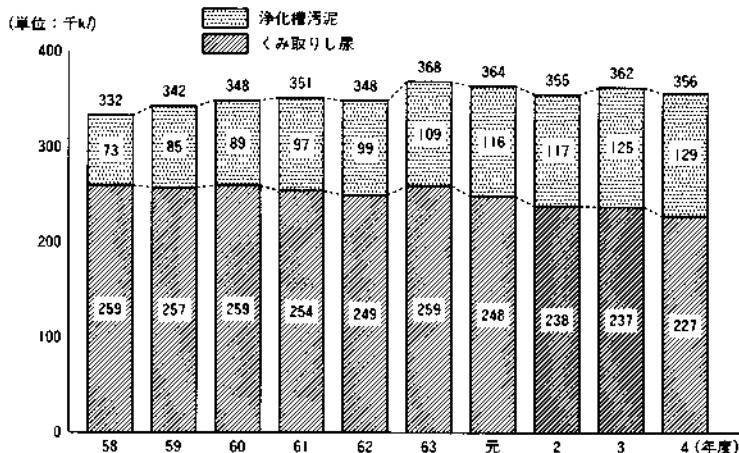


図1-19 し尿の処理状況（4年度）

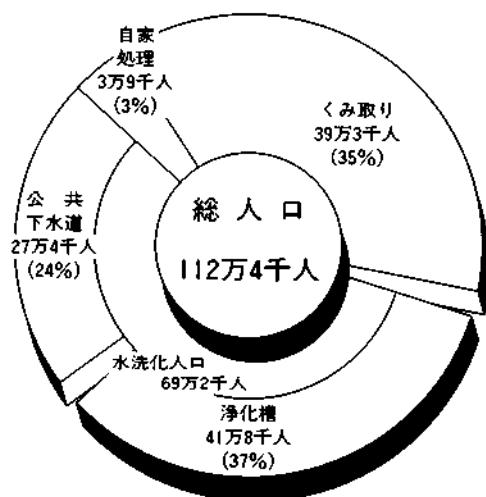
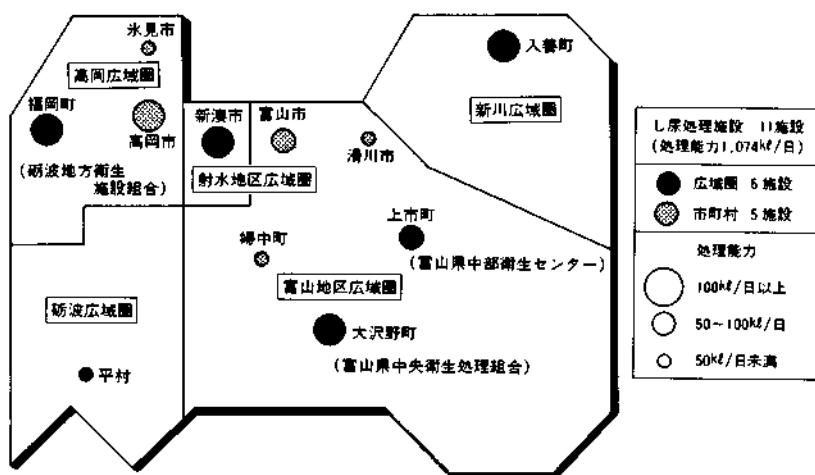


図1-20 し尿処理施設の状況



産業廃棄物については、排出した者が自ら責任をもって適正な処理や有効利用を行うこととされています。

県では、3年度に改定した産業廃棄物処理計画に基づき、排出事業者、処理業者、県及び市町村が各自の役割分担により適正な処理を推進することにしています。

事業活動に伴って生じる汚泥や建設廃材等の総発生量は、図1-21のとおり、4年度では701万tとなっています。このうち、169万7千tが原材料等として有効利用され、残りの531万3千tが産業廃棄物となっています。

種類別では、上・下水道、化学工場などから発生する汚泥が412万2千tで最も多く、次いで建設廃材の48万7千tとなっています。

これらの処理については、図1-22のとおり377万9千tが脱水、焼却などによって減量され、その結果、69万6千tがセメント原料や路盤材などに再利用され、残りの83万8千tが埋立などにより処分されています。

また、小規模事業所における適正処理を促進するため、民間処理業者の育成に努めるとともに、県でも富山新港東部埋立地の産業廃棄物埋立センターで、埋立処分を行っています。

さらに、産業廃棄物の適正処理を推進するため、「産業廃棄物適正処理推進研究会」を設置し、県外産業廃棄物の県内搬入、処理施設の設置等についての今後の推進方策について検討しました。また、排出から最終処分まで、排出事業者が責任をもって委託処理の確認をするようマニフェストシステム*の普及を図るほか、建設廃棄物処理ガイドライン、感染性廃棄物処理マニュアルの周知徹底に努めています。

なお、従来から、本県と新潟県、石川県、福井県、山梨県及び長野県の各事業所間で産業廃棄物が相互に利用されるよう広域的な交換体制の整備に努め、有効利用を推進しています。

* [マニフェストシステム] マニフェスト(積荷目録)を利用して産業廃棄物の物流管理を行う仕組みのことです。排出事業者(会社、工場など)から収集、運搬業者を経て処理処分されるまでの工程ごとに所定の伝票により確認、記録、保管していく方式です。

図1-21 産業廃棄物等の発生状況（4年度）

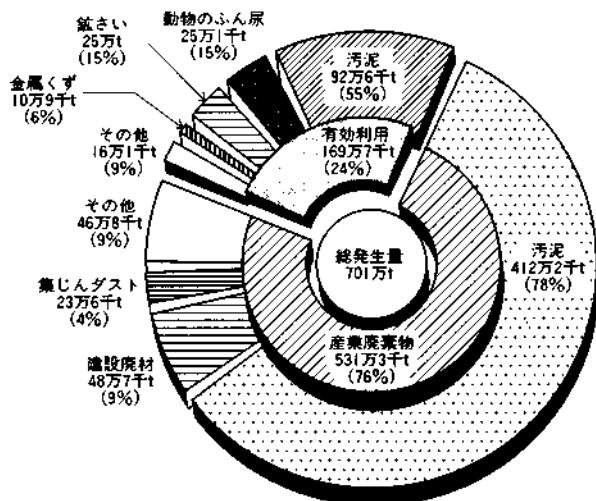
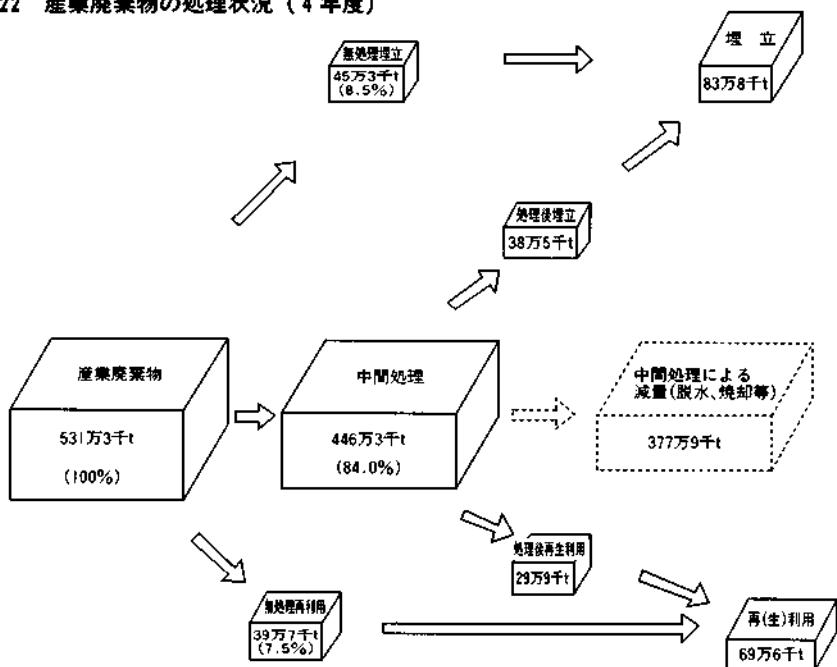


図1-22 産業廃棄物の処理状況（4年度）



(7) 公害の苦情

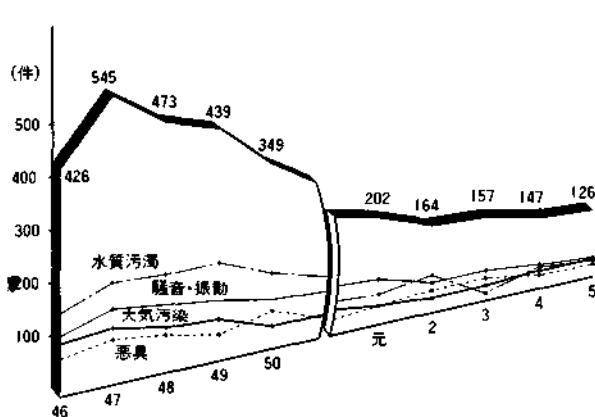
公害の苦情を処理するために、公害審査会や公害苦情相談員を設けて、すみやかで適切な解決に努めています。

県や市町村で受けた大気の汚染や水質の汚濁など典型7公害*についての苦情件数は、図1-23のとおり、47年度の545件をピークに、最近は、その3分の1以下で推移し、5年度では126件となっています。

これらの苦情発生源は、図1-24のとおり、生産工場、畜産業、建築・土木工事、家庭生活などとなっています。

なお、人口100万人当たりの苦情の件数は、図1-25のとおり、本県は全国に比べて2分の1以下で、苦情の少ない県となっています。

図1-23 苦情件数の推移（典型7公害）



5年度の苦情の内訳

種類	件数
大気汚染	34
水質汚濁	31
騒音・振動	37
悪臭	24
計	126

* [典型7公害] 大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭のことをいいます。

図1-24 苦情の発生源別の推移（典型7公害）

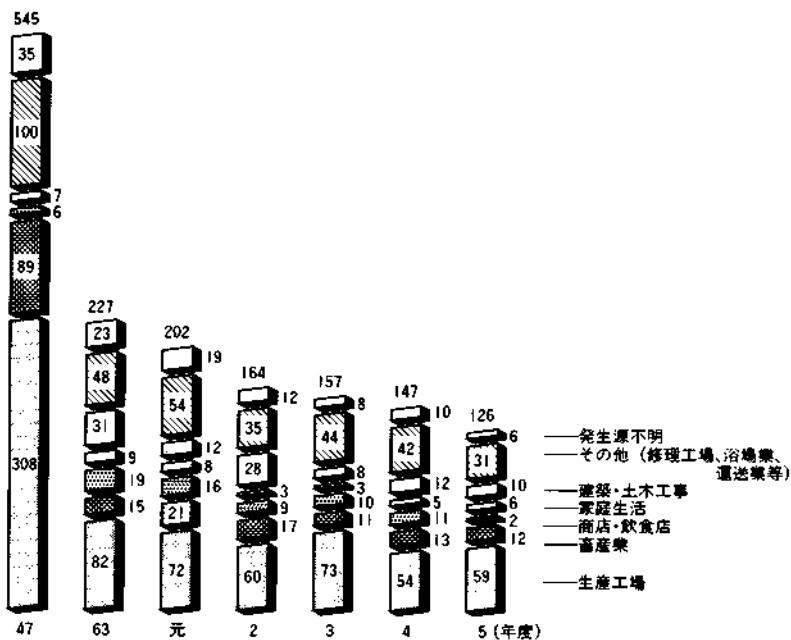
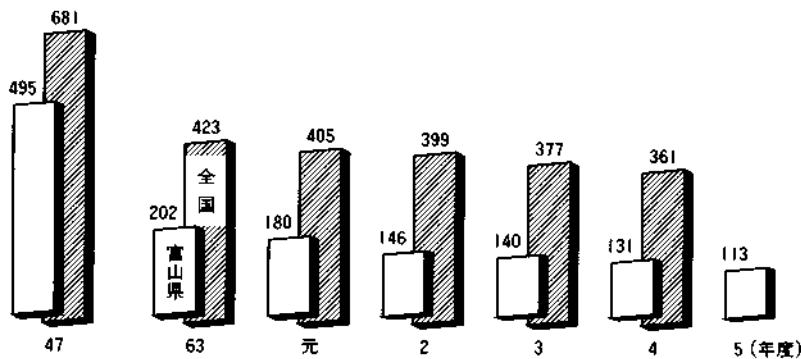


図1-25 人口100万人当たりの苦情件数の推移（典型7公害）



注 本県及び全国の件数は、(苦情件数/人口) × 100万人

(8) 富山・高岡地域公害防止計画の推進

公害防止計画は、公害のある地域について、公害防止の対策を総合的、計画的に進めることをねらいとして策定するものです。

本県では、富山・高岡地域について、49年度以来4回にわたり国の承認を受けて公害防止計画をつくり、各種の公害防止対策を進めてきました。

その結果、硫黄酸化物による大気汚染や主要河川の水質汚濁は大幅に改善されてきましたが、カドミウム汚染田の復元事業、都市河川の水質汚濁、自動車交通による騒音、光化学オキシゲントや浮遊粉じんによる大気汚染など、なおいくつかの課題が残されていることから、今後計画の延長により、公害防止施策を進めていく必要があります。

表1-6 富山・高岡地域公害防止計画の概要

区分	内容
地域範囲	富山市、高岡市、新湊市、婦中町、小杉町、大門町、大島町
承認年月日	2年3月13日
計画期間	元年度～5年度
計画事業費	1,741億円（地方公共団体 1,656億円、事業者 85億円）
主な 計画事業	<ul style="list-style-type: none">・下水道の整備・河川のしゅんせつ、導水・し尿処理施設の設置・ごみ処理施設の設置・農用地土壤汚染対策・監視測定体制の整備

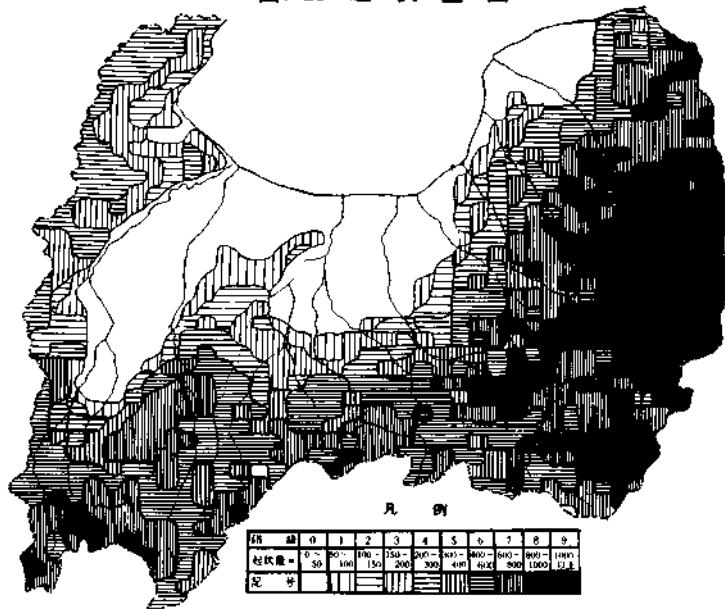
2 自然環境の現況

本県は、東に日本を代表する立山連峰、南に飛驒高原山地に続く山々、中央から西にかけては丘陵地があり、北は富山湾に面しています。また、これら立山連峰などの山々を源として流れ出す各河川によりつくり出された扇状地によって富山平野が形づくられています。

地形のけわしさのめやすとなる起伏量*は、図1-26のとおり大きく、本県特有のけわしさが見受けられます。特に県東部では大きくなっていますが、これは東部に高い山岳が多いことによるものです。

また、この地域では、これまでに人為の一切加わっていない原生的な植生があり、優れた自然が多く残っています。このことは、環境庁の行

図1-26 起伏量図



* [起伏量] 一定面積内の最高地点と最低地点の標高差のことです。起伏量が大きいほど平均傾斜も大きくなります。

った「緑の国勢調査」^{*1}において、原生的な植生地域（自然度10、9）の県土面積に占める割合が本州第1位にランクされていることからもわかります。

このように、本県には、すぐれた自然環境の残されている地域が多く野生鳥獣も豊富で、鳥類では321種、獣類では47種がそれぞれ確認されています。特に、ライチョウとカモシカは、特別天然記念物であり、それぞれ県鳥、県獣に指定しています。

県では、県内の自然環境を適正に保全していくためのガイドラインとして新たに自然環境指針を策定するとともに、自然の現況を把握するために植生、鳥獣など自然に関する各種調査を行いました。

また、貴重ですぐれた自然環境の保全と適正な利用を図るため、自然環境保全地域や自然公園を指定するとともに、自然保護指導員、鳥獣保護員、ナチュラリスト^{*2}、バードマスター^{*3}などの活動によって、自然保護思想の普及を図っています。

(1) 植 生 一高い植生自然度一

ア 植生の概況

本県は、地形的に非常に標高差が大きいため、高さ別の植物の分布状況は複雑で興味あるものになっています。

(ア) 高山帯、亜高山帯（標高およそ1,600m以上）

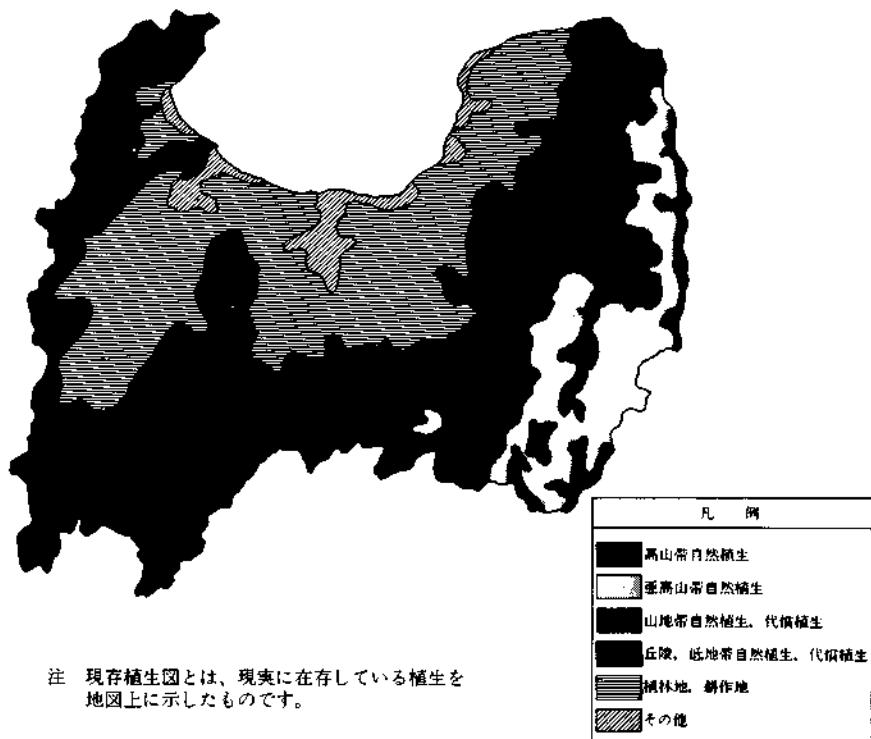
高山帯は、植物にとって厳しい生育条件であるため、わずかにハイマツ群落と高山草原がみられるだけです。なお、後立山一帯の白馬連山高山植物帯は、国の特別天然記念物に指定されています。亜高山帯になるとオオシラビソ、ダケカンバなどの植生となっています。

*1 [緑の国勢調査] わが国の自然環境の現況を把握し、自然環境保全の基礎資料とするため、48年度から環境庁が実施している調査です。

*2 [ナチュラリスト] 県が自然保護の重要性を広くPRするために設けている富山県自然解説員をいいます。

*3 [バードマスター] 県が野鳥観察を正しく指導するために設けている富山県野鳥観察指導員をいいます。

図1-27 現存植生図



(イ) 山地帯（標高およそ500m～1,600m）

山地帯は、主な河川の上・中流域にあって、そのほとんどが保安林などになっており、県土を保全するうえからいって重要な地域です。植生はブナを中心とする天然林が中心で、標高の高い地域にはクロベ、コメツガなどの常緑針葉樹林が局地的に群生しています。また、標高が低い地域は、かつては薪炭林として利用され、現在ではミズナラの二次林*やスギの植林地になっています。

*【二次林】ミズナラ林、コナラ林など、伐採や火災などにより森林が破壊されたあとに、自然に生じた森林のことです。

(ア) 丘陵帯（標高およそ500m以下）

射水丘陵をはじめとして、県内に広く分布する丘陵帯は、古くから人間が生活の場として利用してきた地域で、大部分がコナラ、アカマツなどの二次林やスギの植林地となり、また、近年、公園やゴルフ場などのレクリエーション施設用地として利用されてきています。

このため、自然植生は一部の社寺林等に残されている状況です。

(イ) 平野・海岸地帯

平野部は、主に農耕地や住宅地、工場用地などになっていますが、一部の扇状地の末端部には、ハンノキ群落やスギ植林地のみられるところもあります。

クロマツに代表される海岸林はおおむね保安林として管理されており、県東部の園家山には砂丘植生が残されています。

図1-28 植物の垂直分布

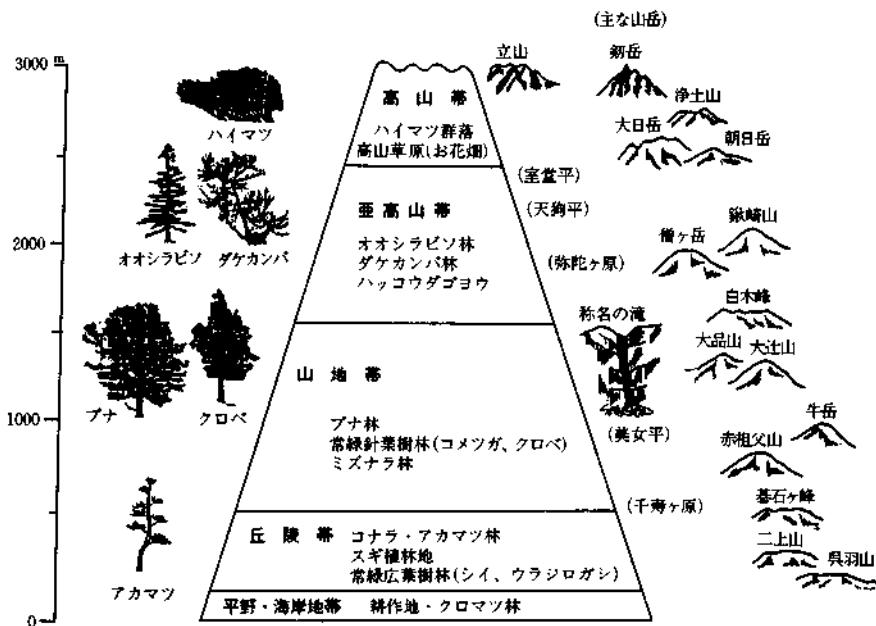
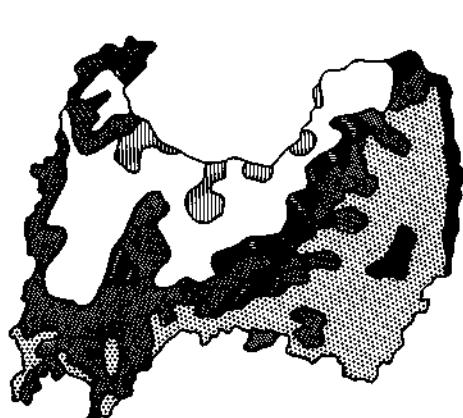


図1-29 都道府県別の植生自然度比率図と富山県の植生自然度図



(植生自然度5,4,3は面積が
小さいため、図に表われない)

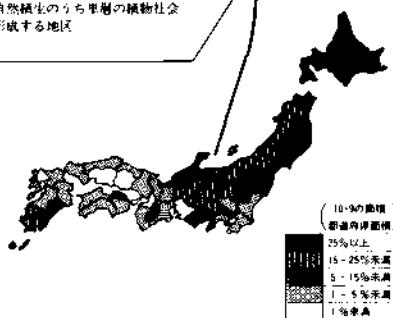
- (注) 植生自然度の区分は次のとおりである。
- 自然度1：市街地、造成地等植生のほとんど残存しない地区
 - 自然度2：畠地、水田等の耕作地、棘皮半60%以上の住宅地
 - 自然度3：果樹園、桑園、茶園等の樹間地
 - 自然度4：シバ群落等の背丈の低い草原
 - 自然度5：ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原
 - 自然度6：常緑材葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の純林地

自然度7：クリー・ミズナラ群落、スマガコロナラ群落等一般に二次林と呼ばれる代償植生地区

自然度8：ブナ・ミズナラ再生林、シイ・カシ・萌芽林等。代償林であっても特に自然林に近い地区

自然度9：エゾマツトドマツ群集、ブナ群集等自然林のうち多層の植物社会を形成する地区

自然度10：高山ハイテ、風衝草原、自然草原等自然植生のうち里山の植物社会を形成する地区



また、氷見海岸や宮崎海岸の一部には、シイやタブノキなど暖帯性の樹林がみられるところもあります。

イ 植生自然度

環境庁が実施した自然環境保全基礎調査（緑の国勢調査）によると図1-29のとおり、自然度の高い原生的な植生地区（自然度10、9）の県土面積に占める割合は30.1%と全国平均19.3%よりも高く、北海道、沖縄に次いで全国第3位、本州では第1位にランクされており、貴重な自然がよく保存されていることがわかります。

特に県東部の山岳地帯では、自然度10、9のすぐれた自然がそこなわれることなく現在まで引き継がれてきています。

(2) 鳥 獣 一多様な自然と多種類の野生鳥獣一

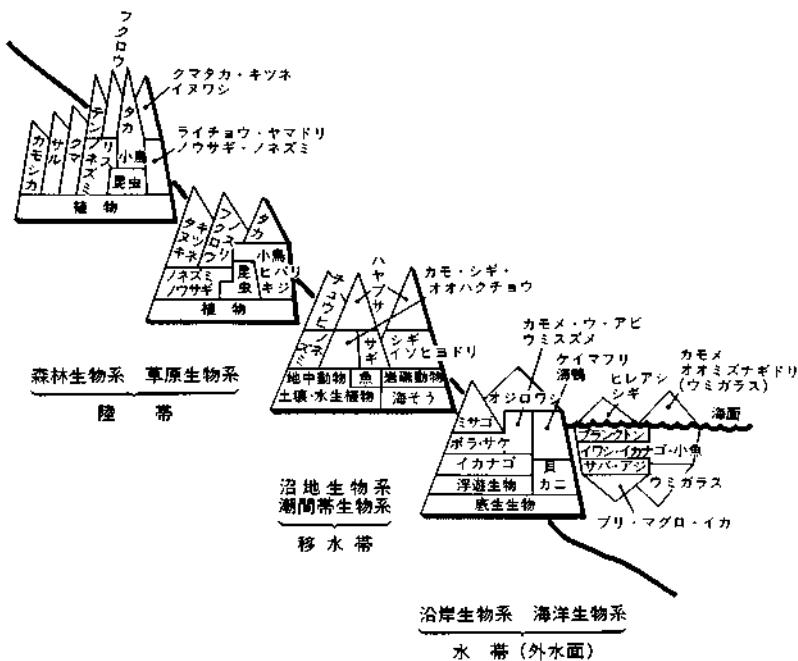
本県は、標高0mの海岸地帯から3,000m級の北アルプスを望むことができる日本有数の大きな標高差を持っています。この垂直な広がりのなかには、海岸、河川、湖沼、田畠、原野、丘陵、森林、高山など、多様な自然が含まれています。このため県土面積の割には豊富な野生鳥獣がすんでいます。

ア 鳥 類

海岸には、氷見海岸周辺等にウミアイサ、ウミウなどが冬鳥としてやってくるほか、マガモやカルガモなどの水面で食物をとるカモ類も休息しています。

沿岸部各地には、クロガモなどの水にもぐって食物をとるカモ類やオジロワシやミサゴのように海辺で食物をとっているワシタカ類もしばしばみられます。なお、太平洋岸のように干満潮の差が大きくなないので、シギ類やチドリ類は海辺の砂礫地のほか、河口部、海岸付近の埋立地にすんでいます。ことに、黒部川と常願寺川の河口部や新湊市の海岸埋立地には、春と秋の渡りの季節に多種類の鳥が訪れ、休息します。

図1-30 富山県にみられる鳥獣の生態的地位
(食物及び天敵関係)



内陸部の河川には、カワセミ、セキレイ類、サギ類や陸ガモ類、溪流にはヤマセミ、キセキレイやオシドリ、湖沼には陸ガモ類やカイツブリがすんでいます。富山新港付近、小杉町の恩坊池は、カモ類の休息水面となっており、富山市の田尻池には毎年、オオハクチョウが飛来します。また、河原、湿田やアシのはえているところには、タゲリ、ヨシキリ類やシギ類が集まってきます。特に常願寺川河口付近には、県下最大のサギのコロニー（集団営巣地）があり、4月～8月頃には県内全域からアオサギやゴイサギなどが繁殖のため集まっています。

農耕地や草原には、いろいろな野鳥がすんでいます。このうち、カラス、スズメ、キジバト、トビなどは都市部にもすんでいます。

本県では、キジが大河川の河川敷を繁殖地としており、全国的にも生息密度が高いことで知られています。

森林のうち丘陵帯や山地帯は、多くの種類の鳥が生息・繁殖するところで、カラ類、キツツキ類、ウグイス類、ホオジロ類、フクロウ類やワシタカ類などがすんでいます。また、本県は、ツグミなど冬鳥の主要な通り道や越冬地となっており、これら渡り鳥を研究するため婦中町高塚に国設1級婦中鳥類観測ステーションが設置されています。

亜高山帯には、ウソやホシガラスなどがすんでいます。

高山帯には、ライチョウ、イワヒバリなどがすんでおり、イヌワシ、アマツバメなども姿を見せることがあります。

イ 獣 類

平野部には、イタチやハタネズミなどがすんでいます。森林には、多くの種類の獣がすんでおり、主な種類は、サル、ノウサギ、タヌキ、ヤマネ、カモシカなどです。しかし、冬には積雪が多く、そのため、本県にはイノシシやシカはすんでいません。亜高山帯から高山帯にかけては、オコジョがすんでいます。

ウ 絶滅のおそれのある野生動物

環境庁が3年度に公表した「日本の絶滅のおそれのある野生生物」の中で、富山県で生息が確認されているライチョウ、オジロワシ、クマタカ、イヌワシ（以上鳥類）、ホクリクサンショウウオ（両生類）、イタセンバラ（淡水魚類）が絶滅危惧種に選定されました。

また、5年4月1日に施行された「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」では、ライチョウやイヌワシなど県内で生息が確認されている9種をはじめとして、42種の動物と2種の植物が保護対象になっています。

(3) 自然公園等 一自然を守り利用するために一

ア 自然環境保全地域

本県の良好な自然環境を適正に保全するため、表1-7及び図1-31のとおり自然環境保全地域が指定されています。

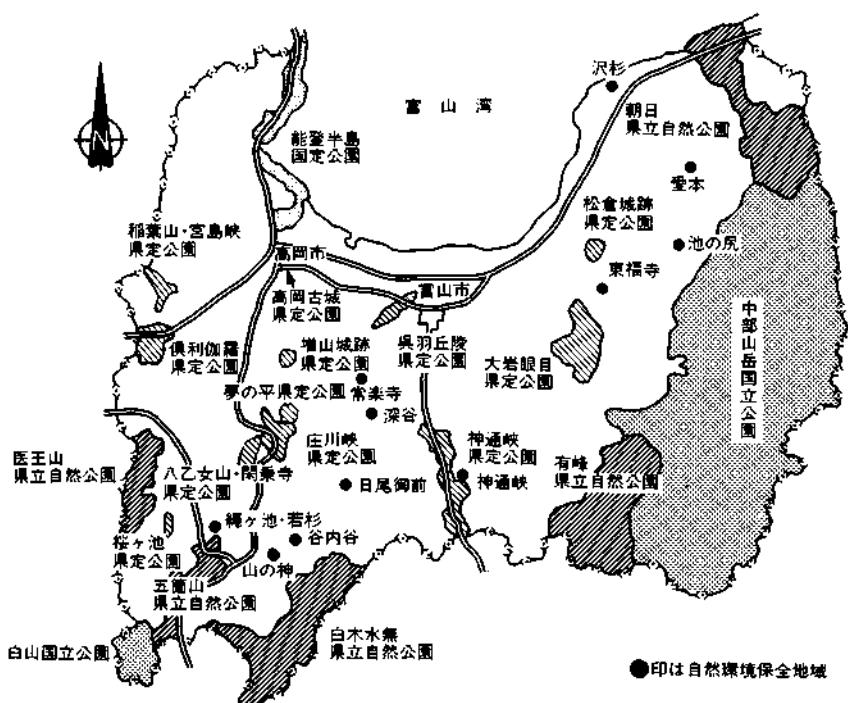
イ 自然公園及び県定公園

本県のすぐれた自然の風景地について、表1-7及び図1-31のとおり自然公園及び県定公園に指定されていますが、これらの地域についてはできるだけ自然のままの姿で保護し、すぐれた自然を後世に伝えて行くよう努めています。

表1-7 自然公園等現況表

種 別	箇所数	面 積	県土面積に占める割合	摘 要
自然環境保全地域	11	624ha	0.15%	沢杉、縄ヶ池・若杉、愛本、東福寺、神通峡、深谷、山の神、池の尻、日尾御前、常楽寺、谷内谷
自然公園	国立公園	2	79,173	18.62 中部山岳、白山
	国定公園	1	1,005	0.24 能登半島
	県立自然公園	5	39,576	9.31 朝日、有峰、五箇山、白木水無、医王山
県定公園	12	9,666	2.27	神通峡、吳羽丘陵、高岡古城、俱利伽羅、庄川峡、大岩眼目、松倉城跡、増山城跡、夢の平、稻葉山、宮島峡、桜ヶ池、八乙女山・閑乗寺
計	31	130,044	30.59	

図1-31 自然公園等現況図



ウ 県 民 公 園

県民公園は、47年以来整備を進めてきましたが、新港の森、太閤山ランドの完成を機に、富山県置県百年記念県民公園条例を制定し、県民に親しまれる公園として、管理運営に努めています。

この公園は、県のほぼ中央部に位置する射水丘陵地帯を中心として富山、高岡、新湊、砺波、婦中、小杉、大門及び大島の8市町にまたがる面積約2,600haの広大な地域において、自然と人間との調和を基調とし、「県民の誰もが利用できる総合レクリエーションセンター」、「手軽に利用できる近郊レクリエーション地」、「青少年の育成の場」として設置されました。

県民公園は、表1-8及び図1-32のとおり、都市公園として新港の森、太閤山ランド及び自然風致公園として頼成の森、自然博物園（ねいの里）、野鳥の園からなっています。また、県民公園と有機的かつ一体的に機能する施設として、自然博物園センターや中央サイクリングロード、いこいの村があります。

このほか、太閤山ランドから野鳥の園、自然博物園を経て、頼成の森に至る延長19kmの遊歩道として、公園街道が58年に開通し、多くの人々に利用されています。

表1-8 県民公園の概要

種 别	名 称	規 模	設 置 の 目 的	開 設 年 月
都 市 公 園	県民公園新港の森	25ha	①公害の防止のためのグリーン・ベルトの確保 ②県民に休息、散歩、遊戯、運動等総合的なレクリューションの場の提供	57年10月
	県民公園太閤山ランド	117ha	県民に休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的なレクリューションの場の提供	58年7月
自 然 風 致 公 園	県民公園頼成の森	107ha	県民に森林を生かした休養の場の提供	50年4月
	県民公園自然博物園（ねいの里）	12.9ha	県民に自然に関する学習の場の提供	56年6月
	県民公園野鳥の園	73ha	①野鳥の保護 ②県民に自然の探勝の場の提供	60年10月
指 定 公 园	中央サイクリングロード	延長 約19km	県民公園と有機的かつ一体的に機能する公園その他のレクリューション施設	52年4月
	自然博物園センター	0.8ha		56年6月
	いこいの村	16.5ha		54年5月
(遊歩道)	公 園 街 道	延長 19km	県民公園を結ぶ自然歩道	58年4月
(全 体)	県 民 公 園 地 域	約2,600ha		

注 中央サイクリングロードには、富山市花ノ木から小杉町原河までの間、遊歩道が併設されている。

図1-32 富山県置県百年記念県民公園概要図

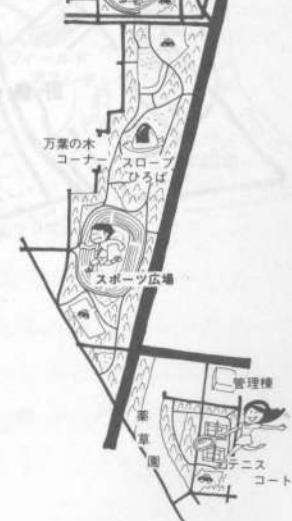
太閤山ランド



新港の森



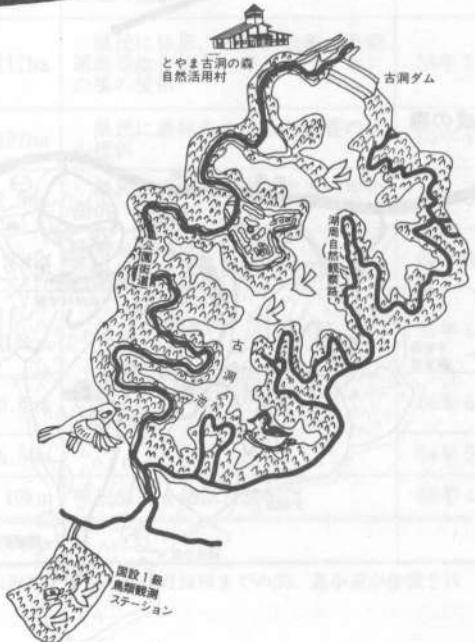
頼成の森



自然博物園（ねいの里）



野鳥の園



エ 家族旅行村

家族づれや若者たちが、恵まれた自然の中で健全なレクリエーション活動を楽しむ場として、立山山麓の大山町あわすの平に「立山山麓家族旅行村」が設置されています。

この家族旅行村は、山小屋の雰囲気が味わえるケビンや自然の中で思い切り遊べる芝生広場、フィールドアスレチックなどの施設が整備されており、四季を通じて多くの人々に利用されています。また、近年の自然とのふれあい志向の増大に対応して、県西部の福岡町五位地区にも「とやま・ふくおか家族旅行村」が一部開村しています。

図1-33 立山山麓家族旅行村概要図



3 快適な環境づくり

近年、生活水準の向上や余暇の増大等に伴って、県民の環境に対する要望も多様化してきており、単なる公害防止や自然環境の保全に止まらず、清らかな水辺や豊かな緑、美しい街並みや歴史的雰囲気に満ちた落ち着いたたたずまいなど私たちの生活にうるおいとやすらぎをもたらす快適な環境を創造していくことが求められています。

このため、県ではごみのない美しい県土をめざした県土美化運動の推進や「とやまの名水」の選定、「海岸アメニティ・マスター・プラン」や花と緑の美しいふるさとづくりの計画策定など、さらに一步進んだ快適環境づくりをめざした施策を積極的に推進しています。

また、快適環境づくりを効果的に進めるには、県民の協力が不可欠であり、自分たちの身の周りの環境は自分たちでより快適なものとしていこうとする自主的な実践活動を展開することが望されます。

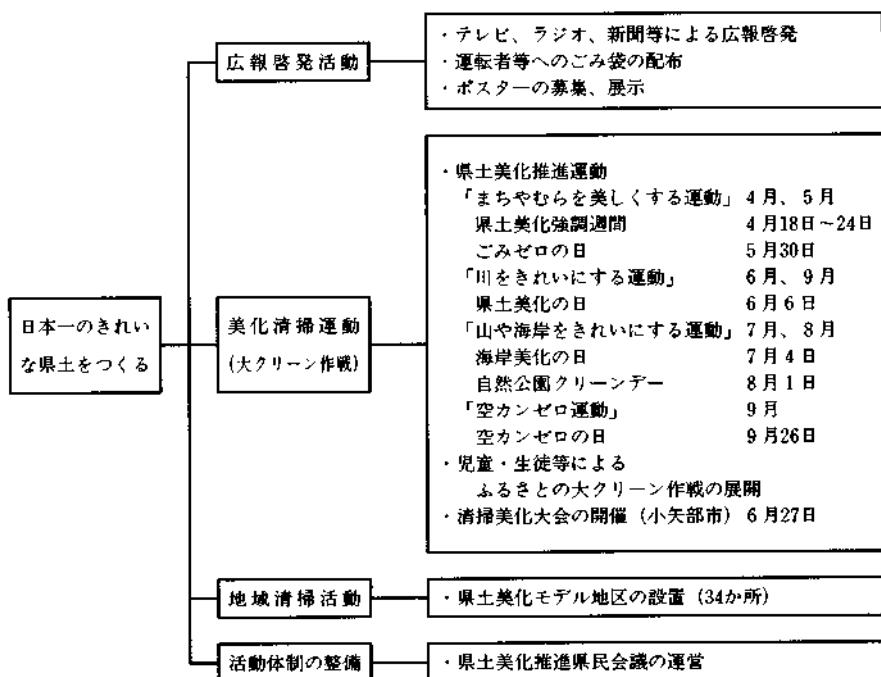
(1) 県土美化推進運動

県土美化推進運動は、自治会をはじめ、婦人・青年団体など104団体で構成する県土美化推進県民会議を中心に、「日本一のきれいな県土」の実現をめざして、県民総ぐるみの運動として展開されています。

この運動は、図1-34のとおり「まちやむらを美しくする運動」などの美化運動を通じて、ポスターの掲示やちらしの配布などの広報啓発活動を行うとともに、公園、道路、河川、海岸等の清掃、清掃美化大会を開催するなど各種の事業を実施しています。また、「ふるさとの大クリーン作戦」を夏休み期間中に展開し、美化清掃体験を通じて児童・生徒の美化意識の高揚を図っています。

さらに、県土美化モデル地区においては、美化スローガンを設けて、熱心に清掃や緑化活動が実施されており、これらの地区を核として美化活動の輪がいっそう広がるよう努めています。

図1-34 県土美化推進運動の概要（5年度）



(2) 各種の快適環境づくり

本県が全国に誇る豊かな自然は、産業を育み、県民の心をうるおし、生活に多大の恩恵を与えてきました。

これらの水や森を守り育てていくため、水環境については、いわゆる名水として古くから引き継がれてきた湧水や河川などの中から、特に優れたもの55件を「とやまの名水」として選定しており、そのうちの4件については「全国名水百選」にも選ばれています。これらの名水は、身近な水環境として県民に親しまれており、名水巡りバスや親子の水とのふれあいバス教室を開催しています。

滝については、代表的な名瀑37か所を「とやまの滝」として選定し

ており、そのうちの称名滝は「全国滝百選」にも選ばれています。これらの滝については、市町村と協力して滝見台や歩道などの整備を進めています。

森林については、代表的な森林50か所を「とやま森林浴の森」として選定しており、そのうちの立山の美女平と県民公園頬成の森は「森林浴の森日本百選」にも選ばれています。これらの森林については、県民が気軽に森林浴を楽しむことができるよう、遊歩道、休息所、案内板などが整備されており、森林浴バス教室も開催しています。

また、美しい海辺づくりの「海岸アメニティ・マスター・プラン」^{*1}や花と緑の「グリーンプラン」^{*2}、魅力ある郷土づくりの「ふるさと環境総合整備ガイドライン」^{*3}、あたかも公園のような県土づくりをめざす「全県域公園化推進プラン」などの計画や河川環境整備事業、公共施設の文化性導入推進事業等に基づき、今後とも快適な環境づくりに積極的に取り組んでいくことにしています。

このほか、快適な街づくりを進めるにあたって大切な、「きれいに利用しやすい公共トイレ」の整備を推進するため、モデル的な施設の設置や改築に対して市町村に助成するとともに、グッドトイコンテストやセミナーを開催しました。

*1【海岸アメニティマスター・プラン】富山県の美しい海岸を守り、さらに快適な環境づくりを推進するための基本を示す計画です。

*2【グリーンプラン】日本一の花と緑の環境づくりをめざして、県土を花と緑でつつみ、生活にうるおいとやすらぎをもたらす美しいふるさとづくりを推進する計画です。

*3【ふるさと環境総合整備ガイドライン】県土の環境整備を総合的かつ計画的にすすめるため、豊かな緑や水辺空間を守り育て、文化の香り高い都市環境や活気と楽しい雰囲気のある市街地の創造等を基本的な目標として、その実現のための指針を提示したもの。

4 各種環境保全の現況

本県では、公害防止や自然環境保全、快適な環境づくりのための施策のほか、各種の環境保全施策を実施しています。

(1) 環境保健対策

神通川流域のイタイイタイ病対策として、患者及び要観察者の治療の促進と発病の予防を図る家庭訪問指導、要観察者への管理検診や患者の早期発見と住民の健康管理を目的とした住民健康調査などを実施しています。

(2) 緩衝緑地の整備

富山新港をとりまく臨海工業地帯からの公害を防止するため、県民公園新港の森が、また、富山空港に離着陸する航空機の騒音の影響を軽減するため、空港スポーツ緑地が緩衝緑地として設けられています。

(3) 下水道等の整備

全県域下水道化構想に基づき、小矢部川や神通川左岸の流域下水道をはじめ公共下水道、特定環境保全公共下水道、さらには農村下水道の整備を促進するとともに、コミュニティ・プラントや合併処理浄化槽の設置推進を図っています。

(4) 畜産環境保全対策

畜産農家の実態調査、巡回指導、ふん尿の適正処理技術研修会の開催を行うとともに、苦情の発生源となる汚水、悪臭、衛生害虫の発生を未然に防ぐため、検査・調査を実施しています。また、畜産環境保全に係る施設導入に対し、補助や資金の融資を行っています。

(5) 漁場環境保全対策

漁場環境の監視を行うとともに、漁業公害に関する情報の収集や講習会の開催、定置網付近の水質調査を実施しています。

(6) 食品等の汚染対策

牛乳、野菜や富山湾産の魚介類等の食品について、調査を実施して

います。

(7) 環境教育の推進

身近な生活環境から地球環境問題まで広範囲にわたる今日の環境問題が、資源やエネルギー、リサイクルなどの面で社会経済システムや私たちの日常生活と深くかかわっていることから、県では、環境教育基本方針を策定し、学校等での環境教育を充実するとともに、とやま国際環境会議や講演会の開催、啓発パンフレットの配布を通じて、県民への啓発を行っています。

(8) 環境保全活動の推進

身近な環境保全活動への積極的な参加を通じて、環境への負荷の少ないライフスタイルの確立や社会的なりサイクルシステムの導入をめざすため、環境保全相談室による相談受付や研修会等への講師派遣、環境保全活動を進めるための中核となる環境保全活動推進員の育成等を行っています。

また、とやま環境財団では、地域に根ざした環境保全活動に県民、事業者、行政が一体となって取り組むため、環境情報の収集・提供、新聞・テレビ等による普及啓発、活動団体、企業等の環境保全活動を支援するなど各種の事業を実施しており、県では、今後とも財団との連携のもとに県民総ぐるみによる環境保全活動を一層推進することにしています。

第2節 環境行政の今後の展開

一清らかな水と豊かな緑に恵まれた快適な環境をめざして—

本県の環境の状況は、全般的に改善されてきていますが、生活排水による水質汚濁、自動車交通による大気汚染や騒音、空き缶やごみの散乱などの都市・生活型公害、さらには、地球温暖化、酸性雨等の地球環境問題への対応や環境分野における国際協力、快適な環境の形成や自然とのふれあいを求める県民のニーズへの対応等、今後、対処しなければならない課題があります。

このような状況を踏まえ、今後の環境行政の展開にあたっては、とやま環境計画に基づき、県民・事業者の協力と参加を得てこれまで実施してきた公害防止と自然環境保全の施策はもとより、水と緑に恵まれた美しく豊かな県土を適切に保全・活用する環境施策を基本として進めるとともに、新しく制定された環境基本法の理念にのっとり、各種の環境施策を総合的、計画的に推進していくことにしています。

1 とやま環境計画の推進

都市・生活型公害への的確に対応するとともに、快適な環境を求める県民のニーズに応え、恵み豊かな県土を次の世代に確実に引き継いでいくには、空気、水、緑等の限りある環境資源を適正かつ総合的、計画的に管理することが必要となってきています。

このため、新富山県民総合計画に掲げる「快適な環境の形成」の実現に向か、長期的な観点に立って、本県の環境の望ましいあり方とその達成施策を示したとやま環境計画に基づき、県民、事業者、行政が一体となって環境資源の持続可能な利用や環境に配慮した社会ルールの形成等

に努めています。

また、この計画に沿って策定されているブルースカイ計画やクリーンウォーター計画等の推進により、環境基準の達成を図るとともに、良好な環境の維持に努め、県民の健康と生活環境を守っていくことにしています。

2 環境影響評価の実施

近年、大規模な開発計画による環境への影響について関心が高まってきており、本県の恵まれた環境資源を保全し、かつ、適切に活用することが望まれてきています。

このような開発による環境汚染の未然防止を図るには、環境影響評価を実施することが重要です。

このため、県では、環境影響評価要綱に基づき、道路の建設やゴルフ場開発などの18事業については、事業者に対し、環境への影響について事前に調査、予測等の実施や、地域住民への説明会の開催等を義務づけています。

特に、開発規模の大きいゴルフ場の造成事業については、開発事業者の責務や指導基準を定めた富山県ゴルフ場開発総合指導指針や環境影響評価技術マニュアルにより、環境影響評価を適切かつ円滑に実施し、適正なゴルフ場開発を行うよう事業者を指導しています。

今後とも、環境影響評価の実施をはじめ、公害防止条例や土地対策要綱の事前審査制度により、大規模な開発から環境の保全を図っていくことにしています。

3 廃棄物対策の推進

家庭や事業所から排出される廃棄物は、生活様式の多様化や消費意識

の変化あるいはOA化の進展、産業構造の高度化や技術革新の進展等により、発生量の増加とともにその種類も多様化しており、廃棄物処理を取り巻く環境は極めて厳しく、適正処理とともに減量化、再生利用の推進が重要になってきています。

一般廃棄物については、市町村による計画的収集・処理施設の計画的整備を進めるとともに、5年度に策定した「富山県ごみ減量化・再生利用推進指針」に基づいて、県民、事業者の理解の下に市町村や財團とやま環境財団と連携し、社会全体でごみの減量化や再生利用の推進を図っています。

産業廃棄物については、産業廃棄物処理計画に基づいて、行政、排出事業者、処理業者の役割の明確化、マニフェストシステムの普及、産業廃棄物の減量化や有効利用等の推進、最終処分場の計画的な整備促進などを行っています。また、産業廃棄物の適正な処理の推進を図るため、県外産業廃棄物の県内搬入や産業廃棄物処理施設の設置に係る事前協議について制度化を図るほか、今後とも発生状況の変化や処理処分状況を的確に把握し、適切に対処することにしています。

4 自然環境の保全

本県は、豊かな自然に恵まれており、これらを適切に保全し、後世に引き継いでいかなければなりません。

このため、地形・地質、植物、動物など各種の調査結果をもとに策定した自然環境指針に基づき、総合的かつ計画的な自然保護施策を推進することにしています。

県民が自然にふれ、親しみ、自然への関心を高めることができるよう、国立公園、国定公園、県立自然公園等において、登山道、野営場、休憩所など、地域の特性をふんだんに公園利用施設の整備を図るとともに、ナ

チュラリスト、自然保護指導員、鳥獣保護員、バードマスター等の制度の充実や積極的な活用により、自然保護思想の普及活動を一層推進していくことにしています。

さらに、ナチュラリストについては、自然解説を希望する団体等からの強いニーズに応えるため、ナチュラリストバンクを活用し、これまで以上に積極的に自然解説活動を行うことにしています。

また、ライチョウをはじめとする貴重な野生生物の生息調査を実施し、適切な保護対策を進めることにしています。

5 快適な環境づくりの推進

生活水準の向上や余暇の増大に伴って、県民の環境に対するニーズは、清らかな水辺や豊かな緑などの自然とのふれあい、ゆとりある空間の配置や美しい景観の確保、歴史的なたたずまいといった心にうるおいとやすらぎを与える快適な環境へと向けられてきています。

これらのニーズに応え、快適な環境づくりを進めるためには、本県の豊かな水や緑などの恵まれた環境資源を十分に生かしながら、県民の幅広い理解と協力を得て、個性にあふれた魅力あるまちづくりを積極的に展開していく必要があります。

このため、県民総ぐるみの県土美化運動の輪をさらに広げるとともに、「海岸アメニティ・マスターplan」や「グリーンプラン」、「ふるさと環境総合整備ガイドライン」、「全県域公園化推進プラン」等の計画や河川環境整備事業、公共施設の文化性導入推進事業、魅力ある都市景観づくりモデル事業等に基づき、今後とも、快適な環境づくりに積極的に取り組んでいくことにしています。

また、市町村が実施する「とやまの滝」や「きれいで利用しやすい公共トイレ」の整備などを支援することにしています。

6 地球環境問題への取り組み

オゾン層の破壊、地球の温暖化、酸性雨などのいわゆる地球環境問題は、人類に共通する極めて重要な課題となっています。

これらの問題を解決するには、国際的に協調し取り組む必要がありますが、地域における住民の日常生活や企業の事業活動が資源やエネルギーの消費等を通じて地球環境と深くかかわり、地域での環境保全の積み重ねがひいては地球環境の保全につながることから、行政、企業、さらには住民一人ひとりができることから積極的に取り組んでいくことが求められています。

4年6月にブラジルのリオデジャネイロで開催された「地球サミット」では、「環境と開発に関するリオ宣言」や「アジェンダ21」を採択し、地球環境の保全と開発について世界的な合意が図られました。

国においては、2年10月に地球温暖化防止行動計画を決定したのをはじめ、5年11月に地球環境問題にも対応する環境基本法を制定し、同年12月にはアジェンダ21の具体的な国内行動計画を策定したほか、国際的なルールづくりへの積極的な貢献、調査研究・観測監視の推進、技術開発の促進、開発途上国等に対する環境協力の推進を図っていくことにしています。

県においても、地球環境問題に関する府内連絡会議を設置するとともに、国の各種施策を踏まえ、県民に対する普及啓発、環境にやさしいまちづくりの推進、酸性雨等の調査、インドネシアへの環境技術員の派遣などを引き続き行うとともに、新たに中国遼寧省と環境分野での交流について話し合いをはじめることにしています。

7 環境保全活動等の推進

今日の環境問題は、都市・生活型公害や地球環境問題にみられるように、行政による規制中心の施策だけでは十分な対応ができない面があります。

環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築するためには、県民一人ひとりが環境問題とその背後にある社会経済システムについて理解し、身近なところから具体的な行動を起こすことが必要です。

このため、環境教育基本方針に基づき、学校における環境教育をさらに充実するとともに、県民へのパンフレット配布や講演会の開催等による啓発、環境保全活動を行う者への情報提供や相談を受け付ける環境保全相談室の運営、環境保全活動のリーダーの養成等を引き続き実施することにしています。

また、働くやま環境財団においても、環境情報の収集・提供、環境保全団体の育成・支援、住民や企業が行うリサイクルへの取り組みの支援等の事業をさらに推進することにしています。

ふるさとのながめ



相倉合掌集落（平村）

林道から一望する相倉合掌集落。

合掌造りの茅葺き屋根はこころのふるさとを感じさせる。



散居村展望（城端町）

水芭蕉で有名な縄ヶ池近くの広場から原山牧場越しに散居村が一望できる。



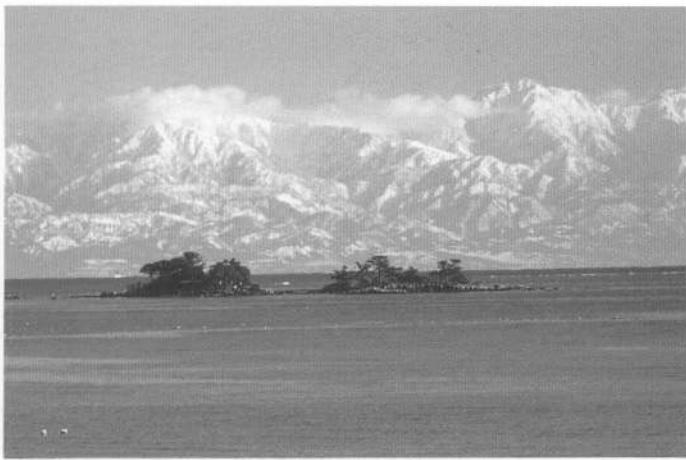
チューリップ公園（砺波市）

チューリップ公園内タワーから公園の全景が眺められる。
春には一面にチューリップのじゅうたんが広がる。



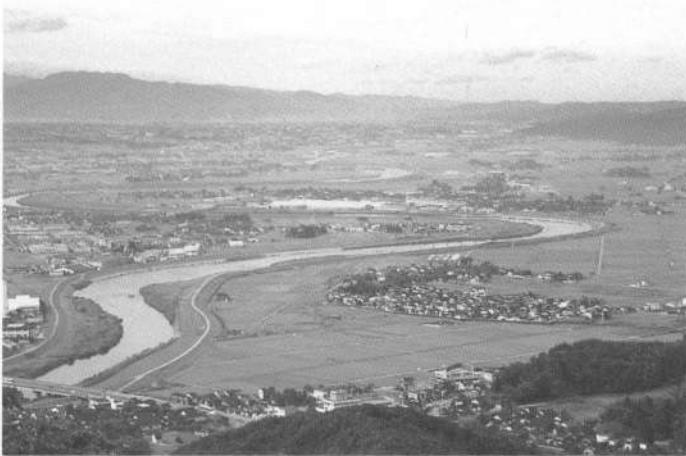
宮島峡（小矢部市）

子撫川を遡ると一の滝、二の滝、三の滝が順に眺められる。
特に二の滝は、時折虹がかかり幻想的で美しい。



虻が島（氷見市）

女良小学校付近の海岸からは、虻が島が浮かび、富山湾越しの立山連峰が見える。特に、立山が雪を戴く時期がすばらしい。



小矢部川（高岡市）

二上山の平和観音像付近からは、田園地帯をゆったりと流れる小矢部川を眺めることができる。



古城公園（高岡市）

古城公園の本丸橋付近からは四季の彩りが美しい林を眺めることができる。濠の噴水も美しい。



内川（新湊市）

神楽橋から北西の方向を眺めると、両岸に漁船が並ぶ内川、その両側に連なる家並みが見え、遠くには二上山が見える。



富山市街地（富山市）

呉羽山からは富山市街地と立山連峰が一望できる。特に、展望台や五百羅漢からの眺めがよい。



呉羽山（富山市）

呉羽ハイツ付近から北～西の方向に、梨畠が広がり、その先に田園地帯を眺めることができる。5月には梨の花が一面に咲く。



行田公園（滑川市）

清らかな流れの中川沿いに四季の草花が美しい。特に、
はなしょうぶが一面に咲く6月がよい。



魚津沖（魚津市）

埋没林博物館展望台からは気象条件がよければ蜃氣楼が
見える。付近の海岸もよいポイント。



みくりが池（立山町）

高山植物が美しい称陀ヶ原をこえて室堂平・みくりが池に至れば、池越しの立山と池に映る逆さ立山が美しい。



黒部川河口（黒部市、入善町）

右岸河川敷からは黒部川河口と富山湾が広がり、砂州には野鳥も戯れる。特に、夕方の眺めが美しい。



猿飛峠への遊歩道（宇奈月町）

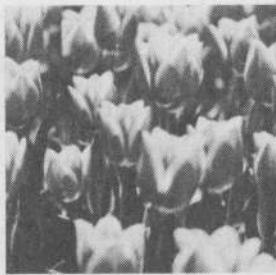
左右に迫る絶壁をぬって黒部川の激流が走る猿飛峡谷眺めることができる。



宮崎海岸（朝日町）

国道8号線の城山トンネルを抜けると、紺碧のヒスイ海岸の眺めが開ける。

第2章 環境の現況及び環境保全 に関する講じた施策



県の花 チューリップ

4月下旬から5月の連休にかけて、砺波地方を中心に県内各地で色とりどりのチューリップが咲きそろいます。その球根は富山県の特産品の一つで、輸出量も全国第一位を誇っています。

第2章 環境の現況及び環境保全に関して講じた施策

第1節 総合的な環境保全施策の推進

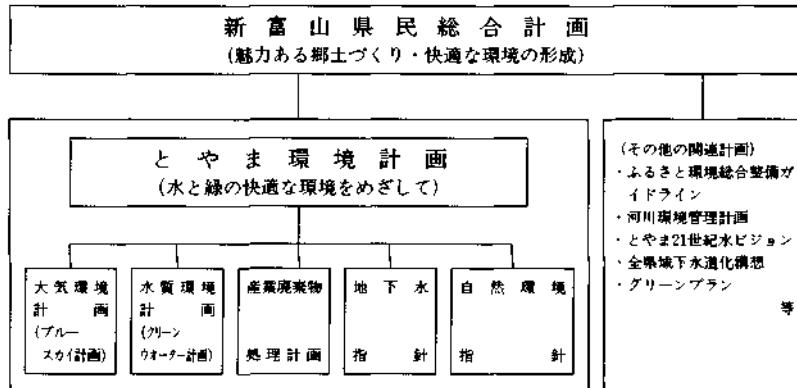
1 とやま環境計画の推進

水と緑に恵まれた美しく豊かな県土を将来にわたって保全し、適切に活用していくためには、本県の環境の望ましいあり方を明らかにし、その目標を達成するための環境管理諸施策を総合的、計画的に推進していくことが必要である。

このため、3年度に、図2-1のとおりブルースカイ計画やクリーンウォーター計画等の個々の計画を統括した「とやま環境計画」を策定した。

この計画においては、「清らかな水と豊かな緑に恵まれた快適な環境」を計画目標に掲げ、公害の防止、自然環境の保全及び快適な環境づくりにおける目標を定めるとともに、環境資源の利用に当たっての配慮指針や新たな環境

図2-1 とやま環境計画の位置付け



問題への取り組み方針を示し、県民、事業者、行政がそれぞれの立場で、環境を保全・活用していくための指針（ガイドライン）を定めている。

さらに、5年度にはこの計画に基づき県土全域の自然環境の保全のためのガイドラインとなる自然環境指針を策定した。

今後とも、この計画の理念に沿って個々の計画を推進し、快適な環境の創造と保全に努めることにしている。

2 公害防止計画の推進

公害防止計画は、公害対策基本法に基づき、現に公害が著しいか、又は著しくなるおそれのある地域に対し、公害防止に関する施策を総合的に講ずるため、内閣総理大臣の承認を得て策定されるものである。

公害防止計画は、45年の四日市地域等以来順次策定され、計画の見直し等を経て、現在全国29都道府県34地域において策定されている。

本県では、富山・高岡地域について、49年度以来4回（49年度～53年度、54年度～58年度、59年度～63年度、元年度～5年度）にわたり、公害防止計画を策定し、各種の公害防止施策を推進してきた。その結果、硫黄酸化物による大気汚染や主要河川の水質汚濁にみられるように、全般的には改善の傾向にある。

しかしながら、本地域では、主要幹線道路における騒音、都市河川における水質汚濁、農用地におけるカドミウムによる土壌汚染など、いまだに改善すべき課題が残されていることに加え、今後さらに工業団地や住宅団地の造成等が進むことが見込まれるので、公害防止施策をさらに総合的に進める必要がある。

表2-1 富山・高岡地域公害防止計画の概要

区分		内容
地域範囲		富山市、高岡市、新湊市、婦中町、小杉町、大門町、大島町
承認年月日		2年3月13日
計画期間		元年度～5年度
環境目標	大気汚染、水質汚濁、騒音	環境基準
	振動	地域住民が日常生活で支障のない程度
	悪臭	地域住民が日常生活で感知しない程度
	土壤汚染	土壤汚染対策地域の指定要件に該当しない程度
主な公害防止計画事業		<ul style="list-style-type: none"> ・下水道の整備 ・河川しゅんせつ、導水 ・し尿処理施設の設置 ・ごみ処理施設の設置 ・農用地土壤汚染対策 ・監視測定体制の整備
計画事業費	地方公共団体が講じる対策	1,656億円(公害対策1,326億円、公害関連330億円)
	事業者が講じる対策	85億円
	総額	1,741億円

3 環境影響評価要綱の適用

近年、大規模な開発計画が相次いでできていることから環境とのかかわりについて関心が高まってきており、本県の恵まれた環境資源を保全し、適切に活用することが重視されてきている。

このため、開発事業の実施により環境へ著しい影響を与えるおそれのある表2-2の18事業に対し、事前に調査、予測及び評価を行い、その結果を公表し、地域住民等の意見を聴いて、事業計画に反映させる富山県環境影響評価要綱を2年6月に策定し、同年10月より施行している。

同要綱の施行以降、表2-3のとおりレクリエーション施設用地造成事業2件、事業場の建設1件について環境影響評価が実施されている。そのほか、国が定める環境影響評価に関する措置に基づき、北陸新幹線ルートの一部変更に伴う環境影響評価が実施されている。

また、4年度には、開発計画の多いゴルフ場造成事業についての環境影響

評価技術指針マニュアルを作成した。

今後とも、本要綱に基づき環境影響評価を適切に実施させることにより、開発事業による公害の防止及び自然環境の保全を図ることとしている。

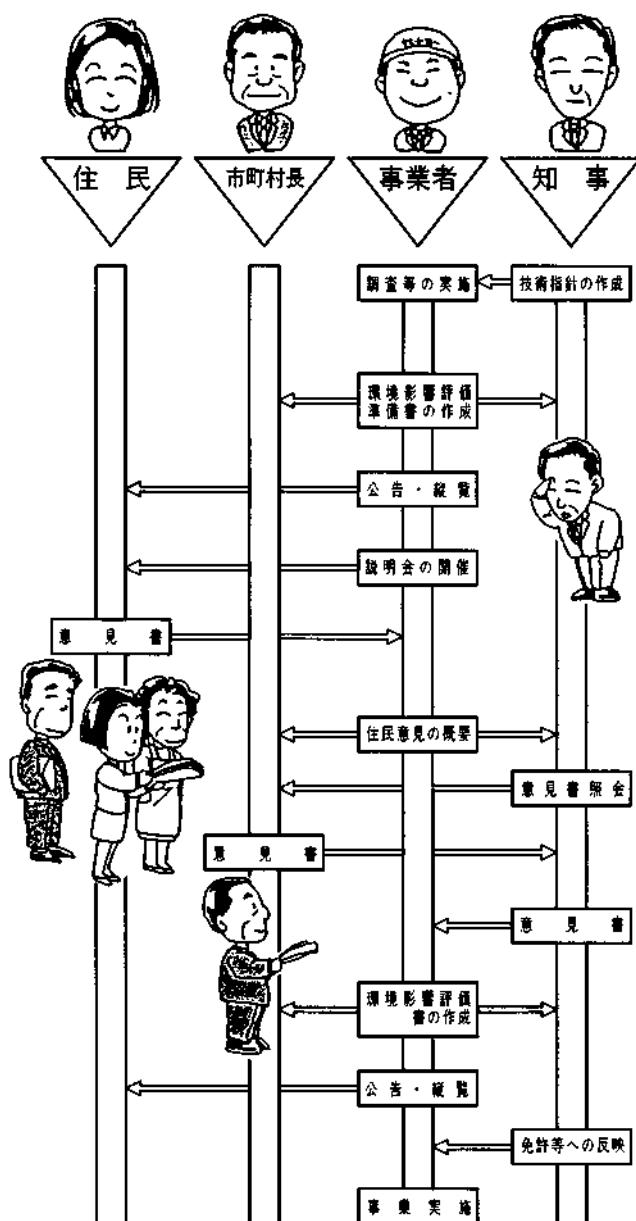
表2-2 富山県環境影響評価要綱の対象事業

事業種類	規模		事業種類	規模	
1 道路の建設	高速自動車国道		すべてのもの	12 農用地造成事業	
	一般国道 4車線かつ延長10km以上			最大の圃地面積500ha以上	
2 ダム又は放水路の建設	ダム	湛水面積200ha以上		13 レクリエーション施設	ゴルフ場 面積50ha以上
	放水路	土地改変面積100ha以上			用地造成事業 スキー場 面積50ha以上
3 鉄道の建設	新幹線鉄道	すべてのもの		14 土石等の採取事業	面積50ha以上
4 飛行場の建設	滑走路延長	2,500m以上			
5 墓立て及び干拓	面積50haを超えるもの		15 発電所の建設	火力発電所 15万kW以上	
6 土地区画整理事業	面積100ha以上			水力発電所 3万kW以上	
7 新住宅市街地開発事業	面積100ha以上		16 工場又は事業場の建設	燃料使用量 15t/時以上	
8 新都市基盤整備事業	面積100ha以上			平均的な排出水量 1万m³/日以上	
9 住宅団地造成事業	面積100ha以上		17 廃棄物処理施設の建設	ごみ焼却施設 200t/日以上	
10 流通業務団地造成事業	面積100ha以上			し尿処理施設 200kl/日以上	
11 工業団地造成事業	面積100ha以上		18 農産団地事業	廃棄物最終処分場 30ha以上	
				飼育頭数 牛500頭以上	
					豚5,000頭以上

表2-3 富山県環境影響評価要綱に基づく環境影響評価の実施状況

No	事業名	事業種類・規模	準備書	説明会の開催	知事意見の提出	評価書
1	大山カメリア カントリークラブ	レクリエーション施設 (ゴルフ場140.2ha)	提出 3年6月5日	6月15,17,18日	11月7日	提出 3年11月21日
			概観6月6日～7月6日			概観11月22日～12月24日
2	利賀リゾート開発	レクリエーション施設 (スキー場172.3ha) (ゴルフ場198.9ha)	提出 4年7月28日	8月10,11日	12月28日	提出 5年3月25日
			概観7月29日～8月29日			概観3月26日～4月26日
3	富山駅北地区 熱供給事業	熱供給事業場 (最大排出水量12万m³/日)	提出 5年11月11日	11月26,30日 12月1日	6年3月31日	提出 6年5月9日
			概観11月12日～12月13日			概観5月10日～6月10日

図2-2 富山県環境影響評価要綱に基づく手続き



4 公害防止協定と事前協議

(1) 公害防止協定

公害防止協定は、地方公共団体又は地域住民と当該地域に立地し、または、立地しようとする企業との間で、企業の操業に伴う公害を防止し、地域住民の健康の保護と生活環境の保全を図ることを目的として、両者の自由意志に基づき締結されるものである。

公害防止協定は、法律や条例による一律的な規制に比べ、企業の地理的な条件、操業形態等の各種条件に柔軟に対応した個別的公害防止対策を推進することができ、地方公共団体において法令による規制を補う有力な行政手段となっている。

県又は市町村が当事者として締結している公害防止協定は、表2-4及び表2-5のとおりである。

表2-4 県が当事者の公害防止協定

締結企業（工場）	締結企業の業種	進出・既設の別	締結年月日
三井金属鉱業(株)(神岡鉱業(株))	鉱業	既設	47年3月30日 (61年6月30日承継)
㈱ジャパンエナジー (日鉱亜鉛(株))	非鉄金属	〃	48年6月23日 (60年3月25日承継) (5年12月13日変更)
北陸電力(株) 富山共同火力発電(株)	電力	〃	48年8月30日 (54年3月15日改定) (57年7月5日改定)
二上浄化センター	下水処理	進出	58年12月27日

表2-5 市町村の締結年度・業種別公害防止協定

(6年3月31日現在)

業種 締結年度	織 繊	パルプ 紙	化 石	石 油	薪 土	葉 石	鉄 鋼	非 金 属	金 製	屬 品	電 力	その他の	計
47以前	2	2	4	5	4	4	5	5	10	1	6	39	
48	1	3	5	1	4	1	1	9	—	—	4	28	
49	1	—	4	—	1	—	3	1	—	—	2	12	
50	—	—	3	1	—	—	—	1	—	—	3	8	
51	2	—	—	1	1	1	1	—	—	—	—	5	
52	1	—	1	—	—	—	1	1	—	—	5	9	
53	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	1	3	
54	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	1	2	
55	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	7	9	
56	—	1	—	—	—	—	—	3	—	—	—	4	
57	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1	
58	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	3	5	
59	—	—	2	—	—	—	—	4	—	—	4	10	
60	—	—	1	—	—	—	—	1	—	—	7	9	
61	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1	3	
62	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1	2	
63	1	—	2	—	1	—	—	3	—	—	8	15	
元	1	—	—	—	—	—	1	2	—	—	5	9	
2	—	—	—	—	—	—	—	3	—	—	5	8	
3	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	4	5	
4	—	—	—	—	1	—	—	—	1	—	5	7	
5	1	1	1	1	—	—	—	—	—	—	8	12	
計	10	7	25	11	11	14	46	1	80	—	205		

(2) 事前協議

公害防止条例の規定により、公害の発生のおそれのある工場等の新增設については、公害の未然防止を図るために、あらかじめ公害防止対策について、県及び関係市町村と十分協議することとなっており、5年度には、表2-6のとおり3件について事前協議を行った。

表2-6 事前協議の概要(5年度)

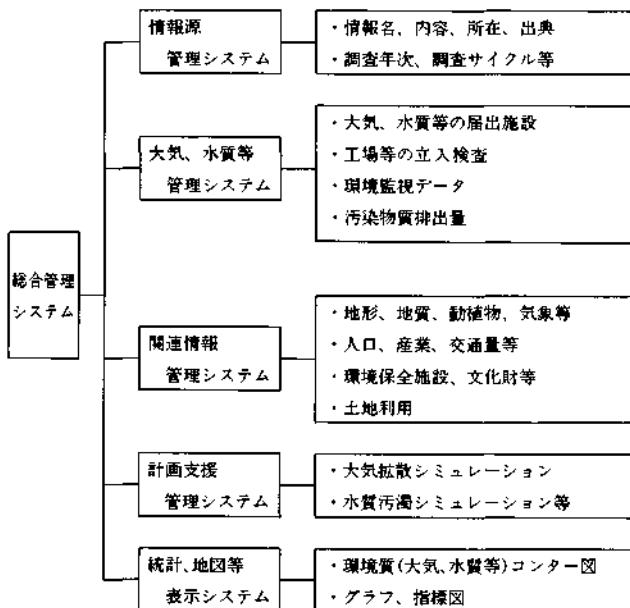
No.	工場名	概要	協議完了年月日	公害防止対策の概要
1	北陸アサヒビール飲料製造㈱	ワーロン茶、紅茶等の製造	5.10.22	大気汚染 ポイラーにガス燃料(LPG、メタン)を使用 嫌気性排水処理施設から発生するメタンガス等はボイラーで燃焼 水質汚濁 慣性性処理施設、曝氣槽等を設置
2	㈱ディ・エス・ティ・マイクロニクス	カラーテレビ用シャドウマスク及びアバチャーグリル製造工程の増設	5.12.17	大気汚染 表面処理施設に廃ガス洗浄施設を設置 水質汚濁 還元、中和、凝集沈殿、接触酸化処理施設を設置
3	吉田工業㈱ 黒部新工場	アルミ建材の加工	6.1.17	大気汚染 ポイラーの燃料に灯油を使用 燃却炉に低NOxバーナーを使用し、廃ガス洗浄施設を設置 水質汚濁 活性汚泥処理施設、合併処理浄化槽を設置 地下水対策 地下水位観測井の設置

5 環境情報管理システム

とやま環境計画や環境影響評価の推進、さらに、複雑・多様化する環境問題に対応するため、地域の環境情報や環境に関連する情報を総合的、体系的に収集管理し、多角的な検討やシミュレーションを行う環境情報管理システムの整備を63年度から逐次進めており、5年度においてはデータベースの整備を図るとともに、水質汚濁防止法令の改正による排水基準項目の追加に対応するため、水質管理システムの改良を行った。また、情報管理システムの一環として、3年度からパソコン通信に加入している。

ソフトウェアのシステム構成は、図2-3のとおり、5つの個別システムとこれらを総合管理するシステムからなっている。また、ソフトウェアの開発に当たっては、だれでもが使いやすいものとするため、対話型でメニュー方式のシステムにしている。

図2-3 システムの構成と処理機能



なお、使用する情報処理機器は、日常業務で利用が容易なパーソナルコンピュータ5台、ミニコンピュータ1台及び周辺機器で構成し、環境政策課、環境保全課及び環境科学センターに整備している。

6 環境保全活動等の推進

(1) 「環境月間」の実施

国連人間環境会議は、1972年6月、人類とその子孫のため、人間環境の保全と改善を世界共通の努力目標とし、その実現の意思を表明するため、「人間環境宣言」を採択した。

これを記念して「世界環境デー」(6月5日)が定められ、世界各国では、この日に、環境問題の重要性を認識し、行動の契機とするための諸行事を行ってきている。

我が国では、6月を環境月間として、各種の啓発行事を実施してきたが、昨年11月に制定された環境基本法では6月5日を「環境の日」と定め、一層の普及啓発を図ることにしている。

本県では、5年度の環境月間に中に各種団体、市町村などの協力を得て、表2-7のとおり各種の行事を実施した。

表2-7 主な環境月間行事（5年度）

行 事 名	実 施 概 要
環境ポスターの募集と展示	県内小・中学校の児童生徒から環境に関するポスターを募集し、優秀作品を表彰するとともに、百貨店、自然博物園ねいの里などで展示
地球にやさしい暮らしを考える講演会	「地球環境問題への地域の取り組み」と題して、大阪大学教授盛岡通氏の講演を富山県民会館で開催（6月2日）
一日環境대학교	「ごみ減量と再生利用の推進をめざして」と題して、立山町民会館で開催（6月29日） <ul style="list-style-type: none"> ・基調講演 「ごみ地獄からの脱出—海外から学ぶ」 日本テレビ 荻原弘子氏 ・シンポジウム 「進めようリサイクル」
富山県清掃美化大会	小矢部市の小矢部川河川公園において、約1,000名の参加を得て開催（6月27日）
自然観察会	立山美女平において、ナチュラリストによる自然解説を開きながらの観察会の開催（6月13日）

(2) 環境保全活動と環境教育の推進

身近な環境から地球環境問題まで、複雑・多様化する環境問題を解決し、地域の良好な環境を築くとともにそれを次の世代へ引き継いでいくためには、行政ばかりでなく、県民、企業が一体となって取り組む必要がある。

このため、県では、元年度に策定した環境教育基本方針に基づき、環境問題に関するパンフレットの作成、講演会や一日環境大学校を開催するとともに、環境保全活動を推進するための実践指導者を養成する環境保全活動推進員養成講座を開催した。

また、学校における環境教育の充実を図るため、総合的な環境教育のあり方を研究し、環境教育学習指導資料を作成した。

さらに、財団法人とやま環境財団が実施する環境情報の収集・提供、環境教育資料等の作成、新聞・テレビ等による普及啓発、環境保全団体への助成やナチュラリストバンク事業等に対して支援した。

(3) 環境保全相談室の活動

環境保全団体のみならず、広く県民・事業者等をも対象にした環境保全に関する情報の提供、相談の窓口として設けられた環境保全相談室の5年度の活動状況は表2-8のとおりである。

表2-8 環境保全相談室の活動状況

・相談業務

内 容	件 数
環境保全活動に係る相談	88件
ビデオ、資料、図書等の問い合わせ、提供	102件
講演会等の相談、依頼	36件
報道関係の取材	5件
その他	13件
計	244件

・講師派遣業務

講演、助言内容	件 数	参加人数
ごみ減量化とリサイクル	16件	約2,000人
地球環境問題	9件	約570人
計	25件	約2,570人

(4) 環境分野の国際交流の推進

環境問題について、国際交流と相互理解を図るため、県ではこれまで環境分野の海外研修員を受け入れてきたが、3年度には中国遼寧省から環境保護視察団を受け入れ、石炭火力発電所等の施設の視察を行うとともに、今後の交流について協議した。

また、我が国の協力でインドネシアに設置することになった環境管理センタープロジェクトへ、国際協力事業団（JICA）を通じて、本県の水質専門技術員1名を5年2月から2年間派遣している。

(5) 「親子の水とのふれあいバス教室」の開催

「とやまの名水」巡り、川の水生生物の観察、浄水場の見学など体験学習を通じて、水への関心を高め、水質環境の保全意識の高揚や水の大切さに対する啓発を行うため、小学生と親を対象にして、黒部川、常願寺川、庄川の3コースで「親子の水とのふれあいバス教室」を開催したところ、216名の参加があった。

開催状況は、表2-9のとおりである。

表2-9 「親子の水とのふれあいバス教室」の開催状況（5年度）

コース名	開催日	見学場所等
黒部川	7月23日	①宇奈月浄化センター ②水生生物調査（黒部川音沢橋付近） ③杉沢
	7月27日	①音沢発電所 ②水生生物調査（黒部川音沢橋付近） ③宇奈月浄化センター ④杉沢
	8月5日	①音沢発電所 ②水生生物調査（黒部川音沢橋付近） ③宇奈月浄化センター ④杉沢
常願寺川	7月23日	①富山市流杉浄水場 ②水生生物調査（常願寺川高速道路付近） ③マリモ（立山町広明宅）④滑川市浄化センター
	8月5日	①富山市流杉浄水場 ②水生生物調査（常願寺川高速道路付近） ③マリモ（立山町広明宅）④富山市浜黒崎浄化センター
庄川	7月27日	①庄川町水記念公園（水資料館）②水生生物調査（庄川雄神橋付近） ③二上浄化センター



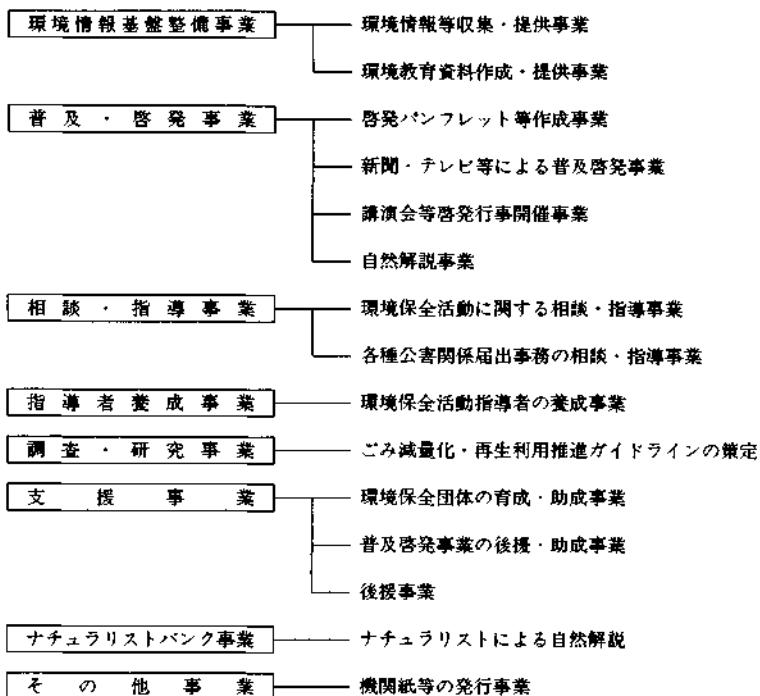
水生生物調査

7 とやま環境財団の活動

3年7月に設立されたとやま環境財団では、県土美化運動やリサイクル運動等、地域に根ざした環境保全活動が、県民、事業者、行政が一体となって展開されるよう、各種の普及啓発事業等を行った。

なお、主要事業の概要は、図2-4のとおりである。

図2-4 主要事業の概要



8 とやま国際環境会議の開催

地球環境問題をはじめとする環境分野での国際協力では、国のみならず、公害防止のための技術や人材を有する地方公共団体や企業が、積極的な役割を果たすことが期待されている。

県では、環境庁、富山市とともに5年10月26日から28日までの3日間、東アジアを中心とする12か国と世界銀行等3国際機関の代表者、国内の酸性雨研究者等約350名の参加を得て、とやま国際環境会議を富山市において開催した。

会議では、(社)海外環境協力センター理事長の橋本道夫氏ほかの基調講演に続き、地球サミットのフォローアップの一環として、2日間にわたりパネルディスカッションが行われ、自治体レベルでの国際協力や地球環境保全活動のあり方について、今後各方面で展開されている推進方策や施策の先進的事例、経験等の情報交換のためのネットワークの構築を図っていくこととされた。

また、東アジアにおける酸性雨モニタリングネットワークの形成について、3日間にわたり意見交換と検討が行われ、酸性雨の実態からみて、ネットワークの必要性が確認されたので、今後具体化に向けて取り組んでいくことが合意された。



第2節 大気汚染の現況と対策

1 大気汚染の現況

(1) 汚染物質別の現況

ア 一般環境観測局の測定結果

一般環境観測局を県内25か所に設置し、硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粉じん、光化学オキシダント等を測定している。その結果は、次のとおりであった。

(ア) 硫黄酸化物

二酸化硫黄の測定は、一般環境観測局25局（富山地区6局、高岡・新湊地区9局、その他の地区10局）において実施した。

測定結果の年度別推移（年平均値）は、表2-10及び図2-5のとおりであり、5年度を地区別にみると、次のとおりであった。

〔富山地区〕

年平均値は、0.003ppm（富山水橋等5観測局）～0.005ppm（富山岩瀬観測局）であり、主な観測局について、4年度と比べると、同じ値であった。

〔高岡・新湊地区〕

年平均値は、0.003ppm（高岡伏木等3観測局）～0.005ppm（高岡本丸等3観測局）であり、主な観測局について、4年度と比べると、全体的にみて、ほぼ横ばいの値であった。

〔その他の地区〕

年平均値は、0.002ppm（滑川上島等3観測局）～0.003ppm（入善等7観測局）であった。

これらの測定値を、環境基準と比べると、表2-11のとおりであり、5年度は、短期的評価及び長期的評価とともにすべての観測局がこれに適合していた。

表2-10 二酸化硫黄濃度の年度別推移（年平均値）

(単位: ppm)

観測局		年度	元	2	3	4	5
富山市	富山水橋	0.003	0.004	0.003	0.003	0.003	0.003
	富山岩瀬	0.005	0.005	0.006	0.005	0.005	0.005
	富山芝園	0.004	0.004	0.005	0.003	0.003	0.003
	富山神明	0.005	0.004	0.003	0.003	0.003	0.003
	富山姥川	0.004	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003
婦中町	婦中速星	0.004	0.003	0.004	0.003	0.003	0.003
高岡市	高岡伏木	0.004	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003
	高岡能町	0.005	0.006	0.006	0.006	0.005	0.005
	高岡本丸	0.007	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005
	高岡波岡	0.007	0.006	0.005	0.005	0.005	0.005
	高岡戸出	0.005	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004
新湊市	新湊三日曾根	0.004	0.004	0.004	0.004	0.003	0.003
	新湊今井	0.004	0.003	0.004	0.003	0.004	0.004
	新湊海老江	0.003	0.003	0.004	0.003	0.003	0.003
小杉町	小杉太閤山	0.005	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004
入善町	入善					0.003	0.003
黒部市	黒部植木	0.004	0.005	0.004	0.003	0.003	0.003
魚津市	魚津					0.004	0.003
滑川市	滑川上島					0.003	0.002
	滑川大崎野	0.003	0.004	0.004	0.005	0.002	0.002
氷見市	氷見					0.003	0.003
福岡町	福岡					0.003	0.002
小矢部市	小矢部					0.003	0.003
砺波市	砺波					0.003	0.003
福野町	福野					0.003	0.003

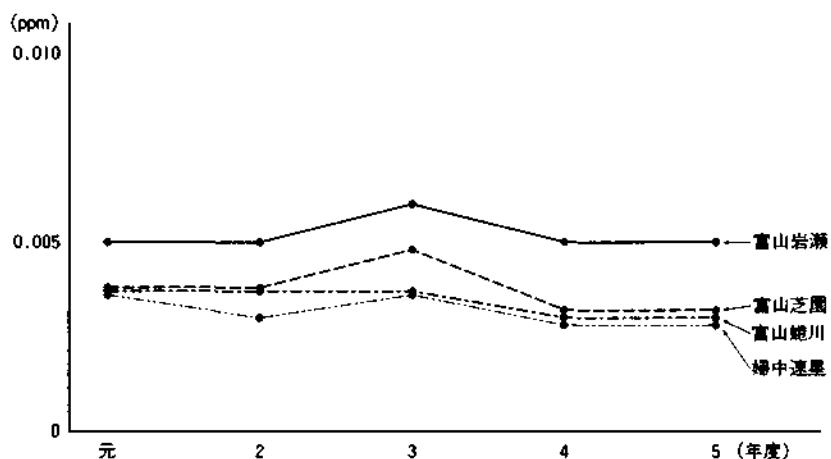
注1 測定は、溶液導電率法による。

2 富山芝園、黒部植木観測局の元～3年度の数値は移設により、それぞれ富山県庁、黒部市庁観測局の測定結果とした。

3 黒部植木、滑川大崎野観測局を除くその他の地区的観測局は、大気汚染常時観測局適正配置計画により4年度から測定を開始した。

図2-5 主な一般環境観測局における二酸化硫黄濃度の年度別推移（年平均値）

富 山 地 区



高岡・新湊地区

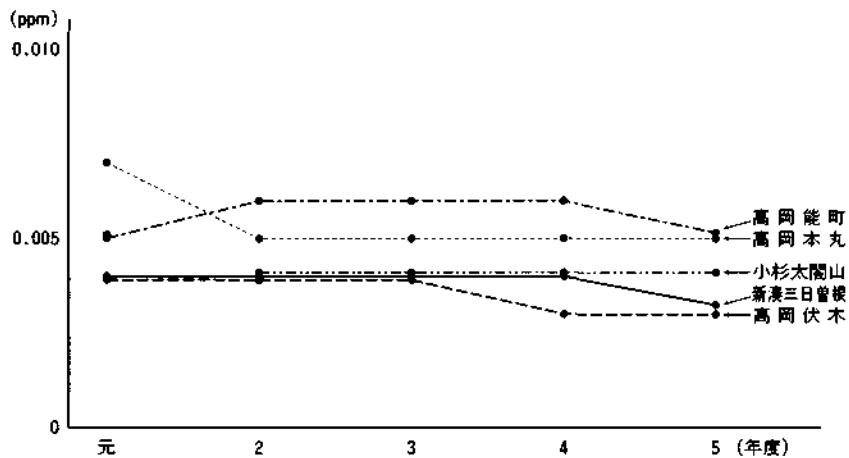


表2-11 二酸化硫黄に係る環境基準の適合状況

観測局	年度	項目 基 準	1日平均値の2%除外値(ppm) 0.04ppm以下であること					短期的評価による 適(○)、否(×)					長期的評価による 適(○)、否(×)				
			元	2	3	4	5	元	2	3	4	5	元	2	3	4	5
			富山水橋	0.006	0.009	0.006	0.006	0.007	○	○	○	○	○	○	○	○	○
富山地区	富山市	富山岩瀬	0.009	0.012	0.015	0.009	0.011	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		富山芝園	0.008	0.008	0.010	0.007	0.007	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		富山神明	0.011	0.009	0.007	0.009	0.005	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		富山蛇川	0.008	0.009	0.011	0.007	0.006	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		婦中町 婦中速星	0.010	0.007	0.007	0.007	0.006	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高岡・新湊地区	高岡市	高岡伏木	0.008	0.008	0.009	0.007	0.008	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		高岡能町	0.010	0.013	0.011	0.012	0.011	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		高岡本丸	0.015	0.011	0.013	0.010	0.011	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		高岡波岡	0.015	0.013	0.013	0.010	0.011	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		高岡戸出	0.011	0.008	0.009	0.010	0.010	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
その他の地区	新湊市	新湊三日曾根	0.010	0.008	0.010	0.008	0.007	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		新湊今井	0.009	0.007	0.009	0.006	0.008	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		新湊海老江	0.006	0.007	0.007	0.007	0.006	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福野町	小杉町 小杉太閤山	0.015	0.008	0.009	0.007	0.006	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	入善町 入善					0.006	0.007			○	○				○		○
	黒部市 黒部植木	0.008	0.010	0.009	0.008	0.005	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	魚津市 魚津					0.007	0.006			○	○				○		○
	滑川市 滑川上島					0.005	0.005			○	○				○		○
福野町	滑川大崎野	0.012	0.007	0.007	0.009	0.005	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	氷見市 氷見					0.005	0.005			○	○				○		○
	福岡町 福岡					0.007	0.005			○	○				○		○
	小矢部市 小矢部					0.006	0.005			○	○				○		○
	衛波市 砥波					0.005	0.005			○	○				○		○
福野町	福野					0.006	0.008			○	○				○		○

注 1 測定は、溶液導電率法による。

2 富山芝園、黒部植木観測局の元～3年度の数値は移設により、それぞれ富山県庁、黒部市庁観測局の測定結果とした。

3 黒部植木、滑川大崎野観測局を除くその他の地区的観測局は、大気汚染常時観測局適正配置計画により4年度から測定を開始した。

4 短期的評価による適(○)とは、1日平均値がすべての有効測定日（欠測が4時間以内であること。）で0.04ppm以下であり、かつ1時間値がすべての測定時間において0.1ppm以下をいう。

5 長期的評価による適(○)とは、一日平均値の上位の2%除外値が0.04ppm以下であり、かつ年間を通じて1日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないことをいう。

(4) 硫素酸化物

二酸化窒素の測定は、一般環境観測局25局（富山地区6局、高岡・新湊地区9局、その他の地区10局）において実施した。

測定結果の年度別推移（年平均値）は、表2-12及び図2-6のとおりであり、5年度を地区別にみると、次のとおりであった。

〔富山地区〕

年平均値は、0.010ppm（富山水橋、婦中速星観測局）～0.014ppm（富山岩瀬観測局）であり、主な観測局について、4年度と比べると、全体的にみて、ほぼ横ばいの値であった。

〔高岡・新湊地区〕

年平均値は、0.009ppm（高岡伏木観測局）～0.017ppm（高岡本丸観測局）であり、主な観測局について、4年度と比べると、全体的にみて、ほぼ横ばいの値であった。

〔その他の地区〕

年平均値は、0.004ppm（滑川大崎野観測局）～0.013ppm（魚津観測局）であった。

これらの測定値を、環境基準と比べると、表2-13のとおり、5年度もすべての観測局がこれに適合していた。

表2-12 二酸化窒素濃度の推移（年平均値）

(単位: ppm)

観測局		年度	元	2	3	4	5
富山地 区	富山市	富山水橋				0.008	0.010
		富山岩瀬	0.011	0.011	0.012	0.012	0.014
		富山芝園	0.016	0.017	0.017	0.012	0.012
		富山神明	0.010	0.010	0.011	0.012	0.013
		富山蟻川	0.009	0.009	0.011	0.011	0.012
高岡・ 新湊地 区	高岡市	婦中町	婦中速星	0.009	0.010	0.011	0.010
高岡伏木		0.009	0.010	0.009	0.010	0.009	
高岡能町		0.015	0.014	0.015	0.014	0.015	
高岡本丸		0.016	0.015	0.017	0.017	0.017	
高岡波岡		0.012	0.011	0.012	0.012	0.012	
新湊市	高岡戸出	0.010	0.010	0.011	0.011	0.012	
	新湊三日曾根	0.013	0.014	0.012	0.014	0.014	
	新湊今井	0.013	0.013	0.014	0.014	0.015	
小杉町	新湊海老江	0.010	0.011	0.011	0.011	0.013	
	小杉太閤山	0.013	0.012	0.013	0.013	0.013	
その他の 地区	入善町	入善				0.012	0.011
	黒部市	黒部植木				(0.012)	0.012
	魚津市	魚津				0.013	0.013
	滑川市	滑川上島				0.010	0.011
	滑川市	滑川大崎野				(0.004)	0.004
	永見市	永見				0.007	0.007
	福岡町	福岡				0.007	0.008
	小矢部市	小矢部				0.012	0.012
	砺波市	砺波				0.009	0.009
	福野町	福野				0.009	0.008

注1 検定は、ザルツマン比色法による。

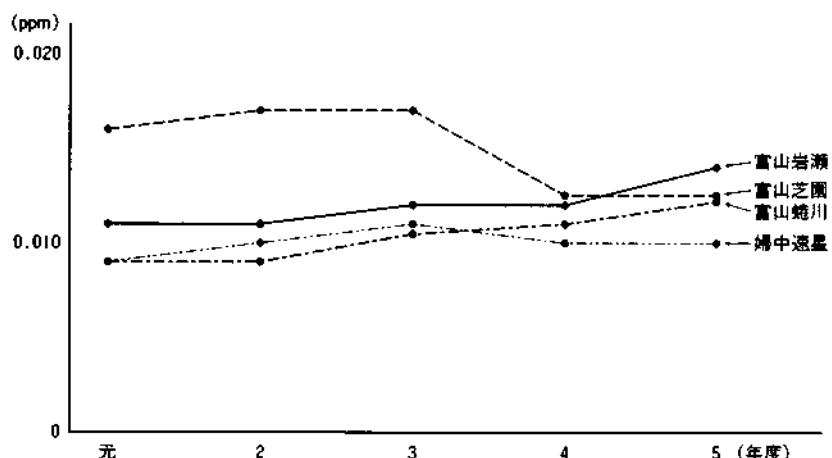
2 富山芝園観測局の元～3年度の数値は移設により、富山県庁観測局の検定結果とした。

3 富山水橋観測局及びその他の地区的観測局は、大気汚染常時観測局適正配置計画により4年度から検定を開始した。

4 ()は検定時間6000時間未満の観測局を示す。(評価は原則として6000時間以上の測定値をもってすることになっている。)

図2-6 主な一般環境観測局における二酸化窒素濃度の年度別推移（年平均値）

富 山 地 区



高岡・新潟地区

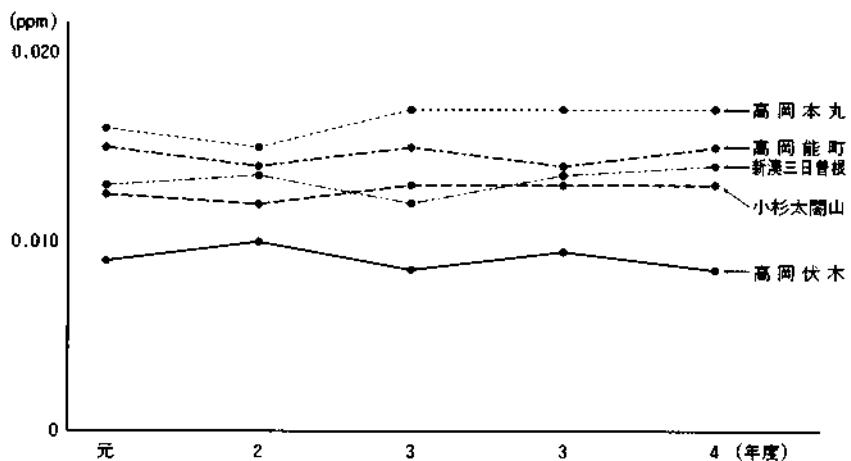


表2-13 二酸化窒素に係る環境基準の適合状況

観測局	年度	1日平均値の98%値 (ppm)					環境基準の適(○)、否(×)					
		基準 0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又は、それ以下 であること。	元	2	3	4	5	元	2	3	4	5
高 山 地 区	富山市	富山木橋				0.020	0.022				○	○
		富山岩瀬	0.025	0.026	0.027	0.025	0.026	○	○	○	○	○
		富山芝園	0.028	0.032	0.028	0.026	0.027	○	○	○	○	○
		富山神明	0.021	0.027	0.024	0.024	0.027	○	○	○	○	○
		富山姥川	0.020	0.023	0.025	0.023	0.024	○	○	○	○	○
	婦中町	婦中連星	0.021	0.023	0.022	0.020	0.020	○	○	○	○	○
高 岡 ・ 新 湊 地 区	高岡市	高岡伏木	0.024	0.025	0.024	0.025	0.023	○	○	○	○	○
		高岡能町	0.032	0.028	0.032	0.031	0.034	○	○	○	○	○
		高岡本丸	0.030	0.030	0.032	0.034	0.034	○	○	○	○	○
		高岡波岡	0.029	0.024	0.028	0.026	0.029	○	○	○	○	○
		高岡戸出	0.025	0.025	0.026	0.027	0.030	○	○	○	○	○
	新湊市	新湊三日曾根	0.030	0.032	0.026	0.032	0.035	○	○	○	○	○
		新湊今井	0.028	0.027	0.028	0.029	0.030	○	○	○	○	○
		新湊海老江	0.024	0.030	0.024	0.027	0.030	○	○	○	○	○
	小杉町	小杉太閤山	0.029	0.026	0.026	0.027	0.027	○	○	○	○	○
その他の地区	入善町	入善				0.024	0.024				○	○
	黒部市	黒部植木				(0.028)	0.024				(○)	○
	魚津市	魚津				0.026	0.026				○	○
	滑川市	滑川上島				0.021	0.024				○	○
		滑川大崎野				(0.011)	0.011				(○)	○
	永見市	永見				0.017	0.018				○	○
	福岡町	福岡				0.018	0.020				○	○
	小矢部市	小矢部				0.024	0.025				○	○
	砺波市	砺波				0.023	0.021				○	○
	福野町	福野				0.021	0.021				○	○

注1 激定は、ザルツマン比色法による。

2 富山芝園観測局の元～3年度の数値等は移設により、富山県庁観測局の激定結果とした。

3 富山水橋観測局及びその他の地区的観測局は、大気汚染常時観測局適正配置計画により4年度から激定を開始した。

4 この表は、国の指示に基づく長期的評価によるもので年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値をもって評価したものである。

(ウ) 浮遊粉じん

浮遊粉じん（浮遊粒子状物質- β 線吸収法又は光散乱法）の測定は、一般環境観測局25局（富山地区6局、高岡・新湊地区9局、その他の地区10局）において実施した。

測定結果の年度別推移（年平均値）は、表2-14、図2-7のとおりであり、5年度を地区別にみると、次のとおりであった。

〔富山地区〕

年平均値は、 $0.023\text{mg}/\text{m}^3$ （富山芝園観測局）～ $0.030\text{mg}/\text{m}^3$ （富山神明観測局）であり、主な観測局について、4年度と比べると、ほぼ横ばいの値であった。

〔高岡・新湊地区〕

年平均値は、 $0.026\text{mg}/\text{m}^3$ （小杉太閤山観測局）～ $0.035\text{mg}/\text{m}^3$ （高岡本丸観測局）であり、主な観測局について、4年度と比べると、全体的にみてほぼ横ばいの値であった。

〔その他の地区〕

年平均値は、 $0.021\text{mg}/\text{m}^3$ （入善観測局）～ $0.028\text{mg}/\text{m}^3$ （小矢部観測局）であった。

これらの測定値を環境基準と比べると、表2-15のとおりであり、5年度は、短期的評価でみると、これに適合していたのは25局中8局であったが、長期的評価でみると、25局全局が適合していた。

表2-14 浮遊粉じん濃度の年度別推移（年平均値）

(単位: mg/m³)

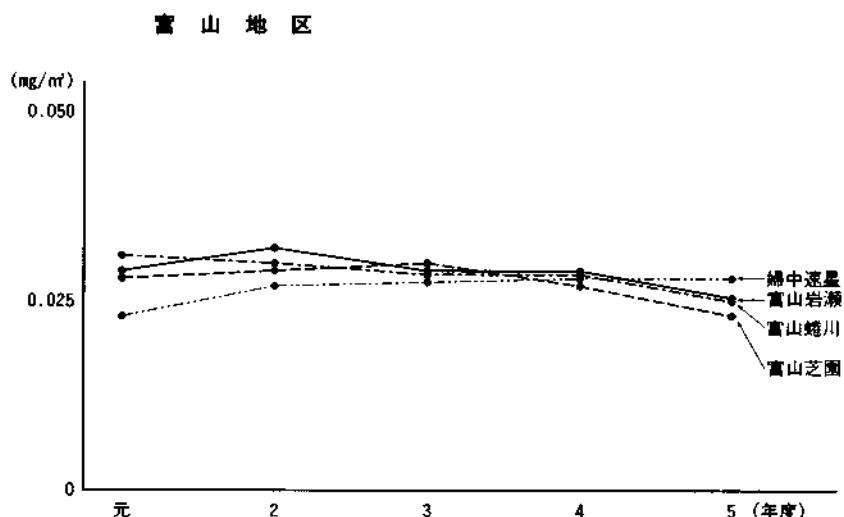
観測局		年 度	元	2	3	4	5
富 山 地 区	富 山 市	富 山 水 橋	0.024	0.024	0.027	0.027	0.026
		富 山 岩 瀬	0.029	0.032	0.029	0.028	0.026
		富 山 芝 園	0.028	0.029	0.030	0.027	0.023
		富 山 神 明	0.025	0.028	0.031	0.029	0.030
		富 山 蜷 川	0.031	0.030	0.029	0.028	0.025
高 岡 ・ 新 湊 地 区	高 岡 市	婦 中 速 星	0.023	0.027	0.028	0.028	0.027
		高 岡 伏 木	0.028	0.029	0.029	0.029	0.029
		高 岡 能 町	0.026	0.029	0.031	0.034	0.034
		高 岡 本 丸	0.035	0.037	0.034	0.036	0.035
		高 岡 波 岡	0.032	0.032	0.028	0.031	0.030
	新 湊 市	高 岡 戸 出	0.031	0.036	0.031	0.031	0.033
		新 湊 三 日 曾 根	0.036	0.037	0.035	0.030	0.029
		新 湊 今 井	0.037	0.039	0.037	0.036	0.032
	小 杉 町	新 湊 海 老 江	0.029	0.031	0.028	0.031	0.030
		小 杉 太 間 山	0.026	0.030	0.028	0.027	0.026
其 他 の 地 区	入 善 町	入 善				0.025	0.021
	黒 部 市	黒 部 植 木	0.033	0.030	0.028	0.023	0.022
	魚 津 市	魚 津				0.025	0.022
	滑 川 市	滑 川 上 島				0.025	0.023
		滑 川 大 崎 野	0.018	0.020	0.024	0.025	0.023
	冰 見 市	冰 見				0.026	0.025
	福 岡 町	福 岡				0.022	0.024
	小 矢 部 市	小 矢 部				0.029	0.028
	砺 波 市	砺 波				0.026	0.026
	福 野 町	福 野				0.026	0.027

注1 測定は、 β 線吸収法又は光散乱法で行い、光散乱法のものは、ローポリウム・エア・サンプラー法により校正した値である。

2 富山県庁、黒部植木観測局の元～3年度の数値は移設により、それぞれ富山県庁、黒部市庁観測局の測定結果とした。

3 黒部植木、滑川大崎野観測局を除くその他の地区的観測局は、大気汚染常時観測局適正配置計画により4年度から測定を開始した。

図2-7 主な一般環境観測局における浮遊粉じん濃度の年度別推移（年平均値）



高岡・新湊地区

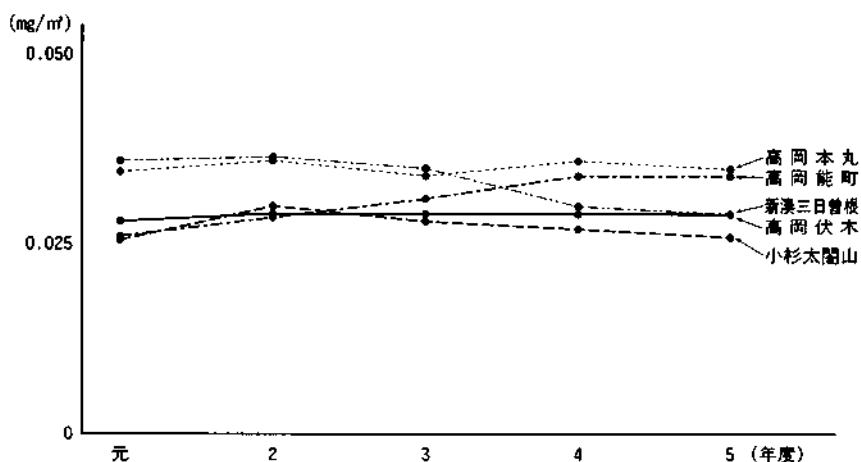


表2-15 浮遊粉じんに係る環境基準の適合状況

観測局		項目 基準	1日平均値の2%除外値(mg/m^3) 0.10mg/m ³ 以下であること					短期的評価による 達(○)、否(×)					長期的評価による 達(○)、否(×)							
			年 度	元	2	3	4	5	年 度	元	2	3	4	5	年 度	元	2	3	4	5
富山地 区	富山市	富山水橋	0.056	0.064	0.068	0.068	0.056	×	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
		富山岩瀬	0.068	0.078	0.064	0.068	0.061	×	×	×	×	×	×	○	○	×	○	○	○	
		富山芝園	0.062	0.071	0.068	0.071	0.057	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		富山神明	0.063	0.069	0.074	0.068	0.074	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
		富山蛇川	0.074	0.075	0.069	0.079	0.056	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
	婦中町	婦中速星	0.057	0.064	0.065	0.069	0.069	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
	高岡市	高岡伏木	0.068	0.063	0.070	0.062	0.064	×	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
		高岡能町	0.063	0.061	0.071	0.075	0.070	×	×	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
		高岡本丸	0.079	0.079	0.077	0.076	0.075	×	×	×	×	○	○	×	○	○	○	○	○	
		高岡波岡	0.078	0.064	0.056	0.074	0.062	×	×	○	×	○	×	○	×	○	○	○	○	
		高岡戸出	0.076	0.080	0.073	0.072	0.074	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
新湊地 区	新湊市	新湊三日曾根	0.084	0.080	0.082	0.069	0.068	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
		新湊今井	0.085	0.090	0.077	0.083	0.073	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
		新湊海老江	0.075	0.075	0.061	0.075	0.072	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
	小杉町	小杉太閤山	0.066	0.065	0.069	0.063	0.060	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
その他の 地区	入善町	入善				0.069	0.052				×	×			○	○				
	黒部市	黒部植木	0.072	0.067	0.069	0.056	0.054	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	魚津市	魚津				0.065	0.050				○				○	○	○	○	○	
	滑川市	滑川上島				0.062	0.054				×	×			○	○	○	○	○	
		滑川大崎野	0.048	0.052	0.062	0.062	0.054	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	
	永見市	永見				0.071	0.059				×	×			○	○	○	○	○	
	福岡町	福岡				0.058	0.056				×	×			○	○	○	○	○	
	小矢部市	小矢部				0.069	0.061				×	×			○	○	○	○	○	
	砺波市	砺波				0.068	0.065				×	×			○	○	○	○	○	
	福野町	福野				0.069	0.065				×	○			○	○	○	○	○	

注1 激定は、β線吸収法又は光散乱法で行い、光散乱法のものは、ローポリウム・エアー・サンプラー法により校正した値である。

2 富山芝園、黒部植木観測局の元～3年度の数値等は移設により、それぞれ富山県庁、黒部市府観測局の測定結果とした。

3 黒部植木、滑川大崎野観測局を除くその他の地区的観測局は、大気汚染常時観測局適正配置計画により4年度から測定を開始した。

4 短期的評価による達(○)とは、1日平均値がすべての有効測定日(欠測が4時間以内であること)で0.1mg/m³以下であり、かつ1時間値がすべての測定時間において0.2mg/m³以下をいう。

5 長期的評価による達(○)とは、1日平均値の上位の2%除外値が0.1mg/m³以下であり、かつ年間を通して1日平均値が0.1mg/m³を超える日が2日間以上連續しないことをいう。

(エ) 光化学オキシダント

光化学オキシダントの測定は、一般環境観測局25局(富山地区6局、高岡・新湊地区9局、その他の地区10局)において実施した。測定結果の年度別推移(年平均値)は、表2-16のとおりであり、5年度は、0.023ppm(高岡波岡観測局)～0.037ppm(滑川大崎野観測局)であった。

表2-16 光化学オキシダント濃度の年度別推移(年平均値)

(単位: ppm)

観測局		年 度	元	2	3	4	5
富 山 地 区	富 山 市	富 山 水 橋					0.031
		富 山 岩 瀬	0.028	0.029	0.029	0.031	0.027
		富 山 芝 園	0.025	0.028	0.026	0.029	0.029
		富 山 神 明					0.031
		富 山 蛇 川				0.031	0.029
	婦 中 町	婦 中 速 星				0.032	0.033
高 岡 ・ 新 湊 地 区	高 岡 市	高 岡 伏 木	0.033	0.034	0.031	0.034	0.033
		高 岡 能 町				0.029	0.026
		高 岡 本 丸	0.023	0.027	0.028	0.028	0.026
		高 岡 波 岡	0.027	0.027	0.026	0.028	0.023
		高 岡 戸 出				(0.028)	0.030
	新 湊 市	新 湊 三 日 曾 根	0.031	0.029	0.029	0.030	0.029
		新 湊 今 井				(0.025)	0.027
		新 湊 海 老 江				(0.028)	0.032
	小 杉 町	小 杉 太 閻 山	0.026	0.027	0.026	0.028	0.030
	入 善 町	入 善				0.033	0.030
その 他 の 地 区	黒 部 市	黒 部 植 木				(0.032)	0.029
	魚 津 市	魚 津				0.028	0.030
	滑 川 市	滑 川 上 島				0.027	0.028
		滑 川 大 崎 野				(0.039)	0.037
	氷 見 市	氷 見				(0.031)	0.029
	福 岡 町	福 岡				(0.026)	0.028
	小 矢 部 市	小 矢 部				(0.025)	0.029
	砺 波 市	砺 波				(0.028)	0.032
	福 野 町	福 野				(0.029)	0.029

注1 測定は、ヨードカリ比色法による。

2 富山芝園観測局の元～3年度の数値は設置により、富山県庁観測局の測定結果とした。

3 大気汚染常時観測局適正配置計画により富山蛇川等16観測局は4年度から、富山水橋及び富山神明観測局は5年度から測定を開始した。

4 ()は、測定時間6000時間未満の観測局を示す。(評価は原則として6000時間以上の測定をもってすることになっている。)

また、5年度の環境基準の適合状況は表2-17のとおりであり、各観測局における適合時間数でみると、総測定時間の93.3～98.9%がこの基準を満足していた。

なお、大気汚染緊急時（情報や注意報等）の措置としての情報や注意報等を発令するまでには至らなかった。

表2-17 光化学オキシダントに係る環境基準の適合状況

観測局	年 度	項目					1時間値の最高値 (ppm)					1時間値が0.06ppmを超えない時間数の割合 (%)				
		基 準					0.06ppm以下であること									
		元	2	3	4	5	元	2	3	4	5	元	2	3	4	5
富山地区	高山水橋					0.099										94.4
	高山岩瀬	0.091	0.095	0.099	0.096	0.094	96.5	96.2	94.3	94.2	96.7					
	高山芝園	0.099	0.094	0.087	0.108	0.098	96.3	97.1	97.8	94.5	94.0					
	高山神明					0.099										93.3
	高山蛇川				0.099	0.093						94.4				96.4
福井中町	福井中速星				0.108	0.097						94.4				93.5
	高岡伏木	0.097	0.102	0.098	0.098	0.105	94.0	95.1	97.0	94.5	98.3					
高岡・新湊地区	高岡能町					0.085	0.081					96.9				
	高岡本丸	0.088	0.091	0.087	0.091	0.087	98.4	97.8	96.8	97.4	97.1					97.1
	高岡波岡	0.116	0.091	0.086	0.096	0.086	95.6	98.0	97.1	97.1	98.9					
	高岡戸出				(0.081)	0.093						(97.7)				95.5
	新湊三日曾根	0.106	0.120	0.114	0.096	0.113	93.3	95.2	95.8	95.4	96.7					
その他他の地区	新湊今井				(0.085)	0.088						(99.0)				97.3
	新湊海老江				(0.086)	0.115						(98.4)				94.8
	小杉町 小杉太閤山	0.088	0.088	0.089	0.089	0.092	97.3	98.1	97.6	96.3	95.1					
その他の地区	入善町 入 善				0.103	0.096						93.5				98.6
	黒部市 黒部植木				(0.078)	0.093						(97.0)				97.8
	魚津市 魚 津				0.089	0.101						97.4				95.6
	滑川市 滑 川 上島				0.094	0.094						97.0				96.2
	永見市 水 見				(0.097)	0.103						(95.4)				97.2
福井県	福岡町 福 岡				(0.087)	0.091						(98.0)				97.2
	小矢部市 小 矢 部				(0.088)	0.094						(97.6)				94.6
	勝波市 衡 波				(0.090)	0.093						(97.6)				95.9
福井野町 福 野					(0.104)	0.088						(96.4)				96.4

注1 測定は、ヨードカリ比色法による。

2 富山芝園観測局の元～3年度の数値は移設により、富山県庁観測局の測定結果とした。

3 大気汚染常時観測局適正配置計画により富山蛇川等16観測局は4年度から、富山水橋及び富山神明観測局は5年度から測定を開始した。

4 ()は、測定時間6000時間未満の観測局を示す。(評価は原則として6000時間以上の測定値をもってすることになっている。)

(オ) 炭化水素

炭化水素の測定は、富山芝園観測局において実施した。

測定結果の年度別推移（年平均値）は、表2-18のとおりであり、5年度は、非メタン炭化水素0.12ppmC、メタン1.81ppmC、全炭化水素1.93ppmCであり、4年度と比べると、全炭化水素はほぼ横ばいの値を示していた。

また、非メタン炭化水素の6時～9時における年平均値は0.10ppmCであり、これを国の炭化水素に係る環境基準専門委員会の指針値（6～9時の3時間平均値が0.20～0.31ppmCの範囲内又はそれ以下）と比べると、範囲以下の値であった。

表2-18 炭化水素濃度の年度別推移（年平均値）

（単位：ppmC）

観測局		年 度		元	2	3	4	5
		項目						
富山市	富山芝園	非メタン	年 間	0.17	0.18	0.18	0.23	0.12
		炭化水素	6時～9時	0.14	0.14	0.15	0.22	0.10
		メ タ ン		1.77	1.75	1.76	1.77	1.81
		全炭化水素		1.94	1.93	1.94	2.00	1.93

注1 測定は、水素炎イオン化法による。

2 全炭化水素は、非メタン炭化水素とメタンとを加えたものである。

3 富山芝園観測局の元～3年度の数値は移設により、富山県庁観測局の測定結果とした。

イ 自動車排出ガス観測局の測定結果

主要幹線道路周辺の自動車排出ガス観測局5局において、一酸化炭素、窒素酸化物、炭化水素、浮遊粉じん（ β 線吸収法）を測定している。

測定結果の年度別推移（年平均値）は、表2-19のとおりで、5年度は一酸化炭素0.4ppm（婦中田島、小杉鷺塚観測局）～0.9ppm（高岡広小路観測局）、一酸化窒素0.011ppm（小杉鷺塚観測局）～0.019ppm（黒部前沢観測局）、二酸化窒素0.016ppm（小杉鷺塚観測局）～0.023ppm（高岡広小路観測局）、窒素酸化物0.026ppm（小杉鷺塚観測局）～0.041ppm（高岡広小路観測局）であった。

また、非メタン炭化水素は0.17ppmC（小杉鷺塚観測局）～0.37ppmC（高岡広小路観測局）、メタンは1.80ppmC（婦中田島観測局）～1.86ppmC（小杉鷺塚観測局）、全炭化水素は2.03ppmC（黒部前沢等3観測局）～2.21ppmC（高岡広小路観測局）、浮遊粉じんは0.024mg/m³（富山城址観測局）～0.036mg/m³（高岡広小路観測局）であった。

この測定値を環境基準と比べると、表2-20のとおりであり、一酸化炭素、二酸化窒素については、全局とも適合していた。また、浮遊粉じんについては、短期的評価では全局が不適合であったが、長期的評価では、全局が適合していた。

表2-19 自動車排出ガスの年度別推移（年平均値）

観測局		項目(単位)	年度		元	2	3	4	5
			1	2	3	4	5		
富山市	富山城址	一酸化炭素(ppm)	0.9	0.9	0.9	0.8	0.8		
		一酸化窒素(ppm)	0.020	0.016	0.019	0.018	0.018		
		二酸化窒素(ppm)	0.021	0.021	0.019	0.021	0.022		
		窒素酸化物(ppm)	0.041	0.037	0.038	0.039	0.040		
		非メタン炭化水素(ppmC)	0.21	0.25	0.26	0.25	0.22		
		メタノン(ppmC)	1.83	1.86	1.87	1.82	1.84		
		全炭化水素(ppmC)	2.04	2.11	2.12	2.08	2.06		
		浮遊粉じん(mg/m³)	0.033	0.030	0.027	0.024	0.024		
高岡市	高岡広小路	一酸化炭素(ppm)	1.1	1.0	1.0	0.9	0.9		
		一酸化窒素(ppm)	0.020	0.021	0.023	0.017	0.018		
		二酸化窒素(ppm)	0.022	0.024	0.024	0.022	0.023		
		窒素酸化物(ppm)	0.042	0.045	0.047	0.039	0.041		
		非メタン炭化水素(ppmC)	0.31	0.31	0.31	0.29	0.37		
		メタノン(ppmC)	1.79	1.80	1.83	1.84	1.84		
		全炭化水素(ppmC)	2.10	2.11	2.17	2.13	2.21		
		浮遊粉じん(mg/m³)	0.034	0.035	0.028	0.026	0.036		
黒部市	黒部前沢	一酸化炭素(ppm)				0.5	0.5		
		一酸化窒素(ppm)				0.019	0.019		
		二酸化窒素(ppm)				0.018	0.017		
		窒素酸化物(ppm)				0.037	0.036		
		非メタン炭化水素(ppmC)				0.14	0.19		
		メタノン(ppmC)				1.83	1.85		
		全炭化水素(ppmC)				1.97	2.03		
		浮遊粉じん(mg/m³)				0.031	0.029		
婦中町	婦中田島	一酸化炭素(ppm)				0.4	0.4		
		一酸化窒素(ppm)				0.018	0.016		
		二酸化窒素(ppm)				0.020	0.019		
		窒素酸化物(ppm)				0.037	0.036		
		非メタン炭化水素(ppmC)				0.16	0.23		
		メタノン(ppmC)				1.76	1.80		
		全炭化水素(ppmC)				1.93	2.03		
		浮遊粉じん(mg/m³)				0.032	0.031		
小杉町	小杉鷲塚	一酸化炭素(ppm)				0.4	0.4		
		一酸化窒素(ppm)				0.011	0.011		
		二酸化窒素(ppm)				0.016	0.016		
		窒素酸化物(ppm)				0.026	0.026		
		非メタン炭化水素(ppmC)				0.17	0.17		
		メタノン(ppmC)				1.85	1.86		
		全炭化水素(ppmC)				2.02	2.03		
		浮遊粉じん(mg/m³)				0.034	0.032		

注1 測定は、浮遊粉じんはβ線吸収法(浮遊粒子状物質)、その他の項目は一般環境観測局の測定方法と同じである。

2 窒素酸化物は、一酸化窒素と二酸化窒素とを加えたものである。

3 全炭化水素は、非メタン炭化水素とメタンとを加えたものである。

4 黒部前沢、婦中田島、小杉鷲塚観測局は、大気汚染常時観測局適正配置計画により4年度から測定を開始した。

表2-20 自動車排出ガス濃度の環境基準の適合状況

(1) 一酸化炭素

項目 基準	1日平均値の2%除外値(ppm)					1日平均値が10ppm を超えた日が2日以上連続の有無					長期的評価による 通(○)、否(×)				
	10ppm以下であること					無									
観測局 年 度	元	2	3	4	5	元	2	3	4	5	元	2	3	4	5
富山市 富山城址	1.6	1.5	1.6	1.3	1.2	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
高岡市 高岡広小路	1.8	1.8	1.8	1.7	1.7	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
黒部市 黒部前沢				0.8	0.9				無	無			○	○	
婦中町 婦中田島				0.7	0.7				無	無			○	○	
小杉町 小杉鶯塚				0.9	0.8				無	無			○	○	

注1 測定は、赤外線分析法による。

2 黒部前沢、婦中田島、小杉鶯塚観測局は、大気汚染常時観測局適正配置計画により4年度から測定を開始した。

3 この表は、国の指示に基づく長期的評価によるもので、年間における1日平均値のうち、測定値の高い値から2%除外した値をもって評価したものである。

(2) 二酸化窒素

項目 基準	1日平均値の98%値(ppm)					環境基準の 通(○)、否(×)				
	0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又は、それ以下であること。									
観測局 年 度	元	2	3	4	5	元	2	3	4	5
富山市 富山城址	0.034	0.035	0.033	0.034	0.037	○	○	○	○	○
高岡市 高岡広小路	0.038	0.039	0.040	0.038	0.039	○	○	○	○	○
黒部市 黒部前沢					0.033	0.030			○	○
婦中町 婦中田島					0.032	0.032			○	○
小杉町 小杉鶯塚				0.029	0.032				○	○

注1 測定は、ガルツマン比色法による。

2 黒部前沢、婦中田島、小杉鶯塚観測局は、大気汚染常時観測局適正配置計画により4年度から測定を開始した。

3 この表は、国の指示に基づく長期的評価によるもので、年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値をもって評価したものである。

(3) 浮遊粉じん

項目 基準	1日平均値の2%除外値(mg/m^3)					短期的評価による 通(○)、否(×)					長期的評価による 通(○)、否(×)				
	0.10 mg/m^3 以下であること														
観測局 年 度	元	2	3	4	5	元	2	3	4	5	元	2	3	4	5
富山市 富山城址	0.063	0.064	0.058	0.057	0.062	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○
高岡市 高岡広小路	0.075	0.074	0.064	0.060	0.078	×	×	×	○	×	○	×	○	○	○
黒部市 黒部前沢				0.072	0.068				○	×			○	○	
婦中町 婦中田島				0.071	0.074				×	×			○	○	
小杉町 小杉鶯塚				0.079	0.074				×	×			○	○	

注1 短期的評価による通(○)とは、1日平均値がすべての有効測定日(欠測が4時間以内であること)で $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ1時間値がすべての測定時間において $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下をいう。

2 黒部前沢、婦中田島、小杉鶯塚観測局は、大気汚染常時観測局適正配置計画により4年度から測定を開始した。

3 長期的評価による通(○)とは、1日平均値の上位の2%除外値が $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ年間を通じて1日平均値が $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ を超える日が2日間以上連續しないことをいう。

(2) 燃料使用量等の推移

ア 燃料使用量の推移

県内における重油、原油、石炭、灯油、軽油及びガソリンの使用量の年度別推移は、表2-21のとおりであった。

表2-21 燃料使用量(推定)の年度別推移

(単位：千kl)

年 度		元	2	3	4	5
燃料の種類						
重 油 ・ 原 油 ・ 石 炭	A 重 油	265 (100)	282 (106)	304 (115)	290 (109)	303 (114)
	B 重 油	8 (100)	3 (38)	1 (13)	2 (25)	9 (113)
	C 重 油	493 (100)	526 (107)	276 (56)	484 (98)	409 (83)
	原 油	891 (100)	1,116 (125)	1,021 (115)	1,109 (125)	666 (75)
	* 石 炭	873 (100)	903 (103)	975 (112)	895 (103)	675 (77)
	合 計	2,530 (100)	2,830 (112)	2,577 (102)	2,780 (110)	2,062 (82)
灯 油		353 (100)	360 (102)	365 (103)	369 (105)	404 (114)
軽 油		387 (100)	416 (108)	435 (112)	439 (113)	442 (114)
ガ ソ リ ン		393 (100)	414 (105)	433 (110)	500 (127)	562 (143)

注1 ()は、元年度を100とした指標である。

2 *は、重油換算した使用量である。

主に工場・事業場で使用される重油、原油及び石炭の使用量は、5年度は206万 klで、4年度と比べ減少した。内訳をみると、C重油、原油及び石炭は減少し、A重油は増加した。

また、主に自動車に使用される軽油及びガソリンについては、増加する傾向にある。

イ 硫黄酸化物排出量の推移

県内における重油、原油などの燃焼に伴う硫黄酸化物の推定排出量は、表2-22のとおりで、4年度と比べ減少した。

表2-22 硫黄酸化物排出量（推定）の年度別推移

(単位：千Nm³)

年 度		元	2	3	4	5
燃料の種類						
重 油	A 重 油	997 (100)	1,061 (106)	1,144 (115)	1,091 (109)	1,140 (114)
	B 重 油	47 (100)	18 (38)	3 (6)	7 (15)	29 (62)
	C 重 油	1,281 (100)	1,269 (99)	657 (51)	1,150 (90)	971 (76)
原 油		675 (100)	813 (120)	883 (131)	951 (141)	571 (85)
石 炭		579 (100)	658 (114)	543 (94)	548 (95)	506 (87)
合 計		3,579 (100)	3,819 (107)	3,230 (90)	3,747 (105)	3,217 (90)

注 ()は、元年度を100とした指標である。

ウ ばい煙発生施設数の推移

工場等に設置されているばい煙発生施設数の年度別推移は表2-23のとおりで、総施設数は、5年度は2,830施設で4年度と比べやや増加した。

表2-23 ばい煙発生施設数の年度別推移

種類	年 度	元	2	3	4	5
ボイラー	1,583	1,570	1,675	1,718	1,759	
金属溶解炉	169	141	147	157	161	
金属加熱炉	177	152	152	157	155	
焼成炉・溶融炉	61	56	96	97	96	
乾燥炉	112	104	106	122	115	
電気炉	37	34	32	32	32	
廃棄物焼却炉	127	116	120	124	125	
銅・鉛・亜鉛精錬用施設	64	54	56	56	56	
塩素・塩化水素反応施設	46	35	69	70	71	
その他の	62	197	224	242	260	
合 計	2,438 (100)	2,459 (101)	2,677 (110)	2,775 (114)	2,830 (116)	

注 ()は、元年度を100とした指数である。

エ 自動車保有台数の推移

移動発生源の大部分を占める自動車の保有台数の年度別推移は、表2-24のとおりである。

5年度の総保有台数は70万7千台で、4年度の68万6千台と比べてやや増加した。

表2-24 自動車保有台数の年度別推移

(単位：台)

年 度		元	2	3	4	5
貨物用	普 通	23,738	25,544	27,042	28,134	28,674
	小 型	70,093	68,887	68,415	67,604	67,002
乗合用	普 通	1,064	1,083	1,081	1,075	1,079
	小 型	1,697	1,699	1,696	1,640	1,649
乗 用	普 通	7,436	10,935	17,251	27,774	38,702
	小 型	305,088	315,958	324,938	330,701	335,391
大 型 特 殊 車		5,205	5,463	5,741	6,014	6,238
軽 自 動 車		192,892	202,527	209,469	213,709	218,990
特 殊	普 通	6,613	6,893	7,209	7,478	7,680
	小 型	1,601	1,599	1,590	1,583	1,616
合 计		615,427 (100)	640,588 (104)	664,432 (108)	685,712 (111)	707,021 (115)

注 ()は、元年度を100とした指標である。

2 大気汚染防止に関する講じた施策

(1) 法令等に基づく規制の概要

ア 大気汚染防止法による規制

大気汚染防止法による規制の概要は、次のとおりである。

(ア) 規制地域

県内全域

(イ) 規制対象物質

硫黄酸化物、ばいじん、有害物質(カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、ふつ素・ふっ化水素及びふっ化けい素、鉛及びその化合物、窒素酸化物)及び粉じん(一般粉じん、特定粉じん)

(ウ) 規制対象施設

a ばい煙発生施設

ポイラー、金属加熱炉、廃棄物焼却炉等32種類の施設

b 粉じん発生施設

(a) 一般粉じん

堆積場、ベルトコンベア、バケットコンベア等5種類の施設

(b) 特定粉じん

アスベストを発生又は飛散する施設のうち解綿用機械、混合機、切斷機等の9種類の施設

(エ) 排出基準等

a 硫黄酸化物

硫黄酸化物の排出基準は、排出口の高さに応じて定められた硫黄酸化物の許容量として、 $q = K \times 10^{-3} \cdot He^2$ (q は硫黄酸化物排出量 He は有効煙突高さ) で表されており、規制は K 値で行われている。

K 値は、富山市、高岡市等の公害防止計画地域で2.34 (49年3月31日までに設置された施設は5.0)、その他の地域では17.5となっている。

b ばいじん

ばいじんの排出基準は、ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出されるばいじんの濃度について、発生施設の種類及び規模ごとに規制されている。

c 有害物質

有害物質の排出基準は、ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される有害物質の濃度について、発生施設の種類及び規模ごとに規制されている。

なお、県では、これら有害物質のうち、カドミウム、塩素、塩化水素及びふっ素について、条例により、更に厳しい上乗せ排出基準を設定している。

d 粉じん

- (a) 一般粉じん発生施設には、フード、散水設備、防じんカバー等の構造並びに使用及び管理に関する基準が設定されている。
- (b) 特定粉じんについては、工場又は事業場の敷地境界における大気中のアスベストの濃度が規制されている。

(オ) 届出施設

a ばい煙発生施設

5年度末のばい煙発生施設の届出状況は、表2-25のとおり、総施設数は2,830施設(工場・事業場数1,261)となっている。

種類別では、ボイラ一が1,759施設(構成比62%)で最も多く、次いでディーゼル機関179施設(同 6 %)、金属溶解炉161施設(同 6 %)、金属加熱炉155施設(同 5 %)、廃棄物焼却炉125施設(同 4 %)、乾燥炉115施設(同 4 %)の順となっている。

また、地域別では、富山市743施設(構成比26%)、高岡市499施設(同18%)、新湊市232施設(同 8 %)、黒部市230施設(同 8 %)となっており、4市で全施設の60%にあたる1,704施設が設置されている。

表2-25 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の届出状況

(6年3月31日現在)

地 域	工 場 ・ 事 業 場 数	ば い 煙 發 生 施 設 數																			計
		1	2	3	4	5	6	7	9	10	11	12	13	14	19	21	27	29	30		
水 イ ラ ー	ガ ス ス ト ア ル ー	加 熱 發 生 爐 火 加 熱 爐	燃 燒 爐 結 爐	熔 化 爐	鑄 鉢 爐	金 屬 溶 解 爐	石 油 加 熱 爐	金 屬 加 熱 爐	燒 浴 成 融 爐	反 直 火 爐	乾 燥 爐	電 氣 爐	廢 棄 物 燒 却 爐	銅 鉛 鋁 鐵 爐	塗 素 粉 塵 爐	複 合 酸 性 肥 料 塗 設 施	硝 酸 施 製	ガ ス タ ー ビ ン	デ イ ー ゼ ル 機 関		
富山市	350	540	4				40	8	21		10	8	23		1			9	79	743	
高岡市	248	296		6	1	52	15		4		21	9	27		37			10	21	499	
新湊市	60	106		1		38	56				8	9	5						9	232	
魚津市	53	69						3		5		3		31				4	10	125	
氷見市	44	40				4	1	2		7		5						4	63		
滑川市	35	41				1				5		3						1	3	54	
黒部市	38	118				15	19			7		3	56					2	10	230	
砺波市	40	43				10	3			3		4						2	5	70	
小矢部市	57	63				2	3	6		7		6						2	5	94	
上新川郡	24	34						53				3							3	93	
中新川郡	51	63				23	5	1		9	1	7							3	112	
下新川郡	47	58				9	2					15						2	8	94	
婦負郡	58	83	1	1			4	5	3	14		4		2	12	7		4	140		
射水郡	50	67		1		3	1			3	5	3							8	91	
東砺波郡	66	82				1		1		6		6							7	103	
西砺波郡	40	56				3	10			10		8								87	
合 計	1,261	1,759	5	9	1	161	155	12	96	3	115	32	125	56	71	12	7	32	179	2,800	

b 粉じん発生施設

5年度末の一般粉じん発生施設の届出状況は、表2-26のとおり、総施設数は846施設(175工場・事業場数)であり、種類別では、堆積場が291施設(構成比34%)で最も多く、次いでベルトコンベア・バケットコンベア280施設(同33%)、破碎機・摩碎機222施設(同26%)の順となっている。

表2-26 大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設の届出状況
(6年3月31日現在)

地 域	工 場・ 事 業 場 数	粉じん発生施設数				
		堆積場	ペルトコンベア パケットコンベア	破碎機 摩碎機	ふるい	計
富山市	34	70	14	36	7	127
高岡市	25	34	47	20	3	104
新湊市	6	25	50		2	77
魚津市	6	6		8	1	15
氷見市	5	3	9	4	1	17
滑川市	5	6	5	3	1	15
黒部市	9	22	10	21	5	58
砺波市	8	16	6	11	4	37
小矢部市	15	20	9	19	10	58
上新川郡	5	7	7	8	2	24
中新川郡	14	17	16	32	8	73
下新川郡	11	10	44	23	5	82
婦負郡	7	11	17	16		44
射水郡	4	19	4	2		25
東砺波郡	18	20	33	15	1	69
西砺波郡	3	5	9	4	3	21
合 計	175	291	280	222	53	846

また、特定粉じん発生施設の届出状況は、東砺波郡に1施設（1工場）となっている。

イ 大気汚染緊急時対策要綱による措置

大気汚染防止法には、大気の汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に被害が生ずる恐れのある場合に、その対策として大気汚染緊急時の措置をとることが規定されている。

これに基づき県では、46年度に硫黄酸化物についての緊急時対策要綱を制定し、49年度には対象物質に光化学オキシダント、浮遊粉じん、二酸化窒素を追加した。

要綱の概要は、次のとおりである。

(ア) 対象地域

富山地区（富山市、婦中町）

高岡・新湊地区（高岡市、新湊市、射水郡）

(イ) 対象物質

硫黄酸化物、光化学オキシダント、浮遊粉じん、二酸化窒素

(ウ) 緊急時の種類

情報、注意報、警報、重大警報

(エ) 緊急時の発令基準

緊急時の発令基準は表2-27のとおりであり、発令は対象地区ごとに1局以上の常時観測局において、対象物質の濃度が発令基準のいずれかに該当し、かつ、気象条件からみて汚染の状態が継続すると認められる場合に行う。

表2-27 緊急時の発令基準

対象物質	発令基準			
	情報	注意報	警報	重大警報
硫黄酸化物	0.2ppm 2時間	0.2ppm 3時間	0.5ppm 2時間	0.5ppm 3時間
		0.3ppm		0.7ppm 2時間
	0.3ppm	0.5ppm 48時間平均値 が0.15ppm以上	—	—
光化学オキシダント	0.10ppm	0.12ppm	0.24ppm	0.4ppm
浮遊粉じん	2 mg/m ³	2 mg/m ³ 2時間	—	3 mg/m ³ 3時間
二酸化窒素	0.4ppm	0.5ppm	—	1.0ppm

注 表中の時間は、当該濃度が継続した時間を表す。

(オ) 緊急時の措置

- ・ 緊急時協力工場に対しては、緊急時の種類に応じて表2-28のとおり、ばい煙排出量の削減を要請する。
- ・ 一般住民に対しては、テレビ、ラジオ等により、また学校に対しては県庁関係課、市町村を通じ、緊急時が発令されたことを知らせるとともに、屋外になるべく出ないよう協力を求める。
- ・ 自動車の運転者に対しては、光化学オキシダント等自動車排出ガスに起因する物質による発令の場合は、発令地区内の自動車の運行を差し控えるよう協力を求める。
- ・ 健康被害があった場合は、保健所、市町村の公害又は衛生担当課が直ちに対策をとる。



一斉指令装置による緊急時の協力要請

表2-28 緊急時協力工場の緊急時措置

対象物質	緊急時の措置			
	情報	注意報	警報	重大警報
硫黄酸化物	工場へ通報し、不要不急の燃焼の自粛による協力を要請	通常硫黄酸化物排出量の20%以上削減勧告	通常硫黄酸化物排出量の50%以上削減勧告	硫黄酸化物許容量の80%以上削減命令
光化学オキシダント	同上	通常燃料使用量の20%以上削減勧告	通常燃料使用量の30%以上削減勧告	通常燃料使用量の40%以上削減命令
浮遊粉じん	同上	同上	—	同上
二酸化窒素	同上	同上	—	同上

ウ スパイクタイヤ規制法による規制等

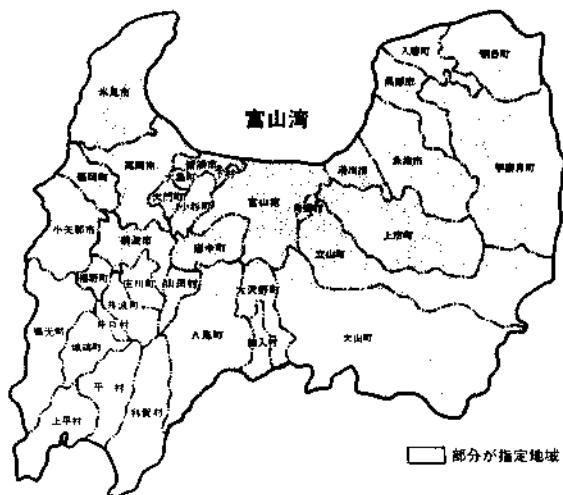
(ア) スパイクタイヤ規制法の概要

スパイクタイヤ粉じんの発生を防止し、健康と生活環境を保全するため、2年6月27日に「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」(スパイクタイヤ規制法)が施行され、指定地域内ではスパイクタイヤの使用が規制されている。

a 指定地域

住居が集合し、交通量が多い地域であって、スパイクタイヤ粉じんの発生を防止する必要がある地域として、本県では図2-8のとおり、27市町村が指定地域として指定された。

図2-8 スパイクタイヤの使用が規制される指定地域



b スパイクタイヤの規制

スパイクタイヤ粉じんを発生させないように努めることが原則となつておる、特に指定地域内では積雪又は凍結の状態にない道路において3年4月1日からスパイクタイヤの使用が禁止された。

(イ) スパイクタイヤ対策の推進

法の施行に伴い、脱スパイクタイヤが円滑に推進されるよう、次のような広報啓発や道路環境の整備等を行った。

a 広報啓発等

- ・ ポスター及び広報誌等による法の趣旨や脱スパイクタイヤの啓発
- ・ 横断幕及び道路情報標示板等による法の趣旨や脱スパイクタイヤの啓発
- ・ 自動車関係業界に対する協力要請



b 道路環境の整備

- ・ スパイクタイヤ、タイヤチェーン着脱場の整備
- ・ 除排雪、凍結防止対策の強化
- ・ 消雪装置の整備
- ・ 路面清掃の徹底

c 冬道の交通安全確保

- ・ 路面の積雪、凍結等の情報提供
- ・ 冬期の安全運転教育の徹底

d 道路粉じん調査

- ・ スパイクタイヤ装着前後における道路粉じん調査
 - ・ 自動車排出ガス観測局における浮遊粉じん調査
- e 装着率調査等
- ・ 冬期における走行車両のスパイクタイヤ装着率調査
 - ・ 凍結遲延剤の効果試験

(2) 大気環境計画（ブルースカイ計画）の推進

ア 硫黄酸化物環境計画による指導

県では、47年度に硫黄酸化物環境計画を策定し、その後8回にわたり強化改定して環境基準の達成維持を図ってきた。

計画に基づく指導の結果、51年以降は環境基準を維持しており、今後も環境の状況や工場等における燃料使用状況等を把握しながら、計画の見直しを図り、引き続き対策を推進していくことにしている。

計画の概要は次のとおりである。

(ア) 環境計画の適用期間

4年度から6年度までの3年間

(イ) 環境目標値

環境基準を維持するため表2-29のとおり設定した。

表2-29 環境目標値

環境目標値	年平均値 1日平均値の98%値 1時間値	0.016ppm以下 0.040ppm以下 0.100ppm以下
-------	----------------------------	--

(ア) 環境目標値の維持方策

a 対象地域

県内全域

b 対象工場・事業場

大気汚染防止法等に基づくばい煙発生施設を有する工場・事業場で重油等燃料の最大使用量が0.3kL/時以上に該当するもの。

c 指導硫黄酸化物排出量

地域別に表2-30のとおり設定した。

表2-30 指導硫黄酸化物排出量

地 域 区 分		排 出 量 算 式
公害 防止 計画 地 域	北地 部区	富山市、高岡市、新湊市及び射水郡のうち国道8号線以北でかつ、国道160号線以東の地区
	中地 部区	北部地区及び南部地区以外の地区
	南地 部区	富山市、高岡市、射水郡及び婦中町のうち北陸自動車道以南の地区
そ の 他 の 地 域		$Q = 6.5W^{0.87}$

注1 公害防止計画地域の射水郡には下村を含む。

2 Q は指導硫黄酸化物排出量 ($Nm^3/時$) で、対象施設から排出される硫黄酸化物排出量の合計量を示す。

3 W は工場等の燃原料使用量 ($kL/時$) である。

イ 窒素酸化物環境計画による指導

県では、49年度に窒素酸化物環境計画を策定し、その後6回にわたり改定し、環境基準の達成維持を図ってきた。計画に基づく指導の結果、硫黄酸化物と同様に良好な環境を推持しており、今後も環境の状況、工場等における燃料使用状況及び自動車交通量等を把握しながら、計画の見直しを図り、引き続き推進していくことにしている。

計画の概要は次のとおりである。

(ア) 環境計画の適用期間

4年度から6年度までの3年間

(イ) 環境目標値

環境基準を維持するため、表2-31のとおり設定した。

表2-31 環境目標値

環境目標値	年平均値 1日平均値の98%値	0.020ppm以下 0.040ppm以下
-------	--------------------	--------------------------

(ウ) 環境目標値の維持方策

工場・事業場に対する指導は、法の排出基準による。

(3) 監視測定体制の整備

ア 大気汚染常時観測局等の整備状況

(ア) 大気汚染常時観測局の概要

a 一般環境観測局

一般環境の大気汚染を常時測定する観測局は、表2-32のとおり、一般環境観測局25局（県11局、市町14局）を設置している。



一般環境観測局

表2-32 一般環境観測局の概要

(6年3月31日現在)

区 分	市 町 村	観 測 局	所 在 地	設 置 年 度	設 置 者	測定項目								テ レ メ ト ロ メ タ 化 局
						硫酸化物 溶 液 導 率 法	貴 粉 じん 吸 取 等	遊 離 取 等	空 素 酸 化 物 色 比 法	光 学 ジ ント ダ ル ツ マ ン 比 色 法	ヨ ード カリ 比 色 法	炭 化 素 イ オ ン 化 化 素 イ オ ン 化 法	自 記 向 風 速 計	
富 山 地 区	富 山 市	富 山 水 橋	水 橋 畠 等	50	市	○	○	○	○	○		○	○	
		富 山 岩 瀬	蓮 町	42	市	○	○	○	○	○		○	○	
		富 山 芝 園	芝 園	3	市	○	○	○	○	○	○	○	○	
		富 山 神 明	高 田	48	市	○	○	○	○	○		○	○	
		富 山 姥 川	赤 田	48	市	○	○	○	○	○		○	○	
高 岡 , 新 湊 地 区	高 岡 市	高 岡 伏 木	伏 木	42	県	○	○	○	○	○		○	○	
		高 岡 能 町	能 町	51	市	○	○	○	○	○		○	○	
		高 岡 本 丸	本 丸 町	43	県	○	○	○	○	○		○	○	
		高 岡 波 岡	美 幸 町	47	市	○	○	○	○	○		○	○	
		高 岡 戸 出	戸出大清水	47	市	○	○	○	○	○		○	○	
その 他 の 地 区	新 湊 市	新 湊 三 日 曾 根	三 日 曾 根	42	県	○	○	○	○	○		○	○	
		新 湊 今 井	今 井	45	市	○	○	○	○	○		○	○	
		新 湊 海 老 江	海 老 江	48	市	○	○	○	○	○		○	○	
		小 杉 町	小 杉 太 閑 山	47	県	○	○	○	○	○		○	○	
計	入 善 町	入 善	入 善	3	県	○	○*	○	○	○		○	○	
	黒 部 市	黒 部 植 木	植 木	4	市	○	○	○	○	○		○	○	
	魚 津 市	魚 津	北 鬼 江	3	県	○	○*	○	○	○		○	○	
	滑 川 市	滑 川 上 島	上 島	3	市	○	○	○	○	○		○	○	
		滑 川 大 崎 野	大 崎 野	50	市	○	○	○	○	○		○	○	
	永 見 市	永 見	蘿	4	県	○	○	○	○	○		○	○	
	福 岡 町	福 岡	土 屋	4	県	○	○	○	○	○		○	○	
	小 矢 部 市	小 矢 部	泉	4	県	○	○	○	○	○		○	○	
	砺 波 市	砺 波	太 田	4	県	○	○	○	○	○		○	○	
	福 野 町	福 野	柴 田 屋	4	県	○	○	○	○	○		○	○	

注 *の測定方法は光散乱法である。

b 自動車排出ガス観測局

自動車排出ガスを常時測定する観測局は、表2-33のとおり、主要幹線道路近傍等に自動車排出ガス観測局6局(県4局、市2局)を設置している。

表2-33 自動車排出ガス観測局の概要

(6年3月31日現在)

市 別	観 測 局	所 在 地	設 立 年 度	設 置 者	測 定 項 目			
					一酸化炭素	窒素酸化物	炭化水素	浮遊粉じん
					赤外線 分光法	ザルツマン 比色法	水素炎イオン 化法	β 線吸収法
富山市	富山城址	富山城址公園	47	市	○	○	○	○
	富山豊田	豊田町	5	市	○	○	○	○
高岡市	高岡広小路	広小路	49	県	○	○	○	○
黒部市	黒部前沢	前沢	3	県	○	○	○	○
婦中町	婦中田島	上田島	3	県	○	○	○	○
小杉町	小杉鷺塚	鷺塚	3	県	○	○	○	○

注 ※富山豊田観測局は6年度から測定開始。

(1) 大気環境ネットワークの整備状況

大気汚染の状況を的確に把握し、光化学オキシゲント等の大気汚染緊急時に迅速に対応するため、45年度に「大気汚染監視テレメータシステム」を導入し、一般環境観測局17局と自動車排出ガス観測局2局のテレメータ化を順次進めてきたが、平成3年度から大気汚染常時観測局適正配置計画に基づき、図2-9のとおり一般環境観測局25局、自動車排出ガス観測局6局、中継局13局、市町村環境情報提供システム及び緊急時一斉指令システム等による大気環境ネットワークの整備を推進し完了した。

イ 大気汚染補助測定点の整備状況

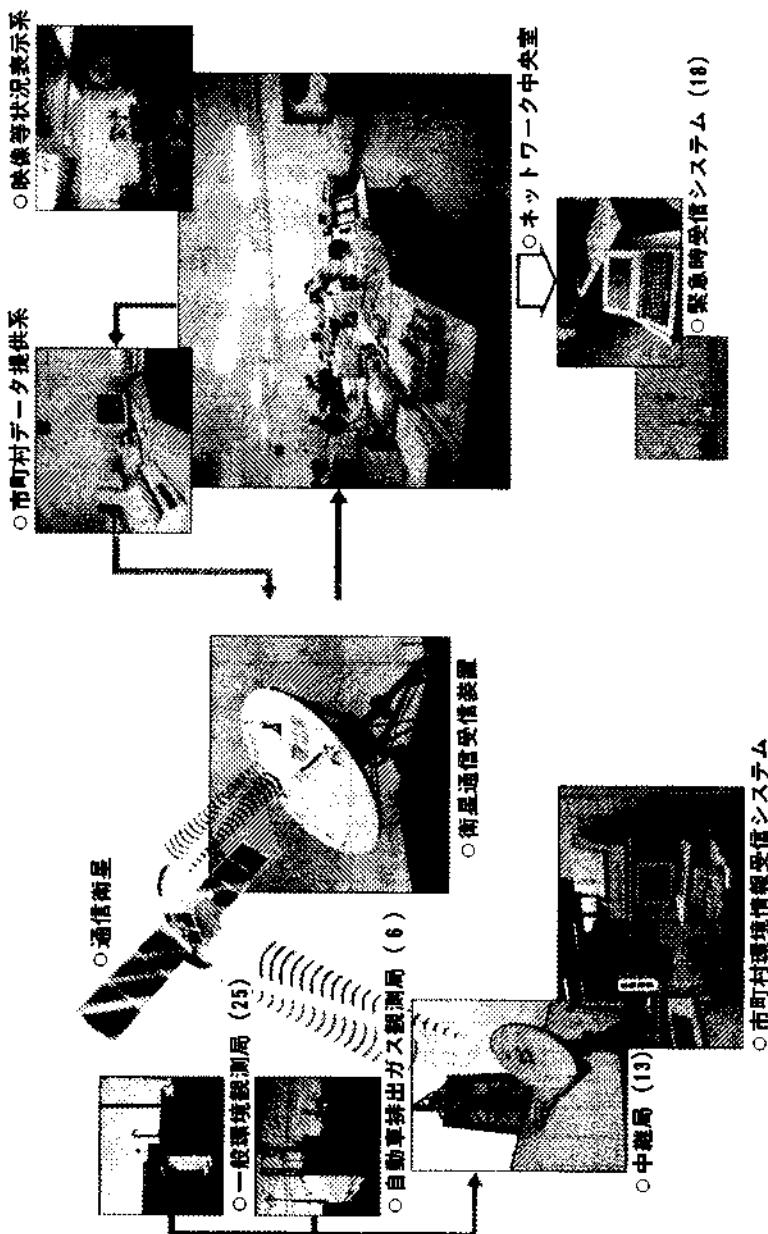
大気汚染常時観測局の補助測定網として、市町村の協力を得て、40か所において表2-34のとおり硫黄酸化物、窒素酸化物、降下ばいじんの3項目について測定を行っている。

表2-34 市町村別大気汚染補助測定点の設置状況

(6年3月31日現在)

項目 測定法 市町村	硫 酸 化 物	黄 素 酸 化 物	降 下 ば い じ ん	計	項目 測定法 市町村	硫 酸 化 物	黄 素 酸 化 物	降 下 ば い じ ん	計
	二酸化 鉛法	トリエタ ノールア ミン法	ダスト ジャー法			二酸化 鉛法	トリエタ ノールア ミン法	ダスト ジャー法	
新潟市	1	1	1	3	山田村	1	1	1	3
魚津市	1	1	1	3	細入村	1	1	1	3
氷見市	1	1	1	3	小杉町	1	1	1	3
滑川市	1	1	1	3	大門町	1	1	1	3
黒部市	1	1	1	3	下村	1	1	1	3
砺波市	1	1	1	3	大島町	1	1	1	3
小矢部市	1	1	1	3	城端町	1	1	1	3
大沢野町	1	1	1	3	平村	1	1	1	3
大山町	2	2	2	6	上平村	1	1	1	3
上市町	2	2	2	6	利賀村	1	1	1	3
立山町	3	3	3	9	庄川町	1	1	1	3
宇奈月町	1	1	1	3	井波町	1	1	1	3
入善町	1	1	1	3	福野町	1	1	1	3
朝日町	2	2	2	6	福光町	3	3	3	9
八尾町	3	3	3	9	福岡町	1	1	1	3
婦中町	1	1	1	3	合計	40	40	40	120

図2-9 大気環境ネットワークの概要



ウ 大気汚染常時観測局適正配置計画の推進

大気汚染の形態が産業型から都市型へと変化していくことやブルースカイ計画、環境影響評価等の適切な推進に対応するため、全県的な視野に立ち、観測局の配置を見直しするとともに、「富山県高度情報通信ネットワーク」の衛星回線を利用し関係市町村をはじめ県民への迅速な情報提供を図るなど、3年度からの3か年計画で大気環境ネットワークを整備した。

(ア) 観測局の適正配置

一般環境観測局及び自動車排出ガス観測局について、表2-35、図2-10のとおり全県的な視野に立って整備した。

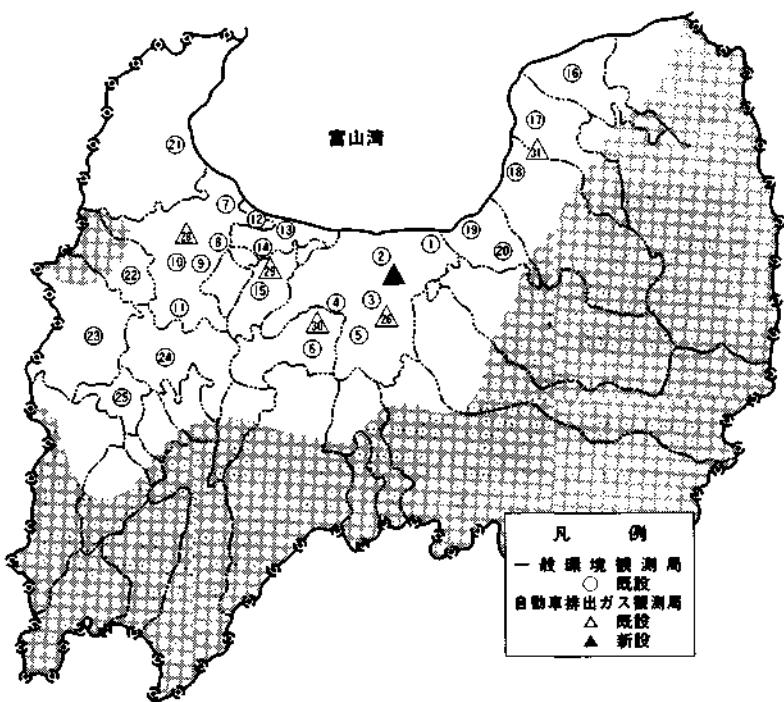
表2-35 大気汚染常時観測局の適正配置計画

区分	適正配置	測定項目
一般環境観測局	25	硫黄酸化物、浮遊粉じん、窒素酸化物、光化学オキシゲント、風向・風速
自動車排出ガス観測局	6	窒素酸化物、浮遊粉じん、一酸化炭素、炭化水素
計	31	

(イ) ネットワーク化

大気汚染常時観測局の適正配置に伴って、データ解析や緊急時対策の迅速化を図るとともに市町村及び県民への適切な情報を提供するため、一般環境観測局及び自動車排出ガス観測局について、衛星回線を利用したネットワーク化を推進しており、5年度にはデータ収録装置1局を整備し、新システムへの移行を完了した。

図2-10 大気汚染常時観測局の適正配置計画



エ 環境放射能測定機器の整備状況

県内における環境放射能の実態を把握するための科学技術庁のモニタリング調査の一環として、表2-36のとおり測定機器を整備し、一般環境中の放射能について測定を行っている。

表2-36 環境放射能測定機器の概要

測 定 機 器 名	測 定 項 目
ゲルマニウム半導体核種分析装置	ガンマ線（核種）
GM式ベータ線測定装置	全ベータ線
サーベイメータ	空間放線線量率
モニタリングポスト	空間放線計数率

(4) 監視指導

大気汚染防止法及び公害防止条例の対象工場・事業場について立入調査を実施し、排出基準等の適合状況及び対象施設の維持・管理状況や届出状況について調査するとともに技術指導を行った。

なお、ブルースカイ計画に基づく対象工場・事業場について、燃料中の硫黄分や窒素酸化物の排出状況についても調査した。

立入調査結果は、表2-37のとおり、基準の適合状況については118工場・

表2-37 大気関係立入検査状況（5年度）

業種		食料品	織維	木材・木製品	バルブ・紙・紙加工品	化学会	石油・石炭製品	ゴム製品	窯業・土石製品	鉄鋼	非鉄金属製品	金属製品	一般機械器具	電気機械器具	輸送用機械器具	その他の製造業	電気物処理業	廃棄物処理業	その他	合計
区分																				
基準の適合状況	ばいじん	1 (1)	2 (2)			3 (3)			1 (1)	3 (10)	1 (2)				6 (6)	2 (2)		19 (19)		
	有害物質及び有害ガス	1 (1)	2 (2)			16 (16)			1 (1)	3 (6)	1 (2)	2 (9)				4 (4)		30 (30)		
	燃料中の硫黄分	1 (1)	2 (7)	7 (28)	2 (8)	18 (64)	1 (6)	3 (6)	2 (5)	2 (2)	2 (10)	3 (3)	1 (10)	2 (4)		23 (23)	69 (69)	69 (240)		
	小計	3 (3)	2 (7)	11 (33)	2 (8)	37 (136)	1 (6)	3 (6)	4 (7)	2 (2)	8 (33)	3 (23)	2 (4)	3 (19)	2 (4)	6 (6)	6 (6)	23 (23)	118 (118)	
届出確認	ばい煙発生施設			4 (37)	2 (57)	6 (69)	7 (100)	1 (4)	5 (312)	1 (9)	3 (150)	4 (62)	1 (5)	1 (3)	3 (87)	3 (10)	2 (2)	2 (6)	45 (45)	
	堆積場等の粉じん発生施設						1 (16)		14 (173)										15 (15)	
	小計			4 (37)	2 (60)	6 (69)	8 (205)	1 (4)	19 (465)	1 (9)	3 (150)	4 (62)	1 (5)	1 (3)	3 (87)	3 (10)	2 (2)	2 (6)	60 (1,180)	
	合計	3 (3)	2 (7)	15 (59)	2 (47)	8 (32)	45 (10)	2 (6)	3 (42)	3 (11)	11 (192)	7 (85)	3 (9)	4 (23)	3 (87)	5 (15)	6 (6)	8 (8)	25 (25)	178 (1,580)
指導件数	基準の適合状況					6				1	1							1	2	11
	届出確認			1		1	1		14		2			1	3			1	2	26
	合計			1		7	1		14	1	3			1	3			2	4	37

注 表中の数字は工場・事業場数、() は、施設数である。

事業場365施設を調査し、そのうち排出基準や指導値を超えた11工場・事業場について技術指導を行い、改善を行った。

また、届出確認については、60工場・事業場1,184施設を調査し、そのうち届出不備な26工場・事業場について指導を行った。

(5) 大気環境の各種調査

ア 環境大気基礎調査

(ア) 調査概要

大気汚染常時観測局の補助測定網として硫黄酸化物、窒素酸素物及び降下ばいじんによる大気汚染の状況を広域的に把握するため、図2-11のとおり、県内全域40地点において調査を実施した。

(イ) 調査結果

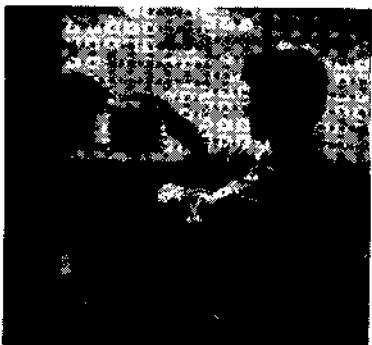
調査結果は、表2-38のとおりであった。

a 硫黄酸化物（二酸化鉛法）

各調査地点の年平均値は、定量限界($0.03\text{SO}_3\text{mg}/100\text{cm}^2/\text{日}$)未満～ $0.09\text{SO}_3\text{mg}/100\text{cm}^2/\text{日}$ であり、地域間にはほとんど差異はみられなかった。

b 窒素酸化物（トリエタノールアミン法）

各調査地点の年平均値は、 $0.020\sim 0.124\text{NO}_2\text{mg}/100\text{cm}^2/\text{日}$ でありこれを地域別にみると、市街地や臨海工業地帯でやや高い傾向



硫黄酸化物、窒素酸化物測定シェルター



降下ばいじん測定ダストジャー

がみられた。高平 (1979) 調査結果 (鶴岡市) は調査基点大割合 図-1図

c 降下ばいじん (ダストジャー法)

各調査地点の年平均値は、 $2 \sim 4 \text{ t/km}^2/\text{月}$ であり、地域間にはほとんど差異はみられなかった。

図2-11 環境大気基礎調査地点

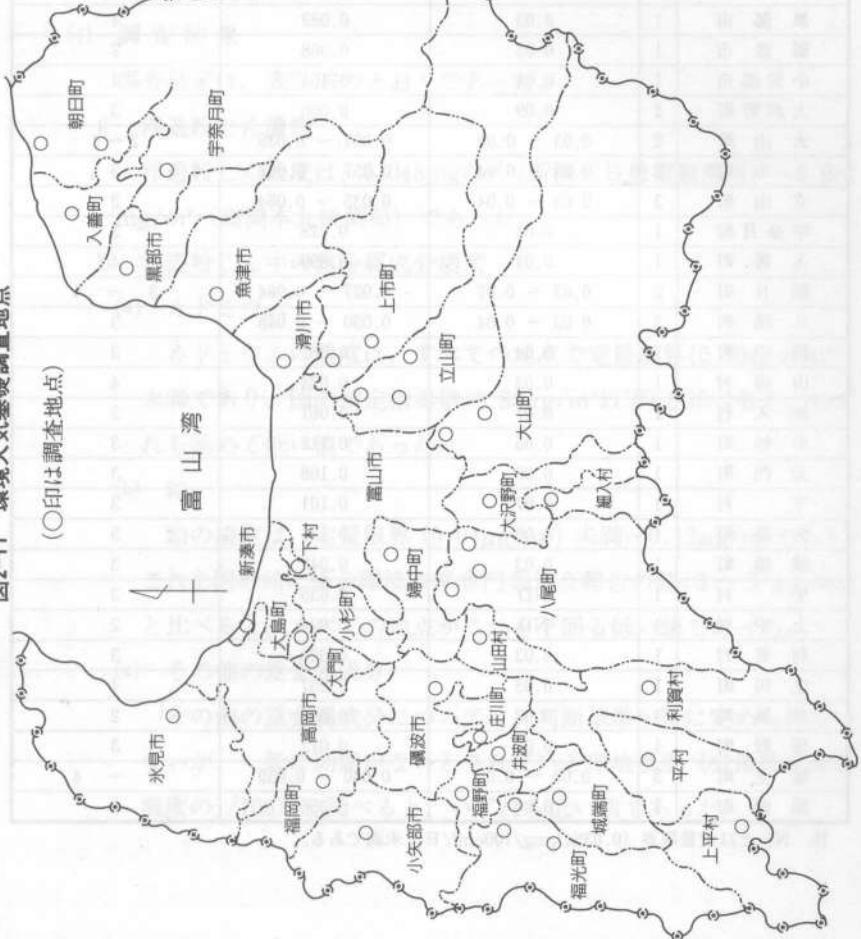


表2-38 環境大気基礎調査（市町村別）測定結果（5年度）

項目 (単位) 年平均値 地点数 市町村	硫黄酸化物 (SO ₂ mg/100cm ³ /日)		窒素酸化物 (NO ₂ mg/100cm ³ /日)		降下ばいじん (t/km ² /月)	
	最小～最大		最小～最大			
	最小	最大	最小	最大		
新湊市	1	0.05	0.107	3		
魚津市	1	0.05	0.104	4		
水見市	1	0.03	0.058	3		
滑川市	1	0.04	0.096	3		
黒部市	1	0.03	0.089	4		
砺波市	1	0.03	0.068	2		
小矢都市	1	0.04	0.104	4		
大沢野町	1	0.09	0.060	3		
大山町	2	0.03～0.04	0.034～0.039	2～4		
上市町	2	0.03～0.04	0.057～0.068	3		
立山町	3	0.03～0.04	0.035～0.084	3		
宇奈月町	1	0.04	0.028	3		
入善町	1	0.04	0.099	4		
朝日町	2	0.03～0.07	0.027～0.084	3～4		
八尾町	3	0.03～0.04	0.030～0.048	3		
婦中町	1	0.04	0.081	3		
山田村	1	0.03	0.034	4		
細入村	1	0.07	0.061	2		
小杉町	1	0.05	0.112	3		
大門町	1	0.05	0.108	3		
下村	1	0.07	0.101	3		
大島町	1	0.06	0.124	3		
城端町	1	0.03	0.042	3		
平村	1	ND	0.035	3		
上平村	1	ND	0.024	2		
利賀村	1	0.03	0.020	3		
庄川町	1	0.03	0.057	4		
井波町	1	0.03	0.052	2		
福野町	1	0.04	0.072	3		
福光町	3	0.03～0.05	0.040～0.059	3～4		
福岡町	1	0.04	0.056	3		

注 NDとは定量限界(0.03SO₂mg/100cm³/日)未満である。

イ 一般環境浮遊粉じん調査

(ア) 調査概要

一般環境における浮遊粉じん及び重金属成分の実態を把握するため、5年5～6月に、富山・高岡公害防止計画地域の一般環境観測局5局とその他の地域5地点の合計10地点において、ハイポリウム・エアー・サンプラー法により浮遊粉じん及び浮遊粉じん中の重金属成分について調査を実施した。

(イ) 調査結果

調査結果は、表2-39のとおりであった。

a 浮遊粉じん濃度

浮遊粉じん濃度は、 $0.048\text{mg}/\text{m}^3$ （新湊三日曾根観測局）～ $0.081\text{mg}/\text{m}^3$ （高岡本丸観測局）であった。

b 浮遊粉じん中の重金属成分濃度

(a) カドミウム

カドミウムの濃度は、すべての地点で定量限界($0.004\mu\text{g}/\text{m}^3$)未満であり、国の暫定指導値($0.88\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下)と比べると、いずれも極めて低い値であった。

(b) 鉛

鉛の濃度は、定量限界($0.04\mu\text{g}/\text{m}^3$)未満～ $0.12\mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、これを国の鉛に係る環境基準専門委員会報告の値(1～3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)と比べると、すべての地点がこれを下回る低い値であった。

(c) その他の重金属成分

その他の重金属成分については、判断基準が特に定められていないが、一般に問題がないとされている環境濃度（労働衛生許容濃度の1/100）と比べると、いずれも低い値であった。

表2-39 一般環境浮遊粉じん調査結果（5年度）

測定地点	浮遊粉じん濃度 (mg/m ³)	浮遊粉じん中の重金属成分濃度 (μg/m ³)									
		クロム	マニガン	鉄	ニッケル	銅	亜鉛	カドミウム	鉛	コバルト	バナジウム
高岡岩瀬観測局	0.064	ND	0.03	0.9	ND	0.06	0.23	ND	0.12	ND	ND
高岡芝園観測局	0.054	ND	0.04	0.7	ND	0.04	0.22	ND	0.04	ND	ND
高岡本丸観測局	0.081	ND	0.52	1.0	ND	0.09	0.17	ND	0.04	ND	ND
新湊三日曾根観測局	0.048	ND	0.02	0.6	ND	0.07	0.08	ND	ND	ND	ND
小杉太閤山観測局	0.061	ND	0.03	0.8	ND	0.04	0.12	ND	ND	ND	ND
魚津市役所	0.054	ND	0.04	0.9	ND	0.08	0.22	ND	ND	ND	ND
永見市役所	0.052	ND	0.02	0.6	ND	0.05	0.04	ND	ND	ND	ND
立山町役場	0.061	ND	0.02	0.7	ND	0.06	0.19	ND	ND	ND	ND
入善町役場	0.051	ND	ND	0.5	ND	0.06	0.25	ND	ND	ND	ND
砺波観測局	0.061	ND	0.02	0.7	ND	0.05	0.31	ND	0.05	ND	ND
定量限界	0.04	0.02	0.3	0.03	0.01	0.04	0.004	0.04	0.01	0.05	

注 ND(検出されず)とは、定量限界未満をいう。

ウ 工場周辺浮遊粉じん調査

(ア) 調査概要

主な電気炉設置工場の周辺における大気汚染の実態を把握するため電気炉設置工場周辺の2地区において3~5地点を選定して、3日間にわたりハイポリウム・エアー・サンプラー法により浮遊粉じん及び浮遊粉じん中の重金属成分について調査を実施した。

(イ) 調査結果

調査地区、調査期間及び調査結果は、表2-40のとおりであった。

a 浮遊粉じん濃度

工場周辺の地区平均値は、高岡市吉久・新湊市中伏木地区が0.089 mg/m³、黒部市三日市地区が0.046 mg/m³であった。

b 浮遊粉じん中の重金属成分濃度

(a) カドミウム

工場周辺の地区平均値は、高岡市吉久・新湊市中伏木地区が0.004 μg/m³、黒部市三日市地区が0.007 g/m³であり、これを国の暫定指導値(0.88 μg/m³以下)と比べると、いずれも極めて低い値であった。

(b) 鉛

工場周辺の地区平均値は、高岡市吉久・新湊市中伏木地区が $0.06 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、黒部市三日市地区が $0.04 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、これを国の鉛に係る環境基準専門委員会報告の値（ $1 \sim 3 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ）と比べると、いずれも低い値であった。

(c) その他の重金属成分

その他の重金属成分については、判断基準が特に定められていないが、一般に問題がないとされている環境濃度（労働衛生許容濃度の $1/100$ ）と比べると、いずれの地区も低い値であった。

表2-40 工場周辺の浮遊粉じん調査結果（5年度）

調査地区	調査地点数	調査期間	区分	浮遊粉じん中の重金属成分濃度 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)										
				浮遊粉じん濃度 (mg/m^3)	クロム	マグン	鉄	ニッケル	銅	亜鉛	カドミウム	鉛	コバルト	バナジウム
高岡市吉久・新湊市中伏木地区	5	5月24日	最大	0.116	0.32	1.92	4.2	ND	0.12	1.32	0.005	0.11	ND	ND
		5月26日	平均	0.089	0.011	0.59	2.2	ND	0.06	0.47	0.004	0.06	ND	ND
黒部市三日市地区	3	8月23日	最大	0.057	ND	0.02	0.8	ND	0.05	0.39	0.011	0.04	ND	ND
		8月25日	平均	0.046	ND	0.02	0.6	ND	0.04	0.33	0.007	0.04	ND	ND
定量限界				0.04	0.02	0.3	0.03	0.01	0.04	0.004	0.04	0.01	0.05	

ND（検出されず）とは、定量限界未満をいう。

エ 水銀等環境調査

(ア) 調査概要

石炭利用の拡大等、燃料の多様化に伴う環境の実態を把握するため、大気中の水銀等及び土壤、玄米中の水銀について調査を実施した。

調査地域等は、表2-41のとおりである。

(イ) 調査結果

a 大気中の水銀等濃度

大気中の水銀濃度等は、表2-42のとおりであった。水銀濃度は定量限界 ($0.001\mu\text{g}/\text{m}^3$) 未満～ $0.001\mu\text{g}/\text{m}^3$ で平均 $0.001\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、ひ素濃度は定量限界 ($0.001\mu\text{g}/\text{m}^3$) 未満～ $0.002\mu\text{g}/\text{m}^3$ で平均 $0.001\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、ベンゾ(a)ピレン濃度は $0.18\sim0.94\text{ng}/\text{m}^3$ で平均 $0.37\text{ng}/\text{m}^3$ であり、4年度とはほぼ同様の値であった。

このうち水銀濃度の調査結果は、世界保健機構 (WHO) の一般環境濃度におけるガイドライン値 $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ と比べると、極めて低い値であった。

また、これらの物質を測定するため、採取した浮遊粉じん量は、 $0.019\sim0.037\text{mg}/\text{m}^3$ 、平均 $0.029\text{mg}/\text{m}^3$ であった。

表2-41 水銀等環境調査の概要（5年度）

対象物質	調査地域	調査地点数			調査回数	分析方法
大気中の 水銀、ひ素 ベンゾ(a)ピレン	富山市	1			1回／年 (10月)	水銀：金アマルガム採取—原子吸光法 ひ素：ハイポリウム・エアー・サンプラー採取—原子吸光法 ベンゾ(a)ピレン：ハイポリウム・エアー・サンプラー採取—蛍光法
	高岡市	1				
	新潟市	3				
	小杉町	1				
	計	6				
土壤(農用地、 非農用地) 玄米中水銀	新潟市	農用地	非農用地	玄米	1回／年 (9、10月)	水銀(土壤)：底質調査法 (原子吸光法)
		4	5	4		水銀(玄米)：金アマルガム吸着—原子吸光法

表2-42 大気中の水銀等調査結果（5年度）

調査項目 調査回数等	水銀 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	ひ素 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	ベンゾ(a)ピレン (ng/m^3)	浮遊粉じん (mg/m^3)
測定値	ND~0.001	ND~0.002	0.18~0.94	0.019~0.037
平均値	0.001	0.001	0.37	0.029
定量限界	0.001	0.001	0.05	—

注 ND(検出されず)とは、定量限界未満をいう。

b 土壤及び玄米中の水銀濃度

土壤及び玄米中の水銀濃度は、表2-43のとおりであった。農用地の土壤は、0.13~1.20 $\mu\text{g}/\text{g}$ 、非農用地の土壤は、0.01~0.51 $\mu\text{g}/\text{g}$ 、玄米は0.002~0.003 $\mu\text{g}/\text{g}$ であり、4年度とはほぼ同様の値であった。

表2-43 土壤及び玄米中の水銀調査結果（5年度）

(単位： $\mu\text{g}/\text{g}$)

区分 項目	土壤(農用地)	土壤(非農用地)	玄米
測定値	0.13~1.2	0.01~0.51	0.002~0.003
定量限界	0.01	0.01	0.001

オ 未規制物質実態調査

(ア) トリクロロエチレン等排出実態調査

a 調査概要

工場・事業場で使用されている有機塩素化合物の排出実態を把握するため、電気機械器具製造業の1工場及び輸送用機械器具製造業の1工場の発生源及び敷地境界において、トリクロロエチレン及び1-1-1トリクロロエタンの濃度を調査した。

b 調査結果

調査結果は、表2-44のとおりであった。

トリクロロエチレンについては、発生源では5300~5700 mg/m^3 、敷地境界では定量限界($0.003\text{mg}/\text{m}^3$)未満~0.13 mg/m^3 、1-1-1ト

リクロロエタンについては、発生源では12mg/m³、敷地境界では0.002~0.85mg/m³であった。

表2-44 トリクロロエチレン等排出実態調査結果

調査項目	発生源濃度(mg/m ³)	敷地境界濃度(mg/m ³)	定量限界(mg/m ³)
トリクロロエチレン	5,300~5,700	ND~0.13	0.003
1-1-1 トリクロロエタン	12	0.002~0.85	0.001

注 NDとは、定量限界(0.003mg/m³)未満である。

(イ) フロン等環境調査

a 調査概要

フロン等の環境濃度を把握するため、フロン11や二酸化炭素等の6物質について、県内3地点で調査を実施した。

b 調査結果

調査結果は表2-45のとおりで、全国的にみて同程度の値であった。

表2-45 フロン等の環境調査結果（5年度）

調査項目	フロン11(ppb)	フロン12(ppb)	1,1,1-トリクロロエタン(ppb)	四塩化炭素(ppb)	二酸化炭素(ppm)	メタン(ppm)
調査結果	0.26~0.96	0.53~1.20	0.04~6.30	0.01~0.11	308~443	1.70~1.89

カ 自動車排出ガス環境調査

(ア) 調査概要

自動車排出ガスによる大気汚染の実態を把握するため、主要幹線道路沿いにある自動車排出ガス観測局の近傍において、観測局による各種自動測定機の連続測定にあわせ分子拡散法による窒素酸化物の分布調査を実施した。

(イ) 調査結果

a 自動車排出ガス観測局による調査

調査地点、調査期間及び調査結果は、表2-46のとおりであった。

(a) 一酸化炭素

8時間平均値の最高値は、高岡市広小路で1.1ppm、婦中町田島で0.8ppmであり、また、1日平均値の最高値は、高岡市広小路で0.9ppm、婦中町田島で0.5ppmであった。

これを一酸化炭素に係る環境基準（8時間平均値20ppm、1日平均値10ppm以下）と比べると、両地点ともこれをかなり下回っていた。

(b) 窒素酸化物

二酸化窒素の1日平均値の最高値は、高岡市広小路で0.027ppm、婦中町田島で0.020ppmであり、これを二酸化窒素に係る環境基準（1日平均値0.04～0.06ppmの範囲内又はそれ以下）と比べると、両地点ともこれを下回っていた。

(c) 炭化水素

非メタン炭化水素の午前6時～9時における3時間平均値の最高値は、高岡市広小路で0.59ppmC、婦中町田島で0.32ppmCであった。

これを国の炭化水素に係る環境基準専門委員会の指針値（0.20～0.31ppmCの範囲内又はそれ以下）と比べて見ると指針値を上回っていた。

(d) 浮遊粉じん

表2-46 自動車排出ガス環境調査結果（5年度）

調査地点	調査期間	項目 区分	単位	一酸化 炭素		窒素酸化物		炭化水素		浮遊粉じん		交通量 台/12hr
				ppm	ppm	ppm	ppm	ppmC	ppmC	mg/m ³		
高岡市広小路	7月26日 ~ 8月2日	最高値	1時間値	1.8	0.061	0.038	0.088	1.95	0.90	2.62	0.090	35,684
		1日平均値	(1.1)	0.9	0.022	0.027	0.042	1.78	0.60 (0.59)	2.38	0.051	
	8月4日 ~ 8月11日	平均値	1時間値	0.7	0.014	0.017	0.031	1.75	0.41	2.16	0.036	
		最高値	1日平均値	1.2	0.087	0.042	0.111	2.12	0.57	2.39	0.076	
婦中町田島	8月4日 ~ 8月11日	最高値	0.5 (0.8)	0.023	0.020	0.039	1.88 (0.32)	0.34 (0.32)	2.17	0.036	20,880	
		平均値	0.4	0.017	0.016	0.033	1.82	0.26	2.08	0.025		

注1 一酸化炭素の欄中の()は、8時間平均値である。

注2 非メタン炭化水素の中の()は、午前6時～9時までの3時間平均値である。

注3 窒素酸化物は、一酸化窒素と二酸化窒素とを加えたものである。

注4 全炭化水素は、メタンと非メタン炭化水素とを加えたものである。

1時間値の最高値は、高岡市広小路で $0.090\text{mg}/\text{m}^3$ 、婦中町田島で $0.76\text{mg}/\text{m}^3$ であり、1日平均値の最高値は、高岡市広小路で $0.051\text{mg}/\text{m}^3$ 、婦中町田島 $0.036\text{mg}/\text{m}^3$ であった。

これを浮遊粉じんに係る環境基準（1時間値 $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下、1日平均値 $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下）と比べると、両地点ともこれを下回っていた。

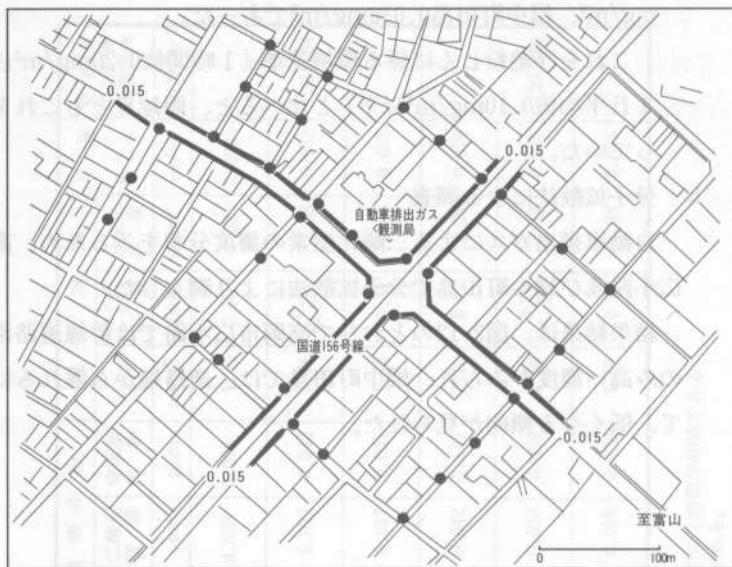
b 分子拡散法による調査

自動車排出ガスによる二酸化窒素の濃度分布をみるために、高岡市広小路及び婦中町田島で分子拡散法により調査した。

結果結果は、図2-12のとおりで高岡市広小路では幹線道路沿線でのみ高い濃度がみられ、婦中町田島では、道路端から離れるに従つて、低くなる傾向が見られた。

図2-12 主要幹線道路周辺における二酸化窒素濃度分布

(1)高岡市広小路地内（調査期間：7月26日～8月2日）（単位：ppm）



(2)婦中町田島地内（調査期間：8月4日～8月11日）（単位：ppm）



キ スパイクタイヤ道路粉じん等調査

(7) 調査概要

スパイクタイヤの使用に伴い発生する道路粉じん等の実態を把握するため、主要幹線道路近傍で調査を実施した。調査地点、調査項目等は表2-47のとおりである。

表2-47 スパイクタイヤ道路粉じん調査の概要

調査項目		地点数		調査時期	調査方法
		富山市	高岡市		
浮遊粉じん	浮遊粉じん量	2	2	5年10月25日～10月30日 (スパイクタイヤ非装着時期)	スパイクタイヤによる浮遊粉じん中の各成分濃度等測定方法指針 (環境庁)
	浮遊粉じん中の金属成分等	2	2	6年2月28日～3月5日 (スパイクタイヤ装着時期)	
浮遊粒子状物質		1	1	5年4月1日 ～6年3月31日	
降下ばいじん		2	2	5年4月1日 ～6年3月31日	
		富山市、高岡市を除く33市町村 40地点		5年11月1日 ～6年3月31日	
スパイクタイヤ装着率		県内主要地方道 2地点		6年1月28日 6年2月14日	

(1) 調査結果

a 道路粉じん調査

主要幹線道路近傍25地点における11月から3月までの降下ばいじん量(ダストジャー法)は、表2-48のとおり、スパイクタイヤ装着時期(1～3月)は定量限界(1 t/km²/月)未満～10t/km²/月であり、非装着時期(11、12月)の定量限界(1 t/km²/月)未満～9 t/km²/月と比べると、差はみられなかった。

また、年間をとおして測定している富山市及び高岡市の測定地点における降下ばいじん量の月別変化は、図2-13のとおりであり、スパイクタイヤ装着時期と非装着時期の差はみられなかった。

富山市及び高岡市の主要幹線道路近傍における浮遊粉じん濃度(ハイポリウム・エアー・サンプラー法)は、表2-49のとおり、スパイクタイヤ装着時期において0.048～0.083mg/m³であり、非装着時期

の0.050~0.069mg/m³と比べると、差はみられなかった。

なお、富山市及び高岡市の自動車排出ガス観測局における5年11月から6年3月までの浮遊粒子状物質(β線吸収法)の連続測定結果は、表2-50のとおりであり、スパイクタイヤ装着時期と非装着時期の差はみられなかった。

b スパイクタイヤの装着率調査

主要幹線道路におけるスパイクタイヤ装着率は、表2-51のとおりであり、6年1月が0.04%、2月が0.07%と、スパイクタイヤの使用は、ほとんどみられなかった。

表2-48 降下ばいじん量調査結果（5年度）

(主要幹線道路近傍25地点)

(単位:t/km²/月)

区分	11月	12月	1月	2月	3月
測定値 (最小~最大)	ND~6	ND~9	ND~7	ND~10	ND~9

注 NDとは定量限界(1t/km²/月)未満である。

図2-13 主要測定地点における降下ばいじん量の月別変化（5年度）

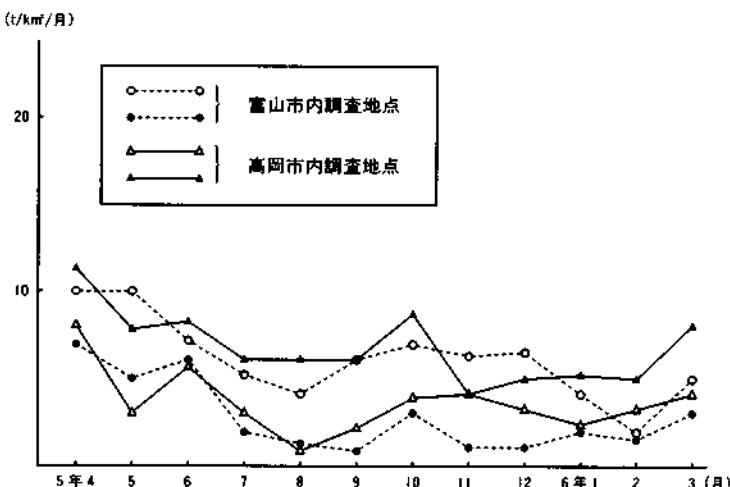


表2-49 浮遊粉じん及び浮遊粉じん中金属成分等の調査結果（5年度）
(富山市、高岡市の主要幹線道路近傍)

項目 調査時期	浮遊粉じん 濃度 (mg/m ³)	浮遊粉じん中金属成分等の含有率(%)							
		アルミニウム	カルシウム	マンガン	鉄	亜鉛	鉛	ベンゼン 抽出物	ベンゾ(a) ピレン
スパイクタイヤ 装着時期 (6年2月28日 ～3月5日)	0.048 ～0.083	1.0 ～2.2	<0.3 ～0.3	0.10 ～0.52	1.9 ～3.0	0.16 ～0.80	0.13 ～0.29	10 ～17	0.0039 ～0.0011
スパイクタイヤ 非装着時期 (5年10月25日 ～30日)	0.050 ～0.069	0.9 ～2.3	<0.2 ～0.6	0.08 ～1.6	1.5 ～2.7	0.38 ～1.2	<0.11 ～0.36	8 ～20	0.0018 ～0.0008

表2-50 浮遊粒子状物質の測定結果（5年度）

(富山市、高岡市の自動車排出ガス観測局) (単位: mg/m³)

観測局	年月 項目	5年11月	5年12月	6年1月	6年2月	6年3月
		月平均値	0.024	0.013	0.012	0.012
富山城址	日平均値の範囲	0.010 ～0.051	0.008 ～0.020	0.005 ～0.023	0.006 ～0.027	0.007 ～0.032
	月平均値	0.039	0.030	0.027	0.034	0.033
高岡広小路	日平均値の範囲	0.011 ～0.077	0.008 ～0.070	0.006 ～0.062	0.010 ～0.084	0.018 ～0.078
	月平均値	0.039	0.030	0.027	0.034	0.033

表2-51 スパイクタイヤ装着率の調査結果（5年度）

調査日 項目	2地点（主要幹線道路）		備考
	交通量	装着率(%)	
1月28日	6,822	0.04	降雪の初日 5年11月24日
2月14日	5,417	0.07	積雪0の日 6年3月26日

注 交通量は5時間交通量である。(単位:台/5時間)

ク 酸性雨調査

(ア) 調査概要

県内における酸性雨の実態を把握するため、雨水（降雪を含む）及び湖沼のpH等について調査を実施した。調査概要是表2-52のとおりである。

なお環境庁の酸性雨監視網の一環として、新たに立山地区に観測局が設置されたところであり、6年度から測定を開始することにしている。

表2-52 酸性雨実態調査の概要（5年度）

	調査地点	調査期間	調査項目	調査方法
雨 水	小杉町 (県公害センター)	5年4月～ 6年3月 (降雨毎、一週間降雨毎)	・pH ・イオン成分降下量等	酸性雨等調査マニュアル (環境庁大気保全局)
	大山町 (山野スポーツセンター)	5年4月～ 6年3月 (一週間降雨毎)		
湖 沼	大山町 (有峰ダム貯水池) 上市町 (上市川ダム貯水池)	5年8月、11月		湖沼環境調査指針 〔註〕日本水質汚濁研究協会

(イ) 調査結果

a 雨 水

・ pH

調査結果は表2-53のとおりであり、降雨毎(自動採取法)の測定値は、初期降雨(1～3 mm)が3.7～7.7(平均4.4)、全降雨は4.1～6.7(平均4.7)であった。また、一週間降雨毎(沪過式採取法)の測定値は、小杉町が3.9～7.1(平均4.8)であり、大山町は4.0～6.8(平均4.8)であった。

なお、1週間降雨毎のpHについて継続して測定している小杉町について経年変化を見てみると図2-14のとおり、ここ数年横ばい傾向にある。

表2-53 雨水のpH調査結果（5年度）

(降雨毎) ……自動採取法

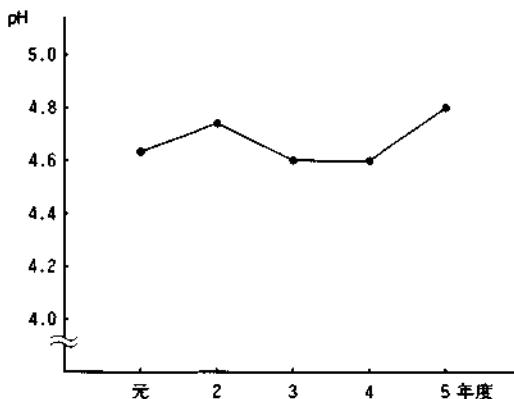
調査項目	雨水のpH			
	初期降雨(1~3mm)		全降雨	
調査結果	範囲	平均	範囲	平均
	3.7 ~ 7.7	4.4	4.1 ~ 6.7	4.7

(一週間降雨毎) ……沪過式採取法

調査項目	雨水のpH			
	小杉町		大山町	
調査結果	範囲	平均	範囲	平均
	3.9 ~ 7.1	4.8	4.0 ~ 6.8	4.8

注 平均値は加重平均である。

図2-14 雨水のpHの経年変化（一週間降雨毎・小杉町）



・ イオン成分降下量

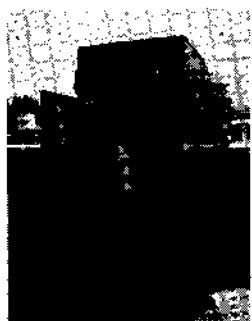
調査結果は表2-54のとおりであった。このうち主な項目について月別の降下量の推移をみると、図2-15のとおりであり、秋季から冬季にかけて高い傾向がみられた。

表2-54 イオン成分降下量調査結果（5年度）

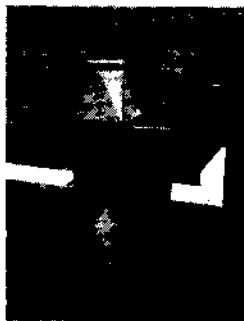
(mg/m²/年)

区分		SO ₄ ²⁻	nss-SO ₄ ²⁻	NO ₃ ⁻	Cl ⁻	NH ₄ ⁺	Ca ²⁺	Mg ²⁺	K ⁺	Na ⁺
小 杉 町		4,500	3,500	2,000	7,300	850	620	570	250	4,000
大 山 町		3,800	3,300	2,000	4,100	580	450	340	220	2,200

注：nss-SO₄²⁻(nssとはnon sea saltの略)は、海洋に由来しない成分、即ち陸上由来の硫酸イオン濃度を表す。

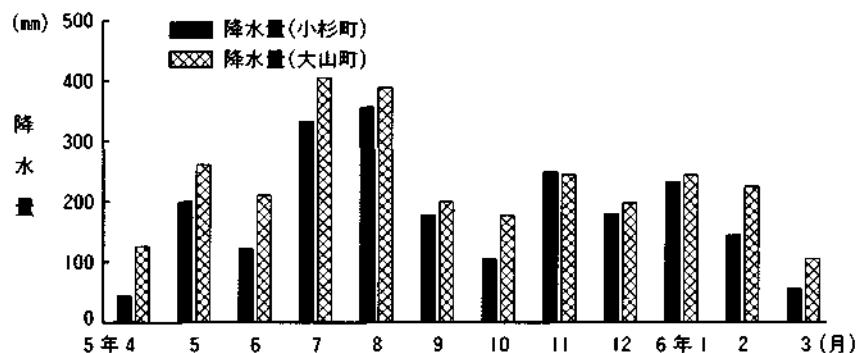
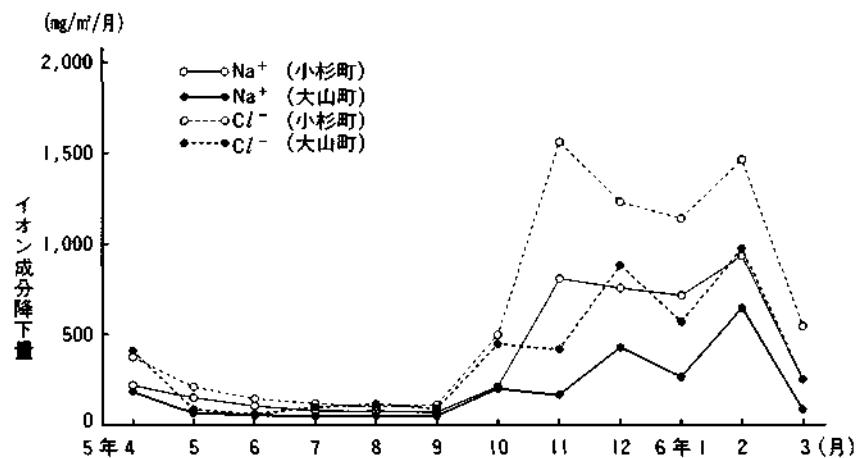
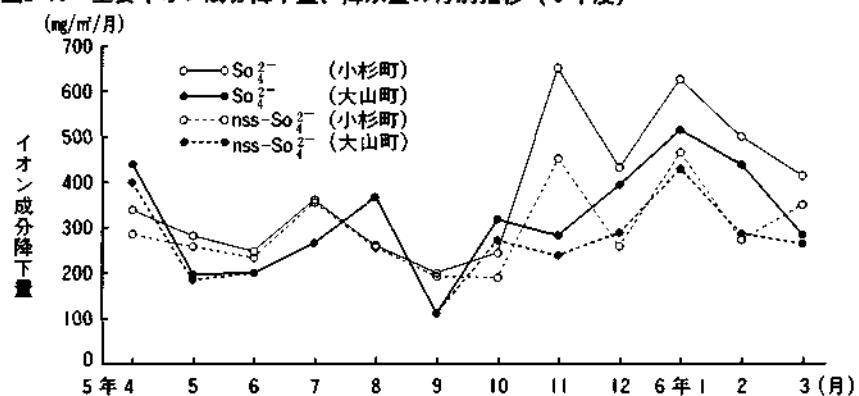


自動採取法装置



渓過式採取法装置

図2-15 主要イオン成分降下量、降水量の月別推移（5年度）



b 湖沼

調査結果は表2-55のとおりであり、pHについては、有峰ダム貯水池が7.0~7.8であり、上市川ダム貯水池が7.4~8.2であった。また、アルカリ度については、有峰ダム貯水池が0.19~0.21meq/lであり、上市ダム貯水池が0.48~0.60meq/lであった。

表2-55 湖沼調査結果（5年度）

湖沼名	項目	pH	アルカリ度 (meq/l)	イオン成分濃度 (mg/l)								
				SO ₄ ²⁻	NO ₃ ⁻	Cl ⁻	NH ₄ ⁺	Al ³⁺	Ca ²⁺	Mg ²⁺	K ⁺	Na ⁺
有峰ダム 貯水池	最大	7.8	0.21	1.7	0.64	0.73	ND	0.29	4.9	0.68	0.21	1.2
	最小	7.0	0.19	1.4	0.16	0.47	ND	0.07	4.5	0.62	0.18	1.1
上市川ダム 貯水池	最大	8.2	0.60	3.6	1.4	1.9	ND	1.3	13	1.7	0.57	2.5
	最小	7.4	0.48	3.1	0.83	1.6	ND	0.13	11	1.5	0.45	2.2

注 NH₄⁺のNDとは定量限界(0.03mg/l)未満である。

ケ 環境放射能調査

(ア) 調査概要

科学技術庁の委託を受けて、環境放射能の実態を把握するため、日常生活に關係のある各種環境試料中の放射能について調査を実施した。調査項目等は、表2-56のとおりである。

(イ) 調査結果

県内における環境放射能の実態は、全国的にみて同程度の値であった。

表2-56 環境放射能調査の概要

調査項目	試 料 名	調査地点	調査回数 (回/年)	測 定 方 法
空間放射 線量率	空 気	小杉町	12	サーベイメータ
	"	"	連続	モニタリングポスト
全ベータ線	降 水	"	降雨毎	GM式ベータ線 測定装置
核種 ガンマ線	浮遊じん	"	4	ゲルマニウム半導体 核種分析装置
	降下物	"	12	
	水道水	"	2	
	米	"	1	
	野菜(ほうれんそう)	富山市	1	
	"(大根)	小杉町	1	
	牛乳	砺波市	2	
	日常食	小杉町	4	
	土壤	"	2	

第3節 水質汚濁の現況と対策

1 水質汚濁の現況

(1) 河川の汚濁状況

公共用水域の水質測定計画に基づいて、5年度に調査した河川の主要測定地点（環境基準点）における水質測定結果は、表2-57のとおりであった。

環境基準の適合状況をBODでみると、55地点中53地点が適合（適合率96%）しており、不適合地点は、従来から汚濁のみられる市街地の中小河川であった。

河川末端における水質の年度別推移をみると、表2-58のとおり全体として横ばい傾向にあり、中小22河川のうち、市街地の河川では、依然として生活排水の流入や流れの停滞による汚濁がみられた。

なお、カドミウム、水銀等の健康項目については、すべての地点で環境基準に適合していた。

表2-57 河川の主要測定地点(環境基準点)における水質測定結果（5年度）

水 域	調 査 地 点	水 域 類 型	pH	D O (mg/l)	S S (mg/l)	B O D (mg/l)	適 否
阿 尾 川	阿 尾 橋	A	7.4	10	10	1.1	○
余 川 川	間 島 橋	A	7.4	9.8	19	1.0	○
上 庄 川	北 の 橋	B	7.2	9.0	13	2.0	○
仏 生 寺 川	八 橋 橋	C	7.4	8.0	15	3.9	○
淡 川	中 の 橋	C	7.5	7.8	16	2.9	○
小 矢 部 川	河 口	D	7.0	8.6	6	3.0	○
	城 光 寺 橋	C	7.0	8.7	7	1.6	○
	国 条 橋	A	7.2	10	8	1.3	○
	太 美 橋	AA	7.6	11	4	0.8	○
千 保 川	地 子 木 橋	D	7.1	8.5	11	2.8	○

祖父川	新祖父川橋	B	7.2	10	7	1.4	○
山田川	福野橋	A	7.8	11	9	1.2	○
	二ヶ瀬えん堤	AA	7.7	11	5	0.6	○
庄川	大門大橋	A	7.4	11	5	0.6	○
	雄神橋	AA	7.4	11	6	0.6	○
和田川	末蓮	A	7.6	11	6	0.8	○
内川	山王橋	C	7.3	6.0	3	3.1	○
	西橋	C	7.4	6.5	9	5.5	×
下条川	船積橋	B	7.5	9.0	7	1.8	○
新堀川	白石橋	B	7.5	8.6	7	1.8	○
神通川	萩浦橋	C	7.2	10	8	1.5	○
	神通大橋	A	7.3	11	8	1.3	○
宮川	新国境橋	A	7.4	11	7	0.9	○
高原川	新猪谷橋	A	7.7	11	4	0.6	○
いたち川	四ツ屋橋	C	7.4	11	7	1.9	○
松川	桜橋	B	7.3	9.3	6	1.8	○
井田川	高田橋	B	7.3	11	12	1.8	○
落合橋	A	7.4	11	9	1.0	○	
熊野川	八幡橋	A	7.2	11	8	1.1	○
岩瀬運河	岩瀬橋	E	7.1	6.4	8	7.9	○
富岩運河	昭電水路橋	E	7.1	7.8	9	1.6	○
常願寺川	今川橋	A	7.2	11	7	1.0	○
	常願寺橋	AA	7.3	11	4	0.9	○
白岩川	東西橋	B	7.1	10	7	1.1	○
	東正橋	A	7.6	10	10	1.3	○
柄津川	流観橋	C	7.7	10	10	2.4	○
	寺田橋	A	7.8	11	9	0.9	○
上巿川	魚軒橋	A	7.3	10	4	0.5	○
中川	落合橋	B	7.2	10	7	2.3	○
早月川	早月橋	AA	7.7	11	2	0.6	○
角川	角川橋	A	7.4	11	11	1.7	○
鴨川	港橋	B	7.4	10	7	4.1	×
片貝川	落合橋	AA	7.9	11	5	0.8	○
布施川	落合橋	A	7.7	11	7	1.2	○

黒瀬川	石田橋	A	7.2	11	13	1.2	○
高橋川	堀切橋	B	7.4	11	8	1.3	○
吉田川	吉田橋	B	7.3	9.8	7	1.9	○
黒部川	下黒部橋	AA	7.1	11	9	0.6	○
入川	末端	A	7.7	11	5	0.6	○
小川	赤川橋	A	7.6	11	8	0.7	○
	上朝日橋	AA	7.5	11	3	<0.5	○
舟川	舟川橋	A	7.5	11	5	0.7	○
木流川	末端	B	7.4	11	8	1.6	○
笹川	笹川橋	A	7.6	11	3	<0.5	○
境川	境橋	A	7.5	11	6	<0.5	○

注1 測定値は、年平均値である。(ただし、BODの測定値は、75%水質値である。)

2 「75%水質値」とは、全データをその値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目 (n はデータ数) の値であり、適合は、全データのうち75%以上のデータが環境基準を満足しているものを適(○印)とした。

3 「水域類型」のAA、A、B、C、D及びEは、「水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)」に示された「河川」の類型をいう。



河川水質調査

表2-58 河川末端における水質(BOD)の年度別推移

(単位: mg/l)

水 域		水 域 類 型 基準値	元 年 度	2 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度	
主 要 5 河 川	小 矢 部 川	D	8	6.7	7.3	5.2	4.0	3.0
	神 通 川	C	5	1.2	1.3	1.4	1.6	1.5
	庄 川	A	2	0.5	0.7	0.5	0.7	0.6
	常 頤 寺 川	A	2	1.1	1.3	1.0	1.0	1.0
	黒 部 川	AA	1	0.7	0.7	0.8	0.6	0.6
中 市 河 川	上 庄 川	B	3	3.0	2.1	1.9	2.3	2.0
	仏生寺川(湊川)	C	5	4.8	3.2	3.4	3.4	2.9
	内 川	C	5	5.8	5.9	5.9	5.4	5.5
	下 条 川	B	3	2.3	1.9	2.2	2.1	1.8
	中 川	B	3	2.6	2.4	2.0	2.1	2.3
	角 川	A	2	1.5	1.8	1.7	1.7	1.7
	鴨 川	B	3	3.9	3.9	3.4	4.0	4.1
	黒 瀬 川	A	2	1.3	1.5	1.4	1.7	1.2
	高 橋 川	B	3	2.0	1.6	2.3	1.7	1.3
	木 流 川	B	3	2.0	1.5	1.8	2.8	1.6
22 河 川	阿 尾 川	A	2	1.1	1.1	1.5	1.6	1.1
	余 川 川	A	2	1.7	1.8	2.0	1.4	1.0
	新 堀 川	B	3	2.0	2.0	2.2	1.9	1.8
	白 岩 川	B	3	1.3	1.5	1.4	1.3	1.1
	上 市 川	A	2	0.6	0.9	0.8	0.9	0.5
	早 月 川	AA	1	0.5	0.8	<0.5	<0.5	0.6
	片貝川(布施川)	A	2	0.9	1.3	0.8	1.1	1.2
	吉 田 川	B	3	2.5	1.8	2.3	2.3	1.9
	入 川	A	2	1.3	1.3	0.8	0.9	0.6
	小 川	A	2	0.7	0.9	0.5	0.8	0.7
	釜 川	A	2	0.6	0.7	<0.5	0.5	<0.5
	境 川	A	2	0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5

ア 小矢部川水域

本水域については、46年度に県下で初めて環境基準の水域類型が指定されたことに伴い、上乗せ排水基準を設定したが、50年度に環境基準の見直しを行い、本川下流部及び千保川をE類型からD類型に格上げするとともに、上乗せ排水基準を強化した。

主要地点における水質の年度別推移は、表2-59及び図2-16のとおりであり、本川河口部及び千保川(地子木橋)のBODについてみると、46年度以降急激に改善され、5年度では、河口部3.0mg/l、地子木橋2.8mg/lでいずれも環境基準に適合していた。

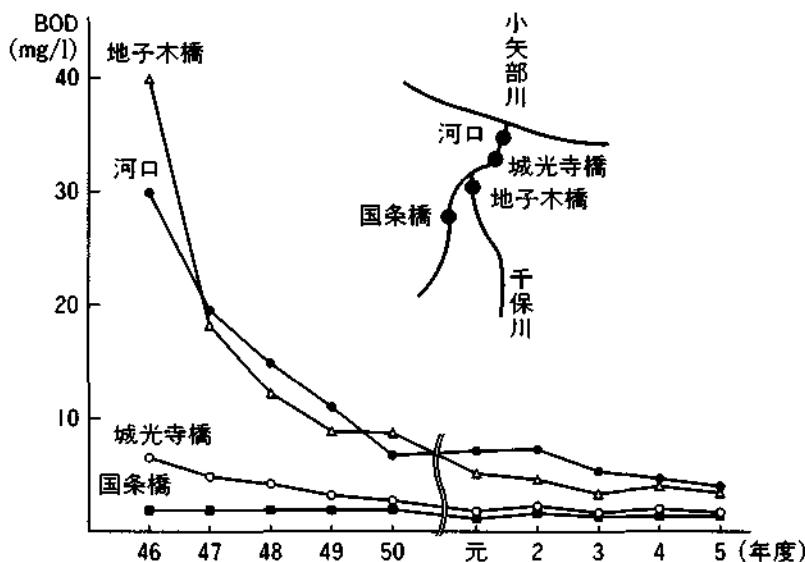
表2-59 小矢部川主要地点における水質の年度別推移

測定地点		河 口					城 光 寺 橋				
測定項目	年度	元	2	3	4	5	元	2	3	4	5
pH		7.2	7.1	7.0	7.1	7.0	7.2	7.1	7.1	7.1	7.0
DO (mg/l)		7.6	7.8	8.5	8.5	8.6	8.5	8.7	9.0	8.7	8.7
BOD (mg/l)		6.7	7.3	5.2	4.0	3.0	1.6	2.1	1.7	2.1	1.6
SS (mg/l)		11	13	16	8	6	8	13	19	8	7

測定地点		国 条 橋					地 子 木 橋				
測定項目	年度	元	2	3	4	5	元	2	3	4	5
pH		7.2	7.2	7.1	7.3	7.2	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1
DO (mg/l)		9.8	10	10	10	10	8.5	8.7	9.2	9.0	8.5
BOD (mg/l)		1.1	1.6	1.6	1.3	1.3	5.0	4.6	3.3	3.7	2.8
SS (mg/l)		10	15	27	13	8	12	12	11	10	11

注 測定値は、年平均値である。(ただし、BODの測定値は、75%水質値である。)

図2-16 小矢部川主要地点における水質(BOD)の年度別推移



イ 神通川水域

本水域については、47年度に小矢部川水域に次いで環境基準の水域類型を指定し、併せて上乗せ排水基準を設定した。

さらに、56年度には、松川についても水域類型の指定を行い、浄化用水の導入、下水道の整備等により水質の改善を図ってきた。

主要地点における水質の年度別推移は、表2-60及び図2-17のとおりであり、本川（萩浦橋、神通大橋）及びいた川（四ツ屋橋）のBODについてみると、5年度では、萩浦橋が1.5mg/l、神通大橋が1.3mg/l、四ツ屋橋が1.9mg/lといずれも環境基準に適合していた。

また、神岡鉱業株との「環境保全等に関する基本協定」に基づきカドミウムについて神通川第一発電所ダムで毎月、1日5回の測定を実施しているが、その結果はすべて不検出であった。

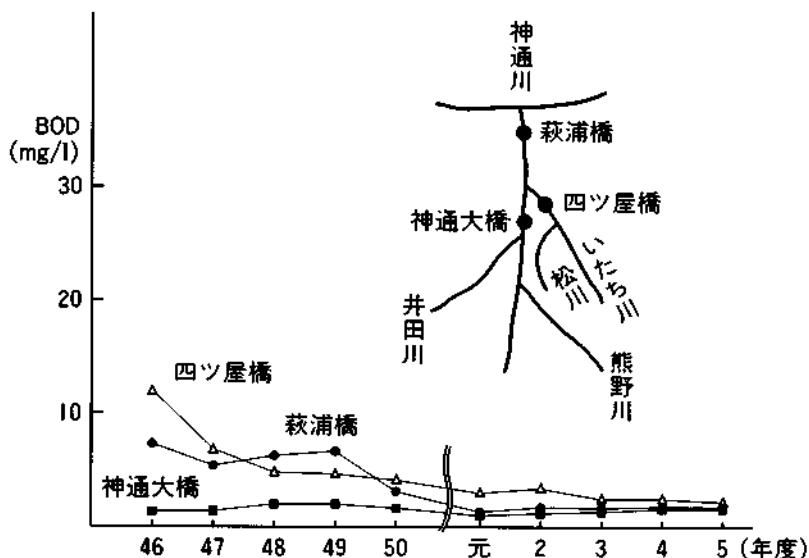
表2-60 神通川主要地点における水質の年度別推移

測定地点		萩浦橋					神通大橋				
測定項目	年度	元	2	3	4	5	元	2	3	4	5
pH		7.3	7.2	7.3	7.3	7.2	7.4	7.3	7.6	7.6	7.3
DO (mg/l)		9.7	9.5	9.8	9.4	10	11	11	11	11	11
BOD (mg/l)		1.2	1.3	1.4	1.6	1.5	1.0	1.0	1.1	1.4	1.3
SS (mg/l)		7	6	8	5	8	6	9	6	4	8

測定地点		四ツ屋橋				
測定項目	年度	元	2	3	4	5
pH		7.2	7.3	7.4	7.2	7.4
DO (mg/l)		9.9	10	11	10	11
BOD (mg/l)		2.9	3.3	2.1	2.0	1.9
SS (mg/l)		9	12	6	6	7

注 測定値は、年平均値である。(ただし、BODの測定値は、75%水質値である。)

図2-17 神通川主要地点における水質(BOD)の年度別推移



ウ その他の河川

小矢部川、神通川以外の25河川についても、50年度までにすべて環境基準の水域類型を指定し、併せて上乗せ排水基準を設定した。

これらの河川の汚濁状況を BOD についてみると、主要河川の黒部川、常願寺川及び庄川については、いずれも環境基準の AA 類型 (1 mg/l 以下) に相当する良好な水質であった。

また、他の中小22河川については、20河川が環境基準に適合していたが、内川及び鴨川の2河川では適合していなかった。これらは、市街地を流れる河川であり、生活排水の流入や流況の停滞により、依然として汚濁がみられた。

(2) 湖沼の汚濁状況

公共用水域の水質測定計画に基づいて、5年度に調査した湖沼の主要測定地点(環境基準点)における水質測定結果は、表2-61のとおりであった。

環境基準の適合状況をCOD及び全りんで見ると、いずれの項目も環境基準に適合していた。

また、水質の年度別推移をみると、表2-62のとおり、両湖沼とも大きな変化はみられなかった。

なお、カドミウム、水銀等の健康項目については、両湖沼とも環境基準に適合していた。

表2-61 湖沼の主要測定地点(環境基準点)における水質測定結果(5年度)

水 域	調査地 点	水 域 類 型	pH	D O (mg/l)	S S (mg/l)	C O D (mg/l)	全りん (mg/l)	
							適否	適否
有 峰 湖	えん堤付近	A, II	7.3	9.6	2	2.5	○	0.008 ○
黒 部 湖	えん堤付近	A, II	6.6	9.7	9	2.0	○	0.010 ○

注 1 測定値は、年平均値である。(ただし、CODの測定値は、75%水質値である。)

2 「75%水質値」とは、全データをその値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目(n はデータ数)の値であり、適否は、全データのうち75%以上のデータが環境基準を満足しているものを適(○印)とした。

3 「水域類型」のA及びIIは、「水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)」に示された「湖沼」の類型をいう。

4 全窒素については、当分の間環境基準が適用されない。

表2-62 湖沼における(COD、全りん)の年度別推移

(単位: mg/l)

水 域	項 目	水 域 類 型		元 年 度	2 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度
		基 準 値						
有 峰 湖	C O D	A	3	2.0	2.2	2.3	2.5	2.5
	全りん	II	0.01	0.008	0.007	0.010	0.004	0.008
黒 部 湖	C O D	A	3	—	—	1.9	1.7	2.0
	全りん	II	0.01	—	—	0.010	0.005	0.010

(3) 海域の汚濁状況

公共用水域の水質測定計画に基づいて、5年度に調査した海域の主要測定地点（環境基準点）における水質測定結果は、表2-63のとおりであった。

環境基準の適合状況を COD でみると、すべての地点で適合していた。また、水質の年度別推移をみると、表2-64のとおり、ほぼ横ばいに推移していた。

なお、カドミウム、水銀等の健康項目については、河川・湖沼と同様すべての地点で環境基準に適合していた。



海域水質調査

表2-63 海域の主要測定地点(環境基準点)における水質測定結果（5年度）

水 域		調査地点	水域類型	pH	DO (mg/l)	COD (mg/l)	適否
富山湾	小矢部川河口海域	No. 1	B	8.2	8.3	1.5	○
		No. 2	B	8.2	8.5	1.7	○
		No. 3	B	8.2	8.5	1.8	○
		No. 4	A	8.2	8.5	1.6	○
		No. 5	A	8.2	8.6	1.8	○
		No. 6	A	8.2	8.6	1.5	○
		No. 7	A	8.2	8.6	1.5	○
海城	神通川河口海域	No. 1	B	8.3	8.7	1.6	○
		No. 2	B	8.3	8.8	1.8	○
		No. 3	B	8.3	8.6	1.6	○
		No. 4	A	8.3	8.8	1.4	○
		No. 5	A	8.3	8.7	1.4	○
		No. 6	A	8.3	8.6	1.4	○
		No. 7	A	8.3	8.7	1.5	○
富山新港海域	その他地先海域	No. 1	A	8.2	8.0	1.2	○
		No. 2	A	8.2	8.1	1.3	○
		No. 3	A	8.2	8.2	1.5	○
		No. 4	A	8.2	8.3	1.6	○
		No. 5	A	8.3	8.6	1.7	○
		No. 6	A	8.2	8.7	1.8	○
		No. 7	A	8.3	8.6	1.5	○
		No. 8	A	8.3	8.4	1.5	○
		No. 9	A	8.3	8.6	1.2	○
		No. 10	A	8.3	8.4	1.2	○
富山新港海域	港 口	B		7.9	8.1	1.9	○
第一貯木場	姫野橋	C		7.8	7.1	3.2	○
中野整理場	中 央	C		7.4	5.5	3.5	○

注1 測定値は、年平均値である。(ただし、CODの測定値は、75%水質値である。)

2 「75%水質値」とは、全データをその値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目(n はデータ数)の値であり、適否は、全データのうち75%以上のデータが環境基準を満足しているものを適(○印)とした。

3 「水域類型」のA、B及びCは、「水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)」に示された「海域」の類型をいう。

表2-64 海域における水質(COD)の年度別推移

(単位: mg/l)

水 域		水域類型 基準値	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
富 山 湾 沿 岸 海 域 (下記を除く富山湾全域)			A 2	1.7	1.5	1.5	1.3 1.5
小矢部川	河口から1,200mの範囲内	B 3	2.4	1.6	1.6	1.4	1.7
河 口 海 域	河口から2,200mの範囲内(上記を除く)	A 2	1.7	1.5	1.3	1.4	1.8
神 通 川	河口から1,800mの範囲内	B 3	1.6	1.6	1.5	1.6	1.7
河 口 海 域	河口から2,400mの範囲内(上記を除く)	A 2	1.6	1.5	1.5	1.4	1.4
富 山 新 港	第1貯木場及び中野整理場	C 8	4.1	3.9	3.9	3.6	3.4
海 域	富山新港港内(上記を除く)	B 3	2.0	1.9	2.3	2.2	1.9

ア 富山湾海域

本水域については、50年度に環境基準の水域類型を指定するとともに、上乗せ排水基準を設定した。

5年度における環境基準点24地点の汚濁状況をCODでみると、1.2~1.8mg/lですべての地点で環境基準のA類型(2mg/l以下)に相当する良好な水質であった。

イ 富山新港海域

本水域については、48年度に環境基準の水域類型を指定するとともに、上乗せ排水基準を設定した。

5年度における環境基準点3地点におけるCODは、1.9~3.5mg/lであり、49年度から引き続き環境基準のB類型(3mg/l以下)又はC類型(8mg/l以下)に適合していた。

(4) 地下水の汚染状況

ア 環境監視調査

地下水の水質測定計画に基づいて、5年度に実施した県下の平野部76地点（4kmメッシュに1地点）における水質測定結果は、表2-65のとおりであった。

健康項目22項目のうち、検出された項目は砒素と1,1,1-トリクロロエタンの2項目であった。

砒素が検出されたのは滑川市田中町、小矢部市埴生及び小杉町三ヶの3地点、1,1,1-トリクロロエタンが検出されたのは富山市水橋砂子坂及び砺波市東中の2地点であり、すべて評価基準以下であった。

表2-65 環境監視調査結果

(単位: mg/l)

検出項目	調査地点数	検出地点数	測定結果	評価基準超過地点数	評価基準	検出限界
砒素	76	3	ND~0.009	0	*0.01	0.005
1,1,1-トリクロロエタン	76	2	ND~0.0012	0	1	0.0005

注 ND(検出されず)とは、検出限界未満をいう。

* 砒素の評価基準については、5年3月に0.05mg/lから0.01mg/lに強化された。

イ 汚染井戸周辺地区調査

環境監視調査において、砒素または1,1,1-トリクロロエタンが検出された地域で、汚染範囲を確認するため、汚染井戸周辺地区調査を実施した結果は、表2-66のとおりであった。

なお、小杉町三ヶでは砒素が検出されたが、その原因については既に自然的要因と判明しており、また、汚染範囲も確定している。

(ア) 砒素

a 滑川市田中町地域

5地点で調査を実施したところ、1地点から砒素が検出されたが、評価基準以下であり、その他の4地点からは検出されなかった。

b 小矢部市埴生地域

10地点で調査を実施したところ、3地点から砒素が検出され、1地点では 0.014mg/l と評価基準を超えていたが、その他の7地点からは検出されなかった。

なお、原因については、両地域とも周辺地区において、砒素を使用している事業所はなく、本地域の地質特性や全国的事例からみて、地質に由来する自然的要因と考えられる。

また、評価基準を超過した地点は上水道が敷設されており飲用には供されていなかった。

(4) 1, 1, 1-トリクロロエタン

a 富山市水橋砂子坂地域

隣接する上市町を含む38地点で調査を実施したところ、11地点から1, 1, 1-トリクロロエタンが検出されたが、いずれも評価基準の $1/200$ 以下の低濃度であり、その他の27地点からは検出されなかった。

b 砺波市東中地域

20地点で調査を実施したところ、1地点から1, 1, 1-トリクロロエタンが検出されたが、評価基準の $1/700$ 以下の低濃度であり、その他の19地点からは検出されなかった。

なお、両地域について周辺の工場・事業場を調査したところ、特に問題はなく、また、地下水の流況から考えて、工場・事業場と検出井戸との関連性は認められず、汚染原因是不明であった。

表2-66 汚染井戸周辺地区調査結果

(単位： mg/l)

調査項目	調査地域	調査地点数	検出地点数	測定結果	評価基準超過地点数	評価基準	検出限界
砒素	滑川市田中町	5	1	ND～ 0.010	0	0.01	0.005
	小矢部市埴生	10	3	ND～ 0.014	1		
1, 1, 1-トリクロロエタン	富山市水橋砂子坂	38	11	ND～ 0.0043	0	1	0.0005
	砺波市東中	20	1	ND～ 0.0013	0		

注 ND（検出されず）とは、検出限界未満をいう。

ウ 汚染井戸調査

過去の調査で汚染が明らかになった井波町等の12地域で、汚染の推移をみるために調査を実施した結果は、表2-67のとおりで、いずれの地域においても汚染の拡大はみられなかった。

(ア) 硫素

新湊市堀江千石地域等 6 地域12地点で調査を実施したところ、福光町館地域を除く 5 地域 5 地点から昨年度に引き続き検出され、新湊市堀江千石及び小杉町三ヶ地域の 2 地点で評価基準を超えていたが、5 地域ともほとんど変化はみられなかった。

(イ) トリクロロエチレン

高岡市醸醸地域では、11地点のうち 3 地点で検出されたが、いずれも評価基準以下であった。

小矢部市埴生地域では、3 地点のうち 2 地点で検出され、昨年度と同様、1 地点では評価基準を超え、他の 1 地点では評価基準以下であった。

八尾町福島地域では、3 地点のうち 1 地点で検出され、評価基準を超えていたが、濃度は減少していた。

(ウ) テトラクロロエチレン

高岡市醸醸地域では、11地点のうち 2 地点で検出されたが、いずれも評価基準以下であった。

黒部市三日市地域及び砺波市杉木地域では、それぞれ 2 地点のうち 1 地点で昨年度に引き続き検出されたが、いずれも評価基準以下であった。

小矢部市埴生地域では、3 地点のうち 2 地点で検出され、評価基準を超えていたが、濃度は減少していた。

井波町本町地域では、3 地点のうち 2 地点から検出された。昨年度まで 2 地点で評価基準を超えていたが、1 地点では評価基準以下になり、基準超過地点においても濃度は減少していた。

表2-67 汚染井戸調査結果

(単位: mg/l)

調査項目	調査地域	調査地点数	検出地点数	測定結果	評価基準超過地点数	評価基準	検出限界
砒 素	新湊市堀江千石	2	1	ND~0.034	1	0.01	0.005
	小矢部市五郎丸	2	1	ND~0.008	0		
	小矢部市末友	2	1	ND~0.010	0		
	小杉町三ヶ	2	1	ND~0.015	1		
	小杉町白石	2	1	ND~0.006	0		
	福光町館	2	0	ND	0		
トリクロロエチレン	高岡市醍醐	11	3	ND~0.007	0	0.03	0.002
	小矢部市埴生	3	2	ND~0.093	1		
	八尾町福島	3	1	ND~0.031	1		
テトラクロロエチレン	高岡市醍醐	11	2	ND~0.0012	0	0.01	0.0005
	黒部市三日市	2	1	ND~0.0010	0		
	砺波市杉木	2	1	ND~0.0011	0		
	小矢部市埴生	3	2	ND~0.056	2		
	井波町本町	3	2	ND~1.5	1		

注 ND(検出されず)とは、検出限界未満をいう。



地下 水 調 査

2 水質汚濁防止に関して講じた施策

(1) 法令等に基づく規制の概要

水質汚濁防止法による規制の概要は、次のとおりである。

なお、近年、全国的に多種多様な化学物質による公共用水域の汚染が懸念されることから、5年12月27日に、水質汚濁防止法令の改正があり、ジクロロメタン、四塩化炭素等13物質が有害物質として追加され、排水基準が定められるとともに、これらの有害物質を含む汚水等の地下浸透についても禁止された。

ア 水質汚濁防止法に基づく規制の概要

(ア) 規制水域

全公共用水域及び地下水域

(イ) 規制対象物質及び項目

a 有害物質

カドミウム及びその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、ジクロロメタン、シマジン、セレン及びその化合物等23物質

b 生活環境項目

pH、BOD、SS等16項目

(ウ) 規制対象工場・事業場

特定施設を設置し、公共用水域に汚水等を排出又は地下に特定地下浸透水を浸透する工場・事業場

(エ) 排水基準等

水質汚濁防止法では、全国一律の排水基準を定めているが、環境基準の達成・維持が困難な水域については、都道府県が、条例により更に厳しい排水基準（上乗せ排水基準）を設定できることになっている。

本県では、主要公共用水域について、環境基準の指定に併せて、上乗せ排水基準の設定を行っている。

また、有害物質を含む汚水等については、地下への浸透が禁止されている。

(ア) 届出状況

法に基づく届出状況は表2-68のとおりで、県下全体の特定事業場数は、3,744であり、これを地域別にみると富山市が621（構成比17%）、高岡市が428（同11%）と両市で全体の28%を占めている。業種別では、食料品製造業が827（構成比22%）、旅館業が768（同21%）、畜産業が474（同13%）、洗たく業が390（同10%）となっており、この4業種で全体の66%を占めている。

また、法に基づく排水基準が適用される特定事業場（排水量が50m³/日以上又は有害物質を排出するもの）数は、表2-69のとおり762で全体の20%を占めている。

これを水域別にみると、小矢部川水域が209（構成比27%）、神通川

表2-68 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数

(6年3月31日現在)

地域	畜産業	食料品製造業	織維工業	木製材・木製品業	パルプ・紙・紙業	化学生産業	黒鉛工場	砂利採取業	鉄鋼業	非鉄金属製造業	表面処理・電気業	旅館業	飲食料店及小売業	洗たく業	自車両洗浄施設	試験研究機関	下水処理道業	その他の	計
富山市	36	118	2	3	6	30	25	18	3	1	21	59	9	126	55	15	52	42	621
高岡市	29	54		14	9	11	16	8	4	6	45	70	6	45	61	5	15	30	428
新湊市		38		9		4	5		3	3	13	10	3	12	3		7	5	115
魚津市	17	81	1	2	2	2	2	4			6	28	3	24	3	4	9	6	194
氷見市	62	87		2			6		1		4	99	2	14	9	3	6	10	305
滑川市	9	39	2	1		2	5	2			10	8	1	8	4	3	5	4	103
黒部市	48	44		1	1		6	5		1	4	17	4	9	9	2	5	6	162
砺波市	52	39	2		1		12	5			9	9	5	13	11	5	4	9	176
小矢部市	16	44	7		1		10	10	1		4	21	4	18	17	4	5	8	170
上新川郡	6	18					9	1			2	73	4	8	3	3	6	1	134
中新川郡	55	37	1		1	3	13	13			6	62	4	13	2	4	10	8	232
下新川郡	49	64		2	1		9	3	1		5	91	1	26	4	2	8	10	276
婦負郡	28	43		1	3	8	19	3			11	35	2	27	5	4	14	14	217
射水郡	10	25	2	1	1	2	9	2			4	13	3	17	16	5	14	15	139
東砺波郡	39	52	3	6	2	3	14	6			5	14	3	18	11	4	8	6	323
西砺波郡	18	44	2	1		1	1	1		1	6	30	2	12	13	1	10	6	149
合計	474	827	22	43	28	66	161	81	13	12	155	768	56	390	226	64	178	180	3,744

水域が167(同22%)と、両水域で排水基準の適用特定事業場の49%を占めている。

業種別では、し尿処理業・下水道業が160(構成比21%)、表面処理・電気めっき業が101(同13%)、洗たく業が90(同12%)、旅館業が67(同9%)と、この4業種で排水基準の適用特定事業場の55%を占めている。

表2-69 水域別排水基準適用特定事業場数

(6年3月31日現在)

業種等 地 域	畜 産 業	食 料 品 製 造 業	織 維 工 業	木 製 材 工 業	パ ル 工 品 製 造 業	化 学 工 業	紙 製 品 製 造 業	砂 利 採 取 業	鐵 钢	非 鐵 金 屬 製 造 業	表面 處 理 ・ 電 氣 業	旅 館 業	飲 食 店 及 び 業	洗 た く 業	自 車 用 清 淨 施 設	試 験 研 究 機 関	し 下 水 道 処 理 業	そ の 他	計
小矢部川	4	15	10	1	7	12	6		3	1	37	8	4	31		18	30	22	209
神通川		12		2	6	20	6	2	2	1	15	6	1	22	1	14	46	11	167
白岩川	1	9	1	1	1	3	1				3			4		4	10	4	42
庄川		1	1				1	1	1			2	4	1	4		13	2	31
内川・下条川 新堀川 新富山新港	1	9		2		5	1			4	14	3	4	3	1	7	9	10	73
常願寺川		1					1		2			4	13	1	3		10	3	38
黒部川								2				1	16	2			4	1	26
そ の 他	1	17	2	2		7	3		4	1	25	17	1	23		16	38	19	176
合 計	7	64	14	8	14	49	20	5	9	7	101	67	14	90	2	59	160	72	762

イ ゴルフ場における農薬安全使用指導要綱に基づく指導

(ア) 経緯

近年、ゴルフ場における農薬の使用について、周辺住民の健康や環境に与える影響が懸念されることやゴルフ場開発計画の急増等を踏まえて、ゴルフ場における農薬の適正な使用について総合的に指導することが必要となってきた。

このため、ゴルフ場における農薬の安全かつ適正な使用を確保し、農薬の使用に伴う被害の防止及び環境の保全を図るため、ゴルフ場農薬安全使用指導要綱を制定し、2年4月から施行した。

また、農薬による水質汚濁防止を強化するため、同要綱を改正し、30種類の農薬について表2-70のとおり指導値を定め、4年3月から施

行した。

なお、この指導値は、環境庁の定めた暫定指導指針値の1/10の濃度に定めている。

(イ) 要綱の概要

- ・登録農薬の使用及び表示事項の遵守
- ・農薬使用管理責任者の設置
- ・農薬の使用状況等の記録と報告
- ・農薬使用による被害の防止
- ・水質の監視測定及び報告
- ・排出水の指導値
- ・農薬による事故時の措置及び報告
- ・知事の指導及び立入調査

(ロ) 水質の監視測定等

「ゴルフ場農薬安全使用指導要綱」の遵守状況について、15ヵ所のゴルフ場に立ち入り調査を行った結果、すべてのゴルフ場において、調整池に魚類を飼養することによる水質の常時監視が行われていた。また、排水の自主測定についても年2回以上実施されており、測定結果はいずれも環境庁の暫定指導指針値及び県の指導値以下であった。

表2-70 ゴルフ場排出水中の農薬濃度指導値

農薬名	指導値(mg/l)	農薬名	指導値(mg/l)
(殺虫剤)		(殺菌剤)	
イソキサチオン	0.008	トルクロホスメチル	0.08
イソフエンホス	0.001	フルトラニル	0.2
クロルビリホス	0.004	ベンシクロン	0.04
ダイアジノン	0.005	メブロニル	0.1
トリクロルホン(D.E.P.)	0.03	(除草剤)	
ビリグフェンチオン	0.002	アシュラム	0.2
フェニトロチオン(M.E.P.)	0.003	シマジン(C.A.T.)	0.003
(殺菌剤)		テルカルブ(M.B.P.M.C.)	0.02
イソプロチオラン	0.04	ナプロバミド	0.03
イブロジオン	0.3	ブタミホス	0.004
エトリジアゾール(エクロメゾール)	0.004	ブロビザミド	0.008
オキシン鋼(有機銅)	0.04	ベンスリド(S.A.P.)	0.1
キャブタン	0.3	ベンフルラリン(ベスロジン)	0.08
クロロクロニル(T.P.N.)	0.04	ベンディメタリン	0.05
クロロネプ	0.05	メコプロップ(M.C.P.P.)	0.005
チウラム(チラム)	0.006	メチルダイムロン	0.03

(2) 水質環境計画（クリーンウォーター計画）の推進

3年度に改定したクリーンウォーター計画を総合的かつ計画的に推進するため、県、市町村、関係団体からなる推進協議会を開催した。

また、生活排水対策の推進を図るため、生活排水による汚濁がみられる小矢部川上流、山田川・池川及び中川水域において生活排水対策推進事業を実施した。

さらに、飲食店等の小規模事業場排水の適正処理を推進するため、排水処理技術マニュアルにより普及・啓発を図った。

ア 計画の推進

(ア) 水質環境計画推進協議会の開催

推進協議会を開催し、生活排水対策等の具体的な推進について検討を行った。

a 委員の構成

関係団体……富山県消費者協会等 9 団体

行政機関……建設省北陸地方建設局等 8 機関

b 5 年度推進事業

(a) 「きれいな水」の確保

- ・下水道・農村下水道の整備・促進
- ・合併処理浄化槽の普及促進
- ・生活排水対策推進事業の推進
- ・工場・事業場排水対策の推進
- ・浚渫等の実施、河川流量の確保
- ・地下水の水質保全対策の推進

(b) 「うるおいのある水辺」の確保

- ・河川環境整備事業等の推進
- ・「親子の水とのふれあいバス教室」の開催
- ・県土美化推進運動の展開

(イ) 生活排水対策推進事業の実施

小矢部川上流、山田川・池川及び中川水域において市町村が実施す

る「家庭でできる浄化対策」の実践活動やシンポジウムの開催等生活排水対策推進事業に対して助成を行った。

なお、これらの水域において実施した主な事業及び推進組織は、表2-71及び表2-72のとおりである。

表2-71 主な生活排水対策推進事業

- ① 生活排水対策推進協議会の設置
- ② 家庭でできる浄化対策の実践活動の実施
- ③ 地域住民の意識アンケート調査の実施
- ④ モデル地区における水質調査の実施
- ⑤ 「生活排水を考える」シンポジウムの開催
- ⑥ 水辺教室の開催、水生生物の調査

表2-72 水域別の生活排水対策推進組織

水 域	該 当 市 町	推 進 組 織 名
小矢部川上流	福 光 町	小矢部川上流等生活排水対策 推進協議会 (委員…20名)
山田川・池川	城 端 町	山田川・池川等生活排水対策推進 協議会 (委員…12名)
中 川	滑 川 市	中川生活排水対策推進協議会 (委員…12名)

(ウ) 小規模事業場排水対策の推進

飲食店等の小規模事業場の排水については、水質汚濁防止法の規制対象外であり、また、中小河川の水質汚濁の要因ともなっている。

このため、関係団体に対して、講習会や研修会を通じて、「技術マニュアル」により、排水の適正処理について普及・啓発を図った。

なお、技術マニュアルの内容は、表2-73のとおりである。

表2-73 技術マニュアルの内容

- ① 飲食店等の排水対策の必要性
- ② 排水処理目標 (pH、BOD、COD、SS、油分)
- ③ 排水対策
 - ・排水対策の基本的考え方 (主な排水処理対策)
 - ・調理場対策 (調理くず等の回収・処理、廃食用油の回収等)
 - ・排水処理施設の種類・機能等 (スクリーン、合併処理浄化槽等)
 - ・業種別処理システム (業種に応じた最適システム)
- ④ 排水処理施設の維持管理方法 (点検、清掃方法等)

イ 計画の概要

(ア) 計画の基本的考え方

a 性 格

河川、海域、湖沼及び地下水の水質環境を保全するための基本となる方向を示すとともに、県及び市町村の事業、事業者の活動など水環境を利用する際の指針となるものである。

b 目 標

「きれいな水」と「うるおいのある水辺」の確保を目指して、新県民総合計画の環境目標を達成・維持するものとする。

《具体的な目標》

きれいな水	公共用水域	河川の水質 (BOD)	環境基準のC類型相当以上の水質
		湖沼の水質 (COD)	環境基準のA類型相当以上の水質
		海域の水質 (COD)	環境基準のB類型相当以上の水質
		健康項目	環境基準 (地下水にあっては評価基準)
うるおいのある水辺	地下水域	親水性の保たれた水辺空間	

c 計画期間

長期的展望に立って計画目標の実現を目指す。

d 対象水域

県下全域の公共用水域及び地下水域とする。

(i) 計画の施策

水質環境を保全するため、表2-74に示す施策を総合的、計画的に推進する。

表2-74 水質環境計画の推進施策

- ① 生活系排水対策
- ② 産業系排水対策
- ③ 河川浄化対策
- ④ 地下水の水質保全対策
- ⑤ 水辺の保全対策
- ⑥ その他関連対策

(ii) 計画の推進

行政、事業者、県民の役割分担を明らかにし、一体となって計画目標の実現を図る。

また、国、県、市町村、関係団体からなる水質環境計画推進協議会を設置し、計画を効果的に推進する。

(3) 監視測定体制の整備

ア 公共用水域の水質測定計画

(ア) 測定地点

水質汚濁防止法に基づき、公共用水域の水質測定計画を作成し、表2-75のとおり、27河川、2湖沼及び富山湾海域（富山新港を含む。）の123地点について水質の監視を実施した。

表2-75 水域別測定地点数（5年度）

水 域	地 点 数	調 査 機 関	水 域	地 点 数	調 査 機 関
阿 尾 川	1	富 山 県	鶴 川	1	富 山 県
余 川 川	1	"	貝 川	3	"
上 庄 川	1	"	黒瀬 川	1	"
仏生寺川	2	"	高 橋 川	1	"
小矢部川	15	富山県、建設省	吉 田 川	1	富 山 県
庄 川	5	"	黒 部 川	3	建 設 省
内 川 等	4	富 山 県	入 川	1	富 山 県
下 条 川	2	"	小 川	3	"
新 堀 川	2	"	木 流 川	1	"
神通川等	24	富山県、富山市、建設省	鏡 川	1	"
常願寺川	3	建 設 省	境 川	1	"
白 岩 川	7	富山県、富山市	有 峰 湖	2	富 山 県
上 市 川	1	富 山 県	黒 部 湖	2	"
中 川	1	"	富 山 湾 (富山新港含む)	30	富 山 県
早 月 川	2	"			
角 川	1	"			
			計	123	

(イ) 測定項目

a 健康項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン

b 生活環境項目

pH、BOD（湖沼・海域は COD）、SS、DO、大腸菌群数、油分、全窒素、全りん

c 特殊項目

フェノール類、銅、亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガン、クロム、ふつ素

イ 地下水の水質測定計画

(ア) 調査区分

水質汚濁防止法に基づいて、地下水の水質測定計画を策定し、次の区分で水質調査を実施した。

a 定期モニタリング調査

(a) 環境監視調査

平野部を4km程度のメッシュに区分し、代表的な井戸で健康項目について年1回の調査を実施する。

(b) 汚染井戸調査

過去の調査で明らかになった汚染を監視していくため、汚染地域の代表的な井戸で、汚染項目について年2回以上の調査を実施する。

b 汚染井戸周辺地区調査

環境監視調査等で発見された汚染については、その範囲を確認するため、汚染井戸の周辺において、汚染項目について調査を実施する。

(イ) 測定地点

調査は表2-76のとおり、環境監視調査を県下の平野部76地点、汚染井戸調査を5市4町36地点で実施するとともに、環境監視調査で検出された4地域73地点で、汚染井戸周辺地区調査を実施した。

(ウ) 測定項目

a 定期モニタリング調査

(a) 環境監視調査

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン

(b) 汚染井戸調査

砒素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン

b 汚染井戸周辺地区調査

砒素、1,1,1-トリクロロエタン

表2-76 地下水の水質測定地点数（5年度）

a 定期モニタリング調査

(a) 環境監視調査

市町村名	地点数	測定機関	市町村名	地点数	測定機関
富山市	13	富山市	宇奈月町	1	富山県
高岡市	5	富山県	入善町	4	〃
新湊市	2	〃	朝日町	1	〃
魚津市	3	〃	八尾町	2	〃
水見市	2	〃	婦中町	4	〃
滑川市	3	〃	小杉町	3	〃
黒部市	4	〃	大門町	2	〃
砺波市	4	〃	庄川町	2	〃
小矢部市	5	〃	井口村	1	〃
大沢野町	2	〃	福野町	3	〃
大山町	2	〃	福光町	3	〃
上市町	1	〃	福岡町	2	〃
立山町	2	〃	合計	76	

(b) 汚染井戸調査

市町村名	地点数	測定機関	市町村名	地点数	測定機関
高岡市	11	富山県	八尾町	3	富山県
新湊市	3	〃	小杉町	3	〃
黒部市	2	〃	井波町	3	〃
砺波市	2	〃	福光町	2	〃
小矢部市	7	〃	合計	36	

b 汚染井戸周辺地区調査

市町村名	地点数	測定機関	市町村名	地点数	測定機関
富山市	23	富山市	小矢部市	10	富山県
滑川市	5	富山県	上市町	15	〃
砺波市	20	〃	合計	73	

ウ 水質常時監視所

河川の水質を常時監視するため、表2-77のとおり、小矢部川の城光寺橋(県)、国条橋(建設省)、神通川の萩浦橋(建設省)及び内川の西橋(県)の監視所で、それぞれ水質測定を実施している。

表2-77 水質常時監視所の概要

測 定 地 点		測 定 項 目	設 置 年 度	管 理 者
小矢部川	城光寺橋	水温、pH、DO、導電率、濁度、COD	46 年 度 (元年度更新)	県
	国条 橋	水温、pH、DO、導電率、濁度	51 年 度 (2 年度更新)	建 設 省
神 通 川	萩 浦 橋	水温、pH、DO、導電率、濁度	48 年 度 (62年度更新)	建 設 省
内 川	西 橋	水温、pH、DO、導電率、濁度、TOC	55 年 度	県 (56 年 度に 建設省から管)



小矢部川水質常時監視所

(4) 監視指導

ア 工場・事業場立入調査

水質汚濁防止法及び公害防止条例に基づく規制工場・事業場等を対象に、排水基準の適合状況及び汚水処理施設の維持管理状況等について、表2-78のとおり立入調査を行い、改善を要する工場・事業場については、排水処理施設等の改善指導を行った。

表2-78 水質関係立入調査状況（5年度）

業種等 区分	食料品 製造業	織維 工業	バルブ・紙・紙加工品 製造業	化学生 工業	窯業・土石 製品 製造業	鐵 鋼 業	非 金 屬 製 品 製 造 業	金属 製 品 製 造 業	一般機械 器具 製 造 業	電 氣 機 械 器 具 製 造 業	輸送用 機械 器具 製 造 業	旅館・その他の宿泊所	し尿処理業・下水道業	クリーニング業	その 他	計
	立入調査件数	40 (36)	16 (12)	13 (8)	39 (24)	33 (30)	10 (7)	8 (5)	79 (49)	9 (7)	29 (19)	8 (7)	15 (15)	25 (22)	49 (14)	72 (54)
指導件数	2	1	1		1	1		1							5	12

注 () 内は、工場・事業場数である。



工場排水監視状況

イ ゴルフ場農薬実態調査

(ア) 水質調査

ゴルフ場排水の農薬による汚染の実態を把握するため、水質調査を実施した結果は、表2-79のとおりで、調査した15ゴルフ場中13ゴルフ場から殺虫剤2種類、殺菌剤4種類、除草剤6種類の農薬が検出されたが、いずれも環境庁の定めた暫定指導指針値及び県の指導値以下であった。

表2-79 ゴルフ場排水の農薬調査結果（5年度）

(単位: mg/l)

種類	番号	農 薬 名	検出ゴルフ場数/調査ゴルフ場数	検出数/検体数	測定結果	暫定指導指針値	県指導値
殺虫剤	1	イソキサチオン	0/15	0/44	ND	0.08	0.008
	2	イソフェンホス	0/15	0/44	ND	0.01	0.001
	3	クロルビリホス	0/15	0/44	ND	0.04	0.004
	4	ダイアジノン	0/15	0/44	ND	0.05	0.005
	5	トリクロロホン(DEP)	0/15	0/44	ND	0.3	0.03
	6	ピリダフエンチオン	1/15	1/44	ND~0.001	0.02	0.002
	7	フェニトロチオン(MEP)	1/15	1/44	ND~0.002	0.03	0.003
殺菌剤	8	イソプロチオラン	6/15	10/44	ND~0.035	0.4	0.04
	9	イブロジオン	1/15	4/44	ND~0.006	3	0.3
	10	エトリシアゾール(エクロメゾール)	0/15	0/44	ND	0.04	0.004
	11	オキシン鋼(有機銅)	1/15	2/44	ND~0.004	0.4	0.04
	12	キャブタジン	0/15	0/44	ND	3	0.3
	13	クロロタロニル(TPN)	0/15	0/44	ND	0.4	0.04
	14	クロロネップ	0/15	0/44	ND	0.5	0.05
除草剤	15	チウラム(チラム)	0/15	0/44	ND	0.06	0.006
	16	トルクロホスマチル	0/15	0/44	ND	0.8	0.08
	17	フルトラニル	13/15	25/44	ND~0.043	2	0.2
	18	ベンシクロン	0/15	0/44	ND	0.4	0.04
	19	メプロニル	0/15	0/44	ND	1	0.1
	20	アシュラム	2/15	3/44	ND~0.002	2	0.2
	21	シマジン(CAT)	1/15	1/44	ND~0.003	0.03	0.003
除草剤	22	テルブカルブ(MBPMC)	1/15	1/44	ND~0.005	0.2	0.02
	23	ナプロバミド	1/15	1/44	ND~0.002	0.3	0.03
	24	ブタニホス	0/15	0/44	ND	0.04	0.004
	25	プロビザミド	0/15	0/44	ND	0.08	0.008
	26	ベンシリド(SAP)	2/15	3/44	ND~0.006	1	0.1
	27	ベンフルラリン(ベスロジン)	0/15	0/44	ND	0.8	0.08
	28	ベンディメタリン	0/15	0/44	ND	0.5	0.05
	29	メコプロップ(MCPP)	0/15	0/44	ND	0.05	0.005
	30	メチルダイムロン	1/15	1/44	ND~0.015	0.3	0.03

注 ND(検出されず)とは、定量限界(0.001mg/l)未満をいう。

(イ) 農薬使用状況

ゴルフ場農薬安全使用指導要綱に基づき、15か所のゴルフ場から報告された5年の農薬使用総量は、表2-80のとおり殺虫剤が10種類8,311kg、殺菌剤が32種類9,687kg及び除草剤が26種類7,034kgであった。

表2-80 農薬使用総量（5年）

殺虫剤	殺菌剤	除草剤	計
kg 8,311 (10)	kg 9,687 (32)	kg 7,034 (26)	kg 25,032 (68)

注 ()内は、農薬種類数である。



ガスクロマトグラフ質量分析計

(5) 水質環境の各種調査

ア 窒素・りん環境調査

(ア) 調査概要

河川や海域における全窒素、及び全りんの実態を把握するため、図2-18のとおり、河川57地点、海域13地点の合計70地点で、調査を実施した。

(イ) 調査結果

調査結果は、表2-81のとおりであった。

27河川末端の平均値は、全窒素 0.96mg/l 、全りん 0.082mg/l であった。

これを河川別にみると主要5河川のうち小矢部川では全窒素 $0.45\sim1.5\text{mg/l}$ 、全りん $0.039\sim0.11\text{mg/l}$ 、神通川では全窒素 $1.0\sim1.4\text{mg/l}$ 、全りん $0.040\sim0.070\text{mg/l}$ で、その他の庄川、常願寺川及び黒部川では全窒素 $0.35\sim0.66\text{mg/l}$ 、全りん $0.014\sim0.046\text{mg/l}$ であった。また、中小河川を平均的にみると、都市河川では全窒素 1.4mg/l 、全りん 0.12mg/l 、その他の河川では、全窒素 0.67mg/l 、全りん 0.066mg/l であった。

現在、河川における全窒素、全りんの判断基準はないが、その濃度は一般的に人為的汚濁源の多い河川で高く、有機汚濁とほぼ類似した傾向を示していた。

一方、富山湾においては、全窒素 $0.11\sim0.20\text{mg/l}$ （平均 0.16mg/l ）、全りん $0.012\sim0.022\text{mg/l}$ （平均 0.016mg/l ）であり、海域の全窒素及び全りんに係る環境基準の類型にあてはめてみると、全窒素ではI類型（ 0.2mg/l 以下）に相当し、全りんではI類型（ 0.02mg/l 以下）またはII類型（ 0.03mg/l 以下）に相当する水質であった。

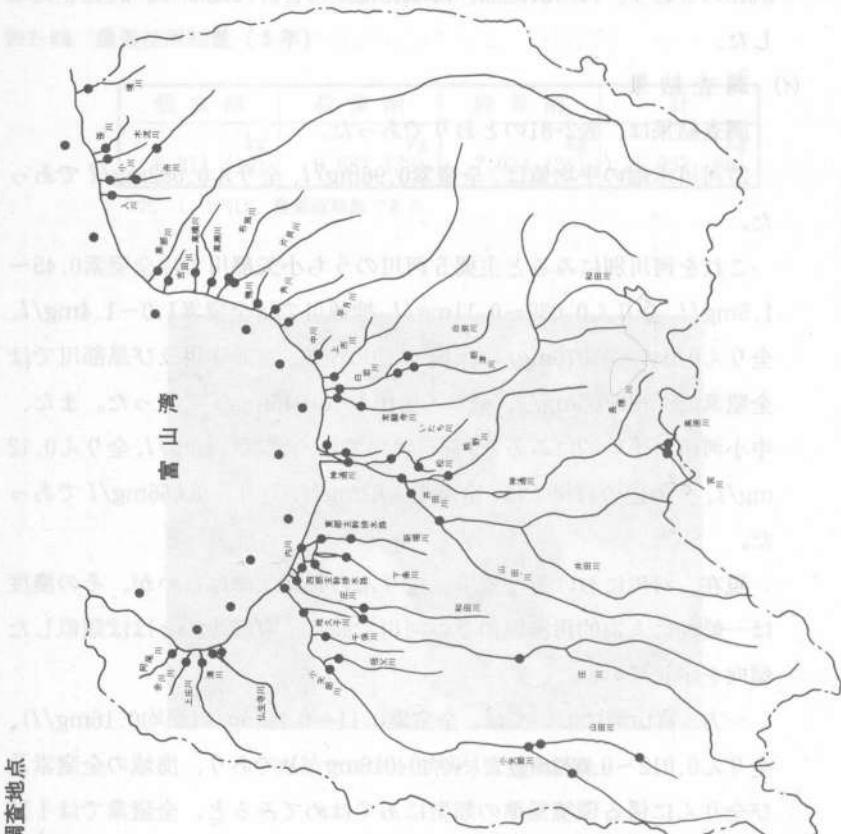


図2-18 硝酸・りん環境調査地点

表2-81 全窒素、全りんの測定結果（5年度）

(単位: mg/l)

水域区分		水 域 名	地点数	全 窒 素	全 り ん
河	主要5河川	小矢部川	4	0.45~1.5	0.039~0.11
		神通川	2	1.0~1.4	0.040~0.070
		庄川	2	0.37~0.38	0.014~0.017
		常願寺川	2	0.54~0.66	0.033~0.046
		黒部川	1	0.35	0.019
	主要5河川末端平均			0.83	0.049
	中川	上庄川	1	0.84	0.13
		仏生寺川(湊川)	2	1.3~5.7	0.26~0.30
		内川	2	0.45~6.2	0.053~0.16
		下条川	1	1.2	0.095
		中川	1	0.88	0.056
川	小河川	角川	1	0.84	0.057
		鴨川	1	1.2	0.15
		黒瀬川	1	0.76	0.095
		高橋川	1	0.56	0.088
		木流川	1	0.62	0.13
	都市河川末端平均			1.4	0.12
	その他の河川	阿尾川	1	0.75	0.11
		余川	1	0.74	0.12
		新堀川	1	1.8	0.13
		白岩川	2	0.77~0.92	0.046~0.21
		上市川	1	0.51	0.027
支川	川	早月川	1	0.30	0.034
		片貝川(布施川)	2	0.61~0.64	0.039~0.056
		吉田川	1	1.0	0.12
		入川	1	0.36	0.075
		小川	2	0.28~0.33	0.020~0.026
		篠川	1	0.37	0.033
		境川	1	0.45	0.020
	その他河川末端平均			0.67	0.066
	27河川末端平均			0.96	0.082
	支川	千保川	1	0.93	0.34
		祖父川	1	1.1	0.14
		山田川(小矢部川水系)	2	0.42~0.86	0.011~0.098
		いたち川	1	0.88	0.067
		松川	1	1.1	0.055
		井田川	2	0.72~5.8	0.037~0.10
		熊野川	1	1.4	0.058
		宮川	1	0.52	0.024
		高原川	1	0.43	0.020
		和田川(庄川水系)	1	0.34	0.028
	柄津川		2	0.40~0.67	0.027~0.034

等	舟川	1	0.32	0.032
	岩瀬運河	1	4.7	0.071
	富岩運河	1	1.1	0.088
	東部主幹排水路	1	1.1	0.11
	西部主幹排水路	1	1.4	0.20
	支川等末端平均		1.3	0.092
河川平均			1.1	0.084
海域	富山湾	12	0.11~0.20	0.012~0.022
	平均		0.16	0.016
	富山新港	1	0.31	0.036
海域平均			0.17	0.019

イ 湖沼水質調査

(ア) 調査概要

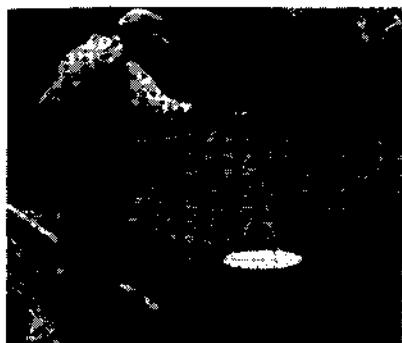
本県における主要な湖沼の水質の現況を把握し、水質汚濁の未然防止に資するため調査を実施した。

a 調査湖沼

調査は、表2-82の3湖沼で実施した。

表2-82 調査対象湖沼

湖沼	所在地	総貯水量	湛水面積	利水
上市川ダム	上市町	510万m ³	21ha	発電
桑ノ院ダム	氷見市	79万m ³	10ha	農業用水
藤ヶ池	婦中町	62万m ³	10ha	農業用水



湖沼水質調査

b 調査地点及び調査回数

上市川ダムについては湖心及びダムえん堤付近の2地点で8月及び11月に、桑ノ院ダム及び藤ヶ池については湖心1地点で6月及び8月に各々1回調査を実施した。

c 調査項目

透明度、pH、COD、SS、DO、全窒素、全りん、クロロフィルa

(イ) 調査結果

調査結果は、表2-83のとおりであった。

有機汚濁の指標であるCODについては、平均的にみると、上市川ダムは環境基準のA類型(3 mg/l以下)に相当し、桑ノ院ダム及び藤ヶ池はB類型(5 mg/l以下)に相当していた。

また、富栄養化の指標である全窒素及び全りんについて環境基準の類型にあてはめてみると、全窒素では、藤ヶ池がIII類型(0.4mg/l以下)、上市川ダムがIV類型(0.6mg/l以下)、桑ノ院ダムがV類型(1 mg/l以下)に相当し、全りんでは、上市川ダム及び藤ヶ池がIII類型(0.03 mg/l以下)、桑ノ院ダムがIV類型(0.05mg/l以下)に相当する水質であった。

表2-83 湖沼水質調査結果(5年度)

湖沼	調査地点数	調査回	測定項目							
			透明度 (m)	pH	COD (mg/l)	SS (mg/l)	DO (mg/l)	全窒素 (mg/l)	全りん (mg/l)	クロロ フィルa (μ g/l)
上市川ダム	2	第1回	2.1	7.6	1.7	3	8.4	0.40	0.010	5.1
		第2回	1.3	7.5	2.0	7	9.9	0.50	0.016	5.6
		平均	1.7	7.6	1.8	5	9.2	0.45	0.013	5.4
桑ノ院ダム	1	第1回	1.9	7.0	3.0	3	8.9	0.52	0.017	8.9
		第2回	0.5	8.1	5.0	13	8.5	1.0	0.059	48
		平均	1.2	7.6	4.0	8	8.7	0.76	0.038	28
藤ヶ池	1	第1回	2.8	7.4	3.0	2	7.3	0.36	0.009	3.6
		第2回	1.6	7.1	4.4	3	4.1	0.31	0.018	12
		平均	2.2	7.3	3.7	3	5.7	0.34	0.014	7.8

ウ 海水浴場水質調査

(ア) 調査概要

海水浴シーズンを迎えるに当たり、事前に海水浴場の水質実態を把握するため調査を実施した。

a 調査時期

5月中旬～5月下旬

b 調査海水浴場

島尾・松田江浜(氷見市)、雨晴(高岡市)、八重津浜(富山市)

岩瀬浜(富山市)、石田浜(黒部市)、宮崎浜(朝日町)

c 調査項目

ふん便性大腸菌群数、COD、油膜、透明度

(イ) 調査結果

調査結果は、表2-84のとおりであった。

すべての海水浴場が、水浴に適している良好な水質であり、環境庁の判定基準によれば、島尾・松田江浜、雨晴及び宮崎浜の3海水浴場については「適、水質AA」であり、八重津浜、岩瀬浜及び石田浜の3海水浴場については「適、水質A」であった。

表2-84 海水浴場水質調査結果（5年度）

海水浴場	判定	判定項目			
		ふん便性 大腸菌群数 (個/100ml)	C O D (mg/l)	油膜	透明度 (m)
島尾・松田江浜	適、水質AA	<2	2.0	なし	全透
雨 晴	適、水質AA	<2	1.7	なし	全透
八 重 津 浜	適、水質A	5	1.9	なし	全透
岩 瀬 浜	適、水質A	7	1.8	なし	全透
石 田 浜	適、水質A	6	1.9	なし	全透
宮 崎 浜	適、水質AA	<2	1.7	なし	全透

エ 底質調査

(ア) 重金属底質調査

a 調査概要

公共用水域における底質の重金属の現況を把握し、水質汚濁の未然防止に資するため、調査を実施した。

調査地点は、図2-19のとおりで港湾12地点、河川36地点の合計48地点であり、カドミウム、総水銀等5項目について調査を実施した。

b 調査結果

調査結果は、表2-85のとおりで総水銀については、暫定除去基準（河川及び富山湾25ppm、富山港（運河を含む。）30ppm）を超える地点はみられなかった。

その他の項目については、判断基準はないが、港湾が全般的に高い傾向がみられた。

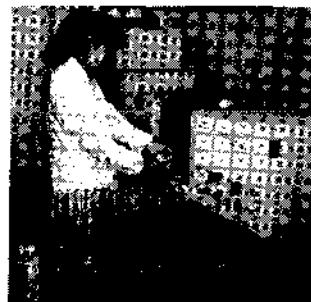
(イ) PCB底質調査

a 調査概要

PCBによる環境汚染の実態を把握するため、小矢部川、神通川等の河川6地点及び古紙再生工場6工場の排水口周辺の底質について調査を実施した。

b 調査結果

調査結果は、表2-86及び表2-87のとおりで、暫定除去基準(10ppm)を超える地点はみられなかった。



重金属分析（原子吸光光度計）

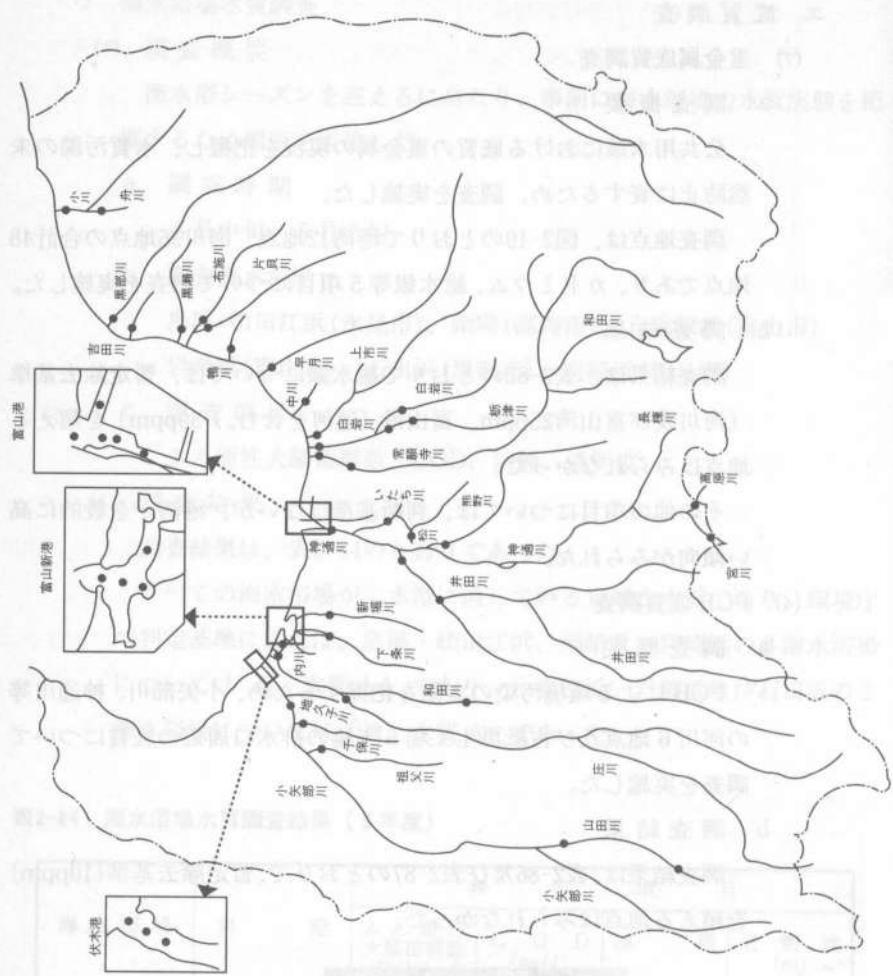


図2-19 重金属底質調査地点

表2-85 重金属底質調査結果（5年度）

(単位: ppm)

水 域 区 分	水 域	調 査 地 点 数	カドミウム		鉛		銅		水 銀		クロム	
			平均	最小～最大	平均	最小～最大	平均	最小～最大	平均	最小～最大	平均	最小～最大
港	伏木港	3	0.3	0.1～0.7	21	12～35	11	5.4～15	0.12	0.05～0.18	130	40～200
	高 山 新 港	4	0.4	0.2～0.5	31	26～40	29	25～37	0.11	0.08～0.17	110	51～280
	高 山 港	3	1.1	0.5～1.6	160	57～340	14	12～16	1.2	0.04～2.7	180	32～410
	岩瀬運河	1	8.4		490		23		15		1200	
湾	若 岩 運 河	1	2.2		160		24		4.3		2200	
	小矢部川	1	0.4		23		8.3		0.41		60	
	千保川	1	0.8		38		6.7		0.12		69	
	祖父川	1	0.2		10		4.7		0.02		20	
河	山田川	2	ND	ND	6	5～7	3.3	3.2～3.3	0.02	0.01～0.02	28	25～30
	庄川	1	ND		6		3.7		ND		ND	
	和田川	1	0.1		12		8.0		0.05		30	
	内川	2	0.6	0.3～0.9	43	24～61	8.3	6.9～9.7	0.09	0.08～0.10	190	130～240
川	下条川	1	0.4		19		9.0		0.07		140	
	新城川	1	0.9		32		12		0.19		120	
	神通川	1	0.2		30		4.0		ND		25	
	宮川	1	ND		6		4.7		0.01		39	
川	高原川	1	1.3		99		67		0.01		65	
	いたち川	1	0.8		57		9.3		0.23		48	
	井田川	2	0.3	ND～0.4	16	9～23	9.0	5.0～13	0.04	0.02～0.06	32	19～45
	熊野川	1	0.2		21		5.5		0.03		16	
川	松川	1	1.0		94		4.2		0.24		53	
	常願寺川	2	ND	ND	6	5～6	2.1	1.3～2.9	ND	ND	ND	ND
	白岩川	2	0.5	ND～0.8	19	6～32	5.2	3.8～6.6	0.09	0.03～0.15	26	20～32
	断津川	2	0.2	ND～0.3	12	6～18	4.9	4.0～5.8	0.03	0.01～0.04	18	13～23
川	上市川	1	ND		7		4.0		ND		ND	
	中川	1	0.2		15		4.0		0.03		10	
	早月川	1	0.1		7		6.6		ND		16	
	鴨川	1	ND		70		3.1		0.11		28	
川	片貝川	1	ND		5		3.3		0.01		ND	
	布施川	1	ND		7		6.3		0.02		16	
	黒瀬川	1	1.8		17		7.2		0.03		36	
	吉田川	1	0.1		9		4.4		0.01		40	
川	黒部川	1	0.1		8		9.4		ND		61	
	小川	1	0.1		7		13		0.03		27	
	舟川	1	ND		5		9.3		0.05		21	

注1 ND(検出されず)とは、定量限界(カドミウム0.1ppm、総水銀0.01ppm、クロム10ppm)未満をいう。

2 平均値の算出においては、NDの値を定量限界値とした。

表2-86 河川底質(PCB)調査結果（5年度）

(単位: ppm)

水 域	調 査 地 点	調 査 結 果
小矢部川	城光寺橋	0.6
千保川	地子木橋	ND
神通川	萩浦橋	ND
いたち川	四ツ屋橋	ND
白岩川	東西橋	ND
柄津川	流観橋	ND

注 ND(検出されず)とは、定量限界(0.1ppm)未満をいう。

表2-87 工場周辺底質(PCB)調査結果（5年度）

(単位: ppm)

工 場 数	調 査 結 果
6	ND~0.8

注 ND(検出されず)とは、定量限界(0.1ppm)未満をいう。



ガスクロマトグラフ分析

(6) 化学物質使用実態調査

ア 調査目的

化学物質の多種多様化に伴い、県内の使用実態を把握し、今後の化学物質による環境保全対策を図るための基礎資料を得ることを目的に調査を実施した。

イ 調査内容

(ア) 調査方法

調査は、アンケート方式とし、各業種の代表的な事業所に対しては、立入調査も実施して調査内容の確認を行った。

(イ) 調査対象期間

調査対象期間は、平成4年度の実績とした。

(ウ) 調査対象事業所

富山県事業所統計を基に、従業員規模50人以上は全数、50人未満は10%を抽出し、2,478事業所を選定した。

(エ) 調査物質

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下、「化審法」という。）など関係法令や国等の資料を参考に257物質を対象とした。

(オ) 調査項目

事業所概要、化学物質の使用、製造、保管状況等

ウ 調査結果

(ア) 回収状況等

アンケートした2,478事業所のうち、回答があったのは、1,857事業所であり、回収率は75%であった。

また、回答のあった1,857事業所のうち、調査した化学物質を使用又は取り扱っている事業所数は、829事業所（45%）であった。

(1) 使用状況

a 概 要

今回、調査対象とした257物質のうち、使用されていたのは、201物質であり、全体としては、555千t使用されていた。これを物質ごとにみると、表2-88のとおり、使用量の多かったのは、硫酸が128千t(23%)、アンモニアが81千t(15%)、クロロエチレンが61千t(11%)の順となっており、この3物質で全体の50%近くを占めていた。

また、地域別では、富山地域では324千t(58%)、高岡地域では169千t(30%)であり、この両地域で全体の90%近くを占めていた。

表2-88 化学物質の使用状況

(単位:千t)

地域 \ 物質	硫 酸	アンモニア	クロロエチレン	その他198物質	合 計
富 山 地 域	78	78	9	159	324
高 岡 地 域	27	1	52	89	169
射 水 地 域	16	2	*	20	38
新 川 地 域	6	*	*	15	21
砺 波 地 域	1	*	*	2	3
全 県	128	81	61	285	555

*印: 使用量千t未満

b 化審法に基づく物質

今回の調査では、化審法に基づく化学物質も対象としており、全国状況等を勘案して、四塩化炭素、テトラクロロエチレン等の第2種特定化学物質は5物質、また、トリクロロメタン、1,2-ジクロロエタン等の指定化学物質は11物質調査したが、その内訳は下記のとおりであった。

(a) 第2種特定化学物質

第2種特定化学物質は、全体として2,307t 使用されていた。これを物質ごとにみると、使用量の多かったのは、表2-89のとおり、トリクロロエチレンが2,208t (96%)、テトラクロロエチレンが85t (4%)、四塩化炭素が14t の順となっており、トリクロロエチレンがほとんどを占めていた。

(b) 指定化学物質

指定化学物質は、全体として623t 使用されていた。これを物質ごとにみると、表2-89のとおり、使用量の多かったのは、トリクロロメタンが307t (49%)、1,2-ジクロロエタンが188t (30%)、1,4-ジオキサンが122t (20%) の順となっており、この3物質でほとんどを占めていた。

表2-89 化審法に基づく化学物質の使用状況

(単位:t)

第2種特定化学物質		指定化学物質	
トリクロロエチレン	2,208	トリクロロメタン	307
テトラクロロエチレン	85	1,2-ジクロロエタン	188
四塩化炭素	14	1,4-ジオキサン	122
		その他の	6
合計	2,307	合計	623

第4節 土壤汚染の現況と対策

1 土壤汚染の現況

(1) 土壤汚染の環境基準の改正

環境庁では、人の健康の保護に関する水質環境基準の拡充、強化が行われたことを踏まえ、トリクロロエチレン等15物質を追加するなど「土壤の汚染に係る環境基準」を6年2月21日付けで表2-90のとおり改正した。

表2-90 土壤の汚染に係る環境基準の改正

改正内容	項目	環境上の条件
追加	ジクロロメタン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
	四塩化炭素	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。
	1,2-ジクロロエタン	検液1ℓにつき0.004mg以下であること。
	1,1-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
	シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.04mg以下であること。
	1,1,1-トリクロロエタン	検液1ℓにつき1mg以下であること。
	1,1,2-トリクロロエタン	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。
	トリクロロエチレン	検液1ℓにつき0.03mg以下であること。
	テトラクロロエチレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
	1,3-ジクロロプロペン	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。
	チウラム	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。
	シマジン	検液1ℓにつき0.003mg以下であること。
	チオベンカルブ	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
	ベンゼン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
	セレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
基準値強化	鉛	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
	砒素	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農地用（田に限る）においては、土壤1kgにつき15mg未満であること。

(2) 農用地の土壤汚染

ア 神通川流域

神通川流域では、43年にイタイイタイ病に対する厚生省見解が発表さ

れてから、土壤汚染の問題が表面化してきた。46年に土壤汚染防止法が施行されたことに伴い、神通川流域の農用地におけるカドミウム汚染調査を開始した。

46~51年度の6年間にわたって、両岸の農用地約3,130haを対象に、玄米2,570点、土壤1,667点について調査した。調査結果の概要は、表2-91のとおりである。

玄米中カドミウム濃度が1.0ppm以上の汚染米が検出された地点は231地点、汚染米発生地域の面積は約500haであったが、これらの地域では水稻の作付が停止されている。

この調査結果に基づき、汚染米発生地域とその近傍地域のうち汚染米が発生する恐れがある地域を合わせた1,500.6haを農用地土壤汚染対策地域（以下、「対策地域」という。）として指定した。対策地域内の汚染状況は表2-92のとおりで、玄米中カドミウム濃度の平均は0.99ppm、土壤中カドミウム濃度の平均は、作土で1.12ppm、次層土では0.70ppmであった。

表2-91 玄米及び土壤中カドミウム濃度（神通川流域）

玄米中カドミウム濃度 (ppm)	左 岸		右 岸		全 体	
	点 数	比率(%)	点 数	比率(%)	点 数	比率(%)
0.40 未 滿	729	52	860	74	1,589	62
0.40~0.99	523	37	228	20	751	29
1.00~1.99	133	9	65	6	198	8
2.00 以 上	26	2	6	0	32	1
計	1,411	100	1,159	100	2,570	100

土壤中カドミウム濃度 (ppm)	左 岸		右 岸		全 体	
	点 数	比率(%)	点 数	比率(%)	点 数	比率(%)
0.50 未 滿	135	16	50	6	185	11
0.50~0.99	447	52	278	34	725	44
1.00~1.99	219	26	281	35	500	30
2.00 以 上	52	6	205	25	257	15
計	853	100	814	100	1,667	100

表2-92 対策地域内の玄米及び土壤中カドミウム濃度（神通川流域）

地域区分	玄米中 (ppm)				土壤中 (ppm)							
	点数	最高	最低	平均	作 土				次 層 土			
					点数	最高	最低	平均	点数	最高	最低	平均
左岸地域	362	4.23	0.25	1.02	362	4.50	0.46	1.09	203	4.86	0.06	0.64
右岸地域	182	2.74	0.25	0.93	182	4.85	0.47	1.16	101	5.17	0.09	0.72
全 体	544	4.23	0.25	0.99	544	4.85	0.46	1.12	304	5.17	0.06	0.70

イ 黒部地域

45年に、黒部市の日鉱亜鉛株（旧日本鉱業株三日市製錬所）周辺地域の農用地が、カドミウムによって汚染されていることが判明し、カドミウム環境汚染要観察地域に指定された。このため、46年～48年の3年間にわたって同社周辺の農用地約250haを対象に、玄米316点、土壤(作土)225点についてカドミウム濃度を調査した。調査結果の概要は、表2-93のとおりである。

玄米中カドミウム濃度が1.0ppm以上の汚染米が検出された地点は7地点で、汚染米発生地域の面積は約8haであった。

この調査結果に基づき汚染米発生地域と近傍地域をあわせた129.5haを対策地域として指定した。対策地域内の汚染状況は表2-94のとおりであった。

表2-93 玄米及び土壤中のカドミウム濃度（黒部地域）

玄米中カドミウム濃度 (ppm)	点 数	比 率 (%)	土壤中カドミウム濃度 (ppm)	点 数	比 率 (%)
0.40 未 滿	80	26	2.00 未 滿	29	13
0.40～0.99	229	72	2.00～5.99	130	58
1.00～1.99	7	2	6.00～9.99	45	20
2.00 以 上	0	0	10.00以 上	21	9
計	316	100	計	225	100

表2-94 対策地域内の玄米及び土壤中カドミウム濃度（黒部地域）

地域区分	玄 米 中 (ppm)				土壤 中 (ppm)							
	点数	最高	最低	平均	作 土				次 层 土			
					点数	最高	最低	平均	点数	最高	最低	平均
黒部地域	44	1.34	0.47	0.79	44	22.00	3.85	7.57	19	3.24	0.14	0.85

2 農用地の土壤汚染防止に関する講じた施策

(1) 神通川流域

ア 対策計画の策定

神通川流域の対策地域面積は約1,500haで、1市3町の広大な地域に及ぶことから、対策計画を上流部から順次分割して策定し、土壤汚染対策事業の促進を図ることとした。

土壤汚染防止法に基づき、表1-4のとおり第1次地区の96.4haについては55年2月、第2次地区の450.5haについては59年1月(3年9月に変更)、残る第3次地区の953.7haについては4年2月に、それぞれ対策計画を策定した。

(ア) 第1～3次地区の区域、面積及び利用区分

第1～3次地区の位置は図2-20に示すとおりであり、これらの面積(実測)と土地利用区分は表2-95のとおりである。

(イ) 事業の内容

第1～3次地区の復旧方式等は表2-96のとおりである。

図2-20 第1～3次地区位置図

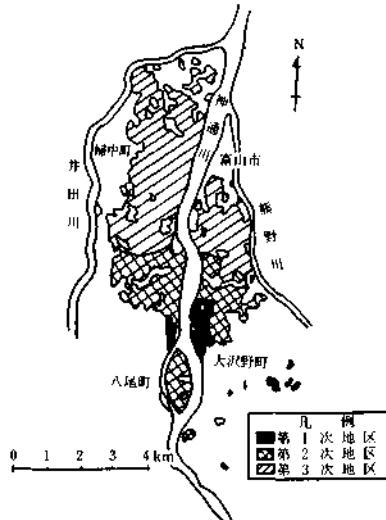


表2-95 土地利用区分と面積（実測）

(単位：ha)

計画区分	対策地域の面積			①のうち農用地として利用する面積				①のうち農用地以外として利用する面積	
	①農用地 (田)	農用地 以外	計	事業対象面積		事業対象外面積 (砂利採取) 田	計		
				田	畑				
第1次地区	96.7	11.3	108.0	76.2	0.6	76.8	11.8	88.6	8.1
第2次地区	427.2	53.9	481.1	326.6 292.1	5.9 3.8	332.5 295.9	73.7 80.9	406.2 376.8	21.0 50.4
第3次地区	960.5	94.8	1,055.3	402.0	5.5	407.5	14.3	421.8	538.7
計	1,484.4	160.0	1,644.4	804.8 770.3	12.0 9.9	816.8 780.2	99.8 107.0	916.6 887.2	567.8 597.2

注 第2次地区及び計の上段は当初計画、下段は変更計画である。

表2-96 第1～3次地区の復旧方式等

区分	第1次地区	第2次地区	第3次地区
復旧方式	区画整理方式	区画整理方式 現状回復方式	区画整理方式 現状回復方式
対策工法	埋込客土工法 上乗せ客土工法	埋込客土工法 上乗せ客土工法	埋込客土工法 上乗せ客土工法
客土母材の採土地	大沢野町市場地内の山林	大沢野町市場地内の山林 八尾町横ノ手地内の山林	八尾町卯花地内の山林

(ア) 対策計画に係る事業費の概算等

事業費は、第1次地区が1,783,000千円、第2次地区が10,940,000千円（変更後は9,054,865千円）、第3次地区が19,291,900千円であり、第1～3次地区に係る公害防止事業費事業者負担法に基づく費用負担計画は、表2-97のとおりである。

表2-97 公害防止事業に係る費用負担計画の概要

区分	第1次地区	第2次地区	第3次地区
告示年月日	55年2月6日第 94号 59年7月28日第 641号	59年1月20日第 42号 3年9月4日第 635号	4年2月3日第 98号
公害防止事業の種類	農用地の土壤の特定有害物質による汚染を除去するための客土その他の事業		
費用を負担させる事業者の名称	三井金属鉱業株式会社		
負算 担定 額基 及 び 確	公害防止事業費 ① 2,247,436千円	1,783,000千円 10,940,000千円 9,054,865千円	19,291,900千円
	汚染寄与度 ② 0.527 0.5908		0.5908
	概定割合 ③ 2/3		2/3
	負担率 ②×③ 0.3513 0.3939		0.3939
	負担総額 ①×②×③ 885,265千円	626,368千円 4,309,266千円 3,566,711千円	7,599,079千円
その他の	物価等の変動により、事業費に変更が生じたときは、変更後の事業費に上記の負担率を乗じて得た額を負担総額とする。		

注 第1次・第2次地区的告示年月日、負担総額及び算定基礎の上段は当初計画、下段は変更計画

イ 公害防除特別土地改良事業の実施

対策計画が策定されると、土地改良法等に基づき公害防除特別土地改良事業（以下、「公特事業」という。）が実施されることになる。第1次地区については、55年10月、県営公特事業として事業計画が確定し、同月から工事に着手し、58年度には面工事が完了した。

また、第2次地区については、59年6月に事業計画が確定し、同月から工事に着手し、4年度には面工事が完了した。

さらに、第3次地区については、4年9月に事業計画が確定し、10月から工事に着手した。

(ア) 事業計画

公特事業では、指定地域の他、隣接する地域でこれに準じて一体的に施工することが必要な地域及びこれらと併せて事業を行うことが必要かつ妥当な地域についても区画整理を施工している。

各地区の事業計画面積は表2-98のとおりである。

表2-98 神通川流域における公特事業の計画面積

(単位: ha)

区分	全 体	内 訳		
		指 定 地 域	隣 接 地 域	併 せ 地 域
第1次地区	91.2	73.4	6.2	11.6
第2次地区	441.5	332.5	16.5	92.5
	371.7	295.9	9.8	66.0
第3次地区	436.9	394.5	22.0	20.4
計		969.6	800.4	124.5
		899.8	763.8	98.0

注 第2次地区及び計の上段は当初計画、下段は変更計画

(イ) 土壤復元工事の実施状況

表2-99のとおり、第1次地区および第2次地区では、全面積において作付が可能となり、6年度には新たに第3次地区でも作付が可能となった。

なお、5年度に作付した第2次地区の客土水田(92ha)においてカドミウム濃度調査を実施したところ、玄米中カドミウム濃度は0.31~0.03 ppm、土壤中カドミウム濃度は0.34~0.11ppmであった。

表2-99 作付可能面積（6年度）

(単位:ha)

区分	田		畠		合計
	客土	非客土	客土	非客土	
第1次地区	75.8	13.2	1.2	—	90.2
第2次地区	279.9	72.5	3.9	0.3	356.6
第3次地区	36.3	—	1.0	—	37.3
合計	392.0	85.7	6.1	0.3	484.1

ウ 対策地域の一部指定解除

復元工事が終了した地域については、追跡調査を実施して、安全性を確認した上で、対策地域の指定を解除することとしており、神通川流域では、これまで3回の指定解除を実施している。第1回目は62年6月9日で、第1次地区のうち95.2ha(台帳)について実施した。第2回目は3年6月18日に第2次地区のうち189.9ha(台帳)について実施した。また、第3回目は第2次地区を主とした213.1ha(台帳)について6年4月25日に実施している。

(2) 黒部地域

ア 対策計画の策定

黒部地域の対策地域は129.5haで、黒市の中心部近くに位置している。

当該地域については、土壤汚染防止法に基づき、3年11月に対策計画を策定した。

(ア) 対策地域の区域、面積及び利用区分

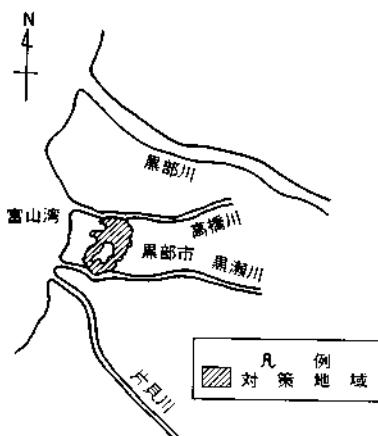
対策地域は図2-21に示すとおりであり、この面積(実測)と土地利用区分は表2-100のとおりである。

表2-100 土地利用区分と面積(実測)

(単位:ha)

市名	対策地域の面積				①のうち農用地として利用する面積			左のうち事業対象面積			①②のうち農用地以外として利用する面積
	①農用地(田)	②農用地(畠)	農用地以外	計							
	田	畠	計	田	畠	計	田	畠	計	田	
黒部市	115.8	0.2	16.1	132.1	44.0	0.2	44.2	44.0	—	44.0	71.8

図2-21 対策地域位置図



(イ) 事業の内容

対策地域の復旧方式等は表2-101のとおりである。

表2-101 対策地域の復旧方式等

区 分	黒部地 域
復 旧 方 式	現状回復方式
対 策 工 法	排土客土工法
客土母材の採土地	黒部市田畠地内の山林

(ウ) 対策計画に係る事業費の概算等

事業費は2,936,000千円であり、対策地域に係る公害防止事業費事業者負担法に基づく費用負担計画は、表2-102のとおりである。

表2-102 公害防止事業に係る費用負担計画の概要

告 示 年 月 日	3年11月19日第 798号
公 害 防 止 事 業 の 種 類	農用地の土壌の特定有害物質による汚染を除去するための客土その他の中事業
費用を負担させる事業者の名称	株式会社ジャパンエナジー
負 び	公害防止事業費 ① 2,936,000千円
担 算	汚 染 寄 与 度 ② 1
総 定	概 定 割 合 ③ 2/3
額 基	負 担 率 ②×③ 0.6667
及 繼	負 担 総 額 ①×②×③ 1,957,431千円
そ の 他	物価等の変動により、事業費に変更が生じたときは、変更後の事業費に上記の負担率を乗じて得た額を負担総額とする。

イ 公特事業の実施

公特事業については、4年1月に県営公特事業として事業計画が確定し、2月から工事に着手した。

第5節 騒音及び振動の現況と対策

1 騒音及び振動の現況

(1) 騒音の状況

ア 環境騒音

騒音に係る環境基準は、環境基本法に基づき、表2-103のとおり定められている。

本県では、富山市、高岡市等9市17町のうち都市計画法に基づく用途地域の定められている地域（ただし工業専用地域を除く。）について、A類型（住居系の地域）とB類型（商業系、工業系の地域）とに区分して指定している。

環境騒音の実態を把握するため、23市町が335地点で測定を実施した。そのうち、環境基準が定められている測定地点で朝、昼間、夕及び夜間の4時間帯すべての時間帯について測定が実施されている303地点について環境基準の適合状況をみたところ、図2-22のとおりであった。

4時間帯すべてが環境基準に適合している測定点は、196地点（65%）であり、4時間帯のいずれかが環境基準に適合している測定点は88地点（29%）であった。

また、類型別の適合率は、B類型が82%とA類型の51%に比べて高い適合率を示していた。

表2-103 騒音に係る環境基準（46年5月25日閣議決定）

(a) 道路に面する地域以外の地域

(単位：デシベル)

地 域 の 類 型	時 間 の 区 分		
	昼 間	朝 ・ 夕	夜 間
A A	45以下	40以下	35以下
A	50以下	45以下	40以下
B	60以下	55以下	50以下

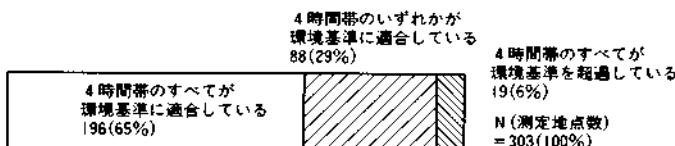
- (備考) 1. A Aを当てはめる地域は療養施設が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とすること。
2. Aを当てはめる地域は主として住居の用に供される地域とすること。
3. Bを当てはめる地域は相当数の住居と併せて商業・工業等の用に供される地域とすること。

(b) 道路に面する地域

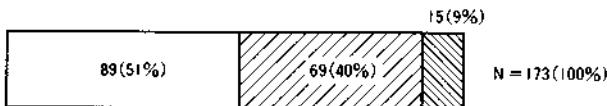
(単位: デシベル)

地 域 の 区 分	時 間 の 区 分		
	昼 間	朝・夕	夜 間
A 地域のうち 2 車線を有する道路に面する地域	55以下	50以下	45以下
A 地域のうち 2 車線を越える車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下	50以下
B 地域のうち 2 車線以下の車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下	55以下
B 地域のうち 2 車線を越える車線を有する道路に面する地域	65以下	65以下	60以下

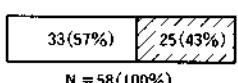
図2-22 環境騒音の環境基準の適合状況（5年度）



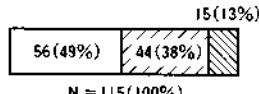
A類型



〔内訳〕・道路に面する地域以外の地域



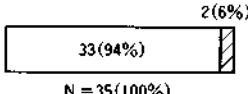
・道路に面する地域



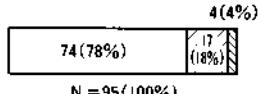
B類型



〔内訳〕・道路に面する地域以外の地域



・道路に面する地域



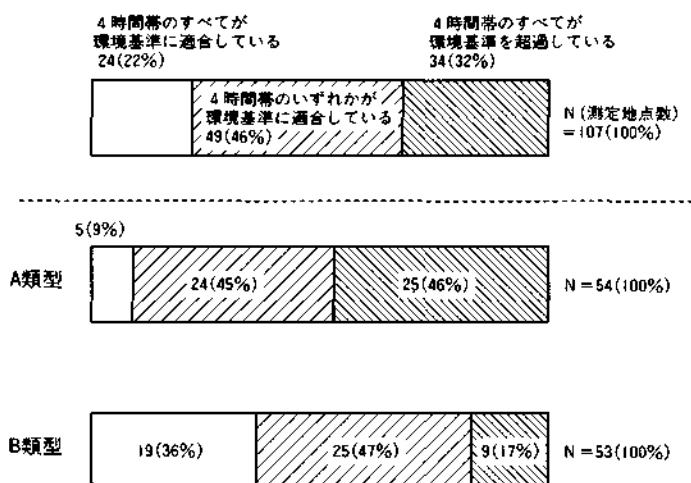
イ 自動車騒音

自動車騒音の実態を把握するため、23市町が143地点で測定を実施した。そのうち、環境基準が定められている測定地点で、朝、昼間、夕及び夜間の4時間帯のすべての時間帯について測定がなされている107地点について環境基準の適合状況をみたところ、図2-23のとおりであった。

4時間帯すべてが環境基準に適合している測定点は、24地点（22%）であり、4時間帯のいずれかが環境基準に適合している測定点は49地点（46%）であった。

また、類型別の適合率は、環境騒音と同様にB類型が36%とA類型の9%に比べて高い適合率を示していた。

図2-23 自動車騒音の環境基準の適合状況（5年）



ウ 高速道路騒音

高速道路における自動車騒音の実態を把握するため、北陸自動車道の4地点及び東海北陸自動車道1地点の計5地点の道路端において調査を実施した。

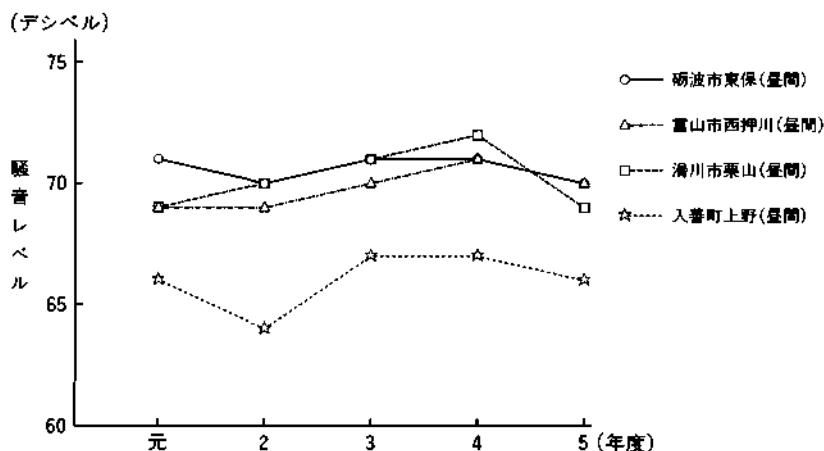
5年度の調査結果は、表2-104のとおりである。また、北陸自動車道の騒音レベルの推移は図2-24のとおりであり、5年度は4年度と比較するとやや低くなっていた。

表2-104 高速道路騒音の調査結果（5年度）

(単位：デシベル)

調査地点	時間区分	朝	昼間	夕	夜間	日平均交通量 (台/日)
		6時～8時	8時～19時	19時～22時	22時～6時	
北陸 自動車道	砺波市東保	66	70	70	67	24,165
	富山市西押川	68	70	69	67	23,201
	滑川市栗山	68	69	69	67	18,467
	入善町上野	65	66	70	66	13,302
東海北陸 自動車道	福野町梅ヶ島	42	45	46	42	1,181

図2-24 騒音レベルの年度別推移（北陸自動車道）



工 航空機騒音

航空機騒音に係る環境基準は、環境基本法に基づき、表2-105(1)のとおり定められている。

本県では、60年6月に富山空港周辺地域(富山市、婦中町の一部地域)において、航空機騒音に係る環境基準の地域指定を行い、その達成状況を把握するため、四季ごとに1回(7日間)4地点で調査を実施している。

5年度の調査結果は表2-105(2)のとおりで、すべての地点において環境基準を達成していた。また、騒音レベルの推移は図2-25のとおりであり、近年、低騒音型ジェット機の就航などにより、5年度は4年度と比較すると全体的に騒音レベルが低くなっていた。

表2-105(1) 航空機騒音に係る環境基準 表2-105(2) 航空機騒音の調査結果(5年度)
(48年12月27日環境庁告示)

(単位: WECPNL)

地域の類型	基 準 値
I	70以下
II	75以下

(備考) I類型: 専ら住居の用に供される地域
II類型: I以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域

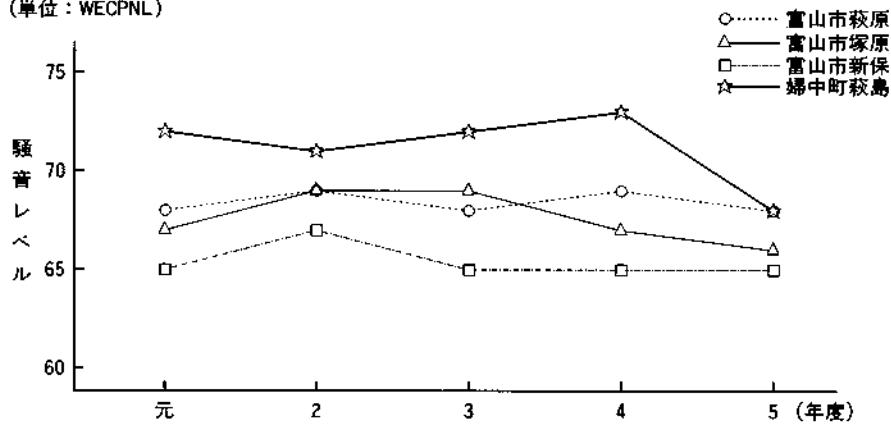
(単位: WECPNL)

測定地点	年間平均	環境基準
富山市萩原	68	
" 塩原	66	II類型
" 新保	65	(75以下)
婦中町萩島	68	

注 航空機騒音の評価は、1日ごとのWECPNLの値を算出し、一年間のすべての値をパワー平均して行う。

図2-25 航空機騒音の年度別推移

(単位: WECPNL)



(2) 振動の状況

道路交通振動

県下の主要道路における道路交通振動の実態を把握するため、13市町が116地点において調査を実施した。

5年度の調査結果を区域別に対比すると、表2-106のとおりであり、平均的な振動レベルは、いずれの区域においても、道路交通振動に係る公安委員会への要請基準と比較して極めて低い値であった。

表2-106 道路交通振動の調査結果（5年度）

(単位: デシベル)

区域区分		昼間	夜間
		8時～19時	19時～8時
第1種区域	第1種住居専用地域、第2種住居専用地域、住居地域	41(65)	35(60)
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	41(70)	36(65)
その他の区域	未指定地域	40	33

注1 () は、公安委員会への要請限度である。

2 振動レベルは30未満を30として計算した平均値である。

2 騒音及び振動防止に関する講じた施策

(1) 騒音の規制

ア 騒音規制法による規制

(ア) 規制地域(9市17町)

富山市、高岡市、新湊市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、大沢野町、大山町、上市町、立山町、入善町、朝日町、八尾町、婦中町、小杉町、大門町、大島町、城端町、庄川町、井波町、福野町、福光町及び福岡町の9市17町のうち、都市計画法に基づく用途地域の定められている地域を規制している。

(イ) 規制対象騒音

工場騒音、特定建設作業騒音及び自動車騒音

(ウ) 規制対象施設・作業

a 工場騒音

金属加工機械(機械プレス、鍛造機等)、織機等30種類の施設

b 特定建設作業騒音

くい打機を使用する作業等8種類の作業

(エ) 規制基準

a 工場騒音

工場騒音の規制基準は、区域及び時間帯ごとに表2-107のとおり定められている。

b 特定建設作業騒音

特定建設作業騒音の規制基準は敷地境界において85デシベル以下で、日曜・祭日の作業禁止や一日当たりの作業時間の制限等も併せて実施している。

c 自動車騒音

自動車の走行によって発生する騒音については、定常走行時及び加速走行時について許容限度を定め規制されている。

なお、指定地域内の道路周辺部における自動車走行騒音の許容限

度は、表2-108のとおりで、この値を超える場合には市町村長が公安委員会等に対して、交通規制や道路構造の改良等について要請できることになっている。

表2-107 工場等において発生する騒音の規制基準

(単位: デシベル)

区 域 区 分	朝	昼 間	夕	夜 間
	6時～8時	8時～19時	19時～22時	22時～6時
第1種区域 第1種住居専用地域	40	45	40	40
第2種区域 第2種住居専用地域 住居地域	45	55	45	40
第3種区域 近隣商業地域、 商業地域、準工業地域	60	65	60	50
第4種区域 工業地域、工業専用地域 の境界から50m以内	65	70	65	63

注1 第1種区域又は第2種区域に接する第4種区域の当該接する境界線から当該第4種区域内へ50メートルの範囲内における基準は、上の表の第4種区域の基準にかかわらず、昼間にあっては65デシベル、朝夕にあっては60デシベル、夜間にあっては55デシベルとする。

注2 第2種区域、第3種区域及び第4種区域内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の2第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第14条第1項第2号に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートルの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの基準にかかわらず、同表に掲げるそれぞれの基準(第2種区域の夜間の基準を除く。)から5デシベルを減じた値とする。

表2-108 指定地域内における自動車騒音の許容限度(公安委員会への要請限度)

(単位: デシベル)

区 域 区 分	朝	昼 間	夕	夜間	
	6時～8時	8時～19時	19時～22時	22時～6時	
第1種区域 (第1種住居専用地域)	1車線の道路に面する区域	50	55	50	45
	2車線の道路に面する区域	65	70	65	55
第2種区域 (第2種住居専用地域、住居地域)	1車線の道路に面する区域	55	60	55	50
	2車線の道路に面する区域	65	70	65	55
	2車線を越える道路に面する区域	70	75	70	60
第3種区域 (近隣商業地域、商業地域、準工業地域)	1車線の道路に面する区域	65	70	65	60
	2車線の道路に面する区域	70	75	70	65
第4種区域 (工業地域、工業専用 地域の境界から50m以内)	2車線を越える道路に面する区域	75	80	75	65

(オ) 届出状況

騒音規制法に基づく特定施設の届出状況は、表2-109のとおり1,452

工場・事業場、19,134施設となっている。

表2-109 騒音規制法に基づく特定施設の届出状況

(6年3月31日現在)

市・町 工場・事業場数	特定施設		空送 気 圧風 縮 機機	土石 用 破 碎 機	織 機	建 製 設 造 用 資 材 機	穀 物 用 製 粉 機	木 材 加 工 機 械	抄 紙 機	印 刷 機 械	射 出 成 型 機	鋳 型 造 型 機	計
	金 屬 加 工 機 械												
富山市	470	693	1,527	156	444	20	2	228	4	536	150	4	3,764
高岡市	432	652	1,455	55	404	6		271	16	121	64	122	3,166
新湊市	77	320	658	47		3	1	194		17	6		1,246
魚津市	46	27	177	20	1,159			25		18			1,426
永見市	15	16	62	3	20	2		4		5		5	117
滑川市	27	94	159	11		2		9		28			303
黒部市	23	531	677	39	1,832			14		33		592	3,718
砺波市	37	13	14	20	215	7		17		12	20		318
小矢部市	35	20	59	6	16	3	16	26		24	5		175
大沢野町	32	51	194	19				6		3	11		284
大山町	1		1										1
上市町	13		71		1,435	1	1	5		3	13		1,529
立山町	19	18	51	2				4	4	3			82
入善町	10	6	54	5	114				7			4	190
朝日町	15	8	4		1			4		2			19
八尾町	20	5	24	1						11	6		47
婦中町	14	5	263	3		1				17	7		296
小杉町	25	40	32		21			14		2	2		111
大門町	16	31	12	16	1,078	2		9		8	18		1,174
大島町	14	15	45	22		11		7					100
城端町	6		1		321			1			1		324
庄川町	18		106					28			33		167
井波町	22	1	51		50			46		7			155
福野町	23	11	73		48			26		5	11		174
福光町	24	1	51		54			44		10	21		181
福岡町	18	26	24	2		2		8		5			67
計	1,452	2,584	5,845	427	7,212	60	20	990	31	870	368	727	19,134

イ 条例に基づく規制

公害防止条例による規制は、騒音規制法による規制を補完するものであり、法の指定地域以外の地域及び規制対象外の施設（ fasナ一自動植付機、走行クレーン等）を対象として、県下全域にわたって規制している。

規制基準は、騒音規制法に準じて、区域及び時間帯ごとに定められている。

なお、条例に基づく届出状況は、表2-110のとおり、1,961工場・事業場となっている。

表2-110 条例に基づく騒音の届出工場・事業場の状況

(6年3月31日現在)

市町村	工場・事業場数	市町村	工場・事業場数	市町村	工場・事業場数
富山市	261	上市町	41	大島町	8
高岡市	356	立山町	53	城端町	52
新湊市	33	宇奈月町	25	平村	8
魚津市	74	入善町	27	上平村	16
水見市	103	朝日町	36	利賀村	10
滑川市	125	八尾町	40	庄川町	22
黒部市	120	婦中町	78	井波町	8
砺波市	82	山田村	1	井口村	2
小矢部市	132	細入村	6	福野町	58
大沢野町	14	小杉町	16	福光町	69
大山町	32	大門町	16	福岡町	32
舟橋村	4	下村	1	計	1,961

ウ 監視取締りと行政指導

騒音規制法及び公害防止条例の対象工場・事業場等について、表2-111のとおり、市町が立入検査を実施し、規制基準の適合状況及び対象施設の維持・管理状況を調査するとともに技術指導を行った。

表2-111 騒音関係立入検査状況（5年度）

業種等 区分	食料品製造業	織維工業	木材・木製品製造業	パルプ・紙・紙加工品製造業	化学校	プラスチック製品製造業	黒業・土石製品製造業	鉄鋼業	非鉄金属製造業	金属製品製造業	一般機械器具製造業	電気機械器具製造業	電気業	その他	合計
	立入検査件数	1	8	6	1	8	1	2	2	7	4	5	4	1	11

(2) 振動の規制

ア 振動規制法による規制

(ア) 規制地域（9市17町）

富山市、高岡市、新湊市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、大沢野町、大山町、上市町、立山町、入善町、朝日町、八尾町、婦中町、小杉町、大門町、大島町、城端町、庄川町、井波町、福野町、福光町及び福岡町の9市17町のうち、都市計画法に基づく用途地域の定められている地域を規制している。

(イ) 規制対象振動

工場振動、特定建設作業振動及び道路交通振動

(ウ) 規制対象施設・作業

a 工場振動

金属加工機械（機械プレス、鍛造機等）、織機等20種類の施設

b 特定建設作業振動

くい打機を使用する作業等6種類の作業

(イ) 規制基準

工場振動に係る規制基準及び道路交通振動に係る公安委員会等への要請限度は、それぞれ、表2-112及び表2-113のとおりである。

また、特定建設作業振動の規制基準は75デシベル以下で、日曜・祭日の作業の禁止や1日当たりの作業時間の制限等も併せて実施している。

表2-112 工場振動に係る規制基準

(単位：デシベル)

区 域 区 分	昼 間		夜 間
	8時～19時	19時～8時	
第1種区域	第1種住居専用地域、 第2種住居専用地域、 住居地域	60	55
第2種区域(1)	近隣商業地域、商業地域、 準工業地域	65	60
第2種区域(2)	工業地域	70	65

注 次に掲げる区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの基準にかかわらず、同表に掲げるそれぞれの基準から5デシベルを減じた値とする。

(1) 第1種区域、第2種区域(1)及び第2種区域(2)内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の2第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第14条第1項第2号に規定する特別老人ホームの敷地の周囲50メートルの区域

(2) 第1種区域に接する第2種区域(2)の当該接する境界線から当該第2種区域(2)内へ50メートルの範囲内の区域 (1)に掲げる区域を除く)

表2-113 道路交通振動に係る要請基準

(単位：デシベル)

区 域 区 分	昼 間		夜 間
	8時～19時	19時～8時	
第1種区域	第1種住居専用地域、 第2種住居専用地域、 住居地域	65	60
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、 準工業地域、工業地域	70	65

(オ) 届出状況

振動規制法に基づく届出状況は、表2-114のとおり、785工場・事業場、9,920施設となっている。

表2-114 振動規制法に基づく特定施設の届出状況

(6年3月31日現在)

市町 工場・ 事業場	特定施設 金屬 加工 機械	圧縮 機	土石用 破碎 機等	織 機	建設用資材 製造機	木材 加工 機械	印刷 機械	ゴム 練用 又は 樹脂 成機	合射 樹成 脂型 用機	鋳型 造型 機	計	
富山市	235	683	310	64	440	8	23	153	1	138	4	1,824
高岡市	270	942	506	56	298		36	33		66	115	2,052
新湊市	38	49	44	44			30	3		6		176
魚津市	21	30	87	5	1,159		3			10		1,294
水見市	6	6	13		20						3	42
滑川市	15	80	46				3	13				142
黒部市	15	101	56	22	80		3	15	30	149		456
砺波市	10	15	3	1	168			20		19		226
小矢部市	22	31	26	2	16	6	1	5	8	5		100
大沢野町	25	51	81	18				6		11		167
大山町	0											0
上市町	9		16		1,435					13		1,464
立山町	12	12	35	1						3		51
入善町	8	5	39	1	114			1			3	163
朝日町	13			8		1		4				13
八尾町	17	5	20	1						6		32
婦中町	5	7		105								112
小杉町	5	3	3									6
大門町	3			1	841	1						843
大島町	4	4	12	15								31
城端町	6		1		321		1			1		324
庄川町	8		12							33		45
井波町	3		11		50		2					63
福野町	11	20	38		48			2		12		120
福光町	12	8	12		46	3				19		88
福岡町	12	51	17	3		12		3				86
計	785	2,103	1,396	339	5,037	30	106	254	39	491	125	9,920

イ 監視取締りと行政指導

振動規制法の対象工場・事業場等について、表2-115のとおり、市町が立入検査を実施し、規制基準の適合状況及び対象施設の維持・管理状況を調査するとともに技術指導を行った。

表2-115 振動関係の立入検査状況（5年度）

業種等 区分	織維	化學	パルプ・紙・紙加工品製造業	プラスチック製品製造業	窯業・土石製品製造業	鉄鋼	非鐵金属製造業	金属製品製造業	一般機械器具製造業	電気機械器具製造業	その他の	合計
	工業	工業	工業	工業	工業	業	業	業	業	業	他	
立入検査件数	7	1	3	0	2	3	1	1	3	1	8	30

第6節 悪臭の現況と対策

1 悪臭の現況

悪臭は、感覚公害として、日常生活に身近なものであり、発生源が化学工業、畜産業からサービス業にいたるまで多種多様であるため、実態の把握や防止対策については、困難な面がある。

本県では、従来から問題にされていたパルプ工業の悪臭については、かなり改善されてきているが、一般に苦情の多い畜産業や魚腸骨処理場については、防止対策を指導しているものの依然として苦情がみられる。

2 悪臭防止に関して講じた施策

(1) 法令等に基づく規制の概要

ア 悪臭防止法に基づく規制

(ア) 規制地域（9市17町）

富山市、高岡市、新湊市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、大沢野町、大山村、上市町、立山町、入善町、朝日町、八尾町、婦中町、小杉町、大門町、大島町、城端町、庄川町、井波町、福野町、福光町及び福岡町の9市17町のうち、都市計画法に基づく用途地域の定められている地域を規制している。

(イ) 規制対象物質

アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオノ酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸の12物質

(ウ) 規制基準

本県では、表2-116のとおり、工業専用地域とその他の用途地域に区分し、規制基準を設定している。

表2-116 惡臭防止法に基づく規制基準

悪臭物質の種類	規制基準		
	工業専用地域	その他の用途地域	第一種及び第二種住居専用地域、住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
アンモニア	2 (ppm)	臭気強度 3.0	1 (ppm)
メチルメルカプタン	0.004		0.002
硫化水素	0.06		0.02
硫化メチル	0.05		0.01
二硫化メチル	0.03		0.009
トリメチルアミン	0.02		0.005
アセトアルデヒド	0.1		0.05
スチレン	0.8		0.4
プロピオン酸	0.07		0.03
ノルマル酪酸	0.002		0.001
ノルマル吉草酸	0.002		0.0009
イソ吉草酸	0.004		0.001

イ 条例に基づく規制

公害防止条例では、悪臭に係る特定施設の届出を義務付けている。条例による届出状況は、表2-117のとおり、925工場・事業場で、ほとんどが養豚等の家畜飼養施設である。

表2-117 公害防止条例に基づく悪臭の届出工場・事業場の状況

(6年3月31日現在)

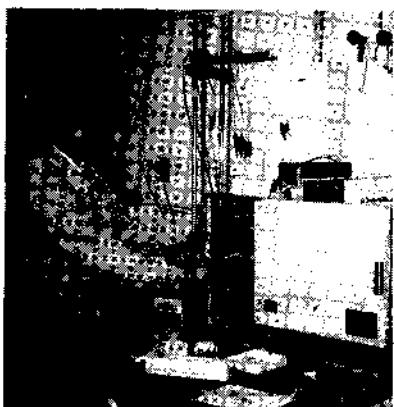
市町村	工場・事業場数	市町村	工場・事業場数	市町村	工場・事業場数
富山市	123	上市町	33	大島町	1
高岡市	32	立山町	74	城端町	22
新湊市	1	宇奈月町	13	平村	2
魚津市	90	入善町	29	上平村	0
氷見市	89	朝日町	2	利賀村	1
滑川市	22	八尾町	18	庄川町	0
黒部市	101	婦中町	30	井波町	23
砺波市	33	山田村	3	井口村	7
小矢部市	61	細入村	1	福野町	28
大沢野町	35	小杉町	15	福光町	16
大山町	5	大門町	0	福岡町	7
舟橋村	7	下村	1	計	925

(2) 悪臭実態調査

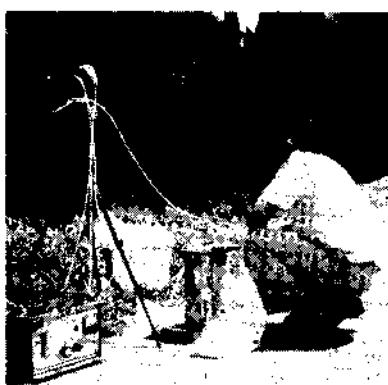
悪臭の実態を把握し、悪臭防止対策の基礎資料を得ることを目的として、畜産業の3事業所及び飼料製造業の2事業所で、敷地境界とその周辺環境において、悪臭10物質（アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸）を対象に調査を実施した。

調査結果は表2-118のとおりであり、敷地境界で臭気強度2.5を超えていたのは、ノルマル酪酸については畜産業2事業所、飼料製造業1事業所であり、メチルメルカプタンについては飼料製造業1事業所であった。

このため、これらの事業所に対しては、悪臭発生施設の改善や維持管理等の指導を行った。



悪臭分析装置



悪臭測定装置

表2-118 惡臭実態調査結果（5年度）

(単位: ppm)

業種		畜産業		飼料製造業	
工場・事業場数		3		2	
測定場所		敷地境界	周辺環境	敷地境界	周辺環境
悪臭物質	アンモニア	ND~0.2	ND~0.1	ND~0.2	0.2~0.3
	メチルメルカプタン	ND	ND	ND~0.011	ND
	硫化水素	ND~0.004	ND	ND~0.004	ND~0.002
	硫化メチル	ND~0.002	ND	ND~0.001	ND
	二硫化メチル	ND	ND	ND~0.002	ND
	トリメチルアミン	ND	ND	ND	ND
	プロピオン酸	ND~0.0116	ND~0.0002	ND~0.0037	0.0008~0.0009
	ノルマル酷酸	ND~0.0033	ND	ND~0.0033	0.0003~0.0007
注	ノルマル吉草酸	ND~0.0007	ND	ND~0.0009	ND
	イソ吉草酸	ND~0.0008	ND	ND~0.0006	ND

注 ND（検出されず。）とは、定量限界（アンモニア0.1ppm、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン0.001ppm、プロピオン酸、ノルマル酷酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸0.0002ppm）未満をいう。

第7節 地下水の現況と対策

1 地下水の現況

(1) 地下水位の変動

本県における地下水位の観測は、水見地域2か所、高岡・砺波地域10か所、富山地域7か所、魚津・滑川地域4か所及び黒部地域9か所の合計32観測井において実施している。

最近5年間の地下水位の変動は、表2-119のとおりであり、一部の地点では、消雪による地下水利用の影響などにより水位の低下がみられたが、全体的には大幅な変動がなく、ほぼ横ばいに推移している。

また、主な観測井における月毎の地下水位の変動は、図2-26のとおりであり、高岡・砺波地域、富山地域、魚津・滑川地域及び黒部地域とも市街地では、積雪時に低下がみられるが、春を迎えると回復している。



地下水位観測井

表2-119 地下水位年平均値の年度別推移

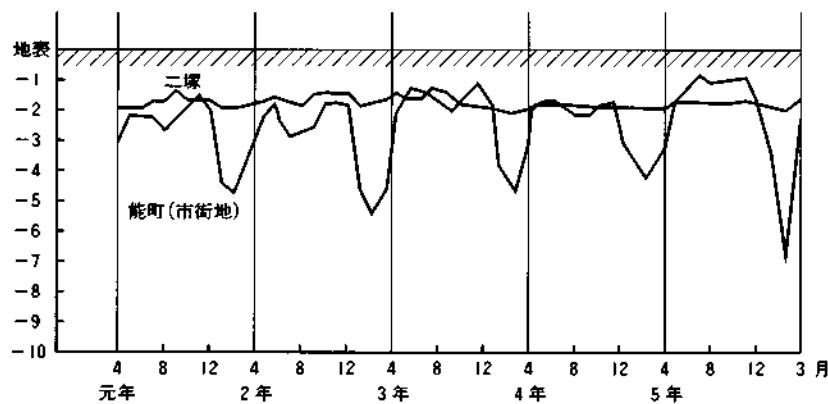
地域名	観測井名称	所在地	井戸の深さ(cm)	平均地下水位(cm)				
				元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
高岡・砺波地域	朝日丘	永見市	80	-	-	-	-	- 67
	柳田	"	100	-	-	-	-	- 203
	能町	高岡市	260	- 224	- 251	- 212	- 199	- 194
	上関	"	240	+ 350	+ 314	+ 357	+ 359	+ 378
	二塚	"	40	- 144	- 150	- 150	- 156	- 160
	寺塚原	新湊市	150	- 260	- 278	- 252	- 240	- 225
	作道	"	100	- 74	- 86	- 73	- 74	- 79
	日詰	砺波市	100	-1,420	-1,417	-1,436	-1,422	-1,428
	五郎丸	"	80	-3,283	-3,275	-3,280	-3,320	-3,345
	水島	小矢部市	80	- 843	- 852	- 846	- 884	- 857
富山地域	布袋	福野町	80	-1,160	-1,176	-1,168	-1,219	-1,167
	江尻	福岡町	80	+ 50	+ 55	+ 59	+ 54	+ 84
	下飯野	富山市	200	- 53	- 93	- 74	- 76	- 78
	奥田北	"	93	- 221	- 254	- 254	- 260	- 245
	山室	"	20	- 141	- 140	- 127	- 154	- 152
	西の番	"	100	-1,439	-1,432	-1,428	-1,460	-1,459
魚津・滑川地域	三郷	"	150	- 66	- 91	- 83	- 103	- 93
	前沢	立山町	100	- 405	- 408	- 403	- 419	- 416
	速星	婦中町	100	- 152	- 160	- 154	- 144	- 145
	住吉	魚津市	50	- 126	- 125	- 121	- 130	- 127
	北鬼江	"	70	- 567	- 568	- 574	- 643	- 592
黒部地域	下島	滑川市	80	- 30	- 18	- 192	- 62	- 71
	四ツ屋	"	100	-2,164	-2,168	-2,144	-2,237	-2,243
	金屋	黒部市	150	- 656	- 661	- 691	- 662	- 664
	三日市	"	100	- 853	- 850	- 821	- 879	- 886
	五郎八	"	50	-1,339	-1,363	-1,392	-1,539	-1,263
	生地	"	100	-	-	-	+ 90	+ 90
	青木	入善町	150	-1,318	-1,332	-1,381	-1,428	-1,388
	入膳	"	100	- 1,877	- 1,778	- 1,833	- 1,976	- 1,952
	小猪戸	"	50	- 1,203	- 1,189	- 1,224	- 1,246	- 1,228
	園家	"	55	-	-	-	+ 333	+ 334
	月山	朝日町	100	- 730	- 725	- 699	- 798	- 731

地下水

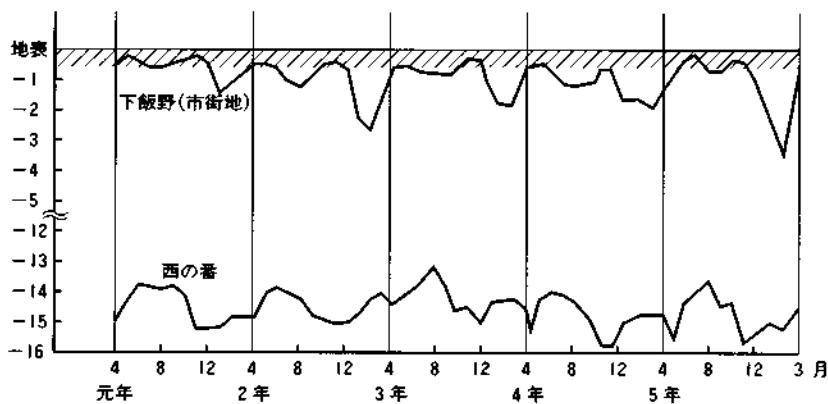
注1 地下水位は、地表面を基準として地上を+、地下を-と表わす。

図2-26 主な観測井の地下水位（月平均）

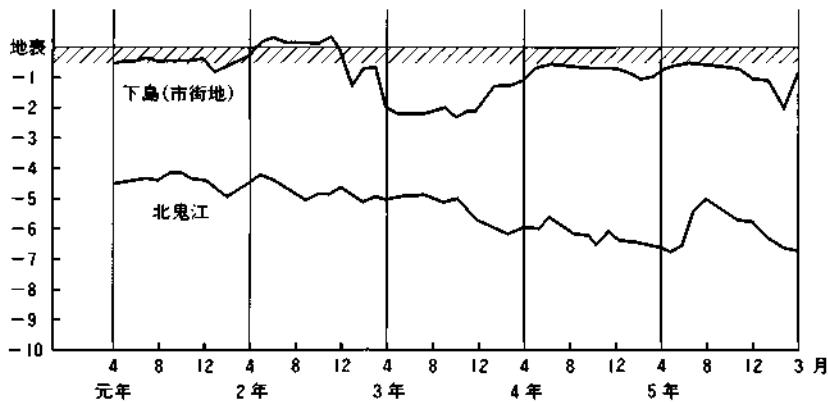
高岡・砺波地域



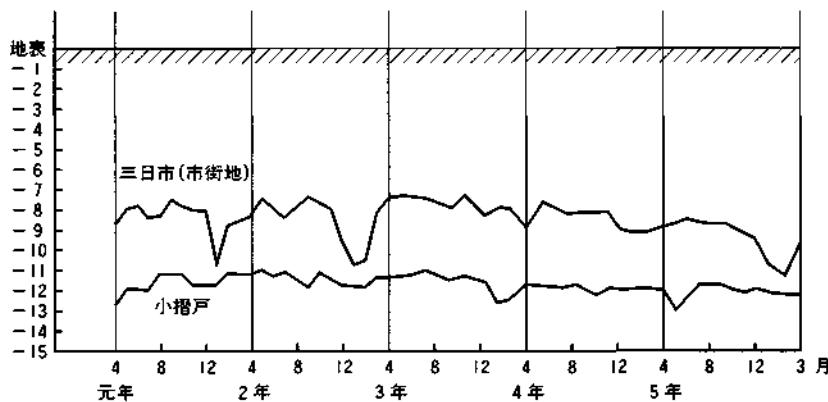
富山 地域



魚津・滑川地域



黒部地域



地下水

(2) 地下水の塩水化

地下水の塩水化の状況については、県内海岸部(氷見地域10地点、高岡・新湊地域50地点、富山地域30地点、魚津・滑川地域20地点、黒部地域20地点)の計130地点で実態を調査している。

塩素イオン濃度分布は、図2-27のとおりであり、富山地域及び魚津・滑川地域については、ここ数年大幅な変化はみられないが、高岡・新湊地域については、高濃度の塩素イオン濃度が分布している範囲は以前と比較して縮小傾向がみられる。

ア 氷見地域

本地域では、塩素イオン濃度 100mg/l 以上の地点はみられない。

イ 高岡・新湊地域

本地域では、小矢部川下流域から富山新港周辺にかけて比較的広範囲に塩水化がみられる。

地区別にみると、高岡地区では塩素イオン濃度 100mg/l 以上の地域は小矢部川河口から約9km上流の内陸部までに及んでおり、塩素イオン濃度 $1,000\text{mg/l}$ 以上の地域は伏木港周辺にみられる。

また、新湊地区では、塩素イオン濃度 100mg/l 以上の地点は、海岸線から内陸部約3kmまでみられ、富山新港周辺では塩素イオン濃度 $10,000\text{mg/l}$ 以上の地点もみられるが、高濃度の塩素イオン濃度範囲は以前と比較して縮小する傾向がみられる。

ウ 富山地域

本地域では、塩素イオン濃度 100mg/l 以上の地点は、富山港から約1km内陸部の東岩瀬地区までの比較的狭い地域にみられる。

エ 魚津・滑川地域

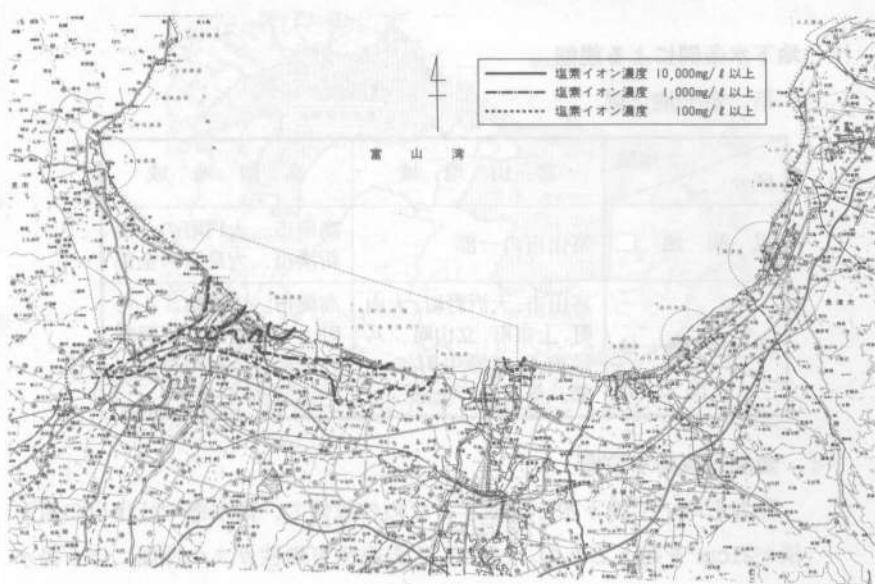
本地域では、塩素イオン濃度 100mg/l 以上の地点は、魚津港・経田漁港にわずかにみられる。

オ 黒部地域

本地域では、塩素イオン濃度 100mg/l 以上の地点はみられない。

図2-27 塩素イオン濃度分布（5年度）

富山市水道局アリーナ水質分析室



地下水の抽出量は、1つ調査断面水質で内訳を示すと、
地
下
水

条件に応じて抽出状況は、基準面が2,400m以上ある場合、
基準水頭より2,400m以上の断面水頭差は、用意装置、出水口の内蔵閥門を
すきあらわさで2,400m以上ある上昇水頭が、1,000m以上ある場合、内蔵閥門を
開けたときに、出水口が水頭より2,400m以上ある場合、内蔵閥門を閉じたときに、
764段階を算出しで全体の評価数の約三分の二を占めている。

本干渉する干渉範囲	口出水の測定水頭 (m)	目標 測定水頭の設置位置 (m)
不規 000.1	不規 005	調査コウ上段子貝柱手前 調査水頭より2,400m 調査口頭以降1,000m半径 調査水頭より2,400m
不規 008	不規 011	

2 地下水に関して講じた施策

(1) 地下水条例による規制

ア 指 定 地 域

区分 地域	富 山 地 域	高 岡 地 域
規 制 地 域	富山市の一部	高岡市、大門町の一部 新湊市、大島町の全部
観 察 地 域	富山市、大沢野町、大山町、上市町、立山町、八尾町及び婦中町の一部、舟橋村の全部	高岡市、砺波市、小杉町、大門町及び福岡町の一部、下村の全部

イ 規制対象揚水設備

動力を用いて地下水を採取するための設備で、揚水機の吐出口の断面積が 21cm^2 を超えるもの。(ただし、温泉や可燃性ガスの採掘に伴う揚水設備及び河川区域内の揚水設備は除く。)

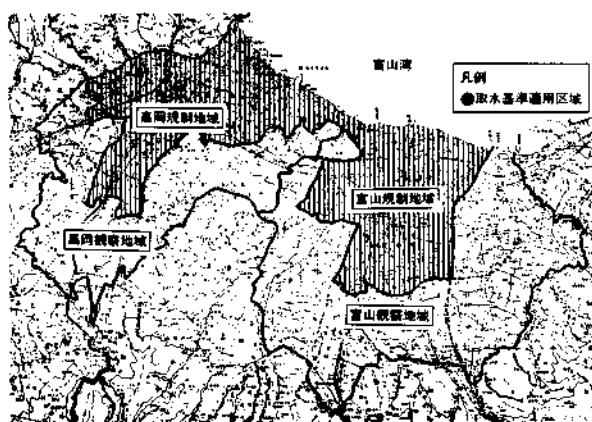
ウ 取 水 基 準

規制地域内の工業用、建築物用の対象揚水設備については、取水基準を段階的に適用してきたが、62年4月1日から表2-120のとおりの基準を適用している。

表2-120 取 水 基 準

区 分 項 目	揚水機の吐出口 断面積 (cm^2)	採取する地下 水 の 量 ($\text{m}^3/\text{日}$)
既 設 52年3月1日までに設置された揚水設備	200 以 下	1,000 以 下
新 設 52年3月2日以降に設置された揚水設備	150 以 下	800 以 下

図2-28 條例に基づく取水基準適用区域



エ 揚水設備の届出状況

条例に基づく届出状況は、事業所数が2,402、揚水設備数が3,119であり、その内訳は、表2-121のとおりである。

市町村別では、富山市が1,019事業所、1,303設備、高岡市が552事業所、764設備と両市で全体の設備数の約3分の2を占めている。

また、用途別では、建築物用が最も多く1,022事業所、1,197設備であり、次いで、道路等消雪用が847事業所、954設備、工業用が436事業所、834設備の順となっており、近年、道路等消雪用の設備が増加している。

表2-121 地下水採取条例に基づく揚水設備の届出状況

(1) 市町村別の届出状況

(6年3月31日現在)

地 域	区分 市町村	規制地域		観察地域		合 計	
		事業所数	揚水設備数	事業所数	揚水設備数	事業所数	揚水設備数
富 山 地 域	富山市	877	1,126	142	177	1,019	1,303
	大沢野町			67	96	67	96
	大山町			16	24	16	24
	舟橋村			2	2	2	2
	上市町			112	143	112	143
	立山町			62	75	62	75
	八尾町			20	27	20	27
	婦中町			108	151	108	151
高 岡 地 域	小計	877	1,126	529	695	1,406	1,821
	高岡市	530	732	22	32	552	764
	新湊市	81	101			81	101
	大門町	27	30	9	11	36	41
	大島町	23	36			23	36
	砺波市			182	209	182	209
	小杉町			46	52	46	52
	下村			12	12	12	12
合 計	福岡町			64	83	64	83
	小計	661	899	335	399	996	1,280
合 計		1,538	2,025	864	1,094	2,402	3,119

(2) 用途別届出状況

(6年3月31日現在)

区分 用途	規制地域		観察地域		合 計	
	事業所数	揚水設備数	事業所数	揚水設備数	事業所数	揚水設備数
工業用	279	546	157	288	436	834
建築物用	748	881	274	316	1,022	1,197
水道用	5	17	36	48	41	65
農業・水産業用	11	11	45	58	56	69
道路等消雪用	495	570	352	384	847	954
計	1,538	2,025	864	1,094	2,402	3,119

オ 地下水採取状況

条例に基づき報告された5年度の年間地下水採取量は134.9百万m³/年で、その内訳は表2-122のとおりである。

市町村別では、富山市が57.3百万m³/年と最も多く、次いで高岡市が20.7百万m³/年となっており、両市で全体の58%を占めている。

用途別では、工業用が77.1百万m³/年と最も多く、全体の57%を占めており、次いで水道用の21.6百万m³/年、建築物用の21.5百万m³/年の順となっている。

表2-122 地下水採取状況（5年度）

(1) 市 村 町 別

(単位：百万m³/年)

市町村	区分	規制地域	観察地域	合計
富山地域	富山市	44.4	12.9	57.3
	大沢野町		4.6	4.6
	大山町		2.1	2.1
	舟橋村		0.1	0.1
	上本市町		8.4	8.4
	立山町		1.9	1.9
	八尾町		2.8	2.8
	婦中町		18.1	18.1
高岡地域	小計	44.4	50.9	95.3
	高岡市	19.6	1.1	20.7
	新湊市	2.1		2.1
	大門町	0.9	3.4	4.3
	大島町	3.4		3.4
	砺波市		5.5	5.5
	小杉町		0.5	0.5
	下村		0.1	0.1
福岡町	福岡町		3.0	3.0
	小計	26.0	13.6	39.6
合計	計	70.4	64.5	134.9

(2) 用 途 別

(単位：百万m³/年)

用途	区分	規制地域	観察地域	合計
工業用	44.9	32.2		77.1
建築物用	15.0	6.5		21.5
水道用	2.7	18.9		21.6
農業・水産業用	0.8	2.0		2.8
道路等消雪用	7.0	4.9		11.9
計	70.4	64.5		134.9

(2) 地下水指針の推進

ア 指針の概要

(7) 目的

地下水の保全と適正利用を図り、将来にわたって県民共有の財産である地下水を次の世代に引き継ぐため、長期的な立場にたって保全目標達成のための各種施設を推進する。

(1) 期間

計画の期間は特に定めない。なお、概ね5年を目途に施策等の見直しを図るものとする。

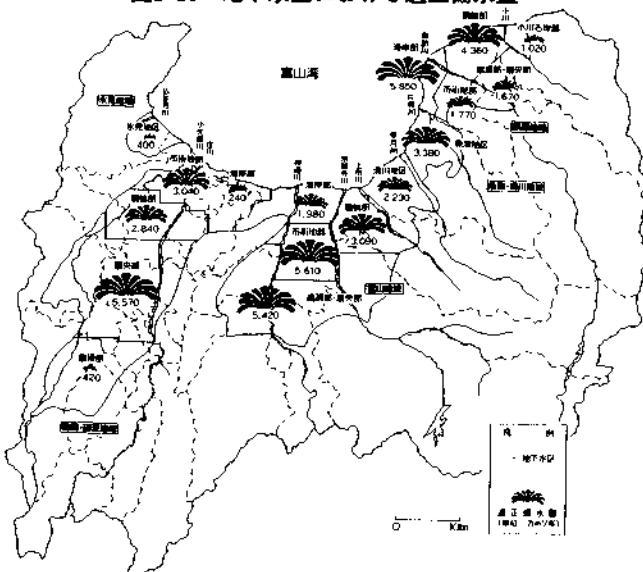
(ウ) 対象地域

地下水の賦存する平野部の地域とする。

(二) 保全目標

「豊かで清らかな地下水を将来にわたって確保する」ことを保全目標とし、地下水障害を生じさせず、かつ、社会的条件を考慮した「適正揚水量」を地下水区ごとに図2-29のとおり設定している。

図2-29 地下水区における適正揚水量



(オ) 地下水の保全・適正利用施策

地下水の保全目標を達成するため、次の施策を推進する。

- ① 地下水条例による規制
- ② 開発行為に対する事前指導
- ③ 地下水利用の合理化等
- ④ 観測体制の整備・拡充
- ⑤ 地下水の涵養
- ⑥ 調査・研究の推進
- ⑦ 地下水保全関係団体の育成
- ⑧ 地下水保全意識の啓発

イ 指針の推進

行政、事業者及び関係団体で構成する「地下水保全、適正利用利用推進会議」を開催し、具体的な施策の推進について検討を行った。

- ・地下水条例に基づく届出審査、監視指導
- ・揚水設備の新增設時における影響評価
- ・代替水源として河川水等の利用、工業用水道への転換、消雪施設における交互散水方式、降雪感知器の採用
- ・地下水位観測井の整備
- ・浸透性舗装等の地下浸透工法の採用
- ・地下水揚水量実態調査、地下水位観測井による常時監視
- ・県内4地域の地下水利用対策協議会の支援
- ・啓発用パンフレットの作成、配布

(3) 観測体制の整備

本県における地下水位の観測体制は、34年度に高岡市二塚及び富山市山室に観測井を設置して以来、逐次増設され、現在、氷見地域2井、高岡・砺波地域10井、富山地域7井、魚津・滑川地域4井、黒部地域9井の合計32観測井となっている。これらの観測井の位置及び構造は、表2-123のとおりである。

(4) 監視指導

地下水条例の対象工場・事業場について、立入検査を実施し、取水基準の遵守状況及び揚水記録等設備の維持管理状況について調査するとともに技術指導を行った。

表2-123 地下水観測井の位置と構造

地域	観測井名称	位置	設置年度	管理者	井戸の構造			標高(m)
					深度(m)	口径(mm)	ストレーナ位置(m)	
水見地域	朝日丘	水見市朝日丘	4	県	80	250	32~38 71~77	5.63
	柳田	水見市柳田	4	県	100	250	79~90	5.48
高岡・砺波地域	能町	高岡市荻布	42	県	260	300	156~178	3.48
	上関	高岡市京田	42	県	240	300	164~175	12.59
	二塙	高岡市二塙	34	県	40	250	34~39	14.11
	寺塙原	新湊市寺塙原	42	県	150	350	102~124	6.22
	作道	新湊市殿村	54	県	100	250	40~54	2.41
	日詰	砺波市日詰	52	県	100	250	78~89	41.08
	五郎丸	砺波市五郎丸	60	県	80	250	48~59 65~70	72.54
	水島	小矢部市水島	60	県	80	250	43~49 54~66 65~71	41.21
	布袋	福野町布袋	60	県	80	250	43~54 60~65	60.42
	江尻	福岡町江尻	60	県	80	250	56~67 72~78	20.46
富山地城	下飯野	富山市下飯野	49	県	200	250	106~139	7.11
	奥田北	富山市下新北町	49	県	93	250	65~82	6.44
	山室	富山市山室	57	県	20	250	15~20	29.05
	西の番	富山市西の番	49	県	100	250	50~83	88.96
	三郷	富山市三郷	59	県	150	250	106~139	10.18
	前沢	立山町前沢	49	県	100	250	23~50	63.18
魚津・滑川地域	速星	婦中町速星	53	県	100	250	84~95	14.18
	住吉	魚津市住吉	61	県	50	250	23~34	6.67
	北鬼江	魚津市北鬼江	61	県	70	250	59~71	12.64
	下島	滑川市下島	61	県	80	250	66~77	5.84
黒部地域	四ツ屋	滑川市四ツ屋	61	県	100	250	65~82	35.48
	金屋	黒部市金屋	51	県	150	250	112~134	15.84
	三日市	黒部市三日市	51	県	100	250	51~73	18.85
	五郎八	黒部市五郎八	51	県	50	250	28~45	46.78
	生地	黒部市生地経新	3	県	100	250	85~96	1.30
	青木	入善町青木	51	県	150	250	117~145	25.58
	入膳	入善町入膳	51	県	100	250	73~95	27.63
	小摺戸	入善町小摺戸	51	県	50	250	34~50	69.67
	園家	入善町下飯野	3	県	55	250	40~51	1.92
	月山	朝日町月山新	51	県	100	250	56~78	23.29

(5) 地下水揚水量実態調査

ア 調査概要

「富山県地下水指針」に基づき、地下水障害の未然防止を図るため、5年度に富山地域及び高岡・砺波地域の揚水量実態調査を行った。

イ 調査期間

調査期間は4年度実績とした。

ウ 調査対象地域

(ア) 富山地域（1市6町1村）

富山市、大沢野町、大山町、舟橋村、上市町、立山町、八尾町
及び婦中町

(イ) 高岡・砺波地域（4市9町2村）

高岡市、新湊市、砺波市、小矢部市、小杉町、大門町、下村
大島町、城端町、庄川町、井波町、井口村、福野町、福光町
及び福岡町

エ 調査結果

調査結果は表2-124のとおりで、富山地域が12,001.7万m³/年、高岡・砺波地域が9,323.4万m³であった。

市町村別では、富山市が7,506.9万m³/年と最も多く、次いで高岡市の3,610.4万m³/年、婦中町の1,892.6万m³/年の順であった。

また、用途別では、工業用が11,295.7万m³/年で最も多く、建築物用の5,344.8万m³/年、水道用の2,922.3万m³/年の順であった。

表2-124 市町村別用途別揚水量

(単位: 万m³/年)

区分 市町村	工業用	建築物用	水道用	農業・水産業用	道路等消雪用	合計
富山地城	富山市	3,895.4	2,406.1	808.2	29.4	367.8
	大沢野町	310.4	106.5	162.2	1.1	13.4
	大山町	13.6	0.3	164.9	0.0	6.5
	舟橋村	4.3	2.6	13.5	1.8	1.0
	上市町	672.6	125.3	179.9	53.2	28.7
	立山町	167.2	52.1	75.1	87.6	16.5
	八尾町	128.0	26.2	186.0	0.0	1.7
	婦中町	1,340.6	195.3	296.7	0.0	60.0
小計		6,532.1	2,914.4	1,886.5	173.1	495.6
12,001.7						
高岡・砺波地域	高岡市	1,762.1	1,462.0	82.3	49.9	254.1
	新湊市	89.4	138.9	35.4	22.7	16.7
	砺波市	267.0	195.8	54.7	10.7	98.8
	小矢部市	558.6	114.0	59.2	107.1	139.3
	小杉町	8.2	28.4	0.0	0.0	11.8
	大門町	83.0	46.9	159.8	182.1	9.1
	下村	0.0	0.9	0.0	0.0	12.4
	大島町	412.8	30.5	7.8	3.6	5.4
	城端町	48.4	8.9	0.1	0.0	31.3
	庄川町	63.3	13.6	131.5	0.0	7.1
	井波町	339.2	37.6	25.2	0.0	1.8
	井口町	8.9	1.4	0.0	0.0	4.0
	福野町	764.4	169.2	442.5	44.3	24.2
	福光町	193.3	31.0	3.2	8.7	13.2
	福岡町	165.0	151.3	34.1	11.6	23.7
小計		4,763.6	2,430.4	1,035.8	440.7	652.9
合計		11,295.7	5,344.8	2,922.3	613.8	1,148.5
21,325.1						

地下
水

一方、地下水区別の揚水量については表2-125のとおりで、4年度の揚水量は、いずれの地下水区においても適正揚水量を下まわっていた。

表2-125 地下水区別揚水量

a 富山地域

(単位: 万m³/年)

地下水区	扇頂部・扇央部	扇端部	市街地部	海岸部
4年度揚水量	3,920	1,510	4,270	1,520
適正揚水量	5,420	3,090	5,610	1,980

b 高岡・砺波地域

(単位: 万m³/年)

地下水区	扇頂部	扇央部	扇端部	市街地部	海岸部
4年度揚水量	260	4,200	2,250	1,910	710
適正揚水量	420	5,570	2,840	3,040	1,240

第8節 廃棄物の現況と対策

1 廃棄物処理の現況

(1) 一般廃棄物の処理

日常生活に伴って生じるごみ、し尿などの「一般廃棄物」については、市町村がその処理計画を定め、行政サービスの一環として処理を行っている。

ア ごみ処理

ごみ処理状況の年度別推移及びごみ処理施設の整備状況は、表2-126及び表2-127のとおりである。

4年度に収集されたごみは年間37万2千tで、そのうち可燃物31万t(構成比83.4%)は焼却、不燃物4万1千t(同11.1%)は埋立、その他は資源化有効利用されている。

なお、ごみの焼却施設は、14施設(処理能力1,389t/日)となっている。

また、粗大ごみ処理施設は、富山、新川、砺波、射水の各広域圏と高岡市の合わせて5施設(処理能力225t/日)が整備されている。

表2-126 ごみ処理状況の推移

年 度	総人口(人)	計 画 収 集 区 域							計画収集人口率(%)
		人 口(人)	総排出量(t/年)	収 集 处 理 量(t/年)					
				焼 却	埋 立	そ の 他	計		
元	1,124,417	1,124,393	395,989	303,336	63,305	14,768	381,409	14,580	99.9
2	1,124,897	1,124,877	384,883	309,573	42,817	16,846	369,236	15,647	99.9
3	1,124,575	1,124,554	391,965	311,381	45,571	19,283	376,235	15,730	99.9
4	1,124,197	1,124,197	385,506	310,241	41,255	20,669	372,165	13,341	100
5 (推計)	1,124,000	1,124,000	385,000	310,000	41,000	21,000	372,000	13,000	100

表2-127 ごみ処理施設の整備状況

(1) ごみ焼却施設

(6年3月31日現在)

広域圏	市町村・事務組合	名称	型式	能力(t/日)
富山	滑川市	衛生センター	機械化バッチ	35
	上市町	清掃センター	#	16
	高山地区広域圏事務組合 (高山市・滑川市・大沢野町・大山町・舟橋村・ 上市町・立山町・八尾町・婦中町・山田村・細入村)	クリーンセンター	連続	600
高岡	高岡市	環境クリーン工場	#	270
	氷見市	西部清掃センター	機械化バッチ	50
	小矢部市	環境センター	#	30
	福岡町	環境センター	バッチ	10
新川	新川広域圏事務組合 (魚津市・黒部市・宇奈月町)	西部清掃センター	機械化バッチ	90
	新川広域圏事務組合 (入善町・朝日町)	東部清掃センター	#	50
砺波	砺波広域圏事務組合 (砺波市・庄川町・井波町・福野町)	#	准連続	70
	砺波広域圏事務組合 (城端町・井口村・福光町)	西部清掃センター	機械化バッチ	40
	砺波広域圏事務組合 (平村・上平村)	平、上平清掃センター	バッチ	5
	利賀村	塵芥焼却場	#	3
射水	射水地区広域圏事務組合 (新湊市・小杉町・大門町・下村・大島町)	射水郷清掃センター	准連続	120
	計	14施設		1,389

(2) 粗大ごみ処理施設

(6年3月31日現在)

広域圏	市町村・事務組合	名称	型式	能力(t/日)
高山	高山地区広域圏事務組合 (高山市・滑川市・大沢野町・大山町・八尾町・婦中町・山田村・細入村・上市町・立山町・舟橋村)	クリーンセンター 南分場	圧縮	75
高岡	高岡市	粗大ごみ処理工場	破碎・圧縮	50
新川	新川広域圏事務組合 (魚津市・黒部市・宇奈月町・入善町・朝日町)	宮沢清掃センター	#	40
砺波	砺波広域圏事務組合 (砺波市・井波町・庄川町・福野町)	東部清掃センター	圧縮	30
射水	射水地区広域圏事務組合 (新湊市・小杉町・大門町・下村・大島町)	射水郷清掃センター	破碎・圧縮	30
	計	5施設		225

イ し尿処理

し尿処理状況の年度別推移及びし尿処理施設の整備状況は、表2-128及び表2-129のとおりである。

4年度における衛生処理人口は、くみ取りし尿収集人口39万3千人と水洗化人口69万2千人を合わせた108万5千人で、県人口の96.6%を占めている。収集されたし尿（浄化槽汚いで12万9千klを含む。）35万6千klは、そのほとんどがし尿処理施設で処理されている。

なお、し尿処理施設は、11施設（処理能力1,074kl/日）となっている。

また、水洗便所のし尿は、公共下水道及び浄化槽で処理されているが、浄化槽については水洗化への強い要望から、急激に増加しており、その設置基数も5年度末には約11万1千基となり、年間約3千基の増加をみている。

表2-128 し尿処理状況の年度別推移

年度	総人口(人)	くみ取り便所	水洗便所			衛生処理 人口(人)	収集内訳(kl/年)			処理内訳(kl/年)		
			計画収集 人口(人)		公 共 下水道 人口(人)		計 くみ取り し尿 汚泥	計	し尿処理 施設	公共下水道 マンホール投入	農村還元 その他	
			基數(基)	人口(人)								
元	1,124,417	472,389	98,733	379,490	210,201	1,062,080	247,529	116,033	363,582	339,431	24,131	0
2	1,124,897	455,808	102,817	394,120	223,657	1,073,584	237,803	116,986	354,789	330,183	24,606	0
3	1,124,575	438,726	105,885	397,673	243,094	1,079,493	237,052	124,776	361,828	335,769	26,059	0
4	1,124,197	392,984	108,286	417,860	274,619	1,085,463	226,741	128,921	355,662	330,498	25,164	0
5 (推計)	1,124,000	368,000	111,000	426,000	384,000	1,090,000	216,000	132,000	348,000	324,000	24,000	0

表2-129 し尿処理施設の整備状況

(6年3月31日現在)

広域圏	市町村・事務組合	名 称	型 式	能 力 (kL/日)
富山	富 善 市	つばき園	固液分離	90
	滑 川 市	し尿処理場	消化・活性汚泥	33
	婦 中 町	衛生センター	活性汚泥	40
山	富山県中央衛生処理組合(富山市・大沢野町・大山町・八尾町・細入村)	万淨園	消化・活性汚泥	217
	富山県中部衛生センター組合(富山市・上市町・立山町)	し尿処理場	活性汚泥	80
高岡	高 岡 市	四屋下水処理場	消化・活性汚泥	150
	水 見 市	クリーンセンター	高負荷脱窒素	45
新川	新川広域圏事務組合(魚津市・黒部市・入善町・朝日町・宇奈月町)	中部清掃センター	活性汚泥	155
砺波	砺波地方衛生施設組合(砺波市・小矢部市・城端町・井波町・庄川町) (福野町・福光町・福岡町・井口村・利賀村)	砺波衛生組合	消化・活性汚泥	144
	砺波広域圏事務組合(平村・上平村)	平・上平衛生センター	酸化	4
射水	射水地区広域圏事務組合(新湊市・小杉町・大門町・下村・大島町・) (富山市)	射水衛生センター	活性汚泥	116
計		II 施設		1,074

(2) 産業廃棄物の処理

2年度の実態調査結果（元年度実績）から、工業出荷額等の伸びに基づいて推計すると、4年度において事業活動に伴って発生した量は全体として、701万tであり、そのうち自社再利用又は有償売却等の資源化有効利用は、169万7千tで、残りの531万3千tが法に規定する産業廃棄物となっている。

産業廃棄物発生量を種類別にみると、図2-30のとおり無機汚泥が293万1千t(構成比55.2%)と最も多く、次いで有機汚泥が119万1千t(同22.4%)、建設廃材が48万7千t(同9.2%)、集じんダストが23万6千t(同4.4%)の順となっており、この4種類で全体の91.2%を占めている。

また、業種別にみると、図2-31のとおり製造業が242万3千t(構成比45.6%)と最も多く、次いで建設業が152万5千t(同28.7%)、電気・ガス・水道業が112万7千t(同21.2%)の順となっており、この3業種で全体の95.5%を占めている。

一方、地域別にみると、図2-32のとおり高岡地域が220万3千t(構成比41.5%)、次いで富山地域が199万5千t(同37.5%)、射水地域が60万1千t(同11.3%)、新川地域が33万t(同6.2%)、砺波地域が18万4千t(同3.5%)の順となっており、高岡地域及び富山地域の両地域で全体の79.0%を占めている。

図2-30 種類別発生量（4年度）

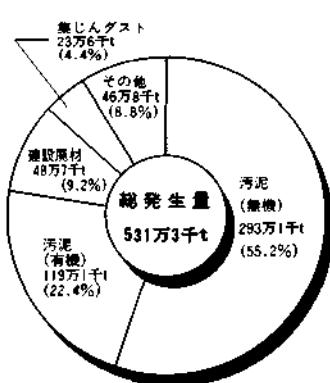


図2-31 業種別発生量（4年度）

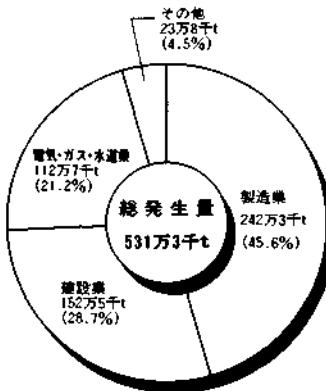
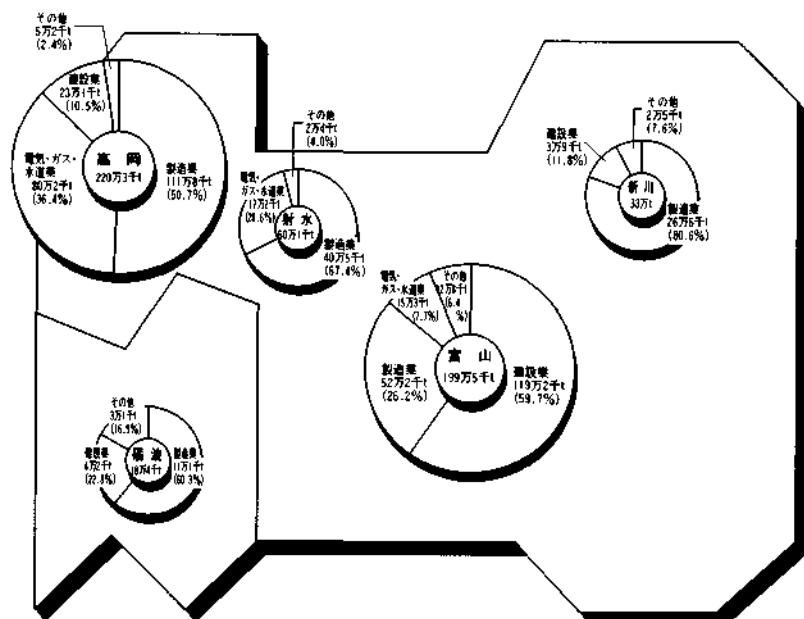


図2-32 地域別発生量（4年度）

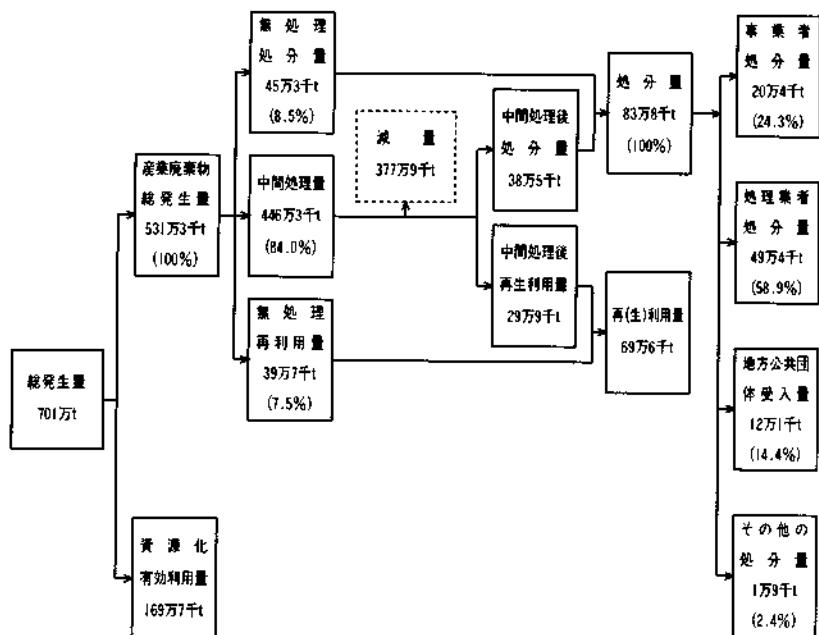


次に、処理処分状況については、図2-33のとおり、産業廃棄物総発生量531万3千tのうち、中間処理(焼却、脱水、乾燥、中和等)されたものは、446万3千t(構成比84.0%)、無処理処分(埋立)されたものは、45万3千t(同8.5%)、無処理再利用されたものは39万7千t(同7.5%)となっている。

また、最終的に再(生)利用されたものは、無処理のものと中間処理後のものとを合わせた69万6千tであり、埋立処分されたものは83万8千tである。

埋立処分されたものを処分先別にみると、事業者自身によるものが20万4千t(構成比24.3%)、処理業者委託によるものが49万4千t(同58.9%)となっており、この両処分地で埋立量の83.2%を占めている。

図2-33 産業廃棄物の処理状況(4年度)



2 廃棄物に関して講じた施策

(1) 法令に基づく規制の概要

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく施策

生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的として、廃棄物を適正に処理し、生活環境を清潔にするため、46年9月24日に法律が制定された。なお、その後3年10月5日に、廃棄物の減量化・再生の推進、廃棄物の適正処理の確保、処理施設の確保を主な柱として法律が大幅に改正され、4年7月4日から施行されている。

(ア) 廃棄物の定義

廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に区別されている。一般廃棄物とは、ごみ、し尿等産業廃棄物以外の廃棄物をいい、産業廃棄物とは事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸等の法で規定されている19種類のものをいう。

また、一般廃棄物及び産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性等人の健康又は生活環境に被害を生じるおそれのある廃棄物を特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物として区分している。

(イ) 処理業の許可

一般廃棄物及び特別管理一般廃棄物又は産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の収集・運搬又は処分を業として行おうとする者は、それぞれの地域の市町村長又は知事の許可を受けなければならない。

(ロ) 処理基準

廃棄物の処理にあたっては、保管、収集・運搬及び処分の基準に従わなければならない。なお、汚泥、鉛さい等で一定基準以上の有害物質が溶出するものや感染性を有するものなどは、特別管理産業廃棄物として、厳しい基準が設定されている。

(エ) 許可施設

ごみ、し尿の一般廃棄物処理施設及び汚泥処理施設、廃油処理施設等15種類の産業廃棄物処理施設を設置する場合、事前に県知事の許可

を受けることになっている。なお、市町村が設置する一般廃棄物処理施設については、知事へ届出することになっている。

(オ) 施設の技術上の基準

廃棄物処理施設について、維持管理等に関する技術上の基準が規定されている。

(カ) 廃棄物処理計画

一般廃棄物については、市町村長が「一般廃棄物処理計画」を定め、適正処理の推進に努めている。

また、産業廃棄物については、3年度に改定した「産業廃棄物処理計画」に基づき、監視・指導の強化、減量化及び有効利用の推進、最終処分場の確保等の施策を推進している。

イ 净化槽法に基づく施策

生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的として、浄化槽の製造、設置、保守点検及び清掃について規制を強化するほか、関係者の責任と義務を明確にするため、60年10月に浄化槽法が施行された。

これに伴い、富山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例を制定し、61年1月から浄化槽保守点検業者の登録を行っている。

(ア) 設置等の届出

建築物の建築と併せて浄化槽を設置しようとする場合は、特定行政庁に建築確認申請、くみ取り便所を水洗化して浄化槽を設置しようとする場合等には、知事に届出なければならない。

(イ) 保守点検業者の登録等

工事業者、保守点検業者は知事に登録し、清掃業者は市町村長の許可を受けて事業を行わなければならない。

(ウ) 保守点検等の基準

浄化槽の保守点検や清掃は技術上の基準に従って行わなければならない。なお、保守点検の業務は保守点検業者に、清掃の業務は清掃業者に委託することができる。

(エ) 設置後の水質検査及び定期検査

浄化槽の使用開始後 6か月及びその後毎年 1回、指定検査機関（㈳富山県浄化槽協会）の行う検査を受けなければならない。

(2) 一般廃棄物対策

市町村における一般廃棄物処理施設の過去 5年間の整備状況は、表2-130 のとおりであり、粗大ごみ処理施設を除き施設の整備をほぼ完了し、施設の更新や高度化が中心となっている。

また、処理施設の高度化に伴い、市町村及び一部事務組合の技術者を対象として、技術研修会を開催し、技術の向上を図った。

ダイオキシンについては、国において策定した「ダイオキシン類発生防止等ガイドライン」に基づき、市町村に対して焼却炉の燃焼管理や、排ガス処理設備の管理等、ダイオキシンの発生防止対策について指導している。

表2-130 一般廃棄物処理施設の整備状況

年 度	ごみ処理施設			粗大ごみ処理施設			埋立処分地施設			し尿処理施設			基幹的施設改良		
	施設数	規 模	事業主体	施設数	規 模	事業主体	施設数	規 模	事業主体	施設数	規 模	事業主体	施設数	規 模	事業主体
元	171			171			1	Tan	小矢部市	171					
	—	—	—	1	40	新川庄城圏 事務組合	1	135	新川庄城圏 事務組合	1	90	富山市			
2	1	70	砺波庄城圏 事務組合	—	—	—	—	—	—	1	170人	舟橋村*			
3	1	135	富山市*	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4				1	75	富山地区 庄城圏事務組合	—	—	—	—	—	—	1	270	高岡市(ごみ)
5	(1)	28	砺波庄城圏 事務組合	(1)	8	砺波庄城圏 事務組合	—	—	—	—	—	—	1	40	婦中町(し尿)
													1	80	富山県中部衛生 センター組合(し尿)

注1 ()内は整備中の施設を示す。

注2 * 1は、廃棄物中継・中間処理施設、* 2は、コミュニティ・プラントを示す。

さらに、ごみの減量化や再生利用の推進を図るため、5年7月に「ごみ減量化・再生利用推進指針」を策定した。この指針においては、ごみの「発生の抑制」、「排出の抑制」、「資源化の推進」を3つの基本目標とし、その目標を達成するための推進方策を、次のとおり掲げている。

また、小学生向けの副読本や県民、事業者向けの事例集の作成のほか、新聞や街頭啓発によるごみ減量化・リサイクル推進キャンペーンを展開した。

【推進方策の体系】

①啓発活動、環境教育の推進

- 啓発活動の推進
- 環境教育の推進

②ごみの発生の抑制

- むだを省いたごみの少ない生活への指向
- 再生を考慮した生産構造への転換
- 包装廃棄物の発生の抑制

③ごみの排出の抑制

- ごみの分別の徹底
- 排出者自己処理の推進
- ごみの減量化のための処理コスト意識の醸成

④ごみの資源化の推進

- 住民団体による集団回収等の推進
- 事業所間の共同回収の推進
- 資源ごみの分別収集の推進
- 製造、流通事業者による自主回収の推進
- 資源ごみの多様的な回収の推進

⑤リサイクルシステムの支援

- 再生資源、再生品の利用の推進
- リサイクルセンター等資源回収施設の整備
- 資源回収業者、廃棄物中間処理業者への支援
- 広域的な対応の推進

浄化槽については、放流水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、

設置者に対し講習会を開催し、浄化槽の構造、維持管理方法等正しい知識の普及に努めるとともに、約1,600基の浄化槽の立入調査を実施し、指導の徹底を図った。

また、指定検査機関の(社)富山県浄化槽協会では約9,900基の浄化槽の検査を実施した。

なお、富山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例に基づく浄化槽保守点検業者は、5年度末で83業者が登録されている。

(3) 産業廃棄物対策

法に基づく産業廃棄物処理業者は、表2-131のとおり総数は593業者であり、収集及び運搬のみを行う業者が501業者（構成比84.5%）とほとんどを占めている。

また、特別管理産業廃棄物処理業者については、総数は65業者であり、収集及び運搬のみを行う業者が60業者（構成比92.3%）とほとんどを占めている。内訳は、病院等から発生する感染性産業廃棄物を取り扱う業者が最も多く、次いで引火性を有する廃油を取り扱う業者が多くなっている。

また、産業廃棄物処理施設の許可（届出）状況は、表2-132のとおりで、全体では181施設であり、内訳は、汚泥の脱水施設が93施設（構成比51.4%）で最も多く、次いで廃プラスチック類の焼却施設31施設、最終処分場（安定型、管理型）の29施設の順となっている。

これらの産業廃棄物の処理業者や排出事業所等については立入検査を実施し、適正処理を指導するとともに、減量化や再利用の促進及び処理業者

表2-131 産業廃棄物処理業の許可状況

（6年3月31日現在）

許可区分	収集及び運搬	中間処理		最終処分			計
		中間処理	収集・運搬及び中間処理	収集・運搬及び最終処分	中間処理及び最終処分	収集・運搬、中間処理及び最終処分	
産業廃棄物	501	30	45	7	1	7	2 593
特別管理産業廃棄物	60	1	4	0	0	0	0 65

の育成を図っている。

5年度の監視指導状況については、表2-133のとおりであり、産業廃棄物の処理業者及び排出事業者等延べ245事業所を立入調査等し、そのうち11事業所に対して適正処理等について改善の指導を行った。

表2-132 産業廃棄物処理施設の許可(届出)状況

(6年3月31日現在)

施 設	処 理 能 力	施 設 数	施 設	処 理 能 力	施 設 数
汚 泥 の 脱 水 施 設	10m ³ /日以上	93	廃プラスチック類の焼却施設	0.1t/H以上	31
汚 泥 の 乾 梶 施 設	10m ³ /日以上	3	有害物質等のコンクリート固化化施設	すべてのもの	3
汚 泥 の 焼 却 施 設	5 m ³ /日以上	8	汚泥等に含まれるシアノ化合物の分解施設	すべてのもの	1
廃油の油水分離施設	10m ³ /日以上	4	産業廃棄物の焼却施設 (汚泥、廃油、廃プラスチック類以外)	5 t/日以上	1
廃油の焼却施設	1 m ³ /日以上	3	最終処分場	安 定 型	3,000m ² 以上
廃酸又は廃アルカリの中和施設	50m ³ /日以上	2		管 理 型	1,000m ² 以上
廃プラスチック類の破碎施設	5 t/日以上	3	計		
					181

表2-133 産業廃棄物関係の立入検査等状況（5年度）

区 分	産業廃棄物 処理業者	内 訃			排 出 事 業 所	計
		収集及び 運搬	中間処理	最終処分		
立入検査数	110	11	38	61	135	245
指導件数	9	0	7	2	2	11

第9節 自然環境保全の現況と対策

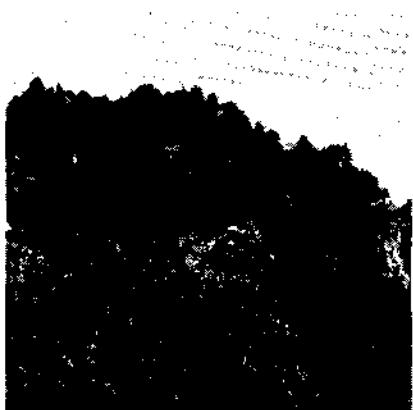
1 自然環境保全の現況

「自然環境の保全は、自然環境が人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、広く国民がその恵沢を享受するとともに、将来の国民に自然環境を継承することができるよう適正に行わなければならない。」という基本的理念に立脚して、法律や条例などに基づき次のような諸施策を講じている。

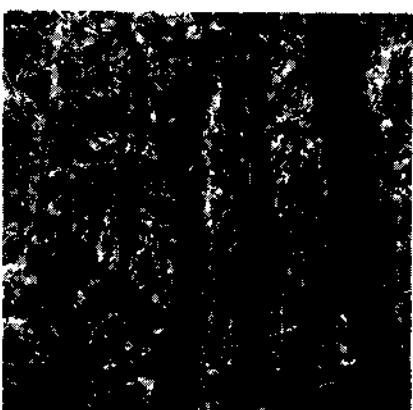
(1) 自然環境保全地域等

自然環境の適正な保全を推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、富山県自然環境保全地域を指定している。現在までの指定状況は表2-134のとおりである。

また、指定すると同時にその地域の保全計画も併せて策定し、順次保全事業を実施し、その保全を図っている。



日尾御前



山の神

表2-134 自然環境保全地域の指定状況

(6年3月31日現在)

名 称	場 所	面 積 (ha)	指 定 年 月 日	特 别 地 区 指 定 年 月 日	野 生 動 植 物 保 護 地 区 指 定 年 月 日	主 な 保 全 対 象
沢杉自然環境保全地域	下新川郡入善町吉原	2.7 (2.7)	48年10月20日 県告示 1,037号	51年12月25日 県告示 1,234号		黒部川末端扇状地の伏流水とサワスギ等の植生
綿ヶ池・若杉自然環境保全地域	東砺波郡城端町大鏡屋他	315.7	48年10月20日 県告示 1,037号			山地帯における池沼湿原のミズバショウ及びブナ、ミズナラの天然林
愛本自然環境保全地域	下新川郡字奈月町中ノ口他	11.8 (1.9)	51年 6月 1日 県告示 548号	51年12月25日 県告示 1,234号		黒部川扇頂部の地形とウラジロガシ林
東福寺自然環境保全地域	滑川市東福寺他	71.5	51年 6月 1日 県告示 548号			河岸段丘等の地形と安山岩で形成された節理の露頭
神通峠自然環境保全地域	婦負郡細入村片掛他 上新川郡大沢野町寺津他	152.7 (45.0)	51年 6月 1日 県告示 548号	51年12月25日 県告示 1,234号		神通川のV字峡谷とウラジロガシ、アカシデ林
深谷自然環境保全地域	婦負郡八尾町深谷	8.5 (1.8) (1.8)	53年 7月 11日 県告示 717号	53年12月14日 県告示 1,305号	53年12月14日 県告示 1,306号	オオミズゴケ、モウセンゴケ等の湿性植物の群生地とハッショウトンボの生息地
山の神自然環境保全地域	東砺波郡利賀村阿別当	12.5 (12.5)	54年 8月 7日 県告示 934号	55年 1月 5日 県告示 1号		ブナ、ミズナラの天然林
池の尻自然環境保全地域	魚津市二ヶ	1.4 (1.4)	56年 1月 17日 県告示 23号	56年 2月 12日 県告示 116号		県内最大のミズバショウの純群落とモリアオガエル、クロサンショウウオの繁殖地
日尾御前自然環境保全地域	婦負郡八尾町内名	34.9 (34.9)	56年11月26日 県告示 1,210号	56年11月26日 県告示 1,212号		安山岩質凝灰岩の特異な地形とすぐれた天然林
常楽寺自然環境保全地域	婦負郡越中町千里	11.0 (0.7)	61年 7月 9日 県告示 1,046号	61年10月17日 県告示 1,567号		低山丘陵地帯にあるウラジロガシの天然林
谷内谷自然環境保全地域	東砺波郡利賀村百瀬川	1.1 (0.2) (0.2)	61年 7月 9日 県告示 1,046号	61年10月17日 県告示 1,567号	61年10月17日 県告示 1,568号	低山帯におけるオオミズゴケを中心とする湿性植物の群生地
計	11 地 域	623.8 (101.1) (2.0)				

注 ()内は特別地区面積、()内は野生動植物保護地区面積。

一方、工場の進出や市街地の過密化によって生活環境に影響があると思われる富山港臨海工業地帯を、50年4月17日に岩瀬環境緑化促進地域として指定し、緑豊かな街づくりをめざし、関係機関の協力を得て、緑化を推進している。

表2-135 環境緑化促進地域の指定状況

(6年3月31日現在)

名 称	場 所	面 積	指 定 年 月 日
岩瀬環境緑化促進地域	富 山 市 岩 瀬 他	1,160ha	50年 4月 17日

(2) 自然公園等

本県には、自然公園法に基づいて指定されている国立公園、国定公園、県立自然公園の3種類の自然公園とこれらに準ずる地域として県の規則に基づいて指定されている県定公園があり、その現況はつぎのとおりである。

ア 自然公園

本県は、平野部が都市や農耕地として開発されているのに対して、これを東、南、西の三方から取り囲む山岳地は標高が高く、特に東部から南部にかけては、地形が峻険であるため、豊かな自然が十分に残されている。また、県東部及び西部の富山湾沿岸一帯も、かなり人手が加わっているが、自然景観に恵まれた地域である。これらの優れた自然風景地を保護し、またこれを国民の保健、休養、教化の場として適正な利用を推進するため、表2-136のとおり8か所の自然公園が指定されている。

表2-136 自然公園の概要

(6年3月31日現在)

区分	名 称	面 横 (ha)	左のうち 特別地域 面積 ※ (ha)	指定年月日	関係市町村
國立 公園	中部山岳	76,431	73,837※	9年12月4日	朝日町、宇奈月町、魚津市、上市町、立山町、大山村
	白 山	2,742	2,742※	37年11月12日	上平村
	小 計	79,173	76,579※		
國定 公園	能登半島	1,005	964※	43年5月1日	高岡市、米見市
県立 自然 公園	朝 日	9,623	9,355	48年3月13日	朝日町
	有 峰	11,600	11,600	"	大山村
	五 筒 山	3,856	3,275	"	平村、上平村
	白木水無	11,554	6,473	49年3月30日	八尾町、利賀村、平村
	医 王 山	2,943	1,548	50年2月22日	福光町
	小 計	39,576	32,251		
合計	8 か 所	119,754	109,794※		

注 ※は、特別保護地区を含む。

(ア) 国立公園

中部山岳国立公園は劍岳、立山、薬師岳等の山岳、弥陀ヶ原、五色ヶ原、雲の平等の溶岩台地、称名、黒部に代表される峡谷など地形の変化に富み、地獄谷、祖母谷、黒薙等の温泉なども見られ、これを彩る高山植物群落や原生林、そこに生息する野生鳥獣、昆虫の種類も極めて豊富である。

公園の大半が特別地域に指定（13年）されて景観の保護が図られ、さらに、特別地域のうち主な山陵部、峡谷等は、特別保護地区に指定（40年）され、厳正に保護されている。

白山国立公園には、上平村の西部の一部が含まれており、庄川支流境川の渓谷と、これを取り囲む大門山、大笠山、笈ヶ岳等石川・岐阜県境部の山岳地帯が全域特別地域（特別保護地区を含む。）に指定（37年）され、景観の保護が図られている。

法的には、かなり厳しい保護規制下におかれてしまいが、現実には、国立公園の自然環境保護上、種々の問題が顕在しつつある。特に、中部山岳国立公園のうち、立山黒部アルペンルートの沿線一帯においては、46年6月の同ルートの全線開通以来、利用者の急激な増加に伴い、宿泊施設からの雑排水の流出、利用者によるゴミ、残飯等の投棄や高山植物帯の踏み荒し等の行為がみられるようになった。また、48年頃から室堂や弥陀ヶ原等の車道沿線に外来牧草等のこの地域としてはふさわしくない植物が目立つようになった。これらの現象は、放置すれば立山一帯の自然生態系に悪影響を及ぼすことが考えられる。このようなことから公園利用に伴う自然環境へのインパクトを極力軽減するため、公園管理面で地道な努力を積み重ねる必要がある。また、今後、これら自然環境の変化を適確に把握するための科学的調査を継続し、その結果を踏まえた各種保全対策を積極的に推進する必要がある。

(イ) 国定公園

県北西部富山湾沿岸の二上山、雨晴、島尾、灘浦海岸とその地先海面が、能登半島国定公園に指定（43年）されている。陸域は一部を除

いて大半が特別地域（虹ヶ島特別保護地区を含む。）となっており、自然景観保護と各種行為との調整が図られている。

(ウ) 県立自然公園

朝日、有峰、五箇山、白木水無及び医王山の5地区が、富山県立自然公園条例に基づき指定されている。区域の大半が特別地域となっており、自然景観保護と各種行為との調整を図っている。

a 朝日県立自然公園

県東部の宮崎海岸、城山から黒部川支流の北又谷に至る海岸、丘陵、山岳、渓谷等の地形と自然景観の変化に富んだ公園である。特に北部城山からの海岸線の眺望及び南部北又谷の峡谷美と原生林の景観は、当公園の圧巻である。利用形態も魚釣、海水浴、温泉、野営、自然探勝、登山と幅広く、あさひ国民休養地を中心に年間約43万人の利用者がある。耕地、集落地を除く大部分が特別地域となっている。

b 有峰県立自然公園

県下最大の湛水面積をもつ有峰湖（発電用人造湖）を取り囲む山地と鉢崎山を含む一帯である。広大な湖水景観と湖畔からの薬師岳等立山連峰の眺望が優れている。ダムサイトの猪根平には、国民休養地が整備されているとともに、青少年の家や有峰記念館、ビジターセンターがあって、有峰地区の利用拠点になっており、年間約12万人の利用者がある。また、現在、大規模林道高山・大山線の整備が進められている。

c 五箇山県立自然公園

庄川上流部に臨む平・上平村一帯で、自然環境に恵まれ、庄川の渓谷美と合掌造り集落や民謡、伝説、踊り等有形、無形の文化財が多い。相倉に国民休養地、菅沼に青少年旅行村が設置され、利用拠点として整備されている。国道の改良で交通の便が良くなり、年間約60万人の利用者がある。集落地、耕地等を除き、大部分が特別地域となっている。

d 白木水無県立自然公園

県南部飛越国境にまたがる1,000mから1,800mの高原性山地とその山麓部を区域とした公園である。白木峰、金剛堂山、水無山、三ヶ辻山、人形山等の山陵部には亜高山帯の自然景観が展開しており、高茎草原地帯の所々に高層湿原が発達している。各山頂部からは北アルプスや白山々系の眺望に優れ、また、水無山西麓湿原のミズバショウ群落は貴重である。年間約3万人の利用者があり、区域の半分が特別地域となっている。

e 医王山県立自然公園

県西部の県境部にそびえたつ医王山塊東面とその山麓一帯が区域となっている。最高地点は海拔939mの奥医王山で南北に緩く東西に急傾斜をなしている。山麓部はスギの造林地が多いが500m付近から上部はナラ類、ツツジ類等の自然林となり、山頂部は風衝現象による変化の多い植生が見られる。日本海の遠望や砺波平野の散居村の眺望に優れている。従来から年間約3万人の利用者があったが、スキー場の開設により、利用者は飛躍的に増大した。区域の半分が特別地域に指定されている。

イ 県定公園

県立自然公園に次ぐ県内の優れた風景地のうち、比較的利用者の多い地域が県定公園として12か所指定されている。

県定公園の区域内では、特に行為の規制はなく、関係市町村がその責任において、公園としての管理を行っている。

各公園の概要は、表2-137のとおりである。

表2-137 県定公園の概要

(6年3月31日現在)

名 称	面積(ha)	指定年月日	関係市町村	備 考
神通峡	1,160	42年10月7日	大沢野町、細入村	
呉羽丘陵	487	"	富山市	一部都市公園と重複
高岡古城	22	"	高岡市	都市公園と重複
俱利伽羅	758	"	小矢部市	
庄川峡	835	43年4月16日	庄川町	一部都市公園と重複
大岩眼目	2,880	44年10月25日	上市町	
松倉城跡	1,083	4年3月26日	魚津市	
増山城跡	345	"	砺波市	一部都市公園と重複
夢の平	221	"	砺波市	
鶴巣山峠	757	"	小矢部市	
桜ヶ池	485	"	城端町	一部都市公園と重複
八乙女等	633	"	井波町、庄川町	"
計	9,666			

(3) 県民公園

県民公園は、表2-138のとおり、富山、高岡、新湊、砺波、婦中、小杉、大門及び大島の8市町にまたがる面積約2,600haの県民公園地域内において設置された、都市公園及び自然風致公園である。また、これらの県民公園と有機的かつ一体的に機能を図る公園その他のレクリエーション施設として中央サイクリングロード等が指定公園となっている。

この射水丘陵を中心とするこの地域の自然環境は、都市地域から近い割には、比較的良好な状態に保たれている。

ア 県民公園新港の森

県民公園新港の森は、公害の防止のための緩衝緑地を確保するとともに、休息、散歩、遊戯、運動等総合的なレクリエーションの場として利用されることを目的とした都市公園である。51年度からグリーンベルト造成事業として公害防止事業団が整備を行い、57年10月に一部開園、58年4月に庭球場が、7月に野球場や陸上競技場がオープンし、年間約18万人に利用されている。

表2-136 県民公園の現況

(6年3月31日現在)

名 称	種 别	規 模	設 置 の 目 的	主 要 建 設	現 況
県民公園新港の森	都市公園	面積 25ha	公害の防止のための緑化緑地を確保するとともに、県民に休息・散歩・遊戯・運動等総合的なレクリエーションの場を提供すること。	園路、芝生広場、植栽地、野球場、陸上競技場、庭球場	57年10月開園 年間利用者18万人
県民公園太閤山ランド	都市公園	面積 117ha	県民に休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的なレクリエーションの場を提供すること。	・水辺ゾーン 入口広場、中央広場(百年の泉)、公園管理センター ・子どもの国ゾーン プール広場、ピクニック広場、わんぱくの丘、子どもみらい館 ・スポーツゾーン スポーツ広場、ファミリー・スポーツグラザ、ふるさとパレス、JETタワー	58年7月開園 年間利用者56万人
県民公園頼成の森	自然風致公園	面積 110ha	県民に森林を生かした休養の場を提供すること。	・樹木園地、遊歩道、森林科学館 ・芝生広場、水生植物園	50年4月開園 年間利用者 20万人
県民公園自然博物園 (自然博物園センター)	自然風致公園 (指定公園)	面積 12.9ha (0.8ha)	県民に自然に関する学習の場を提供すること。	・フィールド 野鳥の庭、かんさつ広場、自然かんさつ路、休けい広場 ・展示館	56年6月開園 年間利用者 4~5万人
県民公園野鳥の園	自然風致公園	面積 73ha	野鳥の保護を図るとともに、県民に自然の探勝の場を提供すること。	・遊歩道	60年10月開園
中央サイクリングロード	指定公園	延長 15km (3.7km連絡路除く。)	県民公園と有機的かつ一体的に機能する公園その他のレクリエーション施設として指定	サイクリングセンター 休憩所、便所、水呑場	富山一小杉間：49年4月開通 富山市花ノ木から小杉間に遊歩道を併設 小杉一大門間：52年4月開通 年間利用者 1~2万人
いこいの村	指定公園	面積 16.5ha		本館、芝生広場、リンリンコース、子どもの丘、冒険の谷、水生庭苑	54年5月開園 年間利用者 18万人
公 园 街 道		延長 19km	県民公園を結ぶ自然歩道	標識、休けい広場	58年4月開通
県 民 公 園 地 域		面積 約2,600ha			

イ 県民公園太閤山ランド

県民公園太閤山ランドは、県民の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的なレクリエーションを目的とした都市公園である。「集い楽しむ」をテーマに、北陸最大のプール広場のある子どもの国ゾーンや、トリムコースやユニークな多目的体育館のあるスポーツゾーンなどの整備が進められ、58年7月に開園し、年間約50万人に利用されている。

ウ 県民公園頼成の森

県民公園頼成の森は、44年に開催された全国植樹祭会場を中心に、保

健休養林として整備を行い、50年に開園以来、森林に親しみながら休養する場として年間約20万人に利用されている。立山の美女平とともに「森林浴の森100選」に選ばれ、縦横に延びた遊歩道を利用し森林浴や野鳥観察の場として活用されている。

また、サンクンガーデン方式を導入した水生植物園や森林科学館も公園内の大きな利用拠点となっている。

エ 県民公園自然博物園

県民公園自然博物園は、「自然に親しむ、自然に学ぶ、自然を守り育てる」をテーマに、56年に開園し、「ねいの里」の愛称で親しまれており、年間約4～5万人の利用者が訪れている。この中には、全国的にもユニークな自然博物園センターの展示館や鳥獣保護センター等の施設や自然かんさつ路で巡るフィールドがあり、自然保護教育、環境教育の拠点として活用されている。

オ 県民公園野鳥の園

県民公園野鳥の園は、富山市三ノ熊地内の古洞池周辺において水鳥や渡り鳥を中心とする野鳥の保護を図るとともに、都市近郊にあって手軽に野鳥観察や自然探勝のできる場として60年に開園した。この中には、池を望みながら散策できる観察路がある。

カ 指定公園

指定公園では、自然博物園センターのほか、宿泊施設の整った「いこいの村」が54年に開かれしており、年間18万人を越える利用者が訪れ、隣接する県民公園自然博物園との有機的な利用が図られている。

また、中央サイクリングロードは、52年に富山～大門間15kmが開通し、富山、大門の両センターに貸自転車を備え、県民に利用されてきているが、太閤山ランドがオープンしたことに伴い、関係施設が整備されている。

キ 公園街道

公園街道は県民公園の太閤山ランドから野鳥の園、自然博物園、頬成の森を結ぶ延長19kmの自然歩道として58年開通し、自然観察のための遊歩道として利用されている。

(4) 家族旅行村

立山山麓家族旅行村は、立山山麓観光レクリエーション地区整備計画の一環として、大山町本宮地内で、恵まれた自然の中で家族連れやグループで手軽にレクリエーション活動を楽しみながら自然に親しむことができるよう施設整備を進めてきたもので、56年7月に開村した。

53年度から55年度までは、運輸省の補助事業を中心に、それ以後は県単独事業で施設の充実に努めているが、5年度までに整備された施設の概要是表2-139のとおりである。

大品山自然歩道、県営ゴンドラ、山野スポーツセンター等の周辺施設とともに四季を通じて利用され、年間8~10万人の利用者が訪れている。

表2-139 立山山麓家族旅行村の主要施設

地 区	主 要 施 設
中央管理地区	管理棟(鉄筋コンクリート平屋建、343m ²)、休憩所(合掌造)、駐車場(60台収容)、芝生広場(7,890m ²)、イベント広場
ファミリー広場	芝生広場(5,069m ²)、遊水池
野外 広 場	テントサイト(6人用60張分)、野外ステージ、バーベキュー卓、炊事棟、多目的ハウス、トリムコース、シャワー棟
チビッコ広場	芝生広場(2,200m ²)、石の山、遊水池、パークゴルフコース
宿泊施設地区	ケビン(4人用15棟、8人用5棟)、バーベキュー卓
森 の 広 場	芝生広場(9,200m ²)、フィールドアスレチック、展望広場、ロックガーデン

また、とやま・ふくおか家族旅行村は、福岡町五位ダム周辺において、元年度より各種補助事業の導入により県と福岡町が協力して整備を進めており、4年7月に一部オープンしたところである。

なお、県が現在まで整備した主な施設は、次のとおりである。

主要施設

- ピクニカル広場
- 多目的広場
- 管理棟
- カリヨン展望塔
- 駐車場
- 給電施設
- 給排水施設

2 自然環境保全に関して講じた施策

(1)自然環境指針の策定

地域の特性に応じた望ましい環境づくりを総合的かつ計画的に進めるため策定した、「とやま環境計画」の策定趣旨に基づき、21世紀を展望した長期的視点に立って、山岳の原生的で貴重な自然から身近な緑や水辺に至るまでの自然環境について、人間と自然が共生し、“うるおいとやすらぎ”に満ちた、快適な環境を維持・形成し、本県の恵まれた自然環境を後世に伝えていくために、県土全域の自然環境保全のためのガイドラインとなる、「自然環境指針」を策定した。

策定の目的は次のとおり。

- ① 県内のすぐれた自然の分布状況についての情報提供を行うとともに、自然環境を構成する主要な要素である、「地形・地質」、「植物」、「動物」、「景観」の4項目について、その評価に応じた保全目標を明らかにすること。
- ② 従来から実施してきた自然環境保全のための諸施策についての基本的な考え方を整理し、今後取るべき施策の方向や、開発行為等の実施に当たり自然環境保全の観点から行う助言等の方針を明らかにすること。
- ③すぐれた自然環境を保全するために、県民、事業者、行政がそれぞれ果たすべき役割を明らかにすること。

(2)自然環境保全地域の保全及び管理

地域指定に際して策定された保全計画に基づき、5年度では、つぎのとおり保全と管理のための事業を実施した。

ア 巡視員の配置

4月から11月まで各自然環境保全地域に巡視員を配置し、各地域の管理を行った。

イ 保全事業

繩ヶ池・若杉と山の神の自然環境保全地域において標識の設置を行った。

(3) 自然公園等の保護及び管理

ア 国立公園

(ア) 許認可

自然公園法に基づく5年度中の工作物の新築等に係る許認可取扱状況は、表2-140のとおりである。

表2-140 工作物の新築等に係る許認可取扱状況（5年度）

(単位：件)

國立公園	許可		認可(承認)	計
	大臣	知事		
中部山岳	31	42	26	99
白山	0	4	2	6
計	31	46	28	105

(イ) 現地管理

中部山岳国立公園一帯においては、春から秋にかけて利用者が集中する室堂及び劍沢地区に管理職員が常駐（室堂地区4月～11月、劍沢地区6月～10月）し、自然保護パトロール、施設の維持管理、登山者、キャンペーン等の利用者指導を行った。特に室堂については、立山自然保護センターが現地管理の中枢基地としての機能を発揮した。

(ウ) 美化清掃

国立公園利用者及び事業者の美化意識の向上を図るために、N. P. C.（ナショナルパーククリーン）作戦により、ゴミ持ち帰り運動を一層推進するキャンペーンとして、ゴミ袋、ポスター、タバコの吸い殻入れ等を配布するとともにターミナル等のゴミ箱の数を半減した。

なお、立山黒部環境保全協会は前年度に引き続きゴミ持ち帰り運動を展開した。その中心行事として、8月30日と10月23日に立山美化清掃大会を開催して利用者に対しても参加を呼びかけ、国立公園の自然保護及び美化意識の高揚に努めた。

(エ) 植生復元事業

室堂地区において、現地の植物による植生復元工事を行った。

(オ) 山岳遭難防止等

12月1日から翌年5月15日までの登山届出条例適用期間において、剣岳一帯での遭難事故を防止するため、馬場島をはじめ各主要地点に登山指導員を配置し、登山届出内容のチェック、装備、行程等の指導、現場の登山者との緊急連絡に当たった。

5年12月1日から6年6月15日までの条例に基づく届出件数及び事故発生状況は、表2-141のとおりである。

また、春山スキー（4月～5月）、初滑り（11月）の両シーズンには、室堂を中心に指導員を配置し、スキーヤーによる遭難事故防止や環境保全に努めた。

なお、夏の利用最盛期には、剣沢（7月20日～8月20日）と雷鳥沢（7月15日～8月25日）に山岳診療所を開設して、負傷者や急患の診療を行った。そのほか、県山岳遭難対策協議会の事業（遭難対策無線の充実、テレフォンサービス等）に対し、県費助成を行った。

表2-141 登山届出及び遭難事故の概要

（5年12月1日～6年5月15日）

区分	12月1日 ～2月15日	2月16日 ～4月15日	4月16日 ～5月15日	合計
登山届	61パーティー (268人)	13パーティー (46人)	171パーティー (789人)	245パーティー (1,103人)
遭難事故	1人死亡	3人死亡 1人軽傷		4人死亡 1人重傷

(カ) 立山道路のマイカー規制

立山一帯の貴重な自然環境の保護を目的として環境庁の方針に基づき、県道富山立山公園線（桂台～室堂）へのマイカー乗り入れ禁止を従来どおり継続した。

(キ) 高山蝶の保護対策

薬師岳及び後立山連峰周辺に生息する高山蝶（タカネヒカゲ等）を保護するため、標識等による啓発やパトロールを行った。

(イ) 立山マウントピア構想

立山黒部アルペンルートの利用者サービスのあり方を見直すとともに、立山カルデラの適正な保護と利用の方策について検討を行った。

イ 国定公園

(ア) 認許可

自然公園等に基づく5年度中の工作物の新築等に係る許認可取扱状況は、表2-142のとおりである。

表2-142 工作物の新築等に係る許認可取扱状況（5年度）

(単位：件)

国定公園	許可(協議)	認可(承認)	計
能登半島	2	0	2

(イ) 美化清掃、施設維持管理等

雨晴野営場、雨晴、島尾、大境駐車場、大境ビジターセンター等の維持管理に努めた。また、8月1日、全国統一の自然公園クリーンデーに呼応し、ゴミの持ち帰り運動の実施など、美化清掃活動を行った。

ウ 県立自然公園

(ア) 許認可

県立自然公園条例に基づく5年度中の工作物の新築等に係る許認可取扱状況は、表2-143のとおりである。

表2-143 工作物の新築等に係る許認可取扱状況（5年度）

(単位：件)

県立自然公園	許可(協議)	認可(承認)	計
朝日	4	1	5
有峰	1	0	1
五箇山	3	0	3
白木水無	4	2	6
医王山	2	2	4
計	14	5	19

(4) 美化清掃、施設維持管理

全国統一自然公園クリーンデーに呼応し、公園区域内の各利用拠点において、ごみの持ち帰り運動を行うとともに、既整備の公園施設等の美化清掃等維持管理を関係町村と協力して実施した。

エ 県定公園

県定公園の管理は、県定公園規則の主旨にのっとり、関係市町村において行った。

(4) 自然公園等の施設整備

自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、自然環境を適正に利用することによって、国民及び県民の保健、休養、教化の場として役立てる目的としている。

この趣旨に沿って公園事業として各公園で施設の整備を実施してきた。

5年度中に整備した施設は、表2-144のとおりである。

表2-144 主たる施設整備実績（5年度）

公園名	地区名	公園事業名	事業内容						公衆便所
			園地	野営場	歩道	駐車場	避難小屋	管理休憩所	
中部山岳国立公園	室堂集団施設地区	室堂園地						管理休憩所改修	
	立山周辺地区	弥陀ヶ原園地改良			L=700m				
		太郎山三俣連峰岳縦歩道			L=2,300m				
		折立園地						公衆便所改修	
公園	朝日岳地区	イブリ山朝日岳縦歩道			L=2,600m				
	奥黒部地区	黒部湖野営場		テントサイト A=2,000m ²				公衆便所新築	
飛騨国定公園	馬場島嶼地区	馬場島野営場						公衆便所改修	
	高岡市地区	雨晴園地						公衆便所新築	

(5) とやまの滝の整備

とやまの滝等選定委員会において選定された「とやまの滝」について歴史文化にはぐくまれた景勝の地としてさらに自然との語らいの空間として親しんでいただくために滝の周辺の整備を進めた。

(6) 野生鳥獣の管理

ア 野生鳥獣の保護と生息数調査

(ア) ライチョウの保護対策

特別天然記念物であり、県鳥でもあるライチョウの保護対策には、特に力を入れている。調査と保護事業の実績は、次のとおりである。

a 生息数調査

47年度から、北アルプスの主要山岳において、順次ライチョウの生息数をカウントしているものである。5年度は薬師岳で昭和49年度以来19年ぶりに調査を実施した結果、生息数は149羽と前回に比べ69羽増加していた。

b 生息環境調査

生息数調査と同一の山域において、植生、生息鳥獣、天敵等を調査している。生息数調査と生息環境調査は、万一ライチョウの生息数や生息に変化が起きた場合、調査時の状況と現況を比較し、保護対策を決定するための資料とするものである。

c 生態調査

51年度から、立山の淨土山から室堂にかけての一帯で、ライチョウの繁殖状況、社会行動等を追跡調査している。

d 冬山調査

夏期に、ライチョウ保護に万全を期しても、越冬地や冬期の採餌場が保全されていなければライチョウは生息できなくなる。

このため、53年度から冬期の植物の露出地や越冬地を調査している。

e 保護柵設置

観光客、登山者の多い立山、薬師岳、朝日岳において、登山道外への踏み込み防止の保護柵（延長9.7km）を48年度から53年度に設置し、この維持管理に努めた。

f スキー規制

50年度から、ライチョウの繁殖期（5月20日～7月31日）に、立山の一部の地域（室堂山周辺100ha）においてスキー行為を規制している。

g 病理検査

ライチョウの糞便検査による汚染調査を行っている。

h その他の

ライチョウ保護のため、保護管理員4名を立山、朝日岳、薬師岳、剣岳に配置し、パトロール等を実施した。

(イ) 鳥獣保護員の配置

鳥獣保護員を県内に50名配置し、鳥獣保護の実施と啓発を図った。

(ロ) 鳥獣保護区の設定及び管理

野生鳥獣保護の観点から県内各地に鳥獣保護区を設定しており、5年度に増山鳥獣保護区を新設したことから県内の鳥獣保護区は35か所で面積は105,247haとなった。また、各鳥獣保護区において区域表示のための制札の整備や管理を行った。

(ハ) 工作物の許可

鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律に基づく5年度中の鳥獣保護区特別保護地区の工作物の新築等に係る許可取扱状況は表2-145のとおりである。

表2-145 工作物新築等に係る許可取扱状況（5年度）

(単位：件)

鳥 獣 保 護 区	許 可
国 設	4
県 設	—
計	4

(オ) 愛鳥思想の普及啓発

5月10日からの愛鳥週間に際し、表2-146のとおり各種の行事を開催し、愛鳥思想の普及啓発に努めた。

表2-146 愛鳥週間行事（5年度）

月日	行 事 名	場 所	行 事 内 容	備 考
5月10日(月)	ツバメの日	県 下 全 域	第23回ツバメ調査の実施 県下一斉に小学校6年生の豆調査員により、ツバメの生息調査を実施し、ツバメの巣のある家に「ツバメのお宿」シールを貼った。	調査員 小学校 245校 (内、分校5) 生徒 16,000人
5月11日(火)	野鳥愛護 表彰の日	県 庁 4 階 大ホール 午後3時～	野生生物保護功労者、愛鳥ボスター及び標語入選者等の表彰式を行った。 ・野生生物保護功労者 1団体 2個人 ・愛鳥ボスター 69点 ・愛鳥標語 9点	入選ボスター展示 CIC 5階いきいきKAN 5月12日～18日 ねいの里 (自然博物館) 5月20日～6月20日
5月12日(水)	利賀村利賀 学校愛鳥の日	利賀村利賀 201 利賀村立 利賀小学校	平成5年度愛鳥モデル校指定証の伝達式 ・利賀村立利賀小学校（長谷川秀雄校長）を指定し、児童が、愛鳥活動について発表した。また、救護鳥の里帰り（放鳥）と、実のなる木を植栽した。	
5月13日(木)	野鳥相談の日	婦中町吉住 自然博物館 「ねいの里」	野鳥救護、野鳥を庭に呼び寄せる方法、巣箱や松鶴台の作り方、バードウォッキングの楽しみ方などについて「野鳥相談所」を開設し、電話相談を行った。	
5月14日(金)	野鳥観察の日	呉羽山一帯	富山女子短期大学幼稚教育学科の学生を対象に、野鳥を中心とした自然教室を計画したが、雨天により中止となった。	
5月15日(土)	シーサイド・ クリーンデー	高山新港 東防波堤 午前9時～12時	野鳥の保護を図るため、釣り場の釣針、釣糸等を回収消極した。 指導者等：ねいの里友の会 富山県鳥獣保護員	
5月16日(日)	探鳥の日	富山市三ノ熊 野鳥の園 (古洞池) 午前8時～12時	愛鳥思想の普及と体験のため、広く一般の方を対象にバードウォッキングを開催した。 指導者 富山県バードマスター及び野鳥保護の会会員	

(カ) 鳥獣の保護・増殖

野鳥の多くすんでいる森に小学生の手により巣箱を架設した。

傷病鳥獣や幼令鳥獣の救護と野化訓練を富山県鳥獣保護センターで実施するとともに富山県鳥獣救護の会へも委託し、実施した。近年、自然保護、鳥獣保護思想の普及とともに、救護事業は増加の一途とたどっている。

5年度の救護実績は表2-147のとおり。

また、日米、日ソ、日蒙、日中の渡り鳥保護条約の実効を高めるため、カスミ網による渡り鳥の密猟の取締りを実施した。

近年の野生動物の生息状況ならびに略奪狩猟から管理狩猟への移行にあわせて、キジの放鳥を休獵区を中心に実施した。

表2-147 5年度野生鳥獣救護活動実績

区分	鳥類			獣類			合計		
	種類数	救護羽数	救護日数	種類数	救護頭数	救護日数	種類数	救護数	救護日数
富山県鳥獣保護センター	61	220	8,644	2	10	164	63	230	8,808
富山県鳥獣救護の会	37	131	894	2	4	89	39	135	983
合計	98	351	9,538	4	14	253	102	365	9,791

(キ) 有害鳥獣の駆除

人と野生鳥獣とが、同じ土地に共存している現状から、人畜や農林業に被害を与える鳥獣の駆除は避けられない現状である。5年度には表2-148のとおり鳥獣を保護し、人畜の危害防止と農林作物の被害の軽減を図った。

表2-148 有害鳥獣駆除状況（5年度）

種類(鳥類)	捕獲数(羽)	種類(獣類)	捕獲数(頭)
カラス	1,903	ノウサギ	119
スズメ	10,641	クマ	17
ドバト	799	サル	52
ムクドリ	2,146	その他	14
カルガモ	238		
その他	356		
計	16,083	計	202

(ア) 野生鳥獣の調査

ライチョウの各種調査は前述のとおりであるが、このほかに次のような調査を実施している。

愛鳥週間の初日にあたる5月10日にツバメの調査を実施し、33,431羽の成鳥を確認した。

また、環境庁の全国一斉調査の一環として、ガンカモ科鳥類の生息数を6年1月16日に調査し、カモ類32,451羽、ハクチョウ類126羽を確認した。

なお、環境庁では、渡り鳥の生態を把握するため、49年に婦中町高塙地内に1級婦中鳥類観測ステーションを設置し、県内のバンダー(Bander)の協力により標識調査を実施してきている。5年度には、69種、2,920羽の鳥類を捕獲し、標識(足輪)をつけて放した。

野猿による農業被害について、種の保存に配慮した効果的な被害防止対策を確立するため、4年度にひき続き野生動物保護対策事業(電気柵設置)を実施した。

イ 狩獵行政

(ア) 狩獵免許試験、狩獵者講習会

鳥獣保護及狩獵ニ関スル法律に基づき、新たに狩獵免許を取得しようとする者に試験を実施し、48名が合格した。

また、免許更新をしようとする者には講習会を開き、110名が受講した。

(イ) 狩獵者登録

狩獵者登録をした者の数は、表2-149のとおりである。県内の狩獵者は昨年より39人減少し、県外からの狩獵者が昨年より56人増加した。

(ウ) 休獵区の設定

狩獵鳥獣の増殖を図るため、休獵区を表2-150のとおり設定した。この結果、休獵区は既設のものと合わせて、26か所22,547ha となった。

表2-149 狩獵者登録の実績

(単位：人)

区分		県内者	県外者	計
免許の種類	甲種	109	—	109
	乙種	1,100	409	1,509
	丙種	134	3	137
計		1,343	412	1,755

注) 甲種：網及びわな
乙種：ライフル銃及び散弾銃
丙種：空気銃及びガス銃

表2-150 休獵区の設定状況（5年度）

名称	所在地	変更等内容	面積	設定期限
東福寺休獵区	滑川市 上市町	新設	1,000ha	平成5年11月15日から 平成8年11月14日まで
太田〃	富山市	新設	920ha	〃
音川西〃	婦中町	新設	700ha	〃
碁石〃	永見市	新設	1,062ha	〃
津沢〃	小矢部市	新設	1,642ha	〃
桑山〃	福野町 福光町	新設	850ha	〃

(エ) 狩猟事故、狩猟違反の防止

5年度安全狩猟推進対策を次のとおり実施した。

a 安全狩猟重点パトロール

休猟区解除地8か所を「安全狩猟重点パトロール地域」として、11月15日から11月26日までの12日間重点パトロールした。

b 普及啓蒙の強化

- (a) 鳥獣保護区等位置図に学校区域等を図示し、その周辺での安全狩猟を徹底させた。
- (b) 安全狩猟推進のパンフレットを狩猟登録者全員に配布した。

(フ) 自然保護思想の普及啓蒙

自然保護思想についての県民の関心は、近年特に高まってきているものの、まだ十分とは言えない。このため県では、自然を大切にする心が県民日常の行動として定着するよう4年度においては、次の事業を実施し、自然保護思想の普及啓蒙活動を積極的に推進した。

ア ナチュラリストの配置

中部山岳国立公園立山地区では49年度から、県民公園頼成の森地区では53年度から、県民公園自然博物園地区では56年度から、また中部山岳国立公園称名地区では58年度から、ナチュラリストを配置し、訪れた人々に自然に対する理解を深めるため解説を行い、自然保護思想の普及を図っている。

また、健とやま環境財団内に設置したナチュラリストバンクでは、個別団体の要請に対し、ナチュラリストを派遣している。

(ア) 立山地区

夏山シーズン中（7月20日から8月31日まで）毎日、室堂の立山自然保護センターを基地として、室堂周辺や弥陀ヶ原周辺を巡回しながら登山者や観光客に自然解説を行った。また、同センター内の展示室を利用しての解説や、レクチャールームでのビデオを通して自然のしくみについて解説を行った。

(イ) 賴成の森地区

4月25日から11月3日の毎日曜日・祝日に訪れる人々に遊歩道を歩きながら自然解説を行った。

(ウ) 自然博物園地区

4月25日から11月3日の間の毎日曜日・祝日に訪れる人々に展示館と自然かんさつ路を使って自然解説を行った。

(エ) 称名地区

7月3日から10月10日までの間の毎日曜日・祝日に称名園地等において自然解説を行った。

イ 自然保護指導員の配置

31名の自然保護指導員を県内各地に配置し、自然公園等の利用者の指導や公園内のパトロールを行った。

ウ 自然環境保全講演会の開催

5年12月11日、富山市において一般県民を対象に自然環境保全講演会を開催した。

○「自然との共生を考える」

北野蓉子（全日空東京支店支店長代理）

エ 自然観察読本の作成

自然観察読本「朝日県立自然公園の自然」を作成し、関係行政機関に配布した。

オ 自然に親しむ集いの開催

一般県民を対象に、自然観察を行い自然に対する理解を深め、自然保護の精神の高揚を図るために自然に親しむ集いを4月29日富山市古洞池、10月4日小矢部市俱利伽羅において開催した。

カ 自然とのふれあい推進事業

(ア) 有峰フェスティバル

有峰の大自然の中で自然にふれ親しみ、自然の中での体験活動の増進を図る目的で、8月7日～8日の2日間有峰フェスティバルを開催した。

(イ) 立山修験道登山イベント

立山登山の深い歴史を思い起こし、立山のすばらしい自然を満喫できるイベントを8月27日～28日に実施し、自然保護意識の高揚と安全登山の徹底を図った。

(ロ) 自然環境の各種調査

ア 立山道路沿線自然生物定点調査

中部山岳国立公園立山地区の利用者は、46年に立山黒部アルペンルートが開通して以来、急激な増加をみている。このことが高山帯をはじめとした立山の自然にいかに影響をおよぼしているかについて長期的に把握するため、53年度から継続して自然生物のモニタリング調査を実施してきている。

(ア) 調査項目

自然生態系の変化を顕著に表すものとして、植生（主要樹種の活性度の測定等）、土壤（植生との相関関係）、ブナの更新再生の3項目を調査した。

(イ) 調査範囲

桂台～美女平～弥陀ヶ原～室堂～黒部平にわたるアルペンルート沿いに、代表的な植物群落を指標とした調査区を設けた。

(ウ) 調査結果

a アルペンルート沿線では、森林帶の主要構成樹種であるブナの樹勢が引き続き低下していた。

b 利用者が最も集中する室堂平においては、緑化は着実に進んでいるが、土壤、土砂が流失している部分も見られる。

イ 絶滅危惧の動物等特性調査

県内で生息が確認されているが、絶滅のおそれのあるホクリクサンショウウオの保護対策に役立てるため、生息分布や生息環境の調査を行った。

(9) 自然環境保全地域等の公有地化

ア 自然環境保全基金

自然環境の保全を積極的に推進するため、47年度に富山県自然環境保全基金制度を設置し、市町村と共同して土地の公有化を進めてきている。取得の対象は、自然環境保全地域等の民有地のうち自然環境が極めて優れており、厳正に保全する必要がある土地並びに自然公園の集団施設地区及びその周辺の自然景観が優れておりその環境を保全する必要のある土地等である。

これまでに公有化した土地は全部で約142ha となっている。

イ 特定民有地等買上補助

優れた自然環境を有する中部山岳国立公園内立山カルデラ地内の自然の保護と適正な利用を図るため、国の特定民有地等買上補助制度を利用して県で買上げ公有化している。

表2-151 富山県自然環境保全基金による土地の公有化実績

(6年3月31日現在)
(単位: m²)

市町村名	山 林 ①	そ の 他 ②	合 計 ①+②	左のうち、県の持分		摘 要
				持分比		
朝日町	51,679.01	21,485.67	73,164.68	2/3	48,776.45	朝日県立自然公園・朝日城山地内
八尾町	378,896.00	0.00	378,896.00	3/4*	278,704.42	白木木無県立自然公園・杉ヶ平地内
富山市	218,865.00	0.00	218,865.00	1/1	218,865.00	県民公園野鳥の園・古洞池
小杉町	18,682.00	0.00	18,682.00	1/1	18,682.00	県民公園野鳥の園・恩坊池
高岡市	2,113.00	8,065.11	10,178.11	2/3	6,785.41	能登半島固定公園・雨晴園地
城端町	126,916.00	0.00	126,916.00	2/3	84,610.67	鍋ヶ池・若杉自然環境保全地域内
平村	712.00	22,552.41	23,264.41	2/3	15,509.61	五箇山県立自然公園・相倉地内
上平村	172,352.62	10,813.02	183,165.64	2/3	122,110.43	五箇山県立自然公園・西赤尾地内
福光町	379,249.62	2,268.00	381,517.62	2/3*	245,422.28	医王山県立自然公園内
氷見市	3,148.00	5,214.00	8,362.00	2/3	5,574.67	能登半島固定公園・九重浜・蓬地内
小計	1,352,613.25	70,398.21	1,423,011.46	—	1,045,040.94	

(注)*:他の持ち分比率あり。

婦中町	52,394.00	地上権設定	52,394.00	1/1	52,394.00	県民公園野鳥の園
合 計	1,405,007.25	70,398.21	1,475,405.46	—	1,097,434.94	

第10節 快適環境づくりの展開

1 県土美化推進運動の実施

県民の生活水準が向上し、生活様式が変化してきたことに伴い、廃棄物が増加するとともに種類も多様化し、近年、道路や海岸、観光地等に散乱ごみが目立ち、社会問題化している。

このようなことから、県土美化推進県民会議を中心に市町村の協力のもとに、県民の美化意識や公徳心の高揚に努めるとともに、「日本一のきれいな県土」をつくるため、県民総ぐるみの県土美化推進運動を展開した。

(1) 推進期間

年間を通じて本運動を進めたが、特に、次の強調期間、強調週間等を設け重点的に実施した。

ア まちやむらを美しくする運動

5年4月1日～5月31日、特に4月18日から24日までを「県土美化強調週間」とし、5月30日を「ごみゼロの日」とした。

イ 川をきれいにする運動

5年6月1日～6月30日、9月1日～9月30日、特に6月6日を「県土美化の日」とした。

ウ 山や海岸をきれいにする運動

5年7月1日～8月31日、特に7月4日を「海岸美化の日」とし、8月1日を「自然公園クリーンデー」とした。

エ 空カンゼロ運動

5年9月1日～9月30日、特に9月26日を「空カンゼロの日」とした。

(2) 主な実施事業

ア 啓発活動

県民の美化意識の高揚や清掃実践活動の実施と参加等を呼びかけるため、次の事業を実施した。

- ポスターの掲示……………2種類、各5千枚 公共施設、ガソリンスタンド等（4、9月）
- ごみ持ち帰り袋の配布…………35万枚 運転者、観光客等（4～10月）
- ポスターの募集及び展示……小中学生からポスターの募集、優秀作品の展示
- 啓発用ビデオの貸出…………県内各地の清掃活動等紹介ビデオテープの各種団体、市町村等への貸出
- 各種広報媒体による啓発……市町村、各種団体の広報紙、チラシ、ポスター、横断幕等

イ 清掃活動

市町村を中心に地域住民、自治会、青年団、婦人会、保健衛生協議会等関係団体や企業等の協力を得て、公園、道路、河川、海岸等の清掃、草刈、空き缶回収等を実施した。さらに、児童・生徒等による「ふるさとの大クリーン作戦」が夏休み期間中に展開された。また、6月27日に小矢部市で第10回富山県清掃美化大会を開催した。

- 参加人員 延41万人

ウ 施設等の整備活動

ごみの投げ捨て防止を図るため、市町村が中心となり、ごみ回収容器を道路、公園等に配置するとともに、ごみの不法投棄防止を呼びかける立看板を河川、海岸等に設置した。

- ごみ回収容器の設置 約560個
- 立看板の設置 約800か所

エ 県土美化モデル地区の活動

地域に根ざした環境美化活動を推進するため、5年度に県土美化モデル地区を指定し、それぞれ美化目標を掲げ啓発活動、清掃活動等を実施した。

○県土美化モデル地区 34か所

(特別美化モデル地区 1か所、一般美化モデル地区33か所)

○主な美化活動 ・看板、回覧板、チラシ等による啓発

・清掃日の設定等による清掃、草刈、空き缶回収

・花壇、フラワー・ポット等の造成

○参加人員 延2万人

オ 県民会議の活動

県土美化推進県民会議において、県土美化推進運動を総合的に推進するため、本運動の検討や対策を立てるとともに、県土美化功労者の表彰を行った。

○県土美化功労者の表彰 ・9個人、18団体

2 快適なトイレの整備

生活水準の向上や余暇の増大に伴い、県民の身近な生活環境に対するニーズは、ますます快適性を求めてきており、県、市町村では、清らかな水辺や豊かな緑など自然とのふれあい、街並みの美しい歴史的なたたずまい等、魅力ある郷土づくりのための施設整備を積極的に推進している。

このような状況を背景に、公共トイレに対する住民意識も単なる便所から「生活空間」や「人間空間」としての認識が深まり、豊かな街づくりを創出する「第3の空間」として迎えられるようになってきている。

このため、きれいで利用しやすい公共トイレの整備の推進に向け、快適な公共トイレへの3つのアプローチ（「きれい」、「ゆとり」、「やすらぎ」）を踏まえ、市町村が実施した2か所のモデル的な公共トイレの整備や11か所の公共トイレの模様替えや改築などの事業に対し補助を行った。

また、グッドトイレコンテストや設置担当者、維持管理担当者などを対象としたセミナーを開催し、公共トイレに対する意識の高揚を図った。

表2-152 グッドトイレコンテスト「さわやか賞」受賞施設

受賞年度	施設名	所在地
元年 度	五福公園園内便所	高山市
	岩瀬大町公園公共トイレ	同上
	マリエとやまと店トイレ	同上
	みづかパブリックトイレ	同上
2年 度	東中江公衆便所	平村
	高山空港旅客ターミナルビルトイレ	高山市
	伏木2丁目(如意の渡し)緑地公衆トイレ	高岡市
	雨晴観光駐車場公衆トイレ	同上
	利賀緑の里駅	利賀村
3年 度	駅前通りふれあい公園公共トイレ	福岡町
	吉城公園本丸広場トイレ	高岡市
	万葉線市役所駅前トイレ	新湊市
	風の城トイレ	大沢野町
	宇奈月公園かえでトイレ	宇奈月町
4年 度	歴史公園公衆トイレ	朝日町
	小竹藪トイレ	高岡市
	渋川トイレ	永見市
	小杉駅南公衆トイレ	小杉町
	ファーストグリーンピット	同上
5年 度	ヘリオストトイレ	福野町
	富山城址公園本丸トイレ	富山市
	金属緑地トイレ	高岡市
	雨晴園地公衆便所	同上
	放生津八幡宮公衆トイレ	新湊市
	フラワーランドとなみ公衆トイレ	砺波市
	げんさんの坂トイレ	八尾町

3 グリーンプランの推進

うるおいに満ちた「日本一の花と緑の県」づくりをめざし、県民総ぐるみで生活環境の緑化を推進するため、新しいグリーンプランに基づき、各種施策を展開した。

- ① 公共的施設に花壇やフラワーポットを設置するとともに、花と緑のまちのかおづくり事業や花と緑のまちのシンボルづくり事業、学校花と緑のモデル事業により地域緑化、学校緑化を一層推進した。
- ② 緑化木や花の苗などを配布するとともに、花と緑の冬のフェスティバルや県民緑花カレッジ、花と緑の銀行設立20周年記念大会を開催するなど、普及啓発活動を積極的に展開した。
- ③ グリーンキーパー（花と緑の指導員）を増員するとともに、花と緑のグループやそのリーダー等の育成を図り、地域に密着した緑化推進のための環境づくりを行った。
- ④ 花屋、種苗店など民間組織の協力を得ながら、花と緑の情報提供を積極的に推進した。
- ⑤ 富山県植物公園ネットワークの中核的施設となる中央植物園を一部開園したほか、展示温室や多目的ホールの建設に着手するとともに、林業試験場樹木園を開園した。
また、市町村の専門植物園整備事業に対しての補助並びに指導を引き続き行った。

第11節 各種の環境保全対策

1 環境保健対策

(1) 公害健康被害補償

公害健康被害者に対する補償は、公害健康被害の補償等に関する法律に基づいており、公害によって生じた健康被害の損失を汚染物発生源者負担により補償するもので、医療費、療養手当等の給付がなされている。本県で指定を受けているものは、表2-153のとおりである。

表2-153 指定の内容

地 域	第2種地域
区 域	富山市、婦中町、大沢野町の各一部指定地区 (神通川下流域)
指定年月日	44年12月27日
指 定 疾 病	イタイイタイ病

(2) イタイイタイ病対策

ア 経 緯

神通川流域で発生を見ているイタイイタイ病は、30年に学会で発表されてから、県内外の研究者による発表があいついで行われた。その後、36年には富山県地方特殊病対策委員会、厚生省医療研究イタイイタイ病研究委員会及び文部省イタイイタイ病研究班が発足するなど、各方面において総合的な研究と調査がなされた。これらの調査結果に基づき、43年5月「イタイイタイ病はカドミウム汚染に起因する公害病」として厚生省見解が発表された。

患者等の救済を図るため、42年、県はイタイイタイ病患者及び疑似患者等に関する特別措置要綱を制定し、43年1月から公費による医療救済を実施した。44年12月、公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法が公布され、45年2月から同法による医療費の救済が行われた。

一方、47年8月のイタイイタイ病公害訴訟控訴審判決により、48年度からは原因者の負担となり、患者及び要観察者に対し、医療費等が支給されるようになった。

49年9月には、公害健康被害補償法が施行されている。(63年3月、法律名が公害健康被害の補償等に関する法律に改称、現在に至る。)

県は、公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法施行以降、法に基づく機関委任事務として、47年6月の環境庁公害保健課長通知などの国の示す基準に従い、県公害健康被害認定審査会に諮ったうえで、イタイイタイ病の認定を行ってきてている。6年3月31日現在、イタイイタイ病に認定された患者は178名、要観察者は332名となっている。

なお、県が62年12月に行ったイタイイタイ病不認定処分7件について、国の公害健康被害補償不服審査会に審査請求がなされ、2年7月以来、6回の口頭審理を経て4年10月に裁決があった。裁決では、4件について県の処分が取り消され、3件について審査請求が棄却された。取り消しの4件については4年11月に認定処分を行った。棄却された3件については、5年2月、不認定処分の取り消しを求める訴えが富山地方裁判所に提起された。

一方、5年4月に環境庁から保健業務課長通知で、「過去において、イタイイタイ病の認定申請又は決定申請を行い、棄却処分を受けた者のうち骨病理組織所見が審査に供されたものについて、改めて見直すことが適当と考えられるので、公害健康被害認定審査会の意見を聞いて、必要に応じて所要の措置を講じる」よう富山県に対し指示があった。

県では、この通知に基づき該当者19名の見直しを行い、富山県公害健康被害認定審査会の意見に基づき13名を認定した。この13名には、前述の取消訴訟の3件のうちの2件が含まれており、5年11月に当該訴訟は取り下げられた。

表2-154 市町村別イタイイタイ病患者及び要観察者生存数

(平成6年3月31日現在)

区分	富山市	婦中町	大沢野町	八尾町	その他	計
患者(人)	3	9	1	1	1	15
要観察者(人)	0	6	4	1	1	12

イ 家庭訪問指導

43年11月イタイイタイ病患者等に対する指導要領を策定し、患者及び要観察者の治療の促進と発病の予防を図るため、保健婦及び栄養士等による家庭訪問指導を実施している。

ウ 要観察者の健康管理

住民健康調査の結果等から経過観察を要する者に対し、43年度から毎年管理検診を実施し、健康管理に努めている。

エ 住民健康調査

42年度から神通川流域で患者の発生のおそれのある地域に対し、患者の早期発見と住民の健康管理を目的として、住民検診を実施している。

54年度からは、環境庁から要望のあった検査項目を一部取り入れ、公害健康被害の補償等に関する法律及び農用地の土壤の汚染防止等に関する法律に定める指定地域の住民を対象に実施している。

オ 患者及び要観察者に対する救済の内容

(ア) 原因者負担によるもの

イタイイタイ病患者及びイタイイタイ病要観察者については、次のものが給付又は支給されている。

a 医療費

b 入通院に要する費用の全額

c 医療介護手当

d 温泉療養費

e 特別介護手当（介護を必要とする場合）

(イ) 県によるイタイイタイ病患者の死亡者弔慰金の支給

イタイイタイ病死亡者弔慰金支給要綱（46年8月）により死亡者に

対し、3万円支給することとし、現在（6年3月31日）までに162人に支給している。

(3) カドミウム環境汚染要観察地域対策

黒部市の日鉱亜鉛㈱（旧日本鉱業㈱三日市製錬所）周辺地域は、45年に実施した環境汚染精密調査の結果に基づき、45年5月に国がカドミウム環境汚染要観察地域として指定した地域であり、県では、45年から毎年住民検診を実施し、住民の健康管理に努めている。

(4) 地域住民の健康管理対策

県では、生活環境要因の変化に伴う健康障害を防止し、地域住民の健康管理に資するため、45年に環境保健調査実施要綱を定めている。また、富山市においては、51年10月から富山市公害健康被害者の救済に関する条例を施行し、関連企業の協力により、市が認定する22名（6年3月31日現在）の健康被害者に対し、公害健康被害の補償等に関する法律に準じた独自の救済制度を実施している。

2 緩衝緑地の整備

(1) 県民公園新港の森

県民公園新港の森は、富山新港をとりまく臨海工業地帯からの公害を防止するため、その緩衝緑地として、工業地帯の西側に造成された南北1,700m、東西150m の25ha の広さをもつグリーンベルトである。

園内にはクロマツを主に、針葉樹、広葉樹とともに、各種の花木が約11万本植えられており、四季の変化が楽しめる。これらの樹林の間には、7つの芝生広場、野球場、スポーツ広場、テニスコートが、さらに薬草園、市町村木コーナー、万葉の木コーナーなどの施設も配置され、はりめぐらされた遊歩道は、緑の中の散策やジョギング、あるいはサイクリングに利用されている。

なお、施設等の概要及び利用状況は、表2-155及び表2-156のとおりである。

表2-155 県民公園新港の森の概要

施設名	概要
野球場	1 規模 両翼90m、センター120m
	2 施設 バックスクリーン、電光式スコアボード、バックネット、ダッグアウト、放送設備等
スポーツ広場	1 規模 300mトラック（6コース）、直線コース125m
	2 施設 跳躍、投げき、サッカー、ゲートボール、ソフトボール
テニスコート	硬式4面
駐車場	4か所（乗用車約200台駐車）
その他	管理事務所1棟、園路遊歩道6,000m、休憩施設3か所、便所5か所、公衆電話

表2-156 県民公園新港の森施設利用状況

(単位：人)

年 度		元 年 度	2 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度
入 園 者 数		138,810	185,040	185,660	168,230	153,860
施 設 利 用 人 員	野 球 場	10,116	13,011	9,059	13,031	7,518
	テニスコート	1,963	1,089	1,136	1,290	1,099
	ス ポ ー ツ 広 場	1,081	7,113	9,324	10,961	6,695
	計	13,160	21,213	19,519	25,282	15,512

(2) 空港スポーツ緑地

空港スポーツ緑地は、隣接する富山空港のジェット化に伴い、空港に離着陸する航空機の騒音が周辺地域に及ぼす影響を軽減するために設けられた長さ約2.3km、面積13.2ha の都市公園である。

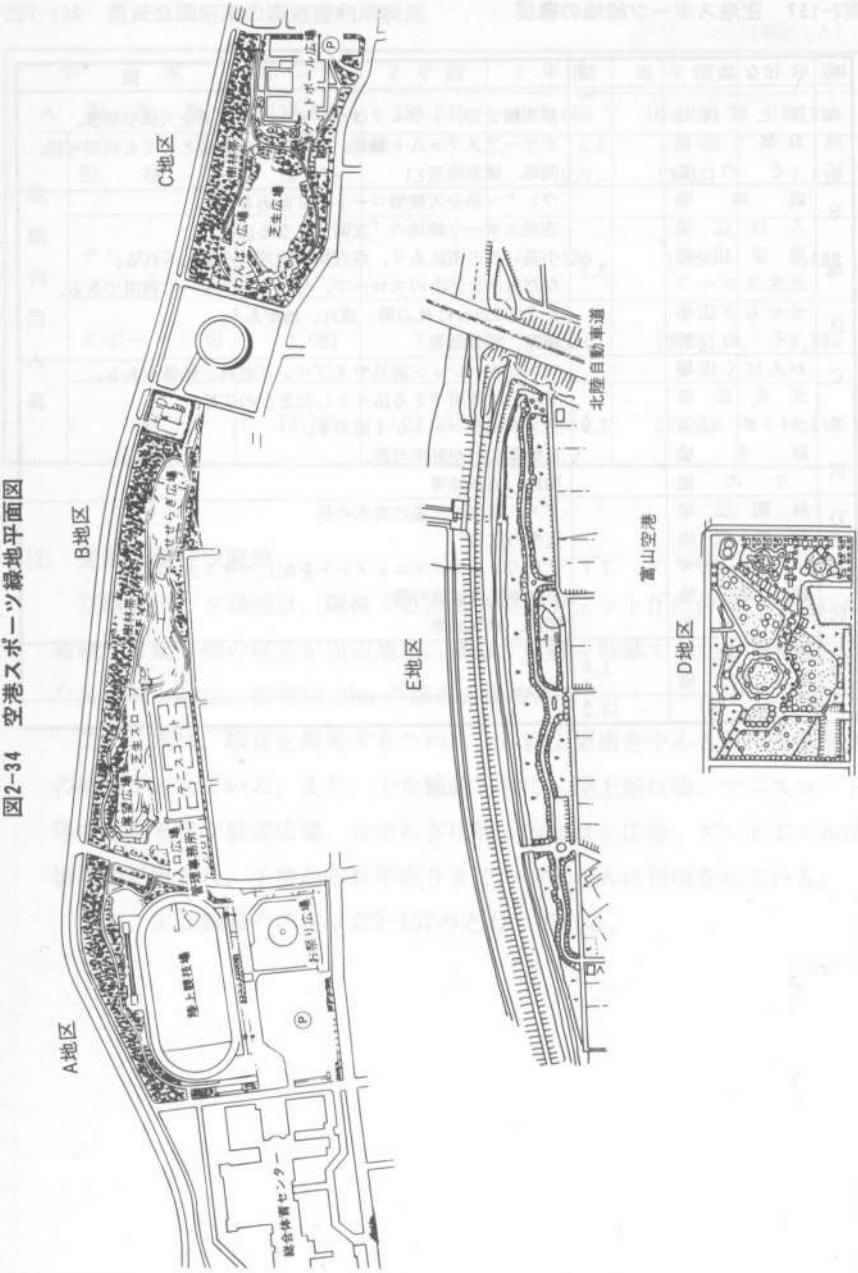
この公園は、騒音を緩衝するために、常緑広葉樹を中心とした多層構造の植栽がされている。また、主な施設として、陸上競技場、テニスコート等の運動施設や展望広場、せせらぎ広場、わんぱく広場、ゲートボール広場等が配置され、子供からお年寄りまでの多くの人に利用されている。

なお、主な施設の内容は表2-157のとおりである。

表2-157 空港スポーツ緑地の概要

地区	主な施設	面積 ha	特徴
A 地 区	陸上競技場 お祭り広場 その他の	3.5	第3種公認。トラックはウレタンチップ系全天候型舗装。 カラーアスファルト舗装。イベントの会場としても利用可能。 園路、植栽地等
B 地 区	庭球場 入口広場 展望広場 芝生スロープ せせらぎ広場 その他の	3.3	ウレタン系全天候型コートが6面ある。 空港スポーツ緑地の「玄関」となる広場。 小高い丘の上にあり、飛行機の離着陸が眺められる。 なだらかな芝生のスロープ。冬はミニスキーに利用できる。 長さ208.5mに及ぶ滝、流れ、池がある。 園路、植栽地等
C 地 区	わんぱく広場 芝生広場 ゲートボール広場 駐車場 その他の	2.9	コンビネーション遊具やスプリング遊具、砂場がある。 多目的に利用できる広々とした芝生の広場。 ダスト舗装コートが4面ある。 自動車62台が駐車可能。 園路、植栽地等
D 地 区	林間広場 縁陰広場 レインボーブラザ 駐車場 その他の	1.7	ダスト舗装の広場に高木の林 芝生の広場 7色のシャワーモニュメントを配したサンクン広場 自動車26台駐車可能 園路、植栽地等
E 地 区	児童遊園 駐車場	1.8	遊具、砂場等
合 計		13.2	

図2-34 空港入港ゲート緑地平面図



3 下水道等の整備

本県における下水道等の整備は全国平均に比べ遅れており、県民の健康で快適な生活環境を確保し、公共用水域の水質保全を図るため、県と市町村が一体となって全県域の下水道化を推進する必要がある。このため、各種下水処理方式の最適配置を進め、地域に適した効率的な下水処理を促進するための長期指針として、全県域下水道化構想を2年度に策定した。

(1) 下 水 道

ア 下水道事業

県では、全県域下水道化構想に基づき、複数の市町村にまたがり水質保全を効率的に図る流域下水道、主に市街地における生活環境の改善を図る公共下水道及び自然環境の保全や農山漁村の整備を目的とする特定環境保全公共下水道を計画的に進めることとしている。

下水道の整備状況は、24年度に県内で事業着手して以来、5年度までに、27市町村1事務組合で整備を進めており、このうち22市町村において供用を開始している。なお、下水道の事業種別ごとの整備は、次のようにになっている。

流域下水道……高岡市など4市7町1村を対象とした小矢部川

流域下水道事業は、小矢部川の水質保全を図るために56年度に着手し、62年度末から高岡市、元年度末から小矢部市、福野町、福光町及び福岡町、2年度末から砺波市、3年度末から新湊市、井波町及び庄川町、4年度末から大門町、5年度末から井口村が供用を開始しており、関係12市町村のうち11市町村が供用を開始している。

新湊市など3市5町1村を対象とした神通川左岸流域下水道事業については、神通川等の水質保全を図るために、3年度に着手し、4年度から幹線管渠、5年度からは処理場の建設が始まり、

早期の供用を目指し、工事を促進している。

公共下水道……9市13町1事務組合（2町1村）で事業を実施しており、このうち、小矢部川流域関連の4市6町と富山市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、大沢野町、小杉町及び大山町で供用を開始している。

特定環境保全……9市12町4村で事業を実施しており、このうち、
 公共下水道 小矢部川流域関連の高岡市、小矢部市、井口村、
 福野町、福光町と富山市、魚津市、氷見市、滑
 川市、黒部市、上市町、宇奈月町、大門町及び
 山田村で供用開始している。

表2-150 公共下水道の計画及び整備状況

(平成5年3月31日現在)

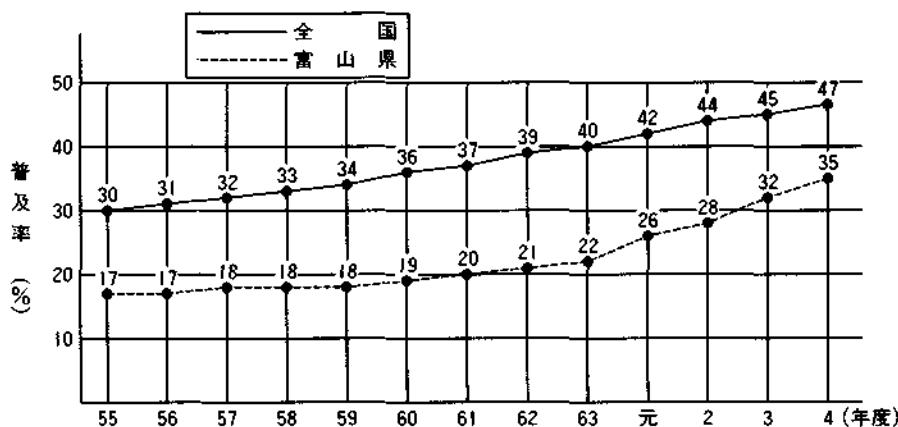
都市名	着手年度	供用開始年度	認計画面積(ha)	汚水管渠整備面積(ha)	処理面積(ha)	認計画人口(千人)	処理人口(千人)	人口普及率(%)	備考
富山市	27	37	5,130	2,938	2,869	247.2	161.3	50	特環含む
高岡市	24	40	4,080	1,846	1,811	202.0	94.9	54	"
新湊市	34	49	475	311	303	31.6	20.3	51	
魚津市	60	1	493	254	254	28.5	18.1	37	特環含む
氷見市	50	58	655	378	361	31.4	19.9	33	"
滑川市	54	1	350	185	185	15.3	7.0	22	"
黒部市	61	3	477	128	121	20.4	4.0	11	"
砺波市	59	2	290	156	145	7.9	3.8	10	
小矢部市	57	1	268	84	74	14.9	4.0	11	特環含む
大沢野町	61	3	225	184	184	12.0	7.4	35	
大山町	54	62	285	168	168	11.8	8.2	76	
上市町	3	4	30	4	4	1.2	0.2	1	特環
宇奈月町	52	61	27	24	24	1.1	1.0	14	"
山田村	60	1	54	47	47	1.5	1.4	67	"
小杉町	42	45	356	261	248	17.1	12.8	41	
大門町	63		56	7	7	2.4	0.3	2	特環含む
城端町	63		126	32		4.2			
平村	4		8			0.3			特環
上平村	3		17	17		0.2			"
庄川町	60	3	155	53	53	4.5	2.1	28	特環含む
井波町	60	3	93	87	62	5.0	2.3	21	"
井口村	2		45	12		1.4			特環
福野町	59	1	288	139	139	9.7	5.4	36	特環含む
福光町	46	1	348	245	245	15.0	12.0	55	"
福岡町	58	1	73	56	56	2.9	2.4	18	
中新川※	62		232	291		9.6			
計			14,635	7,920	7,208	699.1	338.8	35	

* 中新川公共下水道事務組合（舟橋村、上市町、立山町）

イ 下水道普及率

本県の下水道普及率は図2-35のとおり、4年度末で全国平均普及率47%に対し35%と著しく立ち遅れしており、普及率の向上になお一層努力をしなければならない状況にある。

図2-35 下水道の普及率の推移



(2) 農村下水道

農村下水道は、從来から農業集落排水事業、農村総合整備モデル事業、農村基盤総合整備事業及び小集落を対象とした富山県農村下水道整備事業により実施し、整備を進めている。

5年度末現在では、表2-159のとおり全体で既に、28市町村86地区において事業を実施しており、計画処理人口69,047人のうち約34,600人の供用を達成している。

表2-159 農村下水道の整備状況

(平成6年3月31日現在)

区分	市町村名	地区数	計画処理人口(人)	備考
国庫補助事業	利賀村	3	1,870	供用2地区
	富山市	5	6,770	供用3地区
	氷見市	5	6,940	供用1地区、一部供用1地区
	大山町	2	3,330	供用1地区
	大門町	3	4,390	供用1地区、一部供用1地区
	下村	2	2,140	供用2地区
	城端町	2	2,320	供用1地区
	庄川町	1	1,150	供用1地区
	福光町	3	2,520	供用1地区
	福岡町	3	3,120	供用2地区
	新湊市	2	3,450	一部供用1地区
	黒部市	4	4,960	供用2地区
	上平村	3	1,100	供用2地区
	大島町	2	1,020	供用1地区
	宇奈月町	4	5,160	供用2地区、一部供用1地区
	平村	2	1,710	供用1地区
	山田村	3	630	供用3地区
	小杉町	2	1,880	供用1地区
	小矢部市	1	790	供用1地区
	八尾町	3	1,950	供用1地区
	高岡市	1	1,960	供用1地区
	上市町	2	1,570	一部供用1地区
	魚津市	2	1,810	供用1地区
	福野町	1	450	供用1地区
	滑川市	1	780	
県単独事業	砺波市	1	1,870	
	婦中町	1	160	
	大沢野町	1	1,410	
	計	65	67,210	
合計	全 体	21	1,837	富山市外9市町村で実施
	合 計	21	1,837	
合	計	86	69,047	

(3) コミニティ・プラント

コミニティ・プラント（地域し尿処理施設）は、郊外型ミニ下水道ともいるべき生活雑排水とし尿を合わせて処理する施設で、廃棄物処理施設整備事業によりその普及推進が図られている。4年度末現在で表2-160のとおり、8市町村、15施設（計画処理人口20,326人）が供用されている。

表2-160 コミニティ・プラントの整備状況

（5年3月31日現在）

市町村名	施設数	処理人口(人)
富山市	5	9,510
高岡市	3	5,576
魚津市	1	400
氷見市	1	3,000
大沢野町	2	608
舟橋村	1	170
上市町	1	262
大門町	1	800
合計	15	20,326

(4) 合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽は、比較的安価かつ容易に設置できる上に、放流水の水質も良いことから生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止する有効な手段である。

このため、国においては、62年度から合併処理浄化槽の設置に対する市町村への補助制度が創設され、県においても設置の推進を図るため、63年度から補助を行っている。

5年度は、表2-161のとおり新たに1市1町において本事業が始まられ、15市町村において370基の合併処理浄化槽が設置された。

表2-161 合併処理浄化槽設置整備事業の状況

市町村名	設 置 基 数					
	元年度	63年度	2年度	3年度	4年度	5年度
富山市	5	3	10	6	14	28
高岡市	2	4	4	3	3	1
新湊市	—	6	4	4	2	3
魚津市	4	2	2	18	45	34
水見市	5	11	13	19	35	24
滑川市	—	—	—	—	6	30
黒部市	—	9	20	21	9	20
小矢部市	—	—	—	—	—	20
大沢野町	—	15	20	24	27	23
大山町	—	—	—	—	—	4
入善町	—	—	19	24	15	19
朝日町	—	—	29	26	40	31
八尾町	6	17	26	35	32	67
婦中町	—	—	—	—	2	12
上平村	—	—	—	2	—	—
福岡町	2	3	20	38	47	54
計	24	70	167	220	277	370

4 畜産環境保全対策

(1) 指導及び技術研修会の開催

県、市町村及び各種農業団体の連携による総合的な指導体制のもとに、畜産経営環境保全に係る畜産農家の実態調査、巡回指導、水質の検査、畜舎内環境衛生調査等を実施した。さらにふん尿の適正処理技術研修会の開催、衛生害虫駆除研修会の開催とパンフレットの配布及び県外のふん尿処理の優良施設の視察研修などを実施することにより、畜産経営に起因する苦情発生の未然防止に努めた。

また、県の東西両地域において、推進指導協議会を開催し、指導の徹底を図った。

ア 畜産環境保全実態調査

この調査は毎年7月に実施するものであるが、5年度は406戸の畜産農家について調査した。その結果、ふん尿処理施設の設置及び処理利用状況は表2-162のとおりであり、各畜種とも発酵処理施設による利用が最も多かった。

表2-162 畜産環境保全実態調査結果

(5年7月1日現在)

区分 畜種	調査 戸数	処理施設(か所)							ふん尿処理施設の状況(%)		
		天日 乾燥	火力 乾燥	堆積 発酵	強制 発酵	焼却	液肥	浄化	乾燥処理 施設によるもの	発酵処理 施設によるもの	その他
乳用牛	138	—	—	115	1	—	50	2	—	69	31
肉用牛	127	—	—	95	2	13	11	—	—	80	20
豚	80	—	—	57	3	3	13	28	—	58	42
採卵鶏	51	6	9	37	17	—	1	—	22	77	1
プロイラー	10	—	—	6	1	4	—	—	—	64	36
計	406	6	9	310	24	20	75	30	△△△	△△△	△△△

イ 巡回指導及び水質検査、悪臭調査

畜産農家周辺の混住化は年々進み、付近住民から寄せられる苦情内容も複雑多様化し、畜産を取りまく環境は大変厳しくなってきている。

このため、畜産農家の巡回指導を強化し、悪臭や衛生害虫による苦情発生の未然防止を図るとともに、畜舎排水及び処理施設からの放流水の水質検査を実施し、汚水の流出の事前チェックに努めた。

その実施状況は、表2-163のとおりである。

表2-163 巡回指導等の実施状況（5年度）

(単位：件)

区分	乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	ブロイラー	計
巡回指導(延)	38	8	74	29	1	150
水質検査(延)	—	—	25	—	—	25
悪臭調査(延)	—	—	6	—	—	6

(2) 健全な畜産経営の育成

家畜の飼養にともなって生ずる衛生環境阻害要因の除去、施設の改善及び畜舎周辺の美化運動等を推進し、地域社会と調和した清潔で快適な畜産環境の維持をめざした。

また、地力増強と作物の生産性の向上を図るために、畜産農家と耕種農家との有機的な連携による家畜ふん尿を適正に処理した堆肥づくり、堆肥利用の組織づくり及び制度資金を活用した処理施設の設置等について、積極的に指導した。

なお、5年度の農業近代化資金の実績は表2-164のとおりである。

表2-164 制度資金の融資実績

区分	件数	承認実績(千円)	担当課
農業近代化資金 鶏糞乾燥施設	4	65,470	流通経済課

5 漁場環境保全対策

(1) 海水汚染の防止

前年度に引き続き、国の助成を得て、調査指導員による漁場環境の監視及び漁業公害に関する情報の収集を行った。

また、漁業者に対し、漁業公害に関する講習会を開催し、知識の普及に努めた。

(2) 定置網における水質調査

ア 調査目的

富山湾沿岸部を漁場とする定置漁場の水質を把握するため、水質調査を実施した。

イ 調査概要

前年度に引き続き図2-36のとおり宮崎から氷見に至る定置漁場を中心とする31地点において、5年4月から6年3月まで各調査定点ごとに5回～12回、pH、塩分、濁度、CODについて測定を行うとともに、海況、水温及び漁獲量も併せて調査し、その結果を取りまとめ関係者に報告した。

ウ 調査結果

調査結果は表2-165のとおりであった。測定項目の各調査定点における年間の最大値～最小値をみると、pHについては、8.6(大門)～7.1(小矢部川前)、塩分については、34.11(茂瀬三番)～0.34%(小矢部川前)、濁度については、230.0(庄川前)～0.1mg/l(川中(沖)ほか2定点)、CODについては、3.6(小矢部川前ほか1定点)～0.1mg/l(黒部川前ほか1定点)であった。

赤潮は、5～6月に3回確認された。

図2-36 調査指導事業関係概況地図

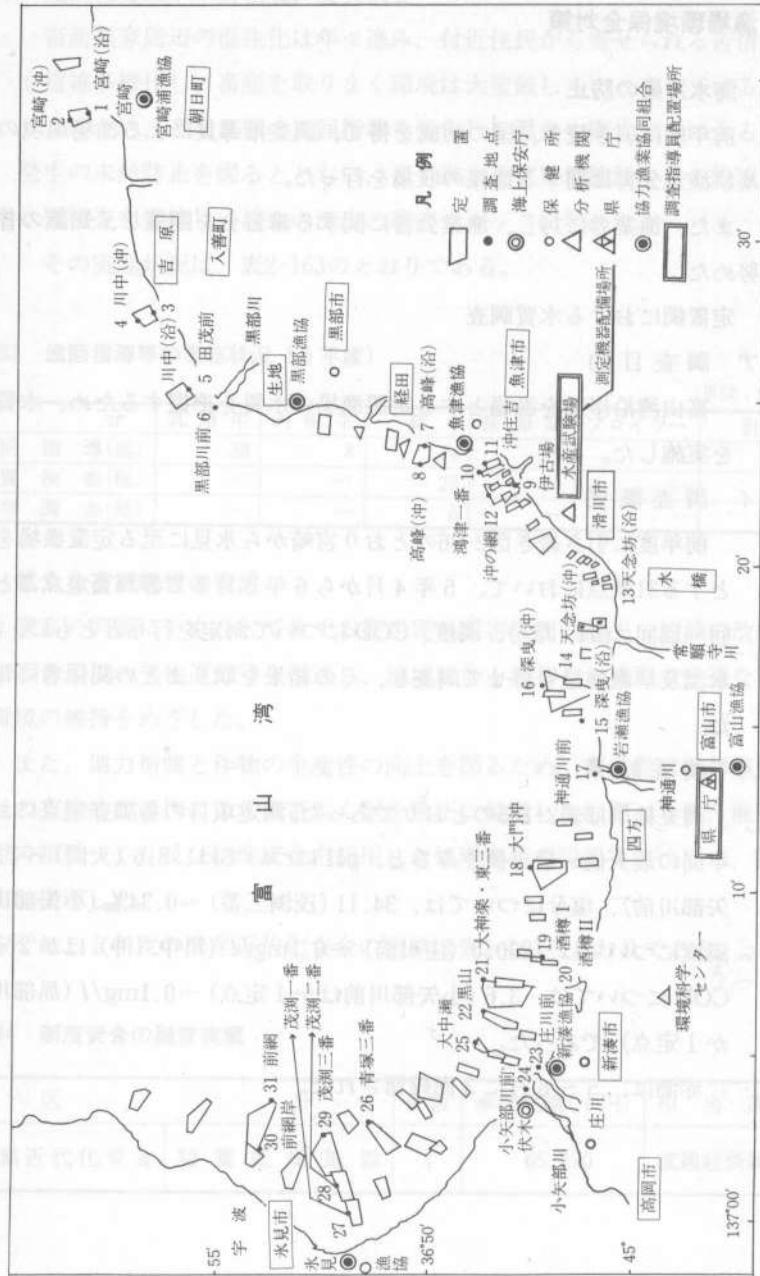


表2-165 漁場環境保全对策事業調査結果（5年度）

No.	調査点名	水温(℃)		pH		塩分(‰)		濁度(mg/l)		COD(mg/l)	
		最高値	最低値	最高値	最低値	前年平均	最高値	前年最高値	前年最低値	前年平均	最高値
1 宮 勝(宮)	7	10.0	22.5	8.0	8.3	8.2	8.3	31.95	33.94	31.83	1.1
2 宮 勝(沖)	7	11.0	22.0	7.9	8.3	8.1	8.2	31.72	33.86	32.17	2.9
3 川 中(沖)	7	14.0	23.0	8.2	8.3	8.2	8.3	27.92	33.19	26.70	3.3
4 川 中(沖)	7	14.0	23.0	8.2	8.3	8.2	8.3	27.82	33.16	25.80	3.4
5 田 游 前	7	14.0	23.0	8.2	8.3	8.3	8.3	27.04	33.28	23.19	3.3
6 黒 部 川 前	7	8.5	19.0	7.6	8.3	8.1	8.2	32.84	32.84	9.35	30.04
7 高 基(治)	5	10.0	22.0	9.2	8.3	8.3	8.3	29.63	33.90	30.95	32.97
8 高 基(沖)	5	11.0	21.0	8.2	8.3	8.2	8.3	32.72	33.54	32.05	33.59
9 伊 吉 場	5	10.0	20.5	8.2	8.4	8.3	8.3	17.39	32.61	24.38	31.68
10 潤 津 一 番	5	10.0	1.0	8.3	8.4	8.3	8.3	17.17	33.20	21.89	31.48
11 沖 住 吉	6	9.2	20.8	8.2	8.4	8.3	8.3	20.79	29.75	15.50	32.42
12 沖 の 脊	6	10.5	22.0	8.2	8.3	8.1	8.3	27.58	31.96	23.81	32.01
13 天 令 勝(宮)	8	6.5	17.1	7.7	8.3	8.1	8.2	8.66	31.87	15.38	26.24
14 天 令 勝(沖)	8	7.9	18.0	7.7	8.3	8.2	8.3	17.71	32.50	19.51	31.87
15 澄 深	6	8.7	22.1	8.2	8.3	8.3	8.3	24.42	30.80	21.34	30.77
16 澄 深	6	8.5	22.0	8.2	8.3	8.2	8.3	23.26	31.85	16.77	29.63
17 神 過 川 前	6	5.8	10.7	7.6	8.0	6.88	10.71	3.14	34.24	0.9	4.50
18 大 門 沖	8	11.5	20.0	8.2	8.6	8.3	8.3	24.56	32.16	18.51	32.83
19 潤 沖(1)	11	8.5	21.0	7.8	8.4	8.2	8.2	12.50	32.97	11.52	32.03
20 潤 沖(II)	11	7.5	22.0	7.5	8.3	8.1	8.2	9.45	32.27	12.13	31.13
21 大神堀・東三番	5	11.0	21.0	8.2	8.5	8.3	8.1	17.39	33.84	15.25	33.68
22 黒 山	11	9.6	22.3	8.0	8.5	8.2	8.3	9.78	32.34	14.02	30.37
23 庄 川 前	11	6.3	18.5	7.6	8.3	7.9	8.1	6.78	12.31	4.52	15.59
24 小 夫 部 川 前	11	6.8	20.9	7.1	7.6	7.4	7.4	6.34	3.17	0.66	4.84
25 大 中 湯	11	9.7	22.1	8.1	8.5	8.2	8.2	18.78	32.20	17.33	26.92
26 青 榛 三 番	12	10.5	23.0	8.0	8.3	8.2	8.3	29.98	33.92	24.83	33.45
27 麗 潤 一 番	11	10.5	23.0	8.1	8.3	8.2	8.3	30.37	34.01	22.88	33.44
28 麗 潤 二 番	11	10.6	22.8	8.2	8.3	8.2	8.3	30.28	34.10	22.77	33.41
29 麗 潤 三 番	12	10.3	20.9	8.2	8.3	8.2	8.3	26.58	34.11	22.64	33.50
30 前 潤 岸	11	10.5	23.1	8.2	8.3	8.2	8.3	31.56	34.02	31.99	33.84
31 前 潤 潤	11	10.5	23.5	8.2	8.3	8.2	8.3	31.62	34.07	29.46	33.63

6 食品等の汚染対策

(1) 魚介類の水銀調査

魚津、氷見の産地市場で採取した富山湾産魚介類18魚種、24検体について調査を実施した。

その結果は、表2-166のとおりで、いずれも暫定的規制値(総水銀0.4ppm、メチル水銀0.3ppm)以下であった。

表2-166 魚介類の水銀調査結果（5年度）

魚種	検体採取市場	検体数	総水銀(ppm)
あじ	魚津	1	0.03
ふくらぎ	〃	1	0.05
かつお	〃	1	0.28
たら	〃	1	0.13
しまだい	〃	1	0.01
かわはぎ	〃	1	0.04
こち	〃	1	0.05
さけ	〃	1	0.02
赤いか	〃	1	0.11
いわし	〃	1	0.02
さば	〃	1	0.08
甲いか	〃	1	0.04
ほつけ	〃	1	0.28
まいか	〃	1	0.09
あじ	氷見	2	0.02, 0.03
ひらめ	〃	1	0.02
かつお	〃	1	0.25
まだい	〃	1	0.07
あおりいか	〃	1	0.04
いわし	〃	1	0.02
しまだい	〃	1	0.01
さば	〃	1	0.03
うまづらはぎ	〃	1	0.01

(2) 食品等の PCB 調査

流通過程における魚介類、牛乳について調査したところ、表2-167のとおりで、食品中の残留 PCB は、いずれも暫定的規制値以下であった。

表2-167 食品中の PCB 調査結果（5 年度）

対象		検体数	調査結果 (ppm)	備考
魚介類	遠洋沖合魚介類	4	0.01~0.09	かつお、ひらめ、さけ
	内海内湾魚介類	6	ND ~0.04	鰯、まだい、かわはぎ 鯖、赤いか、まいか
牛乳		4	ND	

注 ND（検出されず）とは定量限界（0.01ppm）未満をいう。

（参考）食品中に残するPCBの暫定的規制値

遠洋沖合魚介類	0.5ppm
内海内湾（内水面を含む）魚介類	0.3ppm
牛乳	0.1ppm

(3) 食品等の残留農薬調査

生産地で採取した野菜、果実など13食品（46検体）について、農薬の検査を実施したところ、いずれも基準値以下であった。

7 公害に関する紛争と苦情処理

(1) 公害紛争処理制度

公害紛争処理制度は、公害に関する紛争の多発化とその態様の特殊性に対応し、紛争の迅速かつ適正な解決を図るために、45年6月に設けられたものであり、国に公害等調整委員会、都道府県に公害審査会が設置され、公害紛争処理法に基づき、あっせん、調停、仲裁等を行っている。

45年11月の本制度の施行から6年3月31日までに、公害等調整委員会及び都道府県の公害審査会に係属した事件数は1,365件で、そのうち1,283件が終結している。

なお、5年度までに本県の公害審査会に係属した事件数は、4件である。

表2-168 公害審査会に係属した事件

手続の種類	市町名	申請年月	対象	終結年月	終結区分
調停	魚津市	52年4月	工場騒音・振動	52年9月	調停成立
	富山市	57年8月	工場騒音・粉じん・悪臭	58年3月	一部取下げ 一部打切り
	婦中町	60年5月	事業場悪臭・粉じん・砂じん	60年10月	調停成立
	富山市	2年2月	住宅マンション建設・騒音・振動	2年8月	調停打切り

(2) 公害苦情相談員制度

公害苦情相談員制度は、公害にかかる苦情の適切な処理を図るために、公害紛争処理制度の一環として公害紛争処理法に基づき設けられたものである。

公害苦情相談員は、公害苦情について住民の窓口となり、かつ、相談相手となって苦情の処理に当たることを職務としており、都道府県及び市町村に必要に応じて置かれることになっている。

本県では、本庁の公害担当課の各係長及び環境科学センターの各課長を公害相談員に任命し、県民からの苦情相談に当たっている。

(3) 公害に関する苦情の受理状況

ア 公害種類別

元年度から5年度までの過去5か年において、県及び市町村が受理した苦情は表2-169のとおりである。

5年度の苦情件数は141件であり、4年度に比べ39件(21.7%)減少した。

公害の種類別では、大気汚染が34件（構成比24.1%）と最も多く、次いで水質汚濁31件（同22.0%）、騒音31件（同22.0%）、悪臭24件（同17.0%）などの順である。

これを4年度と比べると、振動はわずかに増加（1件増）し、大気汚染は同数だったのに対し、悪臭はわずかに減少（1件減）し、水質汚濁、騒音は大幅に減少した。

表2-169 公害種類別苦情受理状況の年度別推移

(単位：件)

種類 年度	典 型 7 公 害							<u>典 小 型 七 公 害 計</u>	産 業 廃 棄 物	そ の 他	合 計
	大 気 汚 染	水 質 汚 濁	土 壤 汚 染	騒 音	振 動	地 盤 沈 下	悪 臭				
元	43	48	—	60	9	—	42	202	4	22	228
2	30	53	—	42	6	—	33	164	14	11	189
3	37	34	—	44	4	—	38	157	9	9	175
4	34	42	—	41	5	—	25	147	8	25	180
5	34	31	—	31	6	—	24	126	4	11	141

イ 市町村別

5年度における市町村別の苦情受理状況は、表2-170のとおりである。

市部、町村部の苦情件数は、市部では、118件（構成比83.7%）で、町村部では、23件（同16.3%）である。

苦情の内容は、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭が多く、市部では苦情件数の87.3%を占めており、町村部では、73.9%となっている。

また、4年度と比べ、市部では、11件減少し、町村部では28件減少した。

表2-170 市町村別苦情受理件数（5年度）

(単位：件)

種類 市町村	典型7公害						典型七公害計	産業廃棄物	その他	合計	
	大気汚染	水質汚濁	土壤汚染	騒音	振動	地盤沈下					
富山市	4	3		8	1		5	21	1	1	23
高岡市	17	5		5			7	34			34
新湊市	6	1		1	4		2	14			14
魚津市		8		3			1	12	1	1	14
氷見市		5		1				6		1	7
滑川市	1			1				2		3	5
黒部市				1			2	3	1		4
砺波市	1	2		1			3	7			7
小矢部市	2	1		4	1		2	10			10
市 計	31	25		25	6		22	109	3	6	118
大沢野町											
大山町											
舟橋村											
上市町				1				1			1
立山町											
字奈月町											
入善町							2	2			2
朝日町											
八尾町				1				1	1		2
婦中町		1						1		1	2
山田村											
細入村											
小杉町				2				2		2	4
大門町		1						1			1
下村											
大島町		1		1				2			2
城端町								1			1
平村											
上平村											
利賀村											
庄川町											
井波町				1				1			1
井口村											
福野町											
福光町		1						1			1
福岡町	3	1						4		2	6
町村計	3	6		6			2	17	1	5	23
合 計	34	31		31	6		24	126	4	11	141

ウ 発生源別

5年度の典型7公害に関する苦情を発生源別に分類すると、表2-171のとおりである。

発生源別では、生産工場によるものが59件（構成比46.8%）と最も多く、次いで、畜産業12件（同9.5%）、建築・土木工事10件（同7.9%）、家庭生活6件（同4.8%）などの順であった。

表2-171 発生源別苦情受理状況（5年度）

（単位：件）

業種		種類	大気汚染	水質汚濁	土壤汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	計
生	食 料 品	1	3			1			4	9
	繊維・衣服・その他の繊維製品	2				1	1		1	5
産	木 材・木 製 品・家 具	7				4	2			13
	パ ル ブ・紙 製 品	1				2				3
工	化 学 工 業・石 油・石 炭 製 品		1			3			1	5
	窯 業・土 石 製 品	3	2			1				6
場	鐵 鋼・非 鉄 金 属・金 屬 製 品	3	4			5				12
	機 械 器 具									
	そ の 他 の 生 产 工 场	1	3			2				6
	小 計	18	13			19	3		6	59
修	理 工 场	1	1			1			1	4
建	築・土 木 工 事	4	1			3	2			10
交	通 機 関	自動車								
	そ の 他	2								2
畜	産 業		4						8	12
下	水・清掃事業									
娛	樂・遊興・ス ポ ーツ 施 設					1				1
家	庭 生 活		4			1			1	6
鉱	業 施 設・採 石 業					1				1
商	店・飲 食 店					2				2
事	務 所					1				1
クリーニング・理容・美容・浴場業		1								1
廃品回収業		3							1	4
教 育 関 連 施 設										
農 作 業		1							3	4
そ の 他		4	3			1	1		4	13
不 明			5			1				6
合	計	34	31			31	6		24	126

これを4年度と比べると、生産工場によるものが5件、修理工場によるものが4件増加した反面、商店・飲食店によるものが9件、廃品回収業によるものが10件それぞれ減少した。また、近年の特色としては、苦情発生源が多様化している。

(4) 公害に関する苦情の処理状況

5年度における県及び市町村が受理した苦情の処理状況は、表2-172のとおりである。

直接処理（解決）したものは、121件（構成比85.8%）、他の機関へ移送したもの2件（同1.4%）、翌年度へ処理を繰越したもの7件（同5.0%）、その他（原因不明で処理方法がないもの等）11件（同7.8%）となっている。

表2-172 苦情の処理状況（5年度）

（単位：件）

種類 内訳	典型7公害							典型7公害計	産業廃棄物	その他	合計	
	大気汚染	水質汚濁	土壤汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭					
苦情件数	34	31		31	6		24	126	4	11	141	
処理状況	直接処理（解決）	32	23		28	5		22	110	4	7	121
	他機関へ移送		2						2			2
	その他（原因不明等により処理方法のないもの等）		6		1				7		4	11
	翌年度へ繰越	2			2	1		2	7			7

第12節 環境保全に関する試験、研究

1 環境科学センター

課題	目的	結果
樹木による大気浄化作用に関する研究	樹木による二酸化窒素吸収量の測定法の開発	当センターで開発した測定法により、イチョウ、ポプラ等の二酸化窒素吸収量を比較するとともに、蒸散量と二酸化窒素吸収量との間に比例関係がみられたことを明らかにした。
エアロゾルに関する研究	粒径別エアロゾルの分布状況及び発生源寄与についての解析	新湊、小杉及び米見地域において、エアロゾルの成分及び分布状況について粒径別に調査し、主成分分析法、CMB(化学成分バランス)法等により、発生源別寄与について解析した。
酸性雨の生成機構と影響に関する研究	霧水の酸性化及び酸性雨の生成過程並びに酸性雨の土壤影響についての解析	立山地域の美女平において、霧水や雨水、エアロゾル等を調査し、霧の酸性化及び酸性雨の生成過程について解析した。また、県内の代表的な非農用地土壤に人工酸性雨を降らせ、土壤の化学性や流出液の変化について調査し、酸性雨の土壤に与える影響を検討した。
水質汚濁物質の測定方法に関する研究	排水中の農薬の迅速な分析方法の検討	ゴルフ場で使用される農薬のうち、HPLC(高速液体クロマトグラフ)法によって測定する物質について、迅速な分析方法を検討した。
有機塩素化合物の分解に関する研究	排水中の有機塩素化合物の光分解による処理法の開発	有害物質として新たに追加指定された1,2-ジクロロエタンの紫外線照射による分解条件等の特性について検討した。
湖沼における水質特性とプランクトンに関する研究	湖沼の水質特性やプランクトン等の自然特性の検討	有峰湖、上市川ダムにおいて、水質組成とプランクトンの関係や水域周辺の環境状況等を調査し、湖沼の特性について検討した。
産業廃棄物の処理方法に関する研究	自動車の解体に伴い発生するシュレッダーストの埋立処分方法の検討	シュレッダーストについて、ミニ処分場を作り、浸出水の性状変化や覆土効果を検討した。

2 衛 生 研 究 所

課　題	目　的	結　果
不快昆虫の多発防止対策の調査研究	環境の変化により多発している不快害虫などの発生防止と駆除対策に関する検討	立山山岳観光地で発生している、蚊類の発生生態とその特異性を明らかにした。新設企業団地において、工場内の生産ラインで混入する飛翔性昆虫の侵入阻止の実験を行い良好な成績を得た。
食品中の残留農薬及びその他の有害物質に関する調査研究	残留農薬等による食品の汚染状況の継続調査	ゲル浸透クロマトグラフィーによる前処理法を用いて、キャベツなど8種16件の富山県産農産物につき、有機リン系農薬など15種ずつを分析したところ、きゅうり1件からジクロロボス0.05ppm(残留基準0.2ppm)を検出したが、他は全て不検出であった。 また、かつお等18種24件の富山湾産魚介類につき、総水銀を分析したところ、定量値は0.01~0.28ppm(暫定的規制値0.4ppm)であった。
イタイイタイ病に関する研究	骨障害の早期診断とイタイイタイ病の予防	骨障害の診断時における血清骨型アルカリフォスファターゼの評価に資するため、カドミウム非汚染地域在住女性について同酵素を測定したところ、50歳以上の特に閉経女性では生理的に若年女性より上昇することを明らかにした。
環境汚染物質と生体影響に関する研究	環境化学物質の生体汚染指標の確立	有機リン系農薬の急性中毒死亡者における各種臓器中農薬濃度を測定した結果、特に脂肪組織で高濃度にかつ未変化のまま長期間残留していることが判明した。

3 工業技術センター中央研究所

課題	目的	結果
生分解性プラスチックに関する研究	プラスチック廃棄物による環境汚染対策のため、微生物により分解する生分解性プラスチックの実用化を図る。	試薬P HB及び市販の生分解性プラスチック“バイオポール”的分解菌を県下45地点の土壤よりスクリーニングの結果、数種見つけた。
プラスチックの再生・処理高度化技術研究	廃棄プラスチックの再生・再資源化技術を調査し、より効率的な処理技術を検討する。	再生利用上の問題点をアンケート調査により取りまとめた。 熱分解処理実験を行い、分解生成油の性状と処理条件を検討した。 生分解性プラスチックの分解性についてフィールド試験を行い、分解量と強度について検討した。

4 農業技術センター農業試験場

課題	目的	結果
カドミウム汚染田土地改良後の施肥改善に関する試験	神通川流域公特事業実施地区における水稻栽培指針の実証展示	富山市(1か所)、婦中町(2か所)、八尾町(1か所)の造成田で栽培指針に基づいて水稻を栽培し、施肥方法や地力増強対策について検討した。
公害防除特別土地改良事業に伴う客土水田の調査	神通川流域公特事業実施地区の客土水田における玄米・土壤中カドミウム濃度調査	第2次地区(富山市、婦中町、八尾町)の客土水田を対象に、代表地点で採取した玄米及び土壤中のカドミウム濃度を分析した。また、復元工法の安全性を確認するための木枠調査を4か所で実施した。
酸性雨の生成機構及び土壤植生等への影響に関する研究	富山県の農用地における酸性降下物の実態解明	砺波、富山、魚津の3地点で降雨雪の化学的特性を明らかにし、年間負荷量について検討した。

5 農産試験場

課題	目的	結果
積雪地域における良質堆肥生産利用技術に関する研究	低温多湿条件下における良質堆肥の生産方式についての検討	高床式豚飼養方式により畜舎内ふん尿同時処理試験を実施した結果、ふんと樹皮の混合物は、機械攪拌により腐熟が良好に進行し、肉豚出荷時では既に市販樹皮堆肥の品質基準をほぼ満たした。 飼料作物（イタリアンライグラス）に対する樹皮堆肥の施用限界量は10a当たり5t程度と推察された。

6 水産試験場

課題	目的	結果
赤潮に関する調査・研究	赤潮発生状況の把握	5～9月までに、3回、延べ11日の赤潮を確認した。 発生範囲は水見地先から魚津地先にかけての沿岸一帯であった。 赤潮生物は、5月下旬から6月中旬にかけては夜光虫が主体であった。それ以外の時期は例年と同様に珪藻類（キートセロス、スケレトネマ）が主体であった。
富山湾の汚染指標の底生生物の調査・研究	富山湾の底質の汚濁状況の把握	富山湾内8か所で採泥を行い、底生生物の種類・現存量の分析を行った。湾内で底質の汚濁が特に進んでいる地点は確認されなかった。

7 林業技術センター林業試験場

課題	目的	結果
酸性降下物が森林土壤に与える影響に関する研究	樹幹流等によって流入する酸性降下物質等の土壤中における動態を明らかにする。	山地と市街周辺地のスギ林において、根元周辺土壤の酸度の分布や土壤水中的成分濃度から樹幹流等による土壤への影響を検討した。
酸性雨等森林影響予察に関する調査	酸性雨等による影響予察のための森林環境の現状把握	定点調査地で酸性雨実態調査、森林土壤調査、森林健全度調査等のモニタリング調査を行い、森林環境の実態を明らかにした。

第13節 民間における公害防止体制の整備

1 県 の 助 成

(1) 中小企業公害防止資金

この制度は、中小企業を対象として公害防止施設の整備促進を図るため融資を行うものであり、県が金融機関に県費を預託し、これに金融機関の協調融資額を加え融資を行っている。その概要は表2-173のとおりである。

なお、5年度における融資の実績は表2-174及び表2-175のとおりである。

表2-173 中小企業公害防止資金融資制度の概要

資 金 の 使 途	貸付対象者	金 利	償還期限	融資限度額
(1) 公害防止施設の整備 (産業廃棄物の処理施設を含む。) (2) 公害防止に必要な工場等の移転、 工場に隣接する民家等の買収 (3) 公害防止のために必要な緑地の 設置に要する資金 (4) 土砂運搬用トラックによる著し い道路の汚損又は粉じん発生の防 止のために必要な洗車施設の設置 及び路面清掃車の購入	中小企業者	3.2%以内 (H6.3.31現在)	7年以内 (据置 1 年以内)	個別 2,000万円 共同 4,000万円

表2-174 中小企業公害防止資金の融資実績(公害の種類別)の年度別推移

年 度	公 害 の 種 類										合 計						
	汚 水 件 数	金 額 (千円)	ば い 煙 粉 件 数	金 額 (千円)	悪 臭 件 数	金 額 (千円)	有 害 ガ ス 件 数	金 額 (千円)	騒 振 件 数	金 額 (千円)		音 動 件 数	金 額 (千円)	産 業 廃 棄 物 件 数	金 額 (千円)	そ の 他 件 数	金 額 (千円)
元	3	43,900	4	63,860	1	7,000	—	—	2	28,000	1	5,000	—	—	—	11	147,760
2	12	146,940	4	45,740	—	—	—	—	2	23,400	—	—	—	—	—	18	216,080
3	6	85,399	2	40,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8	125,399
4	9	124,994	2	40,000	—	—	2	17,450	—	—	—	—	—	—	—	13	182,444
5	7	117,000	1	20,000	—	—	—	—	—	—	2	9,700	—	—	—	10	146,700

表2-175 中小企業公害防止資金の融資実績(市町村別)の推移

年度 市町村	元		2		3		4		5	
	件数	金額 (千円)								
富山市	—	—	1	14,000	2	40,000	2	31,000	1	10,000
高岡市	5	56,160	7	70,780	1	20,000	2	12,444	3	47,000
新湊市	1	20,000	1	17,510	—	—	—	—	1	9,000
魚津市	—	—	4	80,000	—	—	—	—	—	—
氷見市	—	—	—	—	—	—	—	—	1	28,000
滑川市	1	10,000	—	—	—	—	—	—	—	—
黒部市	—	—	—	—	1	20,000	—	—	—	—
砺波市	—	—	1	2,400	1	12,000	1	5,500	—	—
小矢部市	—	—	1	16,000	2	30,000	2	40,000	1	10,000
上市町	—	—	—	—	1	3,399	1	6,500	—	—
立山町	1	16,600	—	—	—	—	1	20,000	1	20,000
入善町	—	—	—	—	—	—	1	20,000	—	—
八尾町	—	—	1	7,500	—	—	—	—	—	—
婦中町	1	5,000	—	—	—	—	—	—	—	—
小杉町	1	20,000	—	—	—	—	—	—	—	—
大門町	—	—	—	—	—	—	1	17,000	—	—
下村	—	—	—	—	—	—	1	10,000	—	—
大島町	—	—	1	3,090	—	—	—	—	—	—
井波町	—	—	—	—	—	—	—	—	1	20,000
福野町	1	20,000	—	—	—	—	—	—	—	—
福光町	—	—	1	4,800	—	—	—	—	—	—
福岡町	—	—	—	—	—	—	1	20,000	1	2,700
計	11	147,760	18	216,080	8	125,399	13	182,444	10	146,700

(2) その他の融資制度

公害防止施設等に対するその他の融資制度のうち、県が取り扱っているのは、中小企業設備近代化資金、中小企業設備貸与資金、中小企業高度化資金、中小企業振興融資資金及び農業近代化資金であり、実績は表2-176のとおりである。

表2-176 公害防止施設等に対するその他融資制度の実績の推移

種類	元年度		2年度		3年度		4年度		5年度	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
中小企業設備近代化資金	4	65,230	2	24,940	—	—	—	—	1	19,980
中小企業設備貸与資金	1	2,350	—	—	—	—	—	—	—	—
中小企業高度化資金	—	—	—	—	1	36,500	—	—	—	—
中小企業振興融資資金	1	40,000	—	—	—	—	—	—	—	—
農業近代化資金	1	8,370	—	—	1	7,500	2	6,840	2	65,000
計	7	115,950	2	24,940	2	44,000	2	6,840	3	84,980

2 公害防止管理者制度

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づき、特定工場には、排出ガス量、排出水量等の規模により公害防止統括者、公害防止主任管理者、公害防止管理者を選任し、公害防止体制の整備を図ることとなっている。

公害防止管理者等の選任届出状況は、256特定工場に表2-177のとおり、620名の公害防止管理者等が選任されている。

なお、届出事務の一部が富山市ほか25市町に委任されている。

表2-177 公害防止管理者等の選任届出状況

(6年3月31日現在)

区分	届出状況
公害防止統括者	209 (47)
公害防止主任管理者	24
大気関係公害防止管理者	第1種 15
	第2種 13
	第3種 33
	第4種 74
水質関係公害防止管理者	第1種 17
	第2種 54 (5)
	第3種 18 (1)
	第4種 47 (6)
粉じん関係公害防止管理者	15
騒音関係公害防止管理者	51 (28)
振動関係公害防止管理者	50 (39)
総 数	620 (126)

注 ()は市町への委任分で、内数である。

第3章 平成6年度において講じよう とする環境保全に関する施策



県の木 タチバナ

立山を中心とする山岳地帯に自生。寒さや雪に強いという特徴をもっています。

材質も強じんで、建築材として喜ばれるため県内で広く植林されています。

第3章 平成6年度において講じよう とする環境保全に関する施策

平成6年度においては、第1章、第2章に述べたような環境の状況を踏まえ、各種の環境保全施策を総合的、計画的に実施する。

総合的な環境保全対策については、とやま環境計画に基づき、ブルースカイ計画、クリーンウォーター計画等を推進するとともに、環境影響評価の実施や環境情報管理システムの整備を進める。

大気汚染防止対策については、良好な大気環境を保全していくため、ブルースカイ計画の改定、大気汚染の常時監視を行うとともに、ばい煙発生施設等の監視・指導を行う。

水質汚濁防止対策については、公共用水域や地下水の水質保全を図るため、クリーンウォーター計画の推進、公共用水域・地下水の水質監視を行うとともに、工場排水等の監視・指導を行う。

土壤汚染対策については、農用地土壤汚染対策地域の神通川流域、黒部地域の復元を進める。

地下水対策については、地下水指針に基づき、地下水の保全と適正利用を図るとともに、地下水位の常時観測、地下水塩水化調査を実施し、地下水利用対策協議会を支援する。

その他、未規制物質の調査など各種調査を実施する。

廃棄物対策については、ごみ減量化・再生利用推進指針に基づき、ごみの減量化や資源化、再生利用の促進に努めるとともに、産業廃棄物処理計画に基づき、適正処理の推進を図る。

自然環境の保全については、自然環境指針に基づき、適正な保護と利用を推進するとともに、自然公園内の施設整備、新立山自然保護センター基本構想の策定、自然保護教育の拡充等の施策を展開する。

快適な環境づくりについては、日本一のきれいな県土づくりをめざして、美化清掃運動を展開し、地域美化活動の推進を図るとともに、市町村が実施する

快適な公共トイレの整備事業等を支援する。

環境保全活動の推進については、(財)とやま環境財団を中心に地域に根ざした環境保全活動を推進するとともに、講演会等による環境保全意識の啓発、酸性雨調査の実施、国際環境協力の推進などの施策を展開する。

また、公害の防止技術の開発や環境汚染メカニズム、動植物等の自然環境についての調査研究を行う。

1 総合的な環境保全対策

(1) とやま環境計画の推進

長期的展望に立って良好な環境を確保するため、「清らかな水と豊かな緑に恵まれた快適な環境」を計画目標に掲げたとやま環境計画に基づき、総合的、計画的な環境保全施策を推進する。

(2) 環境影響評価の推進

大規模開発による環境汚染の未然防止を図るため、環境影響評価要綱に基づき、開発事業者を指導し、地域住民等の意見を取り入れた適正な環境影響評価を推進する。

(3) 公害防止計画の推進

5年度で終了した富山・高岡地域公害防止計画については、計画期間の延長により、神通川流域のカドミウム汚染田の復元、都市河川の水質汚濁対策、主要幹線道路の騒音対策等の公害防止対策事業の推進を図る。

(4) 環境情報管理システムの整備

とやま環境計画や環境影響評価の推進のほか、複雑・多様化する環境問題に的確に対応するため、環境情報の体系的な整備など、環境情報管理システムの拡充を図る。

2 大気汚染防止対策

(1) 大気環境計画(ブルースカイ計画)の改定

硫黄酸化物及び窒素酸化物について、今後とも引き続き環境基準を達成し、良好な大気環境を保全していくため、将来の燃料使用計画、交通量及び企業の新規立地計画等をもとに、大気拡散シミュレーション手法を用いて解析し、3年度に策定したブルースカイ計画の改定を行う。

(2) 大気汚染の常時監視

環境基準の達成状況等を把握し、適切な対応を図るため、一般環境観測局25局及び自動車排出ガス観測局6局で、硫黄酸化物、窒素酸化物等を測定するとともに、これらの観測データを通信衛星を利用した大気環境ネットワークにより収集、解析し、大気汚染の常時監視を行う。

(3) 環境大気基礎調査

大気環境の実態を把握するため、40地点で硫黄酸化物、窒素酸化物及び降下ばいじんについて1か月ばく露法等の調査を実施するほか、一般環境及び工場周辺で浮遊粉じんの成分等の調査を実施する。

(4) ばい煙発生施設等の監視・指導

工場のはい煙発生施設の排出基準の遵守状況を監視するため、立入調査を実施するほか、ばい煙発生防止対策等を指導する。

(5) 特定ガス環境大気調査

未規制物質について、県内の状況を把握するため、トリクロロエチレン等の排出実態調査、フロン等の環境調査を実施する。

また、石炭利用の拡大など、燃料の多様化に伴う環境影響を把握するため、大気、土壤及び玄米中の水銀等について調査を実施する。

(6) 自動車排出ガス等環境調査

自動車排出ガスによる環境影響を把握するため、主要交差点2か所で、窒素酸化物等について調査を実施する。

(7) 酸性雨調査

酸性雨の実態を把握するため、雨水、湖沼のpHや酸性成分について調査を実施するとともに、県及び関係市で構成する酸性雨対策連絡会議において連絡調整や情報交換を行い、調査の効果的かつ円滑な推進を図る。

また、環境庁の酸性雨対策調査の一環として、立山地区に新設された国設酸性雨観測局において調査を開始する。

(8) 環境放射能調査

環境放射能の実態を把握するため、科学技術庁のモニタリング調査の一環として、大気浮遊じん、降水、日常食等について調査を実施する。

3 水質汚濁防止対策

(1) 水質環境計画（クリーンウォーター計画）の推進

「きれいな水」と「うるおいのある水辺」の確保目標に、下水道の整備や合併処理浄化槽の普及促進を図るほか、頬成川、白岩川、木流川水域において、生活排水対策のモデル実践活動を実施するなど、3年度に改定したクリーンウォーター計画を推進する。

(2) 公共用水域の水質監視

河川や湖沼、海域における環境基準の達成状況を把握するため、公共用水域の水質測定計画に基づき、河川、湖沼及び海域の合計123地点において健康項目（カドミウム、水銀等）、生活環境項目(BOD、COD等)などについて、水質調査を実施する。

また、主要海水浴場において水質調査を実施するほか、水生生物を環境

指標とする水質モニタリング調査のとりまとめを行う。

(3) 地下水の水質監視

地下水の水質の状況を把握するため、地下水の水質測定計画に基づき、平野部の76地点において、健康項目について水質調査を実施する。

(4) 工場排水等の監視・指導

工場排水の排水基準の遵守状況を監視するため、立入調査を実施する。また、ゴルフ場における農薬の実態を把握するため、排水の水質調査を実施する。

(5) 富山湾流入負荷量調査

富山湾における富栄養化の未然防止を図るため、各河川の末端で窒素、りん及びC O Dについて水質調査を実施する。

(6) 湖沼水質調査

主要な湖沼の水質の現況を把握し、汚染の未然防止を図るため、室牧ダム、子撫川ダム、桜ヶ池において、窒素、りん等について、水質調査を実施する。

(7) 底質環境調査

河川及び港湾における底質の実態を把握するため、重金属(水銀、鉛等)及びP C Bについて調査を実施する。

4 土壤汚染対策

神通川流域農用地土壤汚染対策地域においては、第3次地区の復元事業を推進するとともに、作付可能となった客土水田に、展示板を設置して技術指導を推進し、客土水田の水稻収量やカドミウム濃度等の調査を行う。

黒部地域農用地土壤汚染対策地域においては、復元事業を推進する。

5 騒音、振動防止対策

道路交通騒音等の防止対策や環境基準達成のための基礎資料を得るために、高速道路等の沿道において騒音・振動の実態を調査する。また、航空機騒音に係る環境基準の達成状況について調査を実施する。

6 悪臭防止対策

畜産業、飼料肥料製造業等における悪臭の実態を把握するため、アンモニアや硫化水素等の悪臭物質について調査を実施する。

7 地下水対策

(1) 地下水指針の推進

地下水の保全と適正利用を図るため、地下水の合理的な利用や地下水保全意識の啓発を図るとともに、黒部、魚津・滑川及び氷見地域の揚水量実態調査を実施するなど地下水指針を推進する。

(2) 地下水位の観測

地下水位の変動状況を把握するため、32観測井において地下水位の常時観測を実施する。

(3) 地下水塩水化調査

地下水塩水化の実態を把握するため、海岸部130地点において、地下水の塩素イオン濃度調査を実施する。

(4) 地下水利用対策協議会の支援

地下水の適正かつ合理的利用を図るため、高岡・砺波地域、富山地域、魚津・滑川地域及び黒部地域に設置されている地下水利用対策協議会を側面的に支援する。

8 一般廃棄物対策

(1) ごみ減量化・再生利用の推進

社会全体でごみの減量化や再生利用の推進を図るため、富山県ごみ減量化・再生利用推進指針に基づき、財とやま環境財団と連携し、普及啓発を図る。また、市町村のごみ減量化・再生利用事業を推進するため、普及啓発事業や空き缶圧縮機の整備に助成する。

(2) 凈化槽の適正維持管理の推進

生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、浄化槽の設置者に対し、浄化槽の構造、維持管理方法等正しい知識の普及啓発に努め、維持管理の徹底を図る。

(3) 合併処理浄化槽設置の推進

生活排水による公共用水域の汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置推進事業実施要綱に基づき、市町村と協力して、設置者に助成するなど、合併処理浄化槽の普及に努める。

9 産業廃棄物対策

(1) 監視及び指導の強化

特定有害産業廃棄物の排出事業所や処理業者等の最終処分場について重点的に監視し、適正処理を推進するほか、マニフェストシステムの普及を図り、産業廃棄物の排出から最終処分までの管理の徹底を図るよう指導する。

また、感染性廃棄物処理マニュアルや建設廃棄物処理ガイドラインについても、その周知徹底を図り、適正処理の推進に努める。

(2) 中間処理、有効利用の促進

産業廃棄物の減量化、有効利用の促進を図るため、中間処理施設の整備を指導するとともに、多量の産業廃棄物を排出する事業者に対し排出実態等を調査し、必要に応じ処理計画の作成の指示等、廃棄物の減量化や適正処理について指導する。

また、広域交換制度の積極的な活用による有効利用の促進を図るため、情報交換を進める。

(3) 最終処分場の確保

最終処分場の確保を図るため、処理業者に対して地元市町村や住民との協議のもとに計画的整備を図るよう指導する。また、広域移動する産業廃棄物については、県内産業の健全な育成、処分場に対する地元住民の意識を考慮し、受託量の適正化を図るよう指導する。

(4) 処理業者の育成

処理業者の指導育成を図るとともに、関係団体の行う適正処理活動を支援し、自主管理体制の確立を推進する。

(5) 産業廃棄物適正処理指導等の制度化

県外産業廃棄物の県内搬入及び産業廃棄物処理施設の設置に係る指導を要綱等により制度化し、産業廃棄物の適正処理の推進を図る。

10 自然環境保全対策

(1) 自然環境指針の推進

本県の自然を、各種開発行為などとの調整を図り、適正に保全しながら、

持続的に利用するため策定した自然環境指針の推進を図ることにより、うるおいとやすらぎに満ちた快適な県土の形成に努める。

(2) 自然環境保全地域の管理

自然環境保全計画に基づき、自然環境保全地域において標識の整備等の保全事業を実施するとともに、巡視等により適正な管理を行う。

(3) 自然公園等の整備

ア 中部山岳国立公園については、継続事業として、千寿ヶ原地区で駐車場の拡張整備や公衆便所の整備を進め、さらに、美女平、ブナ坂地区で「大自然と歴史の登山道」として立山登山道の復活整備を引き続き行う。

また、室堂では、利用者の安全確保のため地獄谷歩道の復旧整備を行い、雲の平や弥陀ヶ原においては、歩道を改良整備するほか黒部湖野営場の公衆便所等を建設する。

その他、前朝日地区においても既設歩道の改良整備、朝日平野営場の公衆便所の改修を行う。

イ 白山国立公園については、新規に西赤尾地区で白山北山稜線歩道の改良整備を行うほか、桂湖周辺整備構想に関する研究報告を踏まえ、基本計画を策定する。

ウ 松倉城跡等新規指定県定公園等3公園については、特別整備補助制度を設け早急に整備を行うとともに、朝日町等11市町村の既存の県立自然公園及び県定公園については、引き続き県の補助事業で施設整備を実施する。

エ 立山マウントピア構想を踏まえ、現在の立山自然保護センターの再整備を図るための基本構想を策定する。

(4) 自然公園の管理

ア N.P.C作戦（ナショナル・パーク・クリーン作戦）として、立山黒部アルペンルート沿線のターミナル等からごみ箱を撤去するとともに、

ごみ持ち帰り運動を一層推進するキャンペーンを実施する。

また、ホテル、山小屋等の施設で発生するごみを富山広域圏クリーンセンターへ搬出し、国立公園の自然環境の保全に努める。

イ 立山の植生復元については、引き続き室堂地区において緑化工事を実施する。

ウ 室堂平を中心に公園パトロール、美化清掃及び利用者指導等を行うとともに、薬師岳及び後立山連峰周辺に生息する高山蝶(タカネヒカゲ等)を保護するため、標識等による啓発やパトロールの強化を行う。

エ 山岳遭難防止対策として、テレフォンサービスに加えて立山室堂ターミナルに登山相談コーナーを開設するとともに遭難防止対策無線連絡網の充実を図り、安全登山を推進する。

(5) 県民公園等の運営

ア 富山県置県百年記念県民公園条例に基づき整備された新港の森、太閤山ランド、自然博物園、野鳥の園及び頼成の森については、諸施設の有機的かつ一体的な利用が図られるよう適切な管理運営に努める。なお、新港の森、太閤山ランド、自然博物園及び野鳥の園の管理を助富山県民福祉公園に、また、頼成の森の管理を助花と緑の銀行にそれぞれ委託する。

イ 立山山麓家族旅行村、とやま・ふくおか家族旅行村については、利用の増進が図られるよう適切な管理運営に努める。なお、立山山麓家族旅行村の管理を立山山麓レクリエーション開発㈱に、また、とやま・ふくおか家族旅行村の管理を福岡町に委託する。

(6) 野生鳥獣の保護と管理

ア ライチョウ保護対策の一環として、朝日岳で生息数調査、生息環境調査、生態調査及び冬期調査等の調査を実施する。

さらに、室堂山周辺100haにおいて、繁殖期(5月20日～7月31日)にスキーヤーなどのハイマツ地帯への立入りを規制する。

- イ 愛鳥週間において、ツバメの調査、バードウォッチング、愛鳥ボスター及び標語の募集を行うなど愛鳥思想の啓発を図る。
 - ウ オオハクチョウのための給餌活動、カスミ網による密猟の取締り、キジの放鳥等を行い、積極的に野生鳥獣の保護と増殖を図るほか、鳥獣保護センターにおいて、傷病鳥獣の救護を実施する。
 - エ 県内各地に鳥獣保護員を配置し、保護の実効と啓発を図る。有害鳥獣については、必要に応じて駆除隊を編成し、的確で迅速な駆除を実施する。
 - オ 狩猟の適正化と事故防止を図るため、各種の講習会、研修会や取締りを実施するとともに、必要に応じ銃猟禁止区域、銃猟制限区域を設置する。
 - カ 近年、農作物への被害をもたらしている野猿について、3年度から実施した野生動物保護対策事業（電気柵設置）を引き続き実施する。
 - キ ツキノワグマの保護対策として、県獣友会は4年度の猟期から1か月間（1月15日～2月15日）クマ猟を自粛しており、今年度も引き続き実施するよう指導を行う。

(7) 自然保護思想の普及

- ア 次の各地域にナチュラリストを配置し、公園利用者に自然解説を行う。

　　県民公園（自然博物園及び頼成の森）
　　4月24日～11月3日の間の毎日曜日及び祝日（自然博物園について
　　は第2土曜日も）

　　称名地区
　　7月3日～10月10日の間の毎日曜日及び祝日

　　立山（室堂及び弥陀ヶ原）
　　7月20日～8月31日の毎日

　　その他、ナチュラリストバンクを通じてナチュラリストの個別派遣を
　　積極的に行う。

イ 県内各地に自然保護指導員を配置し、自然公園等の利用者の指導、公

園内のパトロールを行うとともに、自然保護思想の普及のため、自然に親しむ集いや講演会を開催する。

- ウ 自然博物園「ねいの里」において、誰もが自然に親しみ学べるように、四季を通じての自然観察会をはじめとした各種プログラムを実施することによって、環境教育の普及を図る。
- エ 有峰湖一帯において、自然に触れることにより、すばらしい郷土の自然を守り育てていこうとする意識を培うこととして開催される有峰フェスティバルを支援する。

(8) 自然環境の各種調査

- ア 53～55年に設定した立山道路沿線の調査区において、引き続き植生を中心とした定点調査を行うとともに、ブナ林再生調査も併せて行う。
- イ 環境庁の委託による自然環境保全基礎調査（種の多様性調査）を行う。
- ウ 絶滅のおそれのある野生生物調査として、シャープゲンゴロウモドキの調査を行う。

11 快適な環境づくり

(1) 県土美化推進運動の展開

日本一きれいな県土づくりをめざし、県土美化推進県民会議を中心に県民総ぐるみによる県土美化運動を次のとおり実施する。

ア 県民会議活動の推進

県民総ぐるみによる日本一のきれいな県土づくりを進めるため、県土美化推進県民会議の開催、県土美化功労者の表彰、清掃美化大会の開催等を実施するとともに、ポスター、シール、ごみ持ち帰り袋等の配布や、テレビ、ラジオ、新聞を活用して、県民の環境美化モラルの高揚を図る。

イ 県民総ぐるみ大クリーン作戦の展開

県土美化推進県民会議を中心に、地域住民や関係団体等の協力を得て、「まちやむらを美しくする運動」、「川をきれいにする運動」、「山や海岸

をきれいにする運動」、「空カンゼロ運動」を県民総ぐるみで展開し、清掃活動や緑化活動を県下一斉に行う。

ウ 地域美化活動の推進

地域に根ざした環境美化活動を推進するため、特別美化モデル地区1地区、一般モデル地区33地区を中心に県土美化活動を展開する。

(2) 親水思想の高揚

水に対する関心を高めるため、水生生物の観察、名水巡りなどを組み入れた親子の水とのふれあいバス教室や名水巡りバスを開催する。

(3) グリーンプランの推進

県民総参加で「日本一の花と緑の県」づくり運動を推進するため、「新富山県グリーンプラン」に基づき、各種施策を展開する。

ア 花と緑をすすめる

家庭や地域における緑化活動をすすめるため、花の苗や緑化木の配布を行うとともに、新たにグリーンキーパーの一般公募やグリーンメイト（花と緑の協力員）の設置を行う。

また、花屋、種苗店など民間の協力を得て、季節の情報を発信する花と緑の推進協力店事業を引き続き実施する。

イ 花と緑をつくる

県民に親しまれる花と緑の豊かな拠点施設づくりとして、中央植物園や海浜植物園等の整備をすすめる。

また、花と緑のあふれるまちづくりをすすめるため、花と緑のまちのかおづくり事業や全国高等学校総合体育大会花いっぱい事業、花壇リフレッシュ事業を実施する。

ウ 花と緑にしたしむ

子供から大人まで幅広く花と緑にしたしむ機会を創出するため、フランワーグリーンバスの運行や県民緑花カレッジ講座、花と緑の冬のフェスティバルを開催する。

(4) 快適な公共トイレの整備

きれいで利用しやすい公共トイレの整備促進を図るため、モデル的な施設の設置や改築・改装に対して市町村に助成する。

また、県民の公共トイレに対する意識の啓発を図るため、シンポジウムや維持管理の行き届いたトイレコンテスト等を実施する。

12 環境保全活動等の推進

(1) 環境保全活動の推進

ア 効とやま環境財団への支援

地域に根ざした環境保全活動を県民、事業者、行政が一体となって取り組むため、効とやま環境財団が実施する環境情報の収集・提供、環境教育資料等の作成、新聞・テレビ等による普及啓発、環境保全活動団体への助成やナチュラリストバンク事業等に対して支援する。

イ 環境保全相談室の活動

県民、事業者等に対する環境保全活動の普及啓発を推進するため、環境保全相談室においてボランティア団体等の活動支援及び環境保全に関する情報提供や相談業務を実施する。

ウ 環境保全活動推進員養成講座の開催

環境保全活動の推進、環境保全に関する知識の普及等、地域に根ざした環境保全活動の推進役となるリーダーを養成するため、環境保全活動推進員養成講座を開催する。

(2) 環境教育の推進

ア 「環境月間」諸行事の実施

6月の環境月間には、6月5日の環境の日を中心に、ポスターの募集・展示、講演会の開催、企業に対する環境行事の実施の呼びかけ等を行う。

イ 一日環境大学校の開催

リサイクルと地球環境について考える一日環境大学校を開催する。

ウ バス教室の開催

人間と環境のかかわりについての理解と関心を深め、環境に配慮した生活・行動ルールを確立するため、廃棄物処理施設や自然博物園センター等を巡る「暮らしと環境を考えるバス教室」を開催する。

エ 各種教材の整備

環境教育を円滑に推進するため、ビデオ、リーフレット等、各種啓発用教材の整備を進めるとともに、地域の特性を生かした環境学習の教材の開発と指導資料（小学校編）を作成する。

(3) 地球環境問題への取り組み

ア 国際環境協力の推進

中国遼寧省と環境分野での交流について情報交換を行うとともに、引き続きインドネシアへ水質専門技術員を派遣する。

イ 地球環境問題講演会の開催

地球環境問題の普及啓発と地球にやさしい暮らしの確立を目的に地球環境問題に関する講演会を開催する。

13 公害防止事業に対する助成

中小企業における公害防止施設の整備を促進するため、中小企業者が設置する施設に対し、長期・低利な資金を融資する。

14 各種の環境保全対策

(1) 環境保健対策

ア イタイイタイ病対策

イタイイタイ病患者等の治療の促進と発病の予防を図るために、家庭訪問指導や管理検診を実施するほか、神通川流域における住民健康調査を実施する。

イ カドミウム環境汚染要観察地域対策

黒部市の日鉱亜鉛㈱（旧日本鉱業㈱三日市製錬所）周辺住民の要追跡者に対し健康調査を実施し、住民の健康管理に努める。

ウ 地域住民の健康管理対策

市町村が生活環境要因の変化に係る健康調査を実施するにあたっては、技術協力をする。

(2) 緑衝縁地の整備

富山新港地区の「県民公園新港の森」及び富山空港地区の「空港スポーツ緑地」の管理について、側富山県民福祉公園に委託し、県民に親しまれる公園として運営、整備を図る。

(3) 下水道等の整備

小矢部川流域下水道、神通川左岸流域下水道、公共下水道（9市13町1事務組合）及び特定環境保全公共下水道（9市12町4村）の整備を推進し下水道の普及を図る。

また、農村下水道やコミュニティ・プラントの整備を進める。

(4) 善産環境保全対策

ア 環境保全対策の指導強化

県及び地域推進指導協議会を開催し、県、市町村及び農業団体を一丸とする総合的な指導体制を整備強化するとともに、畜産環境保全に係る畜産農家の実態調査、巡回指導、ふん尿の適正処理技術研修会の開催等を行う。また、苦情の発生源となる汚水、悪臭、衛生害虫の発生を未然に防ぐよう検査・調査を実施し、徹底した指導を実施することにより、畜産経営による環境汚染の防止を図る。

イ 堆きゅう肥の有効利用の促進

家畜ふん尿の良質堆きゅう肥化を指導するとともに、モデル地区を設定し、堆きゅう肥のネットワークシステムを構築する。また、各農業協

同組合ごとの堆きゅう肥利用計画及び機械施設整備計画を策定し、耕種農家での積極的活用を推進する。

ウ 助成及び融資

畜産環境保全に係る施設導入に対し、補助事業の検討及び資金の融資を行うとともに、リース事業の積極的活用についても指導を行う。

(5) 漁場環境保全対策

ア 漁場環境の監視

調査指導員による漁場環境の監視及び漁業公害に関する情報の収集を行う。

また、漁業者に対し漁業公害に関する講習会を開催し、知識の普及に努める。

イ 定置網付近の水質調査

定置漁場を中心とした31地点について、水質調査を実施する。

15 環境保全に関する試験・研究

(1) 環境科学センター

ア 樹木による大気浄化作用に関する研究

樹木による有機大気汚染物質の吸収速度の測定法について研究する。

イ エアロゾルに関する研究

富山、大沢野及び細入地域におけるエアロゾルの成分及び分布状況について、粒径別の精密調査を行い、それぞれの地域特性等を研究する。

ウ 酸性雨原因物質の長距離輸送に関する研究

流跡線解析法により、酸性雨原因物質の長距離輸送の実態について研究する。

エ 水質汚濁物質の測定方法に関する研究

水質環境基準の要監視項目のうち、ガスクロマトグラフ質量分析法によって測定する6揮発性物質について、工場排水の迅速な分析方法を研

究する。

オ 有機塩素化合物の分解に関する研究

有機塩素化合物を含む排水について、紫外線による分解処理の研究を行う。

カ 湖沼における水質特性とプランクトンに関する研究

子撫川ダム等において、水質特性とプランクトンとの関係や水域周辺の環境状況等を調査し、それぞれの湖沼の特性について検討する。

キ 産業廃棄物の処理方法に関する研究

管理型最終処分場における浸出水の水量や水質等の実態を調査し、適正な処理方法等について検討する。

ク 酸性雨の土壤影響に関する研究

酸性雨が土壤に与える影響を調査するため、土壤中和能の簡易測定法を研究する。

(2) 衛生研究所

ア イタイイタイ病の予防に関する研究

イタイイタイ病要観察者の臨床生化学的検査を継続し、イタイイタイ病への進展を予防するための資料を得る。

イ 環境汚染物質と生体影響に関する研究

生体汚染の評価に資するため、農薬及びその他微量化学物質の体内レベルを調査し、基礎資料を得る。

ウ 食品中の残留農薬及びその他の有害物質に関する調査研究

残留農薬、特にピレスロイド系農薬の一斉分析法を検討して、県内の農産物中の含有量を調査する。また、富山湾産の魚介類中の水銀含有量も調査する。

エ 不快昆虫の多発防止対策の調査研究

観光地、都市部小河川（排水路）等に多発する不快害虫、家畜舎から発生するハエ、コクガ類、各種事業所周辺で発生する小バエ、ユスリカ類の発生防止対策を研究する。また、各種企業団地において、製品に混

入する飛翔性昆虫の侵入阻止法の開発研究を継続して行う。

(3) 工業技術センター中央研究所

ア 生分解性プラスチックに関する研究

生分解性プラスチック製品の微生物による分解に関する基礎的な研究を進める。

イ プラスチックの再生・処理高度化技術開発研究

廃棄プラスチックの再生技術・再資源化技術を調査し、より効率的な処理技術を検討する。

(4) 農業技術センター農業試験場

ア 公害防除特別土地改良事業に伴う客土水田の調査

神通川流域の公害防除特別土地改良事業（第2次、第3次地区）完了地区の客土水田において、玄米及び土壤中のカドミウム濃度調査等、対象地域の指定解除のための諸調査を実施する。

(5) 畜産試験場

ア 畜産施設における低コスト悪臭防止技術に関する研究

家畜飼養施設から発生する悪臭の対策について、発生源、畜舎外への排気及び施設周辺環境等の観点から検討し、効果的な抑臭技術を研究する。

(6) 水産試験場

ア 赤潮に関する調査

赤潮の発生状況を調査し、富山湾の水質環境の現状を把握する。

イ 富山湾の汚染指標の底生生物の調査

富山湾海域の環境を監視するため、富山湾内8か所で採泥を行い、底生生物の消長を調査する。

(7) 林業技術センター林業試験場

ア 酸性雨等森林影響予察に関する調査

森林に流入する酸性降下物等の負荷量調査や森林土壌調査、森林健全度調査を実施し、森林への影響についての基礎資料を得る。

資料



県の獣 ニホンカモシカ
ウシ科の獣で主に標高
500～2000mの森林地帯や
岩場にすんでいます。性格
はおとなしく、木の芽や草
を主食とし、厳しい自然環
境に適応して生きています。
(昭和30年、国の特別天然記
念物に指定)

第1 年表（昭和36年度～平成4年度）

年月	内 容
36・8	・富山県公害対策協議会設置
37・6	・ばい煙規制法制定
38・11	・富山県鳥獣保護及び狩獵に関する法律施行細則制定 ・富山県鳥獣保護員設置規則制定
39・9	・富山化学工業㈱富山工場で塩素漏洩事故発生
10	・県衛生研究所に公害調査課設置
40・11	・富山県公害対策協議会設置
41・3	・富山県登山届出条例制定
4	・県厚生部環境衛生課に公害係設置 ・富山県山岳遭難防止対策審議会設置 ・富山県定公園規則制定
9	・国、新型車の排出ガス規制告示（CO濃度3%） ・厚生省研究班、イタイイタイ病の原因に関する見解発表
12	・小矢部川下流の底質から有機水銀発見、県、追跡調査実施
42・1	・県、イタイイタイ病についての報告書発表
4	・県総合計画部に公害課設置
5	・富山県中小企業公害防止施設整備資金融資要綱及び富山県公害防止施設整備資金融資利子補給金交付要綱制定
6	・富山県公害対策連絡会議設置
7	・富山市、高岡市、新湊市の区域、ばい煙規制法の規制地域に指定 ・国及び県、高岡、新湊地区地下水利用適正化調査開始
8	・公害対策基本法制定
12	・県、イタイイタイ病患者及び疑似患者等に対する特別措置要綱制定
43・3	・富山県公害防止条例制定（公害防止計画の届出、水銀の測定義務、公害対策審議会の設置） ・イタイイタイ病患者、三井金属鉱業㈱を相手どって訴訟提起
4	・富山県公害対策審議会設置
5	・厚生省、イタイイタイ病の原因は、三井金属鉱業㈱神岡鉱業所の排出したカドミウムである旨の見解を発表 ・イタイイタイ病裁判の第一回口頭弁論が富山地裁で開始
6	・庄川下流地域地下水利用対策協議会設立 ・富山県公害防止条例施行規則制定 ・大気汚染防止法、騒音規制法制定
7	・国及び県、大気拡散調査開始

年 月	内 容
43・8 11 12	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生省、水銀による環境汚染防止暫定対策要領を都道府県知事に通達 ・県、北陸電力㈱と公害防止協定締結 ・県、工場又は事業所の事故時にに関する措置要綱制定 ・富山市、高岡市、新湊市の区域、大気汚染防止法の規制地域に指定
44・2 3 9	<ul style="list-style-type: none"> ・魚津地先海域、小矢部川下流部、岩瀬運河、水質保全法のメチル水銀規制水域に指定 ・国、硫黄酸化物に係る環境基準を設定 ・県、住友化学工業㈱と公害対策に関する細目協定締結 ・富山市、高岡市、騒音規制法に基づく規制地域に指定 ・国、新型車の排出ガス規制告示 (CO 濃度2.5%) ・国、カドミウムによる環境汚染防止暫定対策要領を都道府県知事に通達
12	<ul style="list-style-type: none"> ・公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法制定
45・1 5 6	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県公害被害者認定審査会設置 ・国、一酸化炭素に係る環境基準を設定 ・神通川の水銀汚染が表面化、発生源は福寿製薬㈱富山工場と判明 ・富山県公害関係部長会議設置 ・日本鉛業㈱三日市製錬所による黒部市のカドミウム汚染が表面化、県、同製錬所周辺を中心とするカドミウム暫定汚染区域設定 ・日本鉛業㈱三日市製錬所4割操短を実施 ・公害紛争処理法制定 ・富山県総合計画部公害課を知事直属の公害課に所属変更するとともに公害センター設置 ・富山県公害防止条例全面改正(公害対策の責務、工場等に対する規制、特定物質の測定義務、小規模事業者に対する助成措置) ・魚津地先海域、小矢部川下流部、岩瀬運河、熊野川下流部、水質保全法のアルキル水銀規制水域に指定
7	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生省、米の中のカドミウム濃度の安全基準を設定 ・県、日本鉛業㈱三日市製錬所周辺を中心とする地域にカドミウム要精密調査区域設定
8	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県公害防止条例施行規則全面改正（規制基準の設定、特定施設の拡大） ・富山県環境保健健康調査実施要綱制定 ・富山県公害対策本部設置 ・住民の直接請求による富山県公害防止条例改正の臨時県議会開催 ・日本鉛業㈱三日市製錬所、豊羽鉛山（北海道）の付属製錬所となり鉛

年 月	内 容
45・9	<p>山保安法の適用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富山県公害行政推進協議会設置 ・富山県環境保健健康調査協議会設置 ・富山県公害紛争処理条例制定
10	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県公害部を新設（公害管理課、公害防止課、保安整備課、交通安全課） ・県、生活環境要因の変化に伴う健康障害者に対する特別措置要綱制定 ・住民の直接請求による富山県公害防止条例改正の臨時県議会開催
11	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県公害審査会設置 ・知事「ふっ素化合物の環境基準、りん酸化物及び窒素酸化物の排出基準の設定」を県公害対策審議会に諮問
12	<ul style="list-style-type: none"> ・第64臨時国会で公害関係14法成立 ・国、小矢部川を水質保全法の指定水域に指定
46・1	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県公害被害者認定審査会設置
2	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県公害防止条例及び同施行規則改正（年次報告、直罰規定等の新設、深夜騒音等の規制、使用開始の報告）
3	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県立自然公園条例制定
4	<ul style="list-style-type: none"> ・公害センターを2課制（監視課、調査課）
5	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県大気汚染緊急時対策実施要綱制定及び大気汚染中央監視室開設 ・婦中町、富山市、大沢野町、イタイイタイ病に関連して支出した公費について、三井金属鉱業㈱に対し損害賠償請求 ・国、小矢部川に水質汚濁に係る環境基準を設定 ・国、騒音に係る環境基準を設定
6	<ul style="list-style-type: none"> ・悪臭防止法、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律制定 ・県、ふっ素及びふっ素化合物に係る環境基準を設定 ・富山県産業廃棄物処理対策研究会設置 ・第1次イタイイタイ病訴訟結審（富山地裁） ・知事「富山県公害防止条例施行規則の一部改正」を県公害対策審議会に諮問、同審議会「富山県公害防止条例施行規則の一部改正」を知事に答申 ・第1次イタイイタイ病訴訟の第1審判決（富山地裁）、即日、三井金属鉱業㈱控訴 ・環境庁発足
7	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県水質審議会設置 ・富山県公害防止条例施行規則改正（特定施設、規制物質の追加） ・知事「大気汚染防止法に係る上乗せ排出基準の設定」を県公害対策審
8	

年 月	内 容
	議会に、「神通川水域に係る環境基準の水域類型指定及び上乗せ排水基準の設定」、「白岩川水域に係る環境基準の水域類型指定及び上乗せ排水基準の設定」、「小矢部川水域に係る上乗せ排水基準の設定」を県水質審議会に諮問
46・8	<ul style="list-style-type: none"> ・県公害対策審議会「大気汚染防止法に係る上乗せ排出基準の設定」、「りん酸化物及び窒素酸化物に係る指導排出基準の設定」を知事に答申 ・県、第1回の公害白書発表
9	・県水質審議会、「小矢部川水域に係る上乗せ排水基準の設定」について知事に答申
10	<ul style="list-style-type: none"> ・県、大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例制定（有害物質に係る上乗せ排出基準及び小矢部川に係る上乗せ排水基準の設定） ・富山市、大気汚染防止法に基づく政令市に指定 ・富山市、婦中町、大沢野町と三井金属鉱業㈱との間で、知事を立会人としてイタイイタイ病に基づいて支出した医療費については、イタイイタイ病裁判の判決が確定したとき、時効と関係なく原因者が支払う等の内容の覚書を交換
12	・大気汚染防止法施行令及び同規則改正（K値改正）
47・1	<ul style="list-style-type: none"> ・国、浮遊粒子状物質に係る環境基準を設定 ・県水質審議会、「神通川水域に係る環境基準の水域類型指定と上乗せ排水基準の設定」について、知事に答申
2	<ul style="list-style-type: none"> ・県、北陸電力㈱及び富山共同火力発電㈱と公害防止協定締結 ・富山県大気汚染緊急時対策実施要綱改正 ・知事、「騒音規制法の指定地域の拡大及び環境基準の地域類型指定」、「黒部地区のカドミウム汚染問題に係る農用地土壤汚染対策地域の指定」について、県公害対策審議会に諮問
3	<ul style="list-style-type: none"> ・県、三井金属鉱業㈱と環境保全等に関する基本協定締結及び汚染米対策に関する覚書交換 ・富山県自然環境保全基金条例制定
4	<ul style="list-style-type: none"> ・知事直轄として自然保護室設置 ・県、神通川水域の水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定及び神通川水域に係る上乗せ排水基準設定 ・県、主要工場に対し、PCB 使用の自肅、PCB 関係製品等の在庫調査、PCB 回収方法等の管理体制について要請
5	・知事、「シアン及びひ素に係る上乗せ排水基準の設定」、「庄川水域及び富山新港等に係る環境基準の水域類型指定及び上乗せ排水基準の設定」

年 月	内 容
	及び「小矢部川水域に係る上乗せ排水基準（既設工場）の設定」について、県水質審議会に諮問
47・5	<ul style="list-style-type: none"> ・県水質審議会、「白岩川水域に係る環境基準の水域類型指定及び上乗せ排水基準の設定」について、知事に答申 ・知事、「いおう酸化物に係る環境保全対策」について、県公害対策審議会に諮問
6	<ul style="list-style-type: none"> ・公害等調整委員会設置法制定 ・大気汚染防止法及び水質汚濁防止法改正（無過失損害賠償責任） ・自然環境保全法制定 ・廃棄物処理施設整備緊急措置法制定 ・県、白岩川水域に係る環境基準の水域類型の指定
7	<ul style="list-style-type: none"> ・県、白岩川水域に係る上乗せ排水基準設定 ・富山県自然保護指導員設置要領及び業務要領制定 ・富山県自然環境保全条例制定 ・富山県大境ビジターセンター条例制定
8	<ul style="list-style-type: none"> ・公害センター新庁舎完成 ・国及び県、富山・高岡・新湊地区大気関係産業公害総合事前調査開始 ・三井金属鉱業㈱、イタイイタイ病第1次訴訟控訴審で敗訴しても、上告を断念する旨を表明 ・イタイイタイ病第1次訴訟控訴審判決（名古屋高等裁判所金沢支部） ・イタイイタイ病訴訟原告等、東京で三井金属鉱業㈱からイタイイタイ病の原因が神岡鉱業所から排出されたカドミウム等の重金属であることを認め今後争わない、第1～第7次訴訟原告に対し請求額どおり8月いっぱいをめどに支払うなどの誓約書、農業被害の賠償と汚染土壤復元の義務をもった誓約書を受理するとともに、同社と住民の立入調査権を認めた公害防止協定を締結
9	<ul style="list-style-type: none"> ・県水質審議会、「シアン及びひ素に係る上乗せ排水基準の設定」について、知事に答申 ・知事、「産業廃棄物に関する処理計画策定上の基本的考え方」について、県公害対策審議会に諮問
10	<ul style="list-style-type: none"> ・県公害対策審議会、「黒部市に係る農用地土壤汚染対策地域の指定」について、知事に答申 ・県、富山市、大沢野町、婦中町と三井金属鉱業㈱との間で「イタイイタイ病対策に支出した経費に対する三井金属鉱業㈱の負担等に関する覚書」を交換 ・県、シアン及びひ素に係る上乗せ排水基準設定

年 月	内 容
47・10 11	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県自然環境保全調整会議設置要領制定 ・富山県自然環境保全審議会規則制定 ・富山県自然環境保全審議会設置 ・県水質審議会、「小矢部川水域に係る上乗せ排水基準（既設工場）の設定」について、知事に答申 ・知事、「ふっ素等に係る上乗せ排水基準の設定」、「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」及び「神通川流域に係る農用地土壤汚染対策地域の指定」について、県公害対策審議会に諮問 ・県公害対策審議会、「ふっ素等に係る上乗せ排出基準の設定」について、知事に答申
12	<ul style="list-style-type: none"> ・県公害対策審議会、「騒音に係る規制基準の区域の区分の一部変更」について、知事に答申 ・知事、「住みよい富山県をつくる総合計画」について、県総合開発審議会に諮問 ・三井金属鉱業㈱と富山市、婦中町の地元農業協同組合とでカドミウム汚染に係る47年度以降の産米の取扱いに関する覚書締結 ・県、ふっ素等に係る上乗せ排出基準設定 ・県、小矢部川水域に係る上乗せ排水基準設定 ・県、住友化学工業㈱との公害対策に関する付属協定を改定 ・財団法人神通川流域振興協力財団設立
48・1 2 3 4 5	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県立自然公園条例施行規則制定 ・県公害対策審議会、「硫黄酸化物に係る環境保全対策」及び「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」について、知事に答申 ・県、「硫黄酸化物環境保全計画」策定 ・県、騒音規制法に基づく騒音について規制する地域の指定等及び富山県公害防止条例施行規則の改正（第4種区域の一部規制基準の強化） ・富山県立自然公園（朝日、有峰、五箇山）の指定 ・県、悪臭防止法に基づく規制地域の指定等告示（高岡市的一部地区的指定、規制基準の設定） ・公害センターを4課制（総務課、大気課、水質課、特殊公害課） ・金属鉱業等鉱害対策特別措置法制定 ・国、二酸化窒素及び光化学オキシダントに係る環境基準を設定 ・国、二酸化硫黄に係る新環境基準を設定 ・熊本大学第2次水俣病研究班、第3水俣病を提起 ・知事、「富山県自然環境保全基本方針」について、県自然環境保全審議

年 月	内 容
48・5	<p>会に諮問、同日同審議会答申</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県、県内水銀使用 8 工場の水銀を含む廃棄物等の総点検開始 ・知事、「カドミウムに係る上乗せ排水基準」について、県水質審議会に諮問
6	<ul style="list-style-type: none"> ・県、富山湾一帯の魚介類の水銀調査開始 ・日本鉱業㈱三日市製錬所、鉱山保安法から適用除外 ・第 1 回環境週間始まる ・厚生省、魚介類に係る水銀の暫定的基準発表 ・環境庁、9 水域（水俣、八代、有明、徳山、新居浜、水島、氷見、魚津、酒井）を水銀汚染について環境調査を実施する水域として指定 ・富山県自然環境保全基本方針の制定
7	<ul style="list-style-type: none"> ・富山・高岡地域公害防止計画策定の基本方針が、内閣総理大臣から指示 ・富山県土地対策要綱制定施行 ・県漁業協同組合連合会、水銀使用企業 6 社と水銀問題で被った損害補償について交渉開始 ・国及び県、富山湾海域産業公害総合事前調査開始 ・富山県自然環境保全基金事務取扱要綱制定 ・大気汚染防止法施行規則改正（窒素酸化物の排出基準設定） ・公害健康被害補償法制定 ・知事、「カドミウムに係る上乗せ排出基準」について、県公害対策審議会に諮問、同日同審議会答申 ・県水質審議会、「カドミウムに係る上乗せ排水基準」、「庄川水域等に係る環境基準の水域類型指定及び上乗せ排水基準の設定」について、知事に答申 ・知事、「窒素酸化物及び浮遊粉じんに係る環境保全対策」について、県公害対策審議会に諮問 ・県、北陸電力㈱及び富山共同火力発電㈱との公害防止協定を強化改定 ・県、黒部市に係る農用地土壤汚染対策地域の指定（27.8ha） ・都市綠地保全法制定
8	<ul style="list-style-type: none"> ・県総合開発審議会、「住みよい富山県をつくる総合計画」について、知事に答申、県、「住みよい富山県をつくる総合計画」を策定 ・県のあっせんにより、県漁業協同組合連合会と水銀使用企業の間で補償交渉妥結 ・知事、「繩ヶ池・若杉、沢杉自然環境保全地域及び保全計画」について、県自然環境保全審議会に諮問、同日同審議会答申
9	

年 月	内 容
48・9	<ul style="list-style-type: none"> ・県、庄川水系等に係る環境基準の水域類型の指定及び上乗せ排水基準設定 ・県、カドミウムに係る上乗せ排出基準及び排水基準設定
10	<ul style="list-style-type: none"> ・工場立地法改正 ・動物の保護及び管理に関する法律制定 ・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律制定 ・富山県自然環境保全条例施行規則制定 ・富山県自然環境保全地域（繩ヶ池・若杉、沢杉）の指定 ・国、自然環境保全基本方針制定 ・富山県浄化槽協会発足
11	<ul style="list-style-type: none"> ・環境庁、富山湾の魚介類に係る水銀汚染について安全である旨を公表 ・新湊市、婦中町、小杉町、大門町、大島町騒音規制法に基づく規制地域に指定
12	<ul style="list-style-type: none"> ・流通加工業者、水銀使用企業両者から水銀補償交渉について、県にあっせん依頼 ・富山県立自然公園条例及び富山県自然環境保全条例改正 ・国、航空機騒音に係る環境基準を設定
49・1	<ul style="list-style-type: none"> ・国、自動車排出ガス50年度規制告示
2	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県立自然公園条例施行規則及び富山県自然環境保全条例施行規則改正 ・県公害対策審議会、「硫黄酸化物に係る環境保全対策の改定」について知事に答申
3	<ul style="list-style-type: none"> ・県のあっせんにより、流通加工業者と水銀使用企業の間で補償交渉妥結 ・県、「硫黄酸化物環境保全計画」改定 ・大気汚染防止法施行令及び同規則改正（K値改正） ・県公害対策審議会、「神通川流域（左岸地域）に係る農用地土壤汚染対策地域の指定」について、知事に答申 ・県自然環境保全審議会、「白木水無県立自然公園の指定及び公園計画」について、知事に答申 ・県、白木水無県立自然公園の指定
4	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県環境部発足（環境管理課、公害防止課、保安整備課、土地対策課、自然保護課、公園緑地課） ・富山市、高岡市、新湊市、魚津市、滑川市、砺波市、婦中町、小杉町、大門町及び大島町、悪臭防止法に基づく規制地域に指定 ・中央サイクリングロード（富山市五福～小杉町黒河間8.9km）開設

年 月	内 容
49・5	<ul style="list-style-type: none"> ・富山市、水質汚濁防止法に基づく政令市に指定 ・高岡広域圏公害センター発足 ・作道、上市地区等でカドミウム問題発生 ・第26回全国公害行政協議会、富山市で開催
6	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法の一部を改正する法律（総量規制）公布 ・公害紛争処理法改正（紛争処理制度の整備） ・県公害対策審議会、「窒素酸化物及び浮遊粉じんに係る環境保全対策」について、知事に答申 ・県、窒素酸化物及び浮遊粉じん環境保全計画策定 ・国土利用計画法制定 ・行政管理庁設置法改正（環境庁所管事務追加）
7	<ul style="list-style-type: none"> ・国及び県、富山市周辺地域地下水利用適正化調査開始 ・立山環境保全協会設立 ・県、自然解説員（ナチュラリスト）を立山地区に初めて配置（自然に親しむ運動月間中）
8	・県、神通川流域左岸地域を農用地土壤汚染対策地域に指定（647.4ha）
9	<ul style="list-style-type: none"> ・通商産業省、ガソリン無鉛化の指導開始 ・国、水銀に係る環境基準を改正 ・水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める總理府令改正（水銀排水基準強化、49、10、30施行）
10	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県公害健康被害認定審査会設置 ・福岡町で井戸水汚染問題発生 ・国及び県、公害健康被害補償法に基づく基礎調査開始 ・国設渡り鳥観測ステーション、婦中町に開設
11	<ul style="list-style-type: none"> ・県水質審議会、「常願寺川水域等に係る環境基準の水域類型指定及び上乗せ排水基準の設定」について、知事に答申 ・水質汚濁防止法施行令改正（特定施設追加） ・県、黒部市に係る農用地土壤汚染対策地域の変更告示（129.5ha） ・県、第1回の環境白書発表
12	<ul style="list-style-type: none"> ・県、常願寺川水域等に係る環境基準の水域類型の指定 ・県、常願寺川水域等に係る上乗せ排水基準制定 ・国、「富山・高岡地域公害防止計画」を承認 ・魚津市、滑川市、砺波市、騒音規制法に基づく指定地域に指定
50・1	<ul style="list-style-type: none"> ・知事、「医王山県立自然公園の指定及び公園計画」について、県自然環境保全審議会に諮問 ・県自然環境保全審議会、「医王山県立自然公園の指定及び公園計画」に

年 月	内 容
50・2	<p>について、知事に答申</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、PCBに係る環境基準を設定 ・富山地域地下水利用対策協議会設立 ・県、医王山県立自然公園の指定 ・国、自動車排出ガスの51年度規制告示
3	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県大気汚染緊急時対策実施要綱改正 ・知事、「東福寺自然環境保全地域の指定及び保全計画」、「岩瀬環境緑化促進地域の指定及び緑化計画」、「吉峰及び高岡古城公園鳥獣保護区の設定」及び「ムササビの保護獣指定」について、県自然環境保全審議会に諮問、同月同審議会答申 ・富山県公害防止条例施行規則改正（水銀、PCB排水基準強化） ・富山県中小企業公害防止資金融資要綱改正及び富山県公害防止資金融資利子補給金交付要綱改正
4	<ul style="list-style-type: none"> ・県公害対策審議会、「神通川流域右岸地域に係る農用地土壤汚染対策地域の指定」について、知事に答申 ・県民公園「頼成の森」(115ha) 開園
7	<ul style="list-style-type: none"> ・黒部峡谷環境保全協会設立 ・「富山市南西部とその周辺地域の広域的土地利用計画」策定のためのプロジェクトチーム設置 ・国、新幹線鉄道騒音に係る環境基準を設定 ・富山県地下水対策研究会設置
8	・県、地盤変動水準測量調査を呉西地区について開始
9	・国、自動車騒音の大きさの許容限度告示
10	・県、神通川流域右岸地域に係る農用地土壤汚染対策地域の指定 (356ha)
12	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法施行令及び施行規則改正（ばい煙発生施設「コークス炉」の追加、窒素酸化物の排出基準改定） ・中央公害対策審議会環境保健部会、富山市北部地域、高岡市吉久地区及び新湊市庄西地区的地域を公害健康被害補償法に基づく指定地域にしないことを決定 ・油濁損害賠償法公布
51・1	<ul style="list-style-type: none"> ・県水質審議会、「早月川水域等及び富山湾海域に係る環境基準の水域類型の指定並びに上乗せ排水基準の設定（小矢部川水域の一部改正含む。）」について、知事に答申
2	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県し尿浄化槽指導要綱制定（51.2.20施行） ・県地下水対策研究会「富山県における地下水規制のあり方について」

年 月	内 容
51・2	<p>の報告書発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県公害対策審議会、「硫黄酸化物に係る環境保全対策の改定」について知事に答申 ・県、「硫黄酸化物環境保全計画」改定 ・県、「産業廃棄物処理計画」策定
3	<ul style="list-style-type: none"> ・県、北陸電力㈱及び富山共同火力発電㈱との公害防止協定を改定 ・富山県し尿浄化槽審査会設置 ・知事、「愛本及び神通峡自然環境保全地域の指定」、「神通峡県定公園及び五箇山県立公園の区域の変更」及び「白木、奥神通、医王山及び小川鳥獣保護区の設定」について、県自然環境保全審議会に諮問、同日同審議会答申 ・県、早月川水域等及び富山湾海域に係る環境基準の水域類型の指定（小矢部川水域の一部改正含む。） ・県、早月川水域等及び富山湾海域に係る上乗せ排水基準設定（小矢部川水域の一部改正含む）(51.4.1施行) ・富山県地下水の採取に関する条例制定
4	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県生活環境部発足（環境管理課、公害対策課、土地対策課、自然保護課、公園緑地課、県民生活課）
5	<ul style="list-style-type: none"> ・高岡・新湊地区に初めてオキシダント緊急情報発令 ・ふるさと歩道第1号開通（大沢野町御前山、神通峡のコース）
6	<ul style="list-style-type: none"> ・愛本自然環境保全地域（面積11.8ha）、東福寺自然環境保全地域（面積71.5ha）、神通峡自然環境保全地域（面積152.7ha）の指定 ・僧ヶ岳に県内最大のクロサンショウウオ群生地発見 ・振動規制法公布（12.1施行） ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律一部改正公布（52.3.15施行）
7	<ul style="list-style-type: none"> ・立山自然保護センターオープン
8	<ul style="list-style-type: none"> ・中央公害対策審議会、「大気中炭化水素濃度の指針値」を答申 ・グリーンベルト都市計画決定 ・悪臭防止法施行令一部改正公布（10.1施行） ・大気汚染防止法施行令及び同規則改正（K値改正）
11	<ul style="list-style-type: none"> ・白木峰鳥獣保護区（面積4,590ha）、奥神通鳥獣保護区（面積460ha）、奥五位鳥獣保護区（面積280ha）、医王山鳥獣保護区（面積1,790ha）、小川鳥獣保護区（面積600ha）の設定 ・県公害対策審議会、「神通川流域に係る農用地土壤汚染対策地域の区域の変更」及び「富山新港地区緩衝緑地造成事業に係る費用負担計画の策定」について知事に答申

年 月	内 容
51・11	<ul style="list-style-type: none"> ・神通川左岸地域（左岸350ha）の追加指定 ・グリーンベルト事業実施決定（事業費総額85億2千百万円）
12	<ul style="list-style-type: none"> ・県地下水審議会、「地下水規制地域の指定、取水基準の設定及び観察地域の指定」及び「富山県地下水の採取に関する条例施行規則の制定」について知事に答申 ・53年度自動車排出ガス規制の告示 ・沢杉自然環境保全地域特別地区(面積2.67ha)、愛本自然環境保全地域特別地区(面積1.89ha)、神通峡自然環境保全地域特別地区(面積45.04ha) の指定
52・1	<ul style="list-style-type: none"> ・地下水採取条例施行規則公布（3.1施行） ・地下水採取条例に基づく指定地域及び取水基準の告示
3	<ul style="list-style-type: none"> ・神通川流域振興協力財団解散 ・朝日県立自然公園城山地区一帯約60ha をあさひ国民休養地として指定（環境庁）
4	<ul style="list-style-type: none"> ・立山連峰登山情報テレホンサービス開始 ・中央サイクリングロード（小杉～大門）オープン ・県公害審査会へ機業場の振動・騒音公害の調停申請を住民から提出
5	<ul style="list-style-type: none"> ・第31回愛鳥週間全国野鳥保護のつどい開催（常陸宮夫妻御臨席、於富山県民会館、県民公園頬成の森）
6	<ul style="list-style-type: none"> ・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部改正（6.21施行規則の一部改正） ・大気汚染防止法施行規則の一部改正公布（窒素酸化物第3次規制6.18施行）
8	<ul style="list-style-type: none"> ・県公害対策審議会、「神通川流域に係る農用地土壤汚染対策地域の区域の変更」について知事に答申 （神通川左岸地域8ha、右岸地域126haを追加） ・知事「振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」及び「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」を県公害対策審議会に諮問
9	<ul style="list-style-type: none"> ・県公害審査会調停委員会で機業場の振動・騒音公害の調停成立
12	<ul style="list-style-type: none"> ・県、カドミウム汚染田の復元工法を4種類選定 ・中央公害対策審議会、「自動車排出ガス許容限度長期設定方策」を答申
53・1	<ul style="list-style-type: none"> ・54年度自動車排出ガス規制告示 （住みよい富山県をつくる総合計画の修正計画） ・県公害対策審議会、「振動規制法、悪臭防止法に基づく地域指定及び規制基準の設定」について知事に答申

年 月	内 容
53・3	<ul style="list-style-type: none"> ・中央公害対策審議会、「二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等」を答申 ・県自然環境保全審議会、「自然環境保全地域の指定」、「俱利伽羅鳥獣保護区の設定」及び「キツネの捕獲規制」について知事に答申
4	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県生活環境部内の行政機構を一部変更(県民生活課、土地対策課、環境整備課、公害対策課、自然保護課、自然公園課) ・「振動規制法に基づく規制地域の指定等」、「騒音規制法に基づく規制地域の指定等の一部改正」、「悪臭防止法に基づく規制地域の指定等の一部改正」の告示 ・窒素酸化物に係る乗用車の53年度規制の実施
5	<ul style="list-style-type: none"> ・「振動規制法に基づく規制地域の指定等」、「騒音規制法に基づく規制地域の指定等の一部改正」、「悪臭防止法に基づく規制地域の指定等の一部改正」の施行 ・オキシダント緊急時の注意報を初めて高岡、新湊地区に発令
6	<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法の一部改正が告示され、総量規制の導入が図られる(54.6.12施行)
7	<ul style="list-style-type: none"> ・深谷地区自然環境保全地域(8.5ha)の指定 ・二酸化窒素に係る環境基準の改定告示(0.04~0.06ppmのゾーン内又はそれ以下)
10	<ul style="list-style-type: none"> ・県公害対策審議会、「硫黄酸化物及び窒素酸化物に係る環境保全対策の改定」について知事に答申 ・県、「硫黄酸化物及び窒素酸化物に係る環境保全計画」の改定
54・I	<ul style="list-style-type: none"> ・窒素酸化物及び加速走行騒音に係るガソリン、LPG車の54年規制の実施 ・運輸省、「整備五新幹線に関する環境影響評価の実施について」運輸大臣通達
3	<ul style="list-style-type: none"> ・県、北陸電力㈱及び富山共同火力発電㈱との公害防止協定を強化改定 ・県自然環境保全審議会、「山の神自然環境保全地域の指定」について知事に答申 ・助富山県民福祉公園理事会、自然博物園センター整備事業を承認 ・県山岳遭難防止対策審議会、登山届出条例の見直しについて協議 ・中央公害対策審議会、「水質の総量規制に係る総量規制基準の設定方法及び汚濁負荷量の測定方法等を定めるに当たっての基本的考え方について」を答申
5	<ul style="list-style-type: none"> ・「水質汚濁防止法施行令の一部改正」を公布(病院施設、一般廃棄物処理施設を特定施設として追加)

年 月	内 容
54・8	<ul style="list-style-type: none"> ・窒素酸化物排出基準（第4次規制）の改正（規制対象施設の拡大） ・山の神自然環境保全地域（12.5ha）の指定 ・「自動車排出ガスの量の許容限度の一部改正」の施行
9	<ul style="list-style-type: none"> ・知事、「神通川流域農用地土壤汚染対策地域に係る対策計画及び費用負担計画」について県公害対策審議会に諮問
11	<ul style="list-style-type: none"> ・県公害対策審議会、「神通川流域農用地土壤汚染対策地域に係る対策計画及び費用負担計画」を答申
55・2	<ul style="list-style-type: none"> ・神通川流域農用地土壤汚染対策について第1次対策計画、費用負担計画を策定し公表 ・富山県自然環境保全審議会、「池の尻自然環境保全地域の指定及び保全計画」並びに「朝日鳥獣保護区の設定」を答申
3	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣総理大臣、「富山・高岡地域公害防止計画」を承認 ・グリーンベルト起工式
4	<ul style="list-style-type: none"> ・北陸電力㈱及び関西電力㈱、朝日小川第1、第2及び新愛本の三水力発電所の建設を県に申し入れるとともに環境影響調査書を県に提出 ・自然博物園センター建設工事に着手（事業主体㈱富山県民福祉公園）
9	<ul style="list-style-type: none"> ・「自動車排出ガスの量の許容限度の一部改正」の施行 ・白馬岳ライチョウ生息調査実施（10月5日まで）
10	<ul style="list-style-type: none"> ・氷見市に朝日山鳥獣保護区（390ha）を設定 ・環境庁、深夜営業騒音規制について通達
12	<ul style="list-style-type: none"> ・神通川流域地区県営公害防除特別土地改良事業の安全祈願式典 ・知事、「富山新港地区緩衝緑地造成事業に係る費用負担計画の変更」について県公害対策審議会に諮問、同日同審議会答申
56・1	<ul style="list-style-type: none"> ・中央公害対策審議会企画部会、「1980年代の環境政策を展開するための検討課題について」の報告書をまとめる。 ・池の尻自然環境保全地域（1.4ha）の指定 ・中央公害対策審議会、「湖沼環境保全のための制度の在り方について」を環境庁長官に答申
2	<ul style="list-style-type: none"> ・県自然環境保全審議会、「日尾御前自然環境保全地域の指定」について知事に答申
3	<ul style="list-style-type: none"> ・環境庁の「エネルギーと環境問題懇談会」、エネルギー問題について報告書をまとめる。
4	<ul style="list-style-type: none"> ・「県中小企業公害防止資金融資要綱の一部改正」及び「県公害防止資金融資利子補給金交付要綱の廃止」を告示 ・富山・高岡両商工会議所に「廃棄物交換コーナー」を開設 ・環境影響評価法案が国会に提出される。

年月	内 容
56・6	<ul style="list-style-type: none"> ・自然博物園センター「ねいの里」を開園
8	<ul style="list-style-type: none"> ・環境庁、自動車排出ガス及び自動車騒音の58年規制を告示
9	<ul style="list-style-type: none"> ・富山共同火力発電㈱が、県及び新湊市に対し「富山新港共火1号、2号機の燃料を石炭に転換する計画」について協力要請
10	<ul style="list-style-type: none"> ・「振動規制法」、「騒音規制法」、「悪臭防止法」に基づく規制地域として黒部市、小矢部市等2市10町を追加指定告示
11	<ul style="list-style-type: none"> ・北陸電力㈱から県に対し、七尾火力発電所（大田）の建設申し入れ ・「キツネの捕獲禁止及び制限」について告示 ・八尾町日尾御前自然環境保全地域（34.9ha）の指定 ・県公害対策審議会、「硫黄酸化物及び窒素酸化物に係る環境保全計画の改定」について知事に答申 ・水質汚濁防止法施行令の一部改正（合板製造業等8業種11施設を規制対象に追加）告示
57・1	<ul style="list-style-type: none"> ・「松川に係る環境基準の水域類型の指定」について告示
2	<ul style="list-style-type: none"> ・県自然環境保全審議会、「第5次鳥獣保護事業計画」について知事に答申
3	<ul style="list-style-type: none"> ・「水質汚濁に係る環境基準について」の一部改正（測定方法の変更）告示 ・鉄道建設公団、北陸新幹線のルート、駅の概要について公表
5	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道建設公団、県内33か所で騒音、振動調査開始 ・環境庁、自動車騒音に係る第2段階規制の59年度実施を決定 ・大気汚染防止法施行規制の一部改正（ばいじん規制の強化）を告示
6	<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法施行令の一部改正（地方卸売市場を規制対象に追加）を告示 ・県、富山新港共同火力発電所の石炭転換に伴う環境保全計画について審査結果を公表
7	<ul style="list-style-type: none"> ・五龍岳ライチョウ生息調査実施 ・富山新港共同火力発電所の石炭転換に伴い県と北陸電力㈱及び富山共同火力発電㈱との公害防止協定を改定
8	<ul style="list-style-type: none"> ・県、神通川流域カドミウム汚染田復元事業の第2次地区を公表
9	<ul style="list-style-type: none"> ・県下1斎に空カン回収活動実施
10	<ul style="list-style-type: none"> ・県民公園新港の森一部供用開始
12	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道建設公団、北陸新幹線に係る環境影響評価報告書案を公表 ・富山新港東部埋め立て計画について県と地元3漁協との間で覚書を締結
58・1	<ul style="list-style-type: none"> ・知事、「新幹線鉄道騒音の環境基準に係る地域指定の基本方針」について

年 月	内 容
58・2	・県公害対策審議会に諮問、同日同審議会答申 ・知事、鉄道建設公団に対し、北陸新幹線に係る環境影響評価報告書案に対する意見書を提出
3	・富山県置県百年記念県民公園条例を制定
4	・「県土美化推進県民会議」を設立し、県土美化運動を展開
6	・北陸電力㈱、七尾大田火力発電所の建設開始
7	・唐松岳ライチョウ生息調査開始
	・環境庁、「酸性雨水対策検討会」を設置し、検討開始
9	・大気汚染防止法施行規則の一部改正（石炭ボイラーの窒素酸化物排出規制の強化）
	・環境庁、富山県等関係23道府県に対し、スパイクタイヤ使用自粛等を通知
10	・自動車騒音の大きさの許容限度の一部改正（大型トラック等の規制強化）を告示
11	・鉄道建設公団、北陸新幹線（小杉～高岡間）に係る環境影響評価報告書案を公表
	・衆議院の解散に伴い、環境影響評価法案は審議未了
12	・県、硫黄酸化物及び窒素酸化物に係る環境管理計画（ブルースカイ計画）を改定
59・1	・厚生省・通商産業省が日本電池器具工業会に対し、使用済電池の処理対策について要請 ・県、「スパイクタイヤ使用自粛要綱」を制定
	・厚生省、水道水中に含まれるトリクロロエチレン等3物質について暫定水質基準を設定
	・神通川流域カドミウム汚染田・第2次地区の復元事業に係る対策計画及び費用負担計画策定
	・知事、鉄道建設公団に対し、北陸新幹線に係る環境影響評価報告書案に対する意見書を提出
3	・県自然環境保全審議会「東福寺鳥獣保護区及びねいの里鳥獣保護区の設定」について知事に答申
6	・高岡市二上山で第1回清掃美化大会を開催
	・県公害対策審議会、知事に対し「神通川流域カドミウム汚染田（第1次地区）の復元事業に係る費用負担計画の一部変更について」答申
7	・鬼岳ライチョウ生息調査開始（7月11日まで） ・県、富山空港周辺地域で航空機騒音実態調査を実施 ・湖沼水質保全特別措置法を制定

年 月	内 容
59・8	<ul style="list-style-type: none"> ・環境庁、トリクロロエチレン等の有機塩素系化学3物質の排出に係る暫定指導指針を設定 ・大津市で世界湖沼環境会議を開催 ・国、環境影響評価実施要綱を閣議決定
10	<ul style="list-style-type: none"> ・環境庁、ディーゼル乗用車の排出ガス及び大型車等の自動車騒音に係る許容限度を強化 ・県自然環境保全審議会「キツネの捕獲規則」の継続について知事に答申
11	<ul style="list-style-type: none"> ・県環境影響評価制度検討会を設置し環境影響評価に係る調査検討を開始
60・3	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣総理大臣、「富山・高岡地域公害防止計画」を承認 ・県公害対策審議会「騒音に係る環境基準及び航空機騒音に係る環境基準の地域指定について」知事に答申 ・環境庁の「名水百選」に本県の「穴の谷の靈水」「黒部川扇状地の湧水群」「爪裂清水」「立山玉殿の湧水」の4件を選定
5	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県野鳥観察指導員（バードマスター）47名を認定 ・環境庁、ディーゼル乗用車排出ガスの窒素酸化物及び小型二輪車の騒音の規制強化を決定 ・水質汚濁防止法施行令の一部改正（富栄養化しやすい湖沼に係る窒素・りんの排水基準の設定） ・同上に基づき、黒部湖、有峰湖等の県内10湖沼についてりんの排水基準適用を告示
6	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音の環境基準、航空機騒音の環境基準の地域指定 ・大気汚染防止法施行規則を一部改正し、小型ボイラーを規制対象に追加
7	<ul style="list-style-type: none"> ・国の生活環境審議会・廃棄物処理部会（適正処理専門委員会）が水銀を含む乾電池の処理について報告
9	<ul style="list-style-type: none"> ・「富山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」を公布
10	<ul style="list-style-type: none"> ・県民公園「野鳥の園」オープン
12	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道建設公団、北陸新幹線に係る環境影響評価報告書案についての知事意見に対する見解書を知事に提出 ・鉄道建設公団、北陸新幹線に係る環境影響評価報告書を提出するとともに、運輸省に対し、工事実施計画の認可を申請
61・1	<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法の一部改正により富山県水質審議会を富山県公害対策審議会に併合 ・県、硫黄酸化物及び窒素酸化物に係る環境管理計画（ブルースカイ計

年 月	内 容
61・2	画)を改定(61年~63年度) ・県、「とやまの名水」として55件を選定
3	・県、「産業廃棄物処理計画」(61年度~65年度計画)を策定
4	・富山県企画県民部発足(企画調整室、新幹線対策室、水雪対策室、秘書課、県民生活課、広報課、婦人青少年課、環境整備課、公害対策課)
5	・県、「とやまの名水」環境整備事業費補助金交付要綱を制定 ・県自然環境保全審議会、「常楽寺自然環境保全地域」及び「谷内谷自然環境保全地域」の指定について知事に答申
7	・県、「常楽寺自然環境保全地域(11.0ha)」及び「谷内谷自然環境保全地域(1.1ha)」を指定 ・知事、公害対策審議会に「水質環境管理計画」を諮問 ・県、小学生を対象とした「親子の水とのふれあい教室」を開催
9	・国、クロルデン及びヘプタクロルを化学物質審査規制法の特定物質に指定
62・1	・国、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等有機塩素系溶剤6物質を化学物質審査規制法により特定化学物質に指定 ・環境庁、ディゼルトラック排出ガスの窒素酸化物の規制を強化
2	・県公害対策審議会「水質環境管理計画」を知事に答申 ・知事、県公害対策審議会に「神通川流域農用地土壤汚染対策地域の指定の一部解除」を諮問 ・県自然環境保全審議会「朝日県立自然公園公園計画の変更及び第6次鳥獣保護事業計画の策定」について知事に答申 ・県、「水質環境管理計画(クリーンウォーター計画)」を策定
3	・県、大気汚染テレメータシステムを整備拡充(中央監視局を公害センターへ移設)
5	・県、クリーンウォーター計画(水質環境管理計画)を推進するため、関係団体等からなる協議会を設置 ・県公害対策審議会「神通川流域(左岸、右岸地域)農用地土壤汚染対策地域」の指定の一部解除について答申
6	・県、「神通川流域(左岸、右岸地域)農用地土壤汚染対策地域」の指定の一部解除(95.2ha) ・厚生省、「合併処理浄化槽設置事業実施要綱」を制定し、各県に通知(63年4月1日より適用)
8	・有峰フェスティバル開催(8月8日~9日)
9	・県自然環境保全審議会「野鳥の園鳥獣保護区の設定」、「ムササビの捕獲禁止」及び「キツネの捕獲規制」について知事に答申

年月	内 容
62・9	<ul style="list-style-type: none"> ・国、公害健康被害補償法を改正し、第1種地域41地域の指定を解除 ・庄川・小矢部川地域地下水利用対策協議会の設立
10	<ul style="list-style-type: none"> ・国、大気汚染防止法施行令を一部改正し、ガスタービン、ディーゼル機関を規制対象に追加
12	<ul style="list-style-type: none"> ・県、「登山届出条例に基づく勧告基準」の一部改正 ・滑川市、福光町が、環境庁の「スターウォッチングー星空の街」に選定される
63・3	<ul style="list-style-type: none"> ・小矢部川流域下水道二上浄化センター一部供用開始 ・県、富山県合併処理浄化槽設置推進事業実施要綱を策定し、各市町村に通知（4月1日より適用）
5	<ul style="list-style-type: none"> ・国、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」（フロン等規制法）を制定
6	<ul style="list-style-type: none"> ・有峰ビジターセンター開館 ・国、公害等調整委員会において、「国内主要タイヤメーカー7社は、平成2年12月末限り、スパイクタイヤの製造を中止し、平成3年3月末限り、同タイヤの販売を中止する」との調停成立
7	<ul style="list-style-type: none"> ・知事、「有峰湖及び柄津川下流水域に係る環境基準の水域類型及び排水基準について」を公害対策審議会に諮問（63年12月15日答申）
8	<ul style="list-style-type: none"> ・国、水質汚濁防止法施行令の一部改正。弁当製造業等4業種5特定施設を追加（63年10月1日から施行）
9	<ul style="list-style-type: none"> ・環境庁、「底質調査方法」を改定、全窒素、全りんの調査方法追加・改正
10	<ul style="list-style-type: none"> ・環境庁、「生活雑排水対策推進指導指針」を発表
11	<ul style="list-style-type: none"> ・環境庁、中央公害対策審議会に「地下水質保全対策のあり方と事故の措置について」諮問（元年2月15日答申） ・環境庁、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の一部改正」の告示
元・1	<ul style="list-style-type: none"> ・通商産業省、「特定フロンの排出抑制・使用合理化指針」を策定 ・県、硫黄酸化物及び窒素酸化物に係る環境管理計画（ブルースカイ計画）を改定（元年度～3年度）
3	<ul style="list-style-type: none"> ・中央公害対策審議会、「アスベスト製品等製造工場に対する規制制度のあり方」について、環境庁長官に答申 ・知事、有峰ダム貯水池（有峰湖）水域及び柄津川下流水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定及び改正 ・県、有峰ダム貯水池（有峰湖）水域に係る上乗せ排水基準を設定 ・国、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及び四塩化炭素を化

年 月	内 容
元・ 3	学物質審査規制法の第2種特定化学物質に指定 ・国、水質汚濁防止法施行令の一部改正、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンを有害物質に追加
4	全国スパイクタイヤ対策行政連絡協議会設立 ・環境庁、四塩化炭素の地下浸透及び排水にかかる指導指針を通達
5	・魚津・滑川地域地下水利用対策協議会の設立
6	・国、大気汚染防止法の一部改正。粉じんの定義改正（粉じんを「特定粉じん」と「一般粉じん」に区分） ・国、水質汚濁防止法を改正し、有害物質の地下浸透を禁止
7	立山自然保護センター新装・展示更新オープン記念式典開催 ・称名滝見台完成式典開催
8	・国、りん規制対象湖沼に熊野川ダム、上市川第2ダムを追加指定 ・黒部市において、「第5回全国水環境保全市町村シンポジウム(全国水シンポ)」を開催（1,000人参加）
9	・環境庁、第1次酸性雨対策調査結果を公表 ・知事、「環境影響評価制度の基本的な考え方について」を公害対策審議会に諮問（平成2年3月27日答申）
10	・環境庁、悪臭防止法施行令及び悪臭防止法施行規則の一部改正（プロピオン酸等4悪臭物質を追加指定及び規制基準の範囲を設定、2年4月1日施行） ・井波町において、クリーニング業者が埋め立てたテトラクロロエチレン廃液による地下水汚染が発覚 ・環境庁、「悪臭物質の測定の方法」を改定（プロピオン酸等4悪臭物質の測定方法追加）
12	・国、大気汚染防止法施行令及び同施行規則の一部改正。アスベストを特定粉じんに指定、アスベストに係る規制基準の設定（元年12月27日から施行）
2・ 2	・知事、公害対策審議会に「地下水の水質測定計画の策定に当たっての基本的な考え方」について諮問（2年3月27日答申） ・知事、「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定について（プロピオン酸等4悪臭物質の追加）」を公害対策審議会に諮問（2年3月27日答申）
3	・県、「富山県ゴルフ場農薬安全使用指導要綱」を制定（4月1日施行） ・内閣総理大臣「富山・高岡地域公害防止計画」を承認 ・中央公害対策審議会、「生活排水対策強化について」を答申 ・富山県環境保全基金条例制定

年 月	内 容
2・3	<ul style="list-style-type: none"> ・知事、「富山県公害防止条例等の改正について（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの排出基準の設定等）」を公害対策審議会に諮問（同日答申）
4	<ul style="list-style-type: none"> ・高岡・新湊地区にオキシダント情報を発令 ・「悪臭防止法に基づく規制地域の指定等についての一部改正」告示（ブロピオン酸等4悪臭物質追加）
5	<ul style="list-style-type: none"> ・国、ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針について通知（殺虫剤、殺菌剤及び除草剤の21農薬に指針値を設定）
6	<ul style="list-style-type: none"> ・県、酸性雨対策連絡会議を設置 ・「黒部ダム貯水池（黒部湖）水域に係る環境基準の水域類型及び排水基準について」県公害対策審議会に諮問（12月答申、3月上乗せ排水基準の条例公布、水域類型指定告示） ・環境保全相談室の設置 ・環境影響評価要綱の制定（10月施行） ・国、水質汚濁防止法を改正し、生活排水対策の推進を追加 ・国、スパイクタイヤ規制法公布、施行 ・県、公害防止条例を改正し、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンを有害物質に追加するとともに、有害物質の地下浸透を禁止（8月施行規則改正、10月施行）
8	<ul style="list-style-type: none"> ・「地下水管理指針の策定」について県地下水審議会へ諮問
10	<ul style="list-style-type: none"> ・県、大気汚染常時観測局適正配置計画の策定 ・国、地球環境保全に関する関係閣僚会議において「地球温暖化防止行動計画」を決定
11	<ul style="list-style-type: none"> ・国、大気汚染防止法を改正し、ばい煙発生施設にガス・ガソリン機関を追加
3・2	<ul style="list-style-type: none"> ・国、スパイクタイヤ規制法に基づき、富山市、高岡市等27市町村を指定地域に指定
3	<ul style="list-style-type: none"> ・立山カルデラ地内の民有地買い上げ契約締結 ・県東部地域における地下水質測定結果を公表 ・知事、公害対策審議会に「富山新港地区緩衝緑地（県民公園新港の森）に係る管理事業の費用負担計画」「神通川流域（左岸地域、右岸地域）農用地土壤汚染対策地域の指定の一部解除（第2回）」等について諮問
4	<ul style="list-style-type: none"> ・国、再生資源の利用の促進に関する法律公布（10月施行）
5	<ul style="list-style-type: none"> ・知事、公害対策審議会に次の案件を諮問 「黒部地域農用地土壤汚染対策地域に係る対策計画及び費用負担計画」

年 月	内 容
	(10月答申)、「大気環境管理計画の改正」(12月答申)、「水質環境管理計画の改正」(4年3月答申)、「富山県環境管理計画の策定」(12月答申)
3・7	<ul style="list-style-type: none"> ・県、「産業廃棄物処理計画」を改定（3～7年度計画） ・助とやま環境財団設立 ・国、水質汚濁防止法施行令を一部改正し、特定施設にトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる洗浄施設及び蒸留施設を追加(10月施行) ・国、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」を一部改正し、対象農薬を追加
8	<ul style="list-style-type: none"> ・国、土壤の汚染に係る環境基準を設定
10	<ul style="list-style-type: none"> ・知事、「神通川地域(左岸地域・右岸地域)農用地土壤汚染対策地域(第3次地区)に係る対策計画及び費用負担計画」について諮問(12月答申) ・国、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を改正
11	<ul style="list-style-type: none"> ・県、「黒部地域農用地土壤汚染対策地域に係る対策計画及び費用負担計画」を策定
4・1	<ul style="list-style-type: none"> ・県、「硫黄酸化物及び窒素酸化物に係る大気環境計画」(ブルースカイ計画)を改定(4～6年度計画)
2	<ul style="list-style-type: none"> ・県、「とやま環境計画」を策定 ・県、「神通川流域(左岸地域・右岸地域)農用地土壤汚染対策地域(第3次地区)に係る対策計画及び費用負担計画」策定
3	<ul style="list-style-type: none"> ・八尾町におけるトリクロロエチレンによる地下水汚染を発見 ・「富山県ゴルフ場農薬安全使用指導要綱」を一部改正し、排出水中の農薬濃度の指導値を設定(同日施行) ・県、「水質環境計画」(クリーンウォーター計画)を改定
4	<ul style="list-style-type: none"> ・助とやま環境財団にナチュラリストバンク設立
5	<ul style="list-style-type: none"> ・県、「地下水指針」を策定
9	<ul style="list-style-type: none"> ・環境庁、中央公害対策審議会に「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目追加等について」及び「海域の窒素及び磷に係る環境基準等の設定について」諮問 ・知事、自然環境保全審議会に「自然環境指針の策定」について諮問(3月29日答申)
12	<ul style="list-style-type: none"> ・国、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」を一部改正し、排出水中のフェニトロチオ恩濃度の指針値を改正

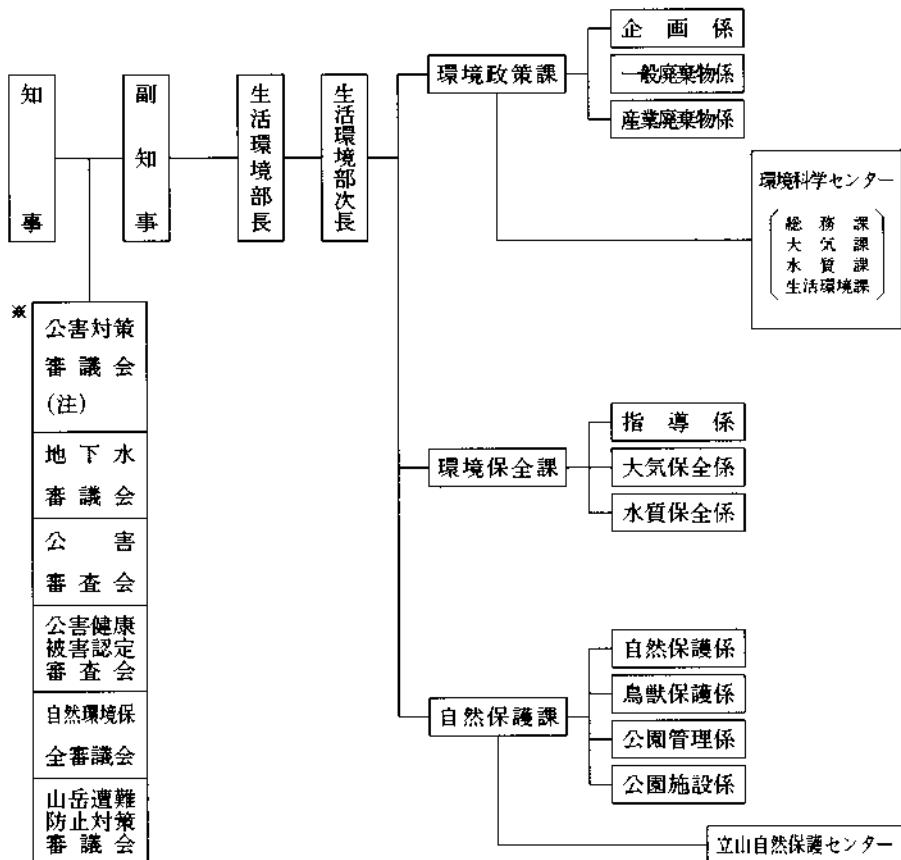
年 月	内 容
5・2	<ul style="list-style-type: none">・「富山県ゴルフ場農薬安全使用指導要綱」を一部改正し、排出水中のフェニトロチオン濃度の指導値を改定（同日施行）・大気環境ネットワークの運用開始
3	<ul style="list-style-type: none">・国、「水質汚濁に係る環境基準について」を一部改正し、トリクロロエチレン等15物質を水質環境基準健康項目に追加

第2　日誌（5年度）

月　日	内　容
4・5	・環境庁、中央公害対策審議会に「水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目追加等について」諮問（12月6日答申）
25	・ナチュラリスト頼成の森、ねいの里で活動開始
29	・自然に親しむみどりの日の集い
6・18	・国、悪臭防止法施行令及び悪臭防止法施行規則を改正（トルエン等10悪臭物質の追加指定及び規制基準の範囲設定、6年4月1日施行）
19	・頼成の森に水生植物園オープン
28	・薬師岳でライチョウ調査開始（7月3日まで）
7・5	・県、「富山県ごみ減量化・再生利用推進指針」を策定
8・1	・自然公園クリーンデー
2	・県、富山県産業廃棄物適正処理推進研究会を設置
7	・有峰フェスティバル開催（8日まで）
27	・国、「水質汚濁に係る環境基準について」及び水質汚濁防止法施行令を一部改正し、海域の窒素及びりんに係る環境基準と排水基準を設定 ・立山修験道登山イベント（28日まで）
30	・第18回立山美化清掃大会
9・8	・環境庁、「悪臭物質の測定方法」を改定（トルエン等10悪臭物質の測定方法追加）
29	・環境庁、中央公害対策審議会に「水道利用に配慮した公共用水域等の水質保全対策のあり方について」諮問（12月6日答申）
30	・知事、自然環境保全審議会に「増山鳥獣保護区の設定」等を諮問（同日答申） ・県、「自然環境指針」を策定
10・3	・全国一斉の自然歩道を歩こう大会
26	・とやま国際環境会議開催（～28日）
11・4	・内川浄化用水導入事業着工
19	・環境基本法制定
30	・環境庁、中央環境審議会に「廃棄物の最終処分に関する基準の一部改正等について」諮問（4月21日答申）
12・27	・国、水質汚濁防止法施行令を一部改正し、有害物質としてジクロロメタン等13物質を追加（2月1日施行）

月 日	内 容
1・27	・知事、公害対策審議会に「神通川流域農用地土壤汚染対策地域の指定の一部解除（第3回）について」及び「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定について」諮問（3月28日答申）
2・4	・環境庁、中央環境審議会に「排水中に含まれる悪臭物質の規制基準を定める方法について」諮問（3月28日答申）
21	・環境庁、「土壤の汚染に係る環境基準について」を一部改正し、トリクロロエチレン等15物質を追加するとともに鉛、砒素の基準を強化
3・4	・国、「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法」制定
10	・中央環境審議会、「作物残留及び水質汚濁に係る農薬の登録保留基準値の設定等について」答申
24	・富山県産業廃棄物適正処理推進研究会、知事に「産業廃棄物の適正処理推進方策について」報告
28	・知事、公害対策審議会に「平成6年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について」及び「富山新港地区緩衝緑地（県民公園新港の森）に係る管理事業の費用負担計画について」諮問（同日答申）

第3 富山県環境関係行政組織図



第4 富山県環境関係付属機関

名称	設置年月日	委員数	根拠法令	審議事項等	専門部会等
公害対策審議会	43年 4月1日	31	公害対策基本法	公害対策の基本的事項について、調査審議する。	・大気専門部会 ・水質専門部会 ・騒音、振動専門部会 ・土壤専門部会 ・産業廃棄物専門部会
地下水審議会	51年 3月27日	20	県地下水採取に関する条例	地下水の基本的事項について、調査審議する。	・専門委員会議
公害審査会	45年 11月1日	12	公害紛争処理法	公害紛争について、必要なあっせん、調停、仲裁を行うことにより、解決を図る。	・あっせん委員 ・調停委員会 ・仲裁委員会
公害健康被害認定審査会	49年 10月1日	15	公害健康被害補償法	公害に係る健康被害の認定に関し、審査する。	・骨病理専門部会
自然環境保全審議会	47年 11月1日	20	自然環境保全法	自然環境の保全等の基本的事項について、調査審議する。	・自然環境部会 ・自然公園部会 ・鳥獣部会 ・温泉部会
山岳遭難防止対策審議会	41年 4月1日	19	県登山届出条例	山岳遭難防止について、必要な事項を調査審議する。	

第5 富山県環境関係分掌事務

(1) 生活環境部

ア 本 庁

課	係	主な分掌事務
環境政策課	企画係	環境保全施策の企画及び調整 環境影響評価の実施 公害の状況に関する年次報告書の作成 公害防止計画の推進 中小企業公害防止資金の貸付 働くとやま環境財団の指導 県民公園新港の森の管理運営
	一般廃棄物係	一般廃棄物に係る市町村の指導 一般廃棄物処理施設の建設・管理指導 廃棄物減量化・再生利用の推進 県土美化運動の推進 合併処理浄化槽の普及促進 浄化槽保守点検業者の登録・指導
	産業廃棄物係	産業廃棄物の許可、届出 産業廃棄物の監視、指導 産業廃棄物処理計画の推進
環境保全課	指導係	公害防止条例による規制、指導 騒音、振動、悪臭の規制、指導 地下水採取の規制、指導 公害に係る苦情処理 公害防止組織の整備に関する指導 毒物及び劇物の業務上取扱者の指導
	大気保全係	大気汚染の監視 大気污染防治の規制、指導 ブルースカイ計画の推進
	水質保全係	水質汚濁の監視 水質汚濁防止の規制、指導 クリーンウォーター計画の推進

課	係	主な分掌事務
自然保護課	自然保護係	自然保護対策の総合調整 自然環境保全地域の指定、保全計画の策定 自然環境指針の推進 自然保護思想の普及啓蒙 自然環境保全基金
	鳥獣保護係	鳥獣保護、狩猟取締り 鳥獣保護区等の設定、管理 狩猟免許、有害鳥獣駆除 鳥獣生息調査、負傷鳥獣の救護
	公園管理係	自然公園の指定及び保護管理 立山自然保護センターの管理運営 県民公園計画及び管理 家族旅行村の管理
	公園施設係	自然公園の公共施設の整備及び管理 国民休養地等の計画及び実施 家族旅行村の施設の整備 植生復元事業

イ 出先機関

	課	主な分掌事務
環境科学センター	総務課	環境科学センター各課業務の調整 環境科学センターに属する予算
	大気課	浮遊粉じん、自動車排出ガスの調査研究 酸性雨、特定ガスに係る調査研究 大気汚染の常時監視
	水質課	水質環境の測定及び調査研究 工場排水の監視及び測定
	生活環境課	騒音、振動、悪臭、土壤汚染、産業廃棄物、環境放射能等に係る調査研究及び監視測定

(3) その他の関係機関

ア 本 庁

部	課	公害関係の分掌事務
厚生部	健康課	公害等による健康被害者の救済
商工労働部	中小企業課	中小企業設備近代化資金等の貸付
農林水産部	流通経済課	汚染米の対策
	普及技術課	土壤汚染防止の対策
	畜産課	家畜ふん尿処理の対策
	耕地課	汚染田の復元
	水産漁港課	内水面、海面の公害対策
土木部	下水道課	下水道の整備

イ 出先機関

機 関	公害関係の分掌事務
保健所	公害一般の相談、し尿処理施設の指導取締り
衛生研究所	公衆衛生に必要な試験研究調査及び技術指導
工業技術センター	産業廃棄物等の試験研究及び大気、水質試料の分析 製紙排水の調査研究
農業技術センター	汚染土壤の試験研究
水産試験場	漁業資源の公害の調査研究
畜産試験場	家畜ふん尿処理の試験研究
家畜保健衛生所	家畜ふん尿処理の指導
林業技術センター林業試験場	公害による樹木への影響の調査研究

第6 市町村環境関係担当課(係)一覧

(6年4月1日現在)

市 町 村	公告担当課(係)	自然保護担当課(係)	電話番号
富山市	環境整備課	公園緑地課	(0764)31-61111
高岡市	環境保全課	公園緑地課	(市直)(0766)20-13533
新湊市	市民生活課	都市開発課	(市直)(0766)20-1418
魚滑市	市民生活課	農林振興課	(市直)(0765)23-10044
水沢市	環境課	商工觀光課	(市直)(0765)23-10366
黒磯市	健康課	企画財政課	(0764)74-80666
小舟町	環境課	生活環境課	(市直)(0766)74-81066
大舟町	保健課	綠花公園課	(0764)75-21111
立上町	環境課	商工觀光課	(0765)54-21111
宇入町	境境課	農林工商課	(0763)33-11111
朝八村	境境課	企画・商工觀光課	(0766)67-17600
婦山町	境境課	住民課	(0764)68-11111
細川町	境境課	商工興業課	(0764)83-12111
大下町	境境課	商工觀光課	(0764)64-11211
平城町	境境課	企画・觀光課	(0764)72-11111
利庄町	境境課	商工觀光課	(0764)63-11211
井上町	境境課	企画・生涯学習課	(0765)65-02111
井ノ原町	境境課	教委生涯学習課	(0765)72-11000
月奈町	境境課	商工觀光課	(0765)83-11000
善日尾町	境境課	商工觀光課	(0764)54-31111
中田町	境境課	住民課	(0764)65-21111
入杉門町	境境課	産業建設課	(0764)57-21111
島端町	境境課	環境事業課	(0764)85-90011
平上町	境境課	環境事業課	(0766)56-15111
利庄町	境境課	産業建設課	(0766)52-04100
井上町	境境課	産業振興課	(0766)59-21011
井ノ原町	境境課	産業振興課	(0766)52-00655
福井町	境境課	産業振興課	(0763)62-12122
福岡町	境境課	産業振興課	(0763)66-21331
福岡町	境境課	農林業課	(0763)67-32111
福岡町	境境課	企画課	(0763)68-21111
福岡町	境境課	都市開発課	(0763)82-19011
福岡町	境境課	経済課	(0763)82-11800
福岡町	境境課	産業振興課	(0763)64-22111
福岡町	境境課	環境保健課	(0763)22-11055
福岡町	境境課	都市振興課	(0763)52-11111
福岡町	境境課	産業振興課	(0766)64-53333

第7 市町村の環境関係条例制定状況

条 例	公 布 日	施 行 日
新湊市公害防止条例	45年3月14日	45年4月1日
大島町空地の環境保全に関する条例	45年9月28日	45年11月1日
婦中町公害防止条例	45年12月23日	46年2月1日
高岡市公害防止条例	46年2月17日	46年3月1日
大沢野町公害防止条例	46年3月20日	46年4月1日
大島町公害防止条例	46年3月20日	46年4月1日
黒部市公害防止条例	46年3月25日	46年3月25日
滑川市公害防止条例	46年3月26日	46年3月26日
滑川市緑化推進条例	46年3月26日	46年3月26日
富山市公害防止条例	46年6月23日	46年9月1日
砺波市公害防止条例	46年9月25日	47年1月1日
氷見市公害防止条例	46年9月29日	46年12月20日
魚津市大気の汚染等に伴う療養措置者に対する医療費の助成に関する条例	46年12月20日	46年12月20日
福岡町公害防止条例	46年12月21日	47年4月1日
八尾町自然環境保全条例	46年12月28日	47年3月1日
魚津市公害防止条例	47年10月1日	47年10月1日
富山市緑化推進条例	47年10月2日	47年10月2日
小矢部市公害防止条例	47年12月27日	47年12月27日
小杉町公害防止条例	48年3月28日	48年3月28日
立山町公害防止条例	48年3月28日	48年4月1日
新湊市緑化推進条例	48年4月1日	48年4月1日
新湊市健康障害者医療費助成に関する条例	49年11月16日	49年11月16日
入善町公害防止条例	50年4月1日	50年6月1日
上市町地下水保全に関する条例	50年4月1日	50年10月1日
滑川市地下水の採取に関する条例	51年3月27日	51年3月27日
富山市公害健康被害者救済に関する条例	51年9月28日	51年10月1日
福岡町緑化推進条例	53年3月25日	53年4月1日
八尾町公害防止条例	54年3月26日	54年3月26日
高岡市緑化条例	57年4月1日	57年4月1日
大山町公害防止条例	4年9月18日	5年4月1日
大門町公害防止条例	5年3月31日	5年4月1日

第8 国の環境基準

I 大気関係…48年5年8月環境庁告示第25号

二酸化窒素に係る環境基準の改正…53年7月11日環境庁告示第38号

1 環境基準

物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること	1時間値が0.06ppm以下であること

備考

- 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10ミクロン以下のものをいう。
- 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアシルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
- 3 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

2 達成期間

- 1 一酸化炭素、浮遊粒子状物質又は光化学オキシダントに係る環境基準は、維持され、又は早期に達成されるよう努めるものとする。
- 2 二酸化硫黄に係る環境基準は、維持され、又は原則として5年以内において達成されるよう努めるものとする。
- 3 二酸化窒素に係る環境基準は、1時間値の1日平均値が0.06ppmを超える地域にあっては、1時間値の1日平均値が0.06ppmが達成されるよう努めるものとし、その達成期間は原則として7年以内とする。

また、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域内にあっては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。

環境基準を維持し、又は達成するため、個別発生源に対する排出規制の

ほか、各種の施策を総合的かつ有効適切に講ずるものとする。

II 水 質 関 係…46年12月28日環境庁告示第59号

(49年9月30日環境庁告示第63号一部改正)

(50年2月3日環境庁告示第3号一部改正)

(57年12月25日環境庁告示第140号一部改正)

(5年3月8日環境広告示第16号一部改正)

1 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01mg/l 以下	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/l 以下
鉛	0.01mg/l 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l 以下
六価クロム	0.05mg/l 以下	トリクロロエチレン	0.03mg/l 以下
砒素	0.01mg/l 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下
総水銀	0.0005mg/l 以下	1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チウラム	0.006mg/l 以下
P C B	検出されないこと	シマジン	0.003mg/l 以下
ジクロロメタン	0.02mg/l 以下	チオペンカルブ	0.02mg/l 以下
四塩化炭素	0.002mg/l 以下	ベンゼン	0.01mg/l 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l 以下	セレン	0.01mg/l 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/l 以下		

2 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 河 川

ア 河 川 (湖沼を除く。)

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及 びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上	1 mg/l	25mg/l	7.5mg/l	50MPN /100ml 以下
		8.5以下	以 下	以 下	以 上	
A	水道2級 水産1級 水及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上	2 mg/l	25mg/l	7.5mg/l	1,000MPN /100ml 以下
		8.5以下	以 下	以 下	以 上	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上	3 mg/l	25mg/l	5 mg/l	5,000MPN /100ml 以下
		8.5以下	以 下	以 下	以 上	

C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/l 以 下	50mg/l 以 下	5 mg/l 以 上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/l 以 下	100mg/l 以 下	2 mg/l 以 上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/l 以 下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/l 以 上	—

- 備考 1 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。
 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5 mg/l以上とする(湖沼もこれに準ずる。)。

- (注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
 2 水道 1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 　" 2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 　" 3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 　" 2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
 　" 3級:コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水 1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 　" 2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 　" 3級:特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において、不快感を生じない限度

イ 湖 沼 (天然湖沼及び貯水量1,000万m³以上の人工湖)

(ア)

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (C O D)	浮遊物質量 (S S)	溶存酸素量 (D O)	大腸菌群数
A A	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/l 以 下	1 mg/l 以 下	7.5mg/l 以 上	50MPN /100ml 以 下
A	水道2、3級 水産2級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/l 以 下	5 mg/l 以 下	7.5mg/l 以 上	1,000MPN /100ml 以 下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/l 以 下	15mg/l 以 下	5 mg/l 以 上	—

C	工業用水 2 級 環 境 保 全	6.0以上 8.5以下	8 mg/l 以 下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/l 以 上	—
---	---------------------	----------------	---------------	-----------------	---------------	---

備考 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水 道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作又は前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水 産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 " 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用
 " 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作又は特殊な浄水操作を行うもの
 5 環 境 保 全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において、不快感を生じない限度

(イ)

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値	
		全 空 素	全 り ん
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/l 以下	0.005mg/l 以下
II	水道 1、2、3 級(特殊なものを除く。) 水 産 1 種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/l 以下	0.01mg/l 以下
III	水道 3 級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/l 以下	0.03mg/l 以下
IV	水産 2 種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/l 以下	0.05mg/l 以下
V	水 工 農 環 産 業 環 境 3 用 用 種 水 水 種 保 全	1 mg/l 以下	0.1mg/l 以下

- 備考 1 基準値は、年間平均とする。
 2 農業用水については、全りんの項目の基準値は適用しない。
- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水 道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
 3 水 産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用
 水 産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用
 水 産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用
 4 環 境 保 全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

(2) 海域

(ア)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数 MPN/100ml	β-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2 mg/l 以 下	7.5mg/l 以 上	1,000MPN /100ml 以 下	検出されないこと
B	水産2級 工業用排水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3 mg/l 以 下	5 mg/l 以 上	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8 mg/l 以 下	2 mg/l 以 上	—	—

備考 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100ml以下とする。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 　　〃 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において、不快感を生じない限度

(イ)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/l 以下	0.02mg/l 以下
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/l 以下	0.03mg/l 以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/l 以下	0.05mg/l 以下
IV	水産3種 工業用排水 生物生息環境保全	1 mg/l 以下	0.09mg/l 以下

備考 1 基準値は、年間平均値とする。
 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁される
 　　水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 　　水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

3 連成期間等

環境基準の達成に必要な期間及びこの期間が長期間である場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

これについては、設定後直ちに達成され、維持されるように努めるものとする。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

これについては、各公共用水域ごとに、おおむね次の区分により、施策の推進とあいまちつつ、可及的速やかにその達成維持を図るものとする。

ア 現に著しい人口集中、大規模な工業開発等が進行している地域に係る水域で著しい水質汚濁が生じているもの又は生じつつあるものについては、5年以内に達成することを目途とする。

ただし、これらの水域のうち、水質汚濁が極めて著しいため、水質の改善のための施策を総合的に講じても、この期間内における達成が困難と考えられる水域については、当面、暫定的な改善目標値を適宜設定することにより、段階的に当該水域の水質の改善を図りつつ、極力環境基準の速やかな達成を期することとする。

イ 水質汚濁防止を図る必要のある公共用水域のうち、ア の水域以外の水域については、設定後直ちに達成され、維持されるよう水質汚濁の防止に努めることとする。

III 土 壤 関 係…3年8月23日環境庁告示第46号

1 環 境 基 準

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液1lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壤1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壤1kgにつき125mg未満であること。
シクロロメタン	検液1lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1lにつき0.02mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1lにつき0.01mg以下であること。

備 考

1 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀及びセレンに係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壤が地下水層から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg及び0.01mgを超えていない場合には、それぞれ検液1lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg及び0.03mgとする。

2 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルシメトン及びEPNをいう。

(注) 上記の環境基準は、汚染がもっぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の上表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壤については、適用しない。

2 達成期間等

環境基準に適合しない土壌については、汚染の程度や広がり、影響の態様等に応じて可及的速やかにその達成維持に努めるものとする。

なお、環境基準を早期に達成することが見込まれない場合にあっては、土壤の汚染に起因する環境影響を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

IV 騒音関係

○騒音に係る環境基準…46年5月25日閣議決定

1 環境基準

地域の 類型	時間の区分			該当地 域
	昼間	朝・夕	夜間	
AA	45デシベル(A)以下	40デシベル(A)以下	35デシベル(A)以下	環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令(昭和46年政令第159号)
A	50デシベル(A)以下	45デシベル(A)以下	40デシベル(A)以下	第2項の規定に基づき都道府県知事が地域の区分ごとに指定する地域
B	60デシベル(A)以下	55デシベル(A)以下	50デシベル(A)以下	

(注) 1 AAをあてはめる地域は、療養施設が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とすること。

2 Aをあてはめる地域は、主として住居の用に供される地域とすること。

3 Bをあてはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とすること。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という)については、その環境基準は下表の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	時間の区分		
	昼間	朝・夕	夜間
A地域のうち、2車線を有する道路に面する地域	55デシベル(A)以下	50デシベル(A)以下	45デシベル(A)以下
A地域のうち、2車線を越える車線を有する道路に面する地域	60デシベル(A)以下	55デシベル(A)以下	50デシベル(A)以下
B地域のうち、2車線以下の車線を有する道路に面する地域	65デシベル(A)以下	60デシベル(A)以下	55デシベル(A)以下
B地域のうち、2車線を越える車線を有する道路に面する地域	65デシベル(A)以下	65デシベル(A)以下	60デシベル(A)以下

備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

2 達成期間等

環境基準は適用地域の種別により、次の区分により、施策の進展とあいまって、その達成、維持を図るものとする。

- (1) 道路に面する地域以外の地域については、環境基準の設定後直ちにその達成を図るよう努めるものとする。
- (2) 道路に面する地域については、設定後5年以内を目途としてその達成を図るよう努めるものとする。

ただし、道路交通量が多い幹線道路に面する地域で、その達成が著しく困難な地域については、5年を超える期間で可及的速やかに達成を図るよう努めるものとする。

○航空機騒音に係る環境基準…48年12月27日環境庁告示第154号

1 環境基準

環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値(単位 WECPNL)
I	70 以下
II	75 以下

(注) Iをあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域はI以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

2 達成期間等

環境基準は、公用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。

この場合において、達成期間が5年を超える地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

飛行場の区分		達成期間	改善目標
新設飛行場			
既設飛行場	第三種空港及びこれに準ずるもの	直ちに	
	第二種空港 (福岡空港を除く。)	A 5年以内	
	B	10年以内	5年以内に、85WECPNL未満とすること又は85WECPNL以上の地域において屋内で65WECPNL以下とすること
	新東京国際空港		
第一種空港(新東京国際空港を除く。)及び福岡空港		10年をこえる期間内に可及的速やかに	1 5年以内に、85WECPNL未満とすること又は85WECPNL以上の地域において屋内で65WECPNL以下とすること 2 10年以内に、75WECPNL未満とすること又は75WECPNL以上の地域において屋内で60WECPNL以下とすること

- 備考 1 既設飛行場の区分は、環境基準が定められた日における区分とする。
 2 第二種空港のうち、Bとはターボジェット発動機を有する航空機が定期航空運送事業として離着陸するものをいい、AとはBを除くものをいう。
 3 達成期間の欄に掲げる期間及び各改善目標を達成するための期間は、環境基準が定められた日から起算する。

○新幹線鉄道騒音に係る環境基準…50年7月29日環境庁告示第46号

1 環境基準

環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値
I	70デシベル以下
II	75デシベル以下

(注) Iをあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域は商工業の用に供される地域等I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

2 達成目標期間

環境基準は、関係行政機関及び関係地方公共団体の協力のもとに、新幹線鉄道の沿線区域の区分ごとに次表の達成目標期間の欄に掲げる期間を目途として達成され、又は維持されるよう努めるものとする。

この場合において、新幹線鉄道騒音の防止施策を総合的に講じても当該達成目標期間で環境基準を達成することが困難と考えられる区域においては、家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするものとする。

なお、環境基準の達成努力にもかかわらず、達成目標期間内にその達成ができなかった区域が生じた場合においても、可及的速やかに環境基準が達成されるよう努めるものとする。

新幹線鉄道の沿線区域の区分		達成目標期間		
		既設新幹線鉄道に係る期間	工事中新幹線鉄道に係る期間	新設新幹線鉄道に係る期間
a	80デシベル以上の区域	3年以内	開業時に直ちに	
b	75デシベルを超える区域	7年以内	開業時から3年以内	開業時に直ちに
	デシベル未満の区域	10年以内		
c	70デシベルを超える75デシベル以下の区域	10年以内	開業時から5年以内	

- 備考 1 新幹線鉄道の沿線区域の区分の欄のbの区域中イとは地域の類型Ⅰに該当する地域が連続する沿線地域内の区域をいい、ロとはイを除く区域をいう。
- 2 達成目標期間の欄中既設新幹線鉄道、工事中新幹線鉄道及び新設新幹線鉄道とは、それぞれ次の各号に該当する新幹線鉄道をいう。
- (1) 既設新幹線鉄道 東京・博多間の区間の新幹線鉄道
 - (2) 工事中新幹線鉄道 東京・盛岡間、大宮・新潟間及び東京・成田間の区間の新幹線鉄道
 - (3) 新設新幹線鉄道 (1)及び(2)を除く新幹線鉄道
- 3 達成目標期間の欄に掲げる期間のうち既設新幹線鉄道に係る期間は、環境基準が定められた日から起算する。

第9 県の環境基準

○大気関係…46年6月1日県告示第644号

1 環境基準

物質	ふつ素及びふつ素化合物
環境上の条件	連續する24時間の測定値において、ふつ素として $7 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること

2 達成期間

直ちに維持されるものとする。

第10 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況

1 河 川

水 域 名	告示年月日	水 域 の 区 分	該当類型	達成期間
小矢部川 水 域	(告示237) 昭51.3.26	小矢部川上流 (太美橋より上流)	A A	イ
		山田川 上流 (二ヶ瀬(上原地内)えん堤より上流)	A A	イ
		山田川 下流 (二ヶ瀬(上原地内)えん堤より下流)	A	イ
		小矢部川中流 (太美橋から千保川合流点まで)	A	イ
		小矢部川下流 (甲) (千保川合流点から城光寺橋まで)	C	イ
		小矢部川下流 (乙) (城光寺橋より下流)	D	ロ
		祖父川 (全 域)	B	イ
		千保川 (全 域)	D	ロ
神通川 水 域	(告示324) 昭47.4.1	神通川上流 (いたち川合流点より上流、宮川及び高原川を含む)	A	イ
		神通川下流 (いたち川合流点より下流)	C	ロ
		いたち川 (全 域)	C	ロ
		井田川上流 (落合橋より上流)	A	イ
		井田川下流 (落合橋より下流)	B	イ
		熊野川 (全 域)	A	イ
		窓岩運河、岩瀬運河及び住友運河	E	ロ
		松川 (全 域)	B	ロ
白岩川 水 域	(告示607) 昭47.6.30 一部改正 (告示279) 平元.3.23	白岩川上流 (柄津川合流点より上流)	A	イ
		白岩川下流 (柄津川合流点より下流)	B	ロ
		柄津川上流 (寺田川合流点より上流)	A	イ
		柄津川下流 (寺田川合流点より下流)	C	イ
庄川 水 域 等	(告示936) 昭48.9.28	庄川 上流 (雄神橋より上流)	A A	イ
		庄川 下流 (雄神橋より下流)	A	イ
		和田川 (全 域)	A	イ
		下条川 (全 域)	B	ロ
		新堀川 (全 域)	B	イ
		内川 (全 域)	C	ハ
		常願寺川上流 (常願寺橋より上流)	A A	イ
		常願寺川下流 (常願寺橋より下流)	A	イ
常願寺川 水 域 等	(告示1151) 昭49.12.18 一部改正 (告示246) 平3.3.29	上市川 (全 域)	A	イ
		中川 (全 域)	B	イ
		角川 (全 域)	A	イ
		鶴川 (全 域)	B	ロ
		阿尾川 (全 域)	A	イ
		余川川 (全 域)	A	イ
		上庄川 (全 域)	B	イ
		仏生寺川 (湊川を含む全域)	C	ロ
		黒瀬川 (全 域)	A	イ
		吉田川 (全 域)	B	ロ
		黒部川 (黒部ダム貯水池(黒部湖)を除く)	A A	イ

水 域 名	告示年月日	水 域 の 区 分	該当類型	達成期間
早月川 水域等	昭51.3.26 (告示237)	早月川(全域)	A A	イ
		片貝川上流(落合橋より上流)	A A	イ
		片貝川下流(落合橋より下流)	A	イ
		布施川(全域)	A	イ
		高橋川(全域)	B	イ
		入川(全域)	A	イ
		小川上流(舟川合流点より上流)	A A	イ
		小川下流(舟川合流点より下流)	A	イ
		舟川(全域)	A	イ
		木流川(全域)	B	イ
		笠川(全域)	A	イ
		境川(全域)	A	イ

2 湖 沼

水 域 名	告示年月日	水 域 の 区 分	該当類型	達成期間
有峰ダム貯水池 (有峰湖)	(告示278) 平元. 3. 23	有峰ダム貯水池(有峰湖)	(ア)湖沼A (イ)湖沼II	イ イ
黒部ダム貯水池 (黒部湖)	(告示245) 平3. 3. 29	黒部ダム貯水池(黒部湖)	(ア)湖沼A (イ)湖沼II	イ イ

3 海 域

水 域	告示年月日	水 域 の 区 分	該当類型	達成期間
富山新港 海 域	(告示936) 昭48. 9. 28 一部改正 (告示644) 昭58. 7. 7	富山新港海域(甲)(別記1) 富山新港海域(乙)(別記2)	海域 C 海域 B	イ イ
富山湾 海 域	(告示237) 昭51. 3. 26	小矢部川河口海域(甲)(別記3) 小矢部川河口海域(乙)(別記4) 神通川河口海域(甲)(別記5) 神通川河口海域(乙)(別記6) その他の富山湾海域(別記7)	海域 B 海域 A 海域 B 海域 A 海域 A	ロ ロ ロ ロ イ

別記

- 富山新港海域のうち第1貯木場及び中野整理場に係る海域
- 富山新港海域であって、1の部分を除いたもの
- 小矢部川河口の中央を中心とする半径1,200mの円弧及び陸岸により囲まれた海域
- 小矢部川河口の中央を中心とする半径2,200mの円弧及び陸岸により囲まれた海域であって、3の部分を除いたもの
- 神通川河口の中央を中心とする半径1,800mの円弧、神通川河口左岸から西へ向かう線と同円弧との交点を結んだ線、富山港の西防波堤先端と東防波堤先端を結んだ線及び同地点から東へ向かう線と同円弧との交点を結んだ線により囲まれた海域
- 神通川河口の中央を中心とする半径2,400mの円弧及び陸岸により囲まれた海域であって、5の部分を除いたもの
- 富山県の陸岸の地先海域であって、1、2、3、4、5及び6の部分を除いたもの

(注) 達成期間の分類: 「イ」直ちに達成
 「ロ」5年以内で可及的速やかに達成
 「ハ」5年を超える期間で可及的速やかに達成

第11 騒音関係に係る環境基準の地域類型の指定状況

1 騒音に係る環境基準…60年6月1日県告示第600号

地域の類型	あてはめる地域	時間の区分
A	別表に掲げる市町の区域のうち、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項の規定により定められた同項第1号に掲げる第1種住居専用地域、第2種住居専用地域及び住居地域	昼間(午前8時から午後7時まで) 朝夕(午前6時から午前8時まで及び午後7時から午後10時まで)
B	別表に掲げる市町の区域のうち、都市計画法第8条第1項の規定により定められた同項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	夜間(午後10時から翌日の午前6時まで)

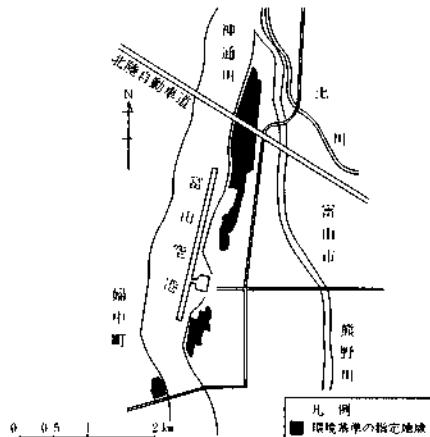
別表

富山市 高岡市 新湊市 魚津市 氷見市 滑川市 黒部市 砺波市 小矢部市
 大沢野町 大山町 上市町 立山町 入善町 朝日町 八尾町 婦中町 小杉町
 大門町 大島町 城端町 庄川町 井波町 福野町 福光町 福岡町

2 航空機騒音に係る環境基準…60年6月1日県告示第601号

地域の類型	あてはめる地域
II	富山市及び婦中町の区域のうち、別図に区画した地域

別図



第12 「とやまの名水」一覧

(注)◎は「全国名水百選」の選定名水

名 称	区 分	説 明
①七重滝	下新川郡朝日町笹川	滝 約300mの断層崖を七段に落下する雄大な滝。名勝として、古くから人々に親しまれています。
②杉沢	下新川郡入善町吉原	湧 水 黒部川扇状地帯端部の湧水地帯。沢杉が生い茂り、沢には地下水が白砂を上げて湧き出ています。
③生地の共同洗い場	黒部市生地	湧 水 黒部川扇状地の豊富な湧水を利用し、地域住民が共同で管理している洗い場。主婦たちの語らいの場ともなっています。(6か所)
④清水の里	黒部市生地	湧 水 北陸本線生地駅前に湧き出る清らかで冷たい水。御影石で作られた水飲み場が整備され、乗降客や市民ののどを潤しています。
⑤十二貫野用水	下新川郡宇奈月町、黒部市	農業用水 江戸時代に、椎名道三が高度な技術で開削した用水。今も十二貫野を潤しています。
⑥黒部峡谷	下新川郡宇奈月町、中新川郡立山町、上新川郡大山町	河 川 大小無数の溪流が黒部の本流となり、岩を削り、日本で最も深く、そして幽玄な峡谷美を作っています。
⑦てんこ水	魚津市諒訪町、本町	湧 水 ちょうどごはんをてんこ盛りにしたように、川の底から水が湧き出てくるので、この名が付いたといわれます。
⑧魚津駅前の「うまい水」	魚津市駅迎堂	井 戸 日本一うまい水と池田弥三郎教授が折り紙をつけた魚津の水。旅行者や市民に親しまれています。
⑨片貝川の清流	魚津市	河 川 万葉の歌人、大伴家持が「可多加比の川の瀬清く行く水の絶ゆることなくあり通り見む」と歌った清流です。
⑩駒洗い池	黒部市嘉例沢	湧 水 戦国時代の武将たちが馬を洗い清めた池と伝えられ、今も美しい清水をたたえています。
⑪行田の沢清水	滑川市上小泉	その 他 早月川の伏流水が湧き出した清水。付近一帯は、自然林に囲まれ、市民が水と緑に親しむ格好の散策場所となっています。
⑫早月川の清流	中新川郡上市町滑川市、魚津市	河 川 全国屈指の急流河川。劍岳から流れる清らかな水は、かんがい用水やイワナの養殖に利用されています。
⑬穴の谷の壺水	中新川郡上市町黒川	湧 水 行者が壺水として利用していたもので、近年では、万病に効くと多くの人に用いられるようになりました。
⑭弘法大師の清水	中新川郡上市町護摩堂	湧 水 弘法大師ゆかりの清水で、地域の人々に利用されてきました。これを飲むと頭がよくなるといわれています。
⑮大若日石寺の藤水	中新川郡上市町大岩	湧 水 古くから北陸の靈場として知られている大岩の不動。岩を回り出る藤水は、眼病に靈験ありといわれ、多くの信者が訪れます。
⑯常願寺川の清流	富山市、上新川郡大山町、中新川郡立山町	河 川 万年雪を頂く立山・薬師岳に源を発し、日本海に注ぐ、我が國屈指の急流河川です。
⑰岩室の滝	中新川郡立山町虫谷	滝 落差24m、白布を垂れたような滝。谷川が岩石の軟弱部を浸食後退してできたもので地質学上貴重です。
⑲称名滝	中新川郡立山町芦嶋寺ブナ坂	滝 落差350mを誇る日本一大滝。4段になって落ちるその豪快さは、訪れる人を驚嘆させます。

名 称	区 分	説 明
立山玉殿の湧水 中新川郡立山町室堂	湧 水	立山黒部アルペンルートの立山トンネルの開通により噴出した湧水。2~5℃と非常に冷たく、水量も豊富です。
みくりが池 中新川郡立山町室堂	湖 沼	称高2,400m、立山黒部アルペンルートにある伝説を秘めた神秘的な湖。青々とした水面に映える立山の雄姿は美しい。
黒部湖 中新川郡立山町上新川郡大山町	湖 沼	日本一の高さを誇るアーチ式ダムによる人造湖。エメラルドグリーンの湖水に周囲の雄大な山々を映します。
松川 富山市	河 川	富山市の中心部を流れます。ニシキゴイが群泳し、桜並木と彫刻が川べりを彩る市民の憩いの川となっています。
石倉町の延命地蔵の水 富山市石倉町	井 戸	延命地蔵の御手洗水で、冷たくておいしいと評判です。地域の人々は、飲料水として利用しています。
常西合口用水 上新川郡大山町、富山市	農業用水	明治時代に、常願寺川左岸（西側）の12の用水が合併合口化してできた用水です。富山市の水道水源となっています。
中ノ等の靈水 上新川郡大山町上滝	湧 水	弘法大師が祭られている祠の下から湧いている水。不老長寿、皮膚病に効く靈水とされています。
有峰湖 上新川郡大山町有峰	湖 沼	県内唯一の貯水量をほこる人造湖。四季を通じてほとんど涸らず、美しい山々の姿を湖面に映します。
八木山の滝 上新川郡大沢野町八木山	湧 水	八木山の不動尊の前、湧水の滝がひっそりと落ちています。
殿様清水 上新川郡大沢野町春日	湧 水	昔、殿様が好んでこの湧水を飲んだことからこの名が付いたといわれます。今も茶人などに愛用されています。
神通峡 婦負郡細入村、上新川郡大沢野町	河 川	飛驒盆地から富山平野に抜ける風光明媚な峡谷。新緑、紅葉が水面に映え、訪れる人々の目を楽しませます。
加持水 婦負郡婦中町千里	湧 水	常樂寺觀音堂地内の湧水。聖観音が山田村から常樂寺へ移された時に湧き出たものと伝えられています。珍しい「ヒカリモ」があります。
花山寺の靈水 婦負郡山田村若土	湧 水	谷川沿いの岩間から湧き出る水。花山寺では水かけ地蔵を建立し、靈水として利用しています。
桂の清水 婦負郡八尾町大玉生	湧 水	大玉生八幡社横にある樹齢千年といわれる桂の大木。その根元から湧き出す清冽な水で、人々の生活水として守られてきました。
薬勝寺池 射水郡小杉町中太閤山	湖 沼	かんかい用のため池として、約500年前に作られたと伝えられています。現在は薬勝寺池公園として、地域住民の憩いの場となっています。
誕生寺の誕生水 射水郡大門町島	井 戸	約600年前、法華宗の開祖日隆聖人が誕生の折に湧出した清泉。聖人の誕湯とされたことから「誕生水」と名付けられました。
上日寺の觀音菩薩靈水 日本町	湧 水	古くより、眼病、長寿に効く靈水として飲用されてきました。側には、国の天然記念物の大イチョウがそびえ立っています。
氣多神社の清泉 高岡市伏木一宮	湧 水	大伴家持が住んだ万葉の里。杉木立にかこまれた岩壁から清泉が出ています。
高岡占城公園の水濠 高岡市古城	その 他	前田利長の築いた城で、設計者は高山右近と伝えられています。約67,000m ² の水濠は満々と水をたたえ、四季を通して美しい景観を映しています。

名 称	区 分	説 明
㊱ 影無し井戸	高岡市末広町	井戸
㊲ 弓の清水	高岡市中田常国	湧水
㊳ 矢部の養鯉池	西砺波郡福岡町矢部	その他の水
㊴ 宮島峡	小矢部市宮島	河川
㊵ 鳩清水	小矢部市埴生	湧水
㊶ 大清水	小矢部市臼谷	湧水
㊷ 又兵衛清水	砺波市増山	湧水
㊸ 妃の清水	東砺波郡福野町安居	湧水
㊹ 赤祖父池	東砺波郡井口村上中	湖沼
㊺ 瓜裂清水	東砺波郡庄川町金屋字岩黒	湧水
㊻ 不動滝の靈水	東砺波郡井波町大谷	湧水
㊼ 脇谷の水	東砺波郡利賀村栗当	湧水
㊽ 庄川峡	東砺波郡庄川町、利賀村、平村、上平村	河川
㊾ 中江の靈水	東砺波郡平村東中江	湧水
㊿ 九池	東砺波郡上平村新屋	湧水
① 繩ヶ池	東砺波郡城端町蓑谷	湖沼
② 桜ヶ池	東砺波郡城端町立野原	湖沼
③ 小矢部川の長瀬	西砺波郡福光町中河内	河川

第13 「とやまの滝」一覧

〈22市町村37か所〉

市町村名	名 称	市町村名	名 称
高岡市	城光寺の滝	八尾町	川音不動滝
魚津市	池滝	山田村	四十ヶ滝
水見市	長寿が滝	細入村	常虹の滝
滑川市	千谷の滝	城端町	夫婦滝
黒部市	黒の滝	平村	霞ヶ滝 黒滝
小矢部市	二の滝 三の滝	上平村	鏡子滝
大山町	赤木沢の滝群 龍神の滝 酒盛滝	利賀村	北谷の大滝
上市町	まま子滝	庄川町	三段の滝 腰切の滝
立山町	称名滝 岩室の滝 ハンノキ滝 ソーメン滝 不動滝 来迎の滝 水谷の滝 刺大滝 (幻の刺大滝)	井波町	不動滝
宇奈月町	琴音の滝 葦切りの滝	福光町	不動滝
朝日町	七重滝 魚止滝 北又の三段滝	福岡町	滝の沢

人とのかかわりあいの深い滝

砺波市	無常の滝	入善町	八幡滝
大沢野町	八木山の滝	婦中町	朝日の滝

*選定はされなかったが、歴史性に富み、特に人とのかかわりの深い滝

第14 「とやま森林浴の森」一覧

(注) ◎は、森林浴の森「日本百選」の選定森林

名 称	区 分	面 積	説 明
1 升方城址 魚津市升方	散策道	7.0	升方山(標高240m)の山頂にある升方城址の林相は、アカマツを中心とする天然林で、一部人工林もある。山頂への登山道も整備され展望もよい。
2 天神山 魚津市東山	自然景観	ha 3.9	城址公園として市民に親しまれ、魚津市街地や富山湾の展望がよく、アカマツの巨木及び一部にスギ人工林もあり、遊歩道、休憩施設等の管理もよい。
3 行田公園 滑川市上小泉	植物野鳥 観察	6.5	自然発生的にできた市街地に近い公園で、休憩施設等も整備され、市民の恰好の散策の場として利用も多い。樹木は22種800本に及び、小鳥や蝶も多く、森林浴の森ともなっている。
4 墓例沢 森林公園 黒部市墓例沢	森林公園	145.0	広場、キャンプ場、駐車場、展望台、総合管理センター、遊歩道等が整備されている。山頂より眼下に宇奈月温泉、北西には、富山湾及び黒部川扇状地等が美しい。森林は、ブナ、ナラなどの天然林で、野鳥も多く、自然に恵まれている地域である。
5 松尾金毘羅 社の森 宇奈月町下立	鎮守の森	9.8	頂上(342m)を中心にアカマツ林、中腹斜面はコナラミズナラ、ヤマツツジ等の天然林、谷添いにスギの人工林も多い。地元小学校の自然観察林として学習の場に利用され、黒部川等の眺望もよい。
6 舟見ふるさと の森 入善町舟見	森林公園	354.7	負釣山(959m)を最高峰とした登山が楽しめる森林で散策路もある。峰筋には、ヒメコマツの巨木やミズナラ、低木木層のサイゴクミツバツツジ、ユキツバキ等が分布する。ニホンザル、カモシカも生息し、雄大な立山連峰をはじめ富山湾、能登半島の大パノラマが展望できる。
7 あさひ城山 朝日町宮崎	森林公園	54.0	朝日県立自然公園の龍島神社から宮崎鹿島樹叢、城山から笹川部落に至る「遊歩道城山コース」の自然観察、歴史探索は、森林浴の適地である。中でも龍島樹叢は、スダシイ、アカガシ、タブノキなど暖温帯の北限として巨木が多く、国の天然記念物に指定されている。
8 三峯グリーン ランド 朝日町笹川	森林公園	118.0	七重瀧から三峯古地を経て小川温泉に至る遊歩道三峯コースがある。林相は、スギ人工林、コブシ、ケヤキ、アカマツ、コナラなどの天然林で、黒部平野と笹川集落を左右に見渡すもよい。
9 古洞森林水 公園 富山市三熊	自然景観	81.0	満水面積23haのかんかい溜池は、古くから渡り鳥の池として知られ、付近の林相は、アカマツを中心とした天然林で、若干のスギ、クリの植栽地がある。県民公園野鳥の園整備事業により古洞池一周遊歩道が整備されている。
10 奥羽丘陵 富山市奥羽町	散策道	7.5	富山平野を東西に分けた奥羽丘陵地、県道から白鳥城跡に至る遊歩道は、森林浴ができる散策路コースであり、射水平野や富山市街、日本海、立山も一望できる。林相は、クリ、コナラ、アカマツを主に植物117科657種が自生している。

名 称	区 分	面 積	説 明
11 浜黒崎海岸 松林	富山市浜黒崎	自然景観	40.0 神通川から常願寺川河口に至る浜黒崎海岸一帯は、古来より「古志の松原」と称され、海辺から松林越しに北アルプス連峰の眺めはよい。林内にはキャンプ場、サイクリングロード等が整備されている。
12 猿倉山 森林公園	大沢野町舟倉	自然景観	26.8 猿倉城跡を主体に、駐車場、広場、遊歩道、キャンプ場が整備されている。林相は、シラカバ、ナナカマド、マユミ、ウメモドキ、ナラなどを主とした天然林とスギ人工林で、山頂よりの富山平野と遠く日本海が一望できる。
13 寺家公園	大沢野町舟倉	散策道	7.2 60年前に京都の嵐山を模して整備された公園で、猿倉山鷲前山に接し、景勝変化に富んだ林相である。アカマツとカエデ、ナラ、サクラ等の天然林内には西国33番霊所巡りもできる散策のコースがある。
14 あわすの平	大山町原・龜谷 ・栗峠野・極楽坂	森林公園	410.0 遊歩道、広場等が整備され、立山山麓家族旅行村及び県営コンドランキー場の他2スキーパークや大品山自然歩道がある。また、白樺平にはミズナラ等の天然林があり、遊歩道も整備されている。
15 ありみね	大山町有峰	森林公園	576.0 有峰は、県立自然公園や国民休養地に指定され、湖周線林道や各種遊歩道及び施設が整備されている。キャンプや釣り、ハイキング等自然探索の場として利用も多い。
16 さつか・ おおやま	上市町眼目	鏡守の森	14.7 立山寺参道100mには、樹齢450年のモミとスギの並木があり、隣接の森林にはアカマツの群生があり、この間に遊び道も整備され、頂上展望台からの日本海、富山平野の眺めはよい。
17 馬場島	上市町伊折	自然景観	31.3 北アルプス剣岳の登山口で、樹齢数百年の天然立山スギをはじめ、ブナ、トチ、カエデ、ナナカマド等の天然林には、散策道や各種の施設が整備されている。
18 大辻山山麓 森林公園	商山町芦嶋寺	森林公園	110.0 大辻山一帯は、来沢山、石筋平、国立「立山少年の自然の家」などを結ぶ林内歩道が設けられ、同歩道から雄大な自然景観が望める。林相は「立山スギ」の100年以上の天然林が点在し、ミズナラ、ブナ、ダケカンバ、タムシバ、ユキツバキ、イワウチワなどの天然植生となっている。
19 大觀峰 自然公園	立山町四谷尾・ 虫谷	森林公園	46.7 標高325mの大觀峰と虫谷川の岩室の滝を結ぶ一帯で、林相はアカマツ、ナラ、クヌギ、ホウノキなどの天然林と立山スギ人工林がある。大觀峰は富山平野を一望できる。岩室の滝は県指定の天然記念物に指定されており、駐車場、キャンプ場施設も整備されている。
㉙立山美女平	立山町芦嶋寺 園有林	森林公園	177.2 立山登山基地美女平、ブナ坂、下ノ小平の一帯の国有林で、美女平には700~1,000年生の立山スギ原生林があり、ブナ坂にはブナの原生林が群生し、下ノ小平一帯は、コメツガの一大群落となっている。遊歩道も整備され、森林浴コースとして森林浴の森「日本百選」にも選定されている。
21 称名渓谷	立山町芦嶋寺	自然景観	207.0 千尋ヶ原から桂台を経て右に溶結凝灰岩の岩壁「悪城の壁」や、日本一の名瀑といわれる「称名の滝」等がある。また滝見頃に至る遊歩道が整備されており、大自然の渓谷美と眺望が楽しめる。

名 称	区 分	面 積	説 明
22 21世紀の森 八尾町杉ヶ平	森林公園	45.0	白木峰登山口で、スギ人工林や、ナラ、クリ、カエデ、ユキツバキなどの天然林に野鳥の森、きのこの森など多くの森を設け、遊歩道で連結し、自然の生態観察ができるよう森林学習展示館その他の施設も整備され、林間学習や青少年の憩いの場として多く利用されている。
23 城ヶ山公園 八尾町城ヶ山	散策道	15.3	明治30年頃から公園として、多くの樹木の植栽と散策道、休憩施設等が整備された。園内には、歌碑なども多く、史跡・歴史の散策も楽しめる。またフィールドトレーニングをはじめ、家族連れや子供の遊び場として利用されている。
24 長沢自然公園 婦中町長沢	自然景観	27.5	国指定の史跡等が点在する自然公園地内には、コナラ、カシ、アカマツなどの天然林と、一部スギ人工林もある。池も多く野鳥の休息地となっており、富山平野の眺望もよい。回遊歩道等も整備され、歴史の探訪などが楽しめる公園である。
25 牛岳 青少年の森 山田村小谷	森林公園	115.0	牛岳スキーサークルの周辺地域は、コナラ、クリを中心とする天然林と県有林のスギ人工林等があり、青少年旅行村としてキャンプ場も整備され、頂上からは富山、射水平野と日本海も遠望できる。
26 常虹の滝 細入村猪谷	自然景観	58.1	県定公園神通峡の名勝の一つとされる渓流猪谷川の常虹の滝を中心とした林相は、サワグルミ、トチなどの天然林とスギ人工林である。滝の水しぶきによる虹の眺めを満喫しながら森林浴が楽しめる。
27 三千坊の森 高岡市山川	森林公園	119.0	標高264mの三千坊山を中心に、江道横穴式古墳群など文化財が散在し、歴史探訪ができる。また、自然景観もよい。
28 太田自然 休養村の森 高岡市太田	自然景観	159.0	恵まれた自然環境を有し、家族揃っての健康増進の場としての利用施設が完備されている。また、白山林道を経て国泰寺へも通じている。
29 二上山 高岡市二上山	森林公園	130.4	二上山を主峰に、城山、鉢伏山、大師ヶ岳があり、山頂はアカガシなどの天然林で、山麓にはスギ人工林が多い。青少年の家、万葉植物園、山頂等に至る遊歩道を散策しながら自然が楽しめる。
30 阿尾森林公園 水見市阿尾	森林公園	83.0	標高100m前後の丘陵地で、林相はナラ、ブナ、ソヨゴなどの広葉樹とスギ、アカマツの針葉樹林で、広場、休憩施設、遊歩道等が整備され、富山湾や立山連峰の眺望もよい。
31 森寺城跡公園 水見市森寺	森林公園	120.0	能登半島の基部にある啓として重要な城とされた。林相はタブノキ、ウラジロガシ、クマノミズキ、アカガシ、コナラ、リョウウブなどの天然林や谷間などのスギ、クヌギの人工林及びモウソウ竹林である。
32 くりから 史跡の森 小矢部市埴生	森林公園	376.2	埴生八幡宮から俱利伽羅不動寺に至る旧北陸道と猿ヶ馬場などの古戦場として知られる地域は、名勝、史跡が多く、低山帯でのブナ群生林や珍しいツリバネウツギなどの天然林とボカスギ人工林で、遊歩道等の施設も整備され、眺望もよい。

名 称	区 分	面 積	説 明
33 城山メルヘンの森 小矢都市城山	自然景観	45.0	城山公園は、今石動城跡で、白馬山遊園地、聖天堂、消防神社等があり、遊歩道などが整備され、市民の憩いの場として利用されている。林相の大部分はボカスギ林で、染井吉野70年生400余本と紅梅林等も造成されている。
34 薬勝寺池公園 小杉町中太閤山	散策道	19.7	10haの池の周辺の樹木はアカマツ、コナラ、クリ等で、春はサクラ、コブシが咲き、池を一周する散策道は、緑のトンネルとなり、水と調和した身近な森林浴が楽しめる公園である。
35 太閤山ランド 小杉町黒河	森林公园	117.2	丘陵地を利用して造成された県内最大の都市公園であるが、各施設も整備され林内の自転車道・遊歩道は、コナラ、ソヨゴ、ヒサカキを主とした天然林とスギ人工林で溜池なども多く緑と花の散策コースは、森林憩の場として適している。
36 櫛田神社 大門町串田	鎮守の森	5.8	旧北陸道に面した鎮守の森は、300mの参道の両側にスギ、アカマツ、ケヤキの巨木が社叢として神域を覆っており隣接の櫛田新遺跡公園とともに森林憩いの場となっている。
37 西山森林公园 福岡町五位・赤丸	森林公园	210.0	西山山麓一帯は、野趣あふれる自然と多くの樹木群落があり、野草等の植物も観察できる。特に赤丸浅井神社はケヤキ、スギなどの老巨木と貴重な自然環境を有するほか、城ヶ平古墳群もあり、豊かな森林と自然を知る実践教育の場となっている。
⑥ 県民公園 頼成の森 衛波市頼成	森林公园	115.0	第20回全国植樹祭会場を中心に、県民の森林公园として整備され、昭和60年に、第1回富山県育樹祭も開催された。県民公園の一貫として花菖蒲園なども造成し、植物公園としての機能も整備された。森林浴の森「日本百選」の選定地。
39 となみ増山城址公園 勝波市増山	森林公园	48.0	標高150mの丘陵地で砺波平野を見下ろす位置にあり、庄川扇状地を経て柿瀬野台地を流れる和田川によって形成された断崖上にあり、周辺は本丸、一の丸、二の丸など数多くの城跡史跡がある。林相は、当地の郷土種である増山スギが多い。
40 つくばね森林公園 城端町黄谷・林道	森林公园	162.2	繩ヶ池、つくばね山一帯は、砺波平野の散居村と遠く日本海、能登半島が一望できるところ。各施設が整備され、原山放牧場、キャンプ場、繩ヶ池水芭蕉などの散策道があり、訪れる人も多い。
41 桜ヶ池公園 城端町立野原	自然景観	76.5	18haの桜ヶ池の湖畔回遊道には、キャンプ場や遊具、休憩施設などが整備され、森林と野鳥、植物の探索を楽しむことができる。
42 五箇山合草の森 平村相合・上梨・田向	森林公园	207.9	国指定の相倉合草集落と田向、上梨地域は「五箇山県立自然公園」と国民休養地に指定されている。集落背後一帯は、アメニテ主とする原生林で、森のなかには回遊歩道が整備され、利用者も多い。
43 プナオ 上平村西赤尾国有林	植物野鳥観察	4.2	白山国立公園地内で、山岳地帯を代表するアメニテ、ミズナラを中心とする天然林の景勝地。自然探索、登山、ハイキング、キャンプ、植物観察、保健休養、野外学習の場として適する。大門山に至る登山歩道などが整備されている。

名 称	区 分	面 積	説 明
44 中村合掌文化の森	利賀村上百瀬字中村	自然景観	75.0 自然休養村として、森林内には合掌家屋が保存され、合掌劇場や生花会館、ギリシャ風野外劇場を中心に国際キャンプ場、県青少年の家などのはか多くの施設がある。世界演劇祭が行われる夏は、全国から多くの人が訪れ、素朴ですばらしい自然景観が楽しめる。
45 ロンレー東山の森	利賀村岩瀬・上島・坂上	植物野鳥観察	221.0 論議という境界を争ったとされるところで、ブナを主とする原生林、スギ人工林がある。山頂付近には一部に高原湿地帯もあり、ミズバショウ等の自然観察に適し、みどりの少年団で「ロンレー子供の村づくり」として炭焼き小屋や遊具施設がある。また、森林生態学習舎も完備し、ブナ林内の散策も楽しめる。
46 グリーンシャワーの降る森	庄川町湯谷	森林公园	238.5 牛岳登山道は、湯谷スギの美林を眺め、グリーンシャワーを浴びながら中腹からは、コナラ、ミズナラ、クマリ、アカシデ、イタヤカエデ、トチなどの天然林となり、カケス、アカゲラなどの野鳥が多く、頂上権現堂附近での四方の眺望が楽しめる。
47 開乗寺公園	井波町井波外入会地	自然景観	23.4 標高約300mの山麓台地で、砺波散居村の展望がすばらしい。夏のキャンプ、ハイキングと冬はアーモニースキー場として知られ、四季を通じて自然に親しむとともに、野外活動を行う格好の場所である。
48 安居の森	福野町安居	自然景観	60.8 標高約150m地帶で、スギ人工林とアカマツ、アベマキ、ホウノキ、アカシデなどの天然林が混交し、適度の起伏もあり、散策も容易で施設なども整備されている。また、小矢部川の清流や砺波平野と立山連峰などの眺望もよい。
49 医王山福光町館		森林公园	120.0 砺波地方のシンボルとして親しまれ、富山、石川平野と、遠く能登半島や北アルプス等の眺望がすばらしい。また、自然観察として「とんび岩」、三蛇ヶ滝、大池などの奇勝地も多く、動植物の自然観察と散策が楽しめる。
50 刀利自然休養林	福光町刀利	自然景観	30.0 自然休養レクリエーションの森として広く県民などが利用できるように、キャンプ場及びケビンなどが整っている。特に金沢市の夜景や、医王山の山並と刀利ダムの眺望が良く動植物も多く、自然観察にも適する。

第15 「とやまの巨木・名木」一覧

順位	名 称	樹 種 名	幹周(cm)	所 在 地	所 有	保護制度の指定
1	洞杉	スギ	1560	魚津市三ヶ杉尾53-1	その他	無
2	今山田の大かつら	カツラ	多 1400	山田村今山田	村	県 天然記念物
2	繩ヶ池縄文杉	スギ	⑥ 1400	城端町養谷山43	その他	自然環境保全地域
4	大玉生のカツラ	カツラ	多 1350	八尾町大玉生301	その他	町 天然記念物
5	鷲谷のトチノキ	トチノキ	1189	利賀村栗当	村	国 天然記念物
6	清水のカツラ	カツラ	多 1150	八尾町清水266	個人	町 天然記念物
7	繩ヶ池千年杉	スギ	③ 1100	城端町養谷山43	その他	自然環境保全地域
7	広谷の大杉	スギ	② 1100	福光町広谷21八幡社飛地	社 寺	町 天然記念物
9	上日寺のイチョウ	イチョウ	1050	氷見市朝日本町16-8上日寺境内	社 寺	国 天然記念物
10	立山杉の古木	スギ	⑤ 1030	滑川市下梅沢775	その他	市 天然記念物
11	利賀のトチノキ	トチノキ	1000	利賀村利賀	村	国 天然記念物
12	宮川の大けやき	ケヤキ	950	上市町若杉501 日吉神社境内	社 寺	県 天然記念物
12	安居寺の大ケヤキ	ケヤキ	② 950	福野町安居4941安居寺	社 寺	町 天然記念物
12	向野のエドヒガンザクラ	エドヒガン	⑨ 950	城端町野口向野	個人	町指定の「名花木」
15	タテヤマスギ	スギ	940	立山町アナ坂	国	国立公園
16	赤丸浅井神社の大けやき	ケヤキ	932	福岡町赤丸古屋5324	社 寺	県 天然記念物
17	西岩瀬源訪社の大けやき	ケヤキ	930	富山市西方西岩瀬131源訪神社境内	県	県 天然記念物
18	恩光寺跡の二本杉	スギ	② 916	庄川町庄	社 寺	町 天然記念物
19	踏出の夫婦トチノキ	トチノキ	900	朝日町裏入谷	その他	無
20	細島熊野社のカツラの木	カツラ	多 880	利賀村細島 熊野社境内	社 寺	無
21	細木神明社の大杉	スギ	② 872	城端町細木1208 細木神明社境内	社 寺	町指定の「名花木」
22	上畠神明宮の杉の木	スギ	860	利賀村上畠 上畠神明宮境内	社 寺	無
23	白谷の大杉	スギ	② 854	小矢部市白谷6967 白谷八幡宮	社 寺	県 天然記念物
24	大沢の地鎮杉	スギ	850	魚津市大沢字前田634	個人	県 天然記念物
24	坂尾坂ノ下のカツラ	カツラ	多 850	八尾町坂尾坂ノ下	個人	無
24	日の宮社の大杉	スギ	850	小杉町下条2048 日宮社	社 寺	県 天然記念物
27	昇天の松	クロマツ	② 820	朝日町桜町935	個人	町 天然記念物
27	加茂社のミズナラの木	ミズナラ	820	利賀村百瀬川島地 加茂社	社 寺	無
27	高沼八幡宮の柄の木	トチノキ	② 820	利賀村高沼 高沼八幡宮境内	個人	無
30	坂上の大杉	スギ	800	利賀村坂上731 八幡宮境内	社 寺	県 天然記念物

注1) 丸付数字は株立もの本数を示す。多は株立ちが多く測定が困難なものを示す。

注2) 所有欄には、所有者または管理者を記入した。

第16 鳥獣保護区一覧

(6年3月31日現在)

名 称	所 在 地	種別	面 積 (ha)	うち特別 保護地区 面積(ha)	期 間
北アルプス 城山	立山町、外山町	①	64,836	13,729	59年11月1日～6年10月31日
大平	朝日町	②	293		61年11月1日～8年10月31日
大笠	朝日町	②	2,274		61年11月1日～8年10月31日
小口	上平山村	②	1,634	230	61年11月1日～8年10月31日
水見	大山町	②	1,871		61年11月1日～8年10月31日
二上	氷見市・高岡市	①	6,905	1	61年11月1日～8年10月31日
愛愛	高岡市	②	684		5年6月1日～15年10月31日
上本	宇奈月町	②	300		元年11月1日～11年10月31日
興	市上富山市	②	630		5年6月1日～15年10月31日
南	羽山	③	450		59年12月1日～6年11月30日
有利	谷福	②	1,070		60年3月6日～7年3月5日
座主	峰賀	②	7,500	760	60年11月1日～7年10月31日
俱利	利賀村、庄川町	②	1,100		62年3月31日～8年10月31日
八乙	主坊	②	450		62年3月31日～8年10月31日
天	伽羅	②	855		63年11月15日～10年11月14日
頼	女山	②	388		元年11月1日～11年10月31日
繩	神山	②	850		2年11月1日～12年10月31日
吉	山山	②	160		63年11月1日～10年10月31日
高岡	山池	②	625		59年11月1日～6年10月31日
白奥	峰城	②	70	17	60年11月15日～7年11月14日
奥	古城公園	②	23		60年11月15日～7年11月14日
医王	通位	②	4,590		61年11月15日～8年11月14日
小	木神	②	460		61年11月15日～8年11月14日
小	五位	②	280		61年11月15日～8年11月14日
朝	山山	②	1,690		61年11月15日～8年11月14日
東	川川	②	600		61年11月15日～8年11月14日
ねいの	川山	②	1,500		62年11月15日～9年11月14日
野	里	②	536		2年11月1日～12年10月31日
田	烏の園	②	180		59年11月1日～6年10月31日
大	尻山	②	50	13	59年11月1日～6年10月31日
辻	池山	②	98		62年11月1日～9年10月31日
黒部	山上	②	5		63年11月15日～10年11月14日
増山	河口	②	1,377		2年11月1日～12年10月31日
	砺波市	②	68		4年11月1日～14年10月31日
		③	372		5年11月1日～15年10月31日
計	35か所		105,247	14,750	

①：森林鳥獣生息地の保護区

②：特定鳥獣生息地の保護区

③：集団渡来地の保護区

④：誘致地区的保護区

⑤：愛護地区的保護区

第17 自然公園の主な施設の内容

1 国立公園

公園名	地区名	公園事業名	事業内容					
			園地	野営場	歩道	駐車場	避難小屋	管理所 休憩所
中部山岳国立公園	室堂集団施設地区	室堂園地	室堂平園地 地獄谷園地 富島沢園地					雷鳥沢管理休憩所 (S56) 木造 A = 127.2m ²
		室堂野営場		テントサイト A = 5,000m ²				
		室堂博物展示施設						自然保護センター (S50~51) RC 2階建 A = 1,100.9m ²
	黒部湖地区	御前沢園地	御山谷園地 (S49) A = 3,000m ²		黒四ダムサイ ト～御山谷 (S49) L = 1,240m			
		黒部湖野営場		テントサイト (H5) A = 2,000m ²				公衆便所 木造 (H5) A = 32.4m ²
	アルペンルート沿線地区	千寿ヶ原小公園	千寿ヶ原小公 園3か所 (S36)			千寿ヶ原駐車 場 (S48~50) A = 5,700.6m ²		千寿ヶ原公衆 便所 (S46) CB A = 37.4m ²
		称名園地	滝見台園地 (H元) A = 990.0m ² 称名平園地 (S57) A = 2,190m ²		歩道橋 RC (S58) L = 42m	称名平駐車場 (S56) A = 5,643.5m ²	称名平休憩所 RC 2階建 (S57) A = 220.0m ² 休憩所 (S63) 木造 A = 24m ² 休憩所 (S63) 鉄骨造 A = 50m ²	称名平公衆便 所 (S56) RC A = 36.0m ² 園地公衆便所 (S58) RC A = 8.6m ² 身体障害者 公衆廁所 RC (H元) A = 13.6m ²
		大觀台園地	大觀台園地 (S57) A = 540.0m ²					
		追分・美女平練道路				弘法駐車場 (S44) A = 755.5m ²		

注) A : 面積 L : 延長

RC : 鉄筋コンクリート CB : コンクリート・ブロック AS : アスファルト

公園名	地区名	公園事業名	事業内容						
			園地	野営場	歩道	駐車場	避難小屋	管理所 休憩所	公衆便所
中部山岳	アルペンルート沿線地区	弥陀ヶ原園地	弥陀ヶ原園地(S48) A = 2,000.0m ² カルデラ展望台(S54)		弥陀ヶ原回遊路(S48, H.5) A = 4,420.0m ² カルデラ展望台歩道(H.3) L = 550m	弥陀ヶ原駐車場(S44~45) A = 1,252.0m ² 第2駐車場(S46) A = 1,600m ²			弥陀ヶ原公衆便所(S46) CB A = 37.4m ²
		天狗の鼻駐車場							
		天狗平駐車場							天狗平公衆便所(S46) CB A = 37.4m ²
		追分・宅童線道路				室堂第2駐車場(S48) A = 3,600.0m ²			
		称名・室堂地獄谷線歩道			称名～室堂(S47～)				
		立山周辺地区	鍋沢野営場		テントサイト A = 30,000.0m ²			鍋沢管理所(S44) CB A = 82.4m ²	鍋沢公衆便所(S39) CB A = 30.8m ²
国立公園		五色ヶ原野営場			テントサイト A = 3,000.0m ²				鍋沢公衆便所(S48) CB A = 38.4m ²
		タンボ平野営場			テントサイト A = 3,000.0m ²				鍋沢公衆便所(S53) CB A = 32.5m ²
		朝岳避難小屋							五色ヶ原公衆便所(S54) CB A = 31.3m ²
									タンボ平公衆便所(S47) 本造 A = 27.8m ²
							平藏避難小屋(S36) 石積 A = 20.9m ²		平藏公衆便所(S59) 木造 A = 3.4m ²

公園名	地区名	公園事業名	事 畜 内 容					
			園 地	野 营 場	步 道	駐 車 場	避 難 小 屋	管 理 所 休 憩 所
中 部 山 岳 國 立 公 園	立山周辺 地区	別山東越公衆便所						別山東越公衆便所 (S39) CB A = 43.2m ²
		一の越園地	一の越園地 (S45) A = 1,700.0m ² 改良 (日元)					一の越公衆便所 (S38) CB A = 42.1m ² 改修 (日元)
		雄山園地						雄山山頂公衆便所 (S52) 鉄骨 A = 18.5m ²
		立山登山線歩道			宝堂平～一の越～別山東越～ 寄鳥沢 (S37～)			
		一の越・タンボ平 線歩道	黒部平園地 (S47) A = 4,390.0m ²		一の越～東一の越～黒部湖 (S44～)			
		室堂平・浄土山線 歩道	宝堂山園地 (S47) A = 500.0m ²		室堂平～室堂山 (S46～)			
		室堂・寄鳥沢線歩道			室堂平～寄鳥沢 (S46～)			
		大日岳縦走線歩道			別山東越～大日平～称名 (S53～)			
		立山槍ヶ岳縦走線			一の越～五色ヶ原～乗鞍岳 (H 2～3)			
		黒部湖五色ヶ原線 歩道			五色ヶ原 (H 4) L = 1,000m			
黒部峡谷 沿線地区	阿層原野宮場		テントサイト A = 500.0m ²					阿層原公衆便所 (S48) CB A = 13.6m ²
	錦糸温泉休憩所						錦糸休憩所 (S33) RC A = 26.2m ²	
	柳平園地			柳平～猿飛 (H 3)			猿飛休憩所 (S33) RC A = 31.0m ² 改築 (S59) A = 33.0m ²	猿飛公衆便所 (S37) CB A = 16.5m ²

公園名	地区名	公園事業名	事業内容						
			面地	野営場	歩道	駐車場	避難小屋	管理所 休憩所	公衆便所
中部山岳国立公園	奥部峡谷沿線地区	那平園地						那平ビンターセンター (S60) RC A = 222m ²	那平公衆便所 (S59) CB A = 16.79m ²
		イブリ山朝日岳線歩道			夕日ヶ原 (H 4 ~ 5) L = 2,600m				
		祖母谷野営場		テントサイト A = 320.0m ²					祖母谷公衆便所 (S63) RC A = 120m ²
	馬場島・劍岳地区	馬場島野宮場	多目的広場 (S61) A ≈ 4,060m ²	テントサイト A = 2,100m ²		A S舗装 (S61) A = 1,050m ²		馬場島管理休憩所 (S57) 木造 (H元) A = 119.2m ²	馬場島公衆便所 (S63) 木造 (H元) A = 56.0m ²
奥部山岳国立公園	後立山地区	馬場島・劍岳線歩道			馬場島・劍岳 (S38~)				早月尾根公衆便所 (S54) CB A = 26.0m ²
		前朝日岳野営場		テントサイト A = 1,673.0m ²					朝日平公衆便所 (S60) 木造 A = 6.48m ²
		吉倉避難小屋					吉倉避難小屋 (S49) 鉄骨 A = 27.4m ²		
		不帰岳避難小屋					不帰岳避難小屋 (S55) 鉄骨 A = 37.5m ²		
奥黒部地区	奥黒部地区	猿飛・白馬岳線歩道		祖母谷～白馬岳 (S42~)					
		祖母谷唐松岳線歩道			大黒洞山～ガキ田 L = 4.0m (S61)		鉄骨造 A = 22m ² (S61)		
	新立峠園地	蔥華温泉朝日岳線歩道			小長ヶ原 (S61) L = 800m				
		新立峠園地		テントサイト A = 5,250.0m ²				新立峠管理休憩所 (S44) CB A = 25.0m ²	新立公衆便所 (S37) RC A = 22.5m ²

公園名	地区名	公園事業名	事業内容						
			園地	野営場	歩道	駐車場	避難小屋	管理所 休憩所	公衆便所
中 部 山 岳 國 立 公 園	奥黒部地区	折立・太郎山縦歩道			折立～太郎山 (H 2～3)				
		太郎山・三俣連雲岳縦歩道			寒蹄沢吊橋架 換 (S 67) 雲の平木道 (S 59, H 5) L = 2,300m				雲の平公衆便 所 (S 58) CB A = 17.47m ²
白 山 國 立 公 園	西赤尾地区	白山・北山縦歩道			アナオ峰～ 大門山 (S 54) 大門山～ 見越山 (S 57) 見越山～ 大笠山 (S 58)		大笠山避難小 屋 (S 60) 木造 A = 8.1m ²		

2 國定公園

公園名	地区名	公園事業名	事業内容						
			園地	野営場	歩道	駐車場	管理所 休憩所	公衆便所	
龍 巣 半 島 國 定 公 園	水見市地区	宇流園地	宇波路旁園地 (S 43) A = 380.0m ²			宇波駐車場 (S 43) A = 150.0m ²			
		大境駐車場				大境駐車場 (S 45) A = 1,800.0m ²			
		大境博物展示施設					大境ビジターセ ンター (S 46) RC 2階建 A = 175.1m ²		
	大境園地	九殿浜第1園地 (S 47) A = 6,100.0m ²		大境～婆 (S 47)			九殿浜休憩所 (S 51) RC A = 141.0m ²		
		九殿浜第2園地 (S 51) A = 2,480.0m ²			一部付替え (S 62) L = 90m				
	島尾駐車場					島尾駐車場 (S 56) A = 2,510.0m ²			
高岡市地区	雨晴野営場		テントサイト A = 1,200.0m ²				雨晴休憩所 (S 55) RC A = 73.9m ²	雨晴公衆便所 (S 55) RC A = 18.0m ²	
	雨晴駐車場					雨晴駐車場 (S 44) A = 2,331.0m ² (S 59) 拡張 A = 780m ²		雨晴公衆便所 (S 44) CB A = 19.4m ² 同上改修 (H 3)	

公園名	地区名	公園事業名	事業内容					
			園地	野営場	歩道	駐車場	管理所 休憩所	公衆便所
能登半島国定公園		雨晴園地	雨晴1号園地 (S49) A=4,500.0m ² 改良(日元)				雨晴休憩所 (S49) RC A=60.0m ²	雨晴公衆便所 (H5) 木造 A=48.4m ²
			雨晴2号園地 (S50) A=6,440.0m ²					
			雨晴3号園地 (S55) A=1,040.0m ²					
		二上山園地	万葉植物園 (S52) A=8,603.0m ²	テントサイト (H元) A=4,800m ²		城山駐車場 (S60) A=984m ²	二上山休憩所 (S52) 本造A=25.9m ²	二上山公衆便所 (S52) CB A=19.3m ² 改修(日元)
				オートキャンプ場 (H2) A=4,500m ²		貝山駐車場 (S62) A=1,360m ²	野営場駐車場 (H元) A=1,450m ²	野営場公衆便所 (H2) RC A=30m ²
		雨晴・島尾線歩道			松太枝浜～島尾 (S48)			
		二上山線走線歩道			二上山～万葉ライン (S54)			
		大師ヶ岳線歩道			大師ヶ岳～万葉 ライン (S56)			

3 国民休養地

公園名	地区名	公園事業名	事業内容					
			園地	野営場	歩道	駐車場	避難小屋	管理所 休憩所
五箇山県立自然公園		相倉園地	相倉運動広場 (S49) A=7,850.0m ²					相倉公衆便所 (S51) RC A=20.0m ²
			相倉子供の広場 (S49) A=1,990.0m ²					
			相倉入口園地 (S51) A=350m ²					
			相倉植物園地 (S51) A=2,780.0m ²					

公園名	地区名	公園事業名	事業内容						
			園地	野営場	歩道	駐車場	避難小屋	管理所 休憩所	公衆便所
五箇山県立自然公園	相倉山国民休養地	相倉野営場	広場 (S51) A = 1,000.0m ²	テントサイト A = 3,000m ²					相倉公衆便所 RC A = 20.0m ²
		相倉裏山回遊歩道	展望広場 (S50) 2か所		回遊歩道 (S50)				
		高坪山登山道			相倉～高坪山 ～上梨(S50)				
		上梨回遊歩道			回遊歩道 (S51)				
朝日県立自然公園	あさひ国民休養地	上の山園地	上の山第1園地 (S52) A = 18,000.0m ²					上の山体憩所 (S53) RC A = 94.5m ²	上の山公衆便所 (S52) RC A = 16.5m ²
			上の山第2園地 (S53) A = 7,300.0m ²					上の山林休憩所 (S54) 木造 A = 28.9m ²	同上改修 (H3)
			上の山第3園地 (S56) A = 1,500.0m ²						
		城山駐車場				城山駐車場 (S55) A = 1,374.8m ²		城山休憩所 (S55) 木造 A = 31.6m ²	城山公衆便所 (S55) RC A = 14.4m ²
	有峰ふるさと自然公園	有峰湖国民休養地事業	展望園地 (S58) A = 1,190m ²	猪根山探勝路 (S58) L = 2,047m	高谷半島駐車場 (S58) A = 850m ²	テニスコート 管理棟(S60) RC	テニスコート 管理棟(S60) RC	公衆便所 2棟 (S62) RC	
有峰県立自然公園	有峰ふるさと自然公園		園路 (S58) L = 200m	瓶谷半島探勝路 (S58) L = 2,724m	高谷半島駐車場 (S59) A = 7,714m ²		A = 28.8m ²	A = 26.47m ²	
			多目的広場 (S59) A = 18,375m ²	猪根谷探勝歩道 (S58) L = 2,300m		ヒジターハンター (S61) RC	ヒジターハンター (S61) RC	給水設備 (S59)	
			渓流広場 (S60) A = 8,860m ²			A = 196m ²	A = 196m ²	電気設備 (S60・61)	
			テニスコート 5面 (S60) 園路 (S60) L = 373m			休憩所 (S62) A = 25m ²	休憩所 (S62) A = 25m ²	汚水処理設備 (S60・61)	
			バーベキュー広場 (S62) A = 2,300m ²						
			芝生スロープ (S63) A = 5,000m ²						

4 ふるさと歩道

ふるさと歩道名	市町村名	延長	整備年度
御前山・神通峡 ふるさと歩道	大沢野町・大山町	11.6 km	50・53
医王山 ふるさと歩道	福光町	8.7 km	50
朝日 ふるさと歩道	朝日町	8.2 km	51
森寺 ふるさと歩道	氷見市	6.1 km	52
俱利伽羅 ふるさと歩道	小矢部市	7.0 km	53
牛嶽 ふるさと歩道	庄川町	13.0 km	54
松倉城址 ふるさと歩道	魚津市	7.3 km	55

第18 ナチュラリストの配置状況

年 度	立山地区		称名地区		頬成の森地区		自然博物園地区	
	人 数	期 間	人 数	期 間	人 数	期 間	人 数	期 間
49	32人 (延128人)	7/20~8/20						
50	33人 (延158人)	7/20~8/31						
51	44人 (延212人)	"						
52	56人 (延224人)	"						
53	56人 (延224人)	"			38人	7/23~11/5 (日、祝日)		
54	56人 (延224人)	"			68人	4/30~11/4 (日、祝日)		
55	56人 (延224人)	"			68人	4/29~11/3 (日、祝日)		
56	92人 (延218人)	"			25人	"	52人	6/7~11/3 (日、祝日)
57	56人 (延224人)	"			50人	"	68人	4/29~11/3 (日、祝日)
58	56人 (延224人)	"	30人	7/24~10/10 (日、祝日)	44人	4/29~6/19 (日、祝日) 9/15~11/3 (日、祝日)	76人	4/29~11/3 (日、祝日)
59	56人 (延224人)	"	36人	7/1~10/28 (日、祝日)	20人	7/29~11/4 (日、祝日)	81人	4/29~11/4 (日、祝日)
60	56人 (延224人)	"	31人	7/7~10/10 (日、祝日)	33人	4/28~11/4 (日、祝日)	70人	4/28~11/4 (日、祝日)
61	54人 (延216人)	"	32人	7/6~10/10 (日、祝日)	32人	4/27~11/3 (日、祝日)	69人	4/27~11/3 (日、祝日)
62	53人 (延212人)	"	32人	7/5~10/10 (日、祝日)	35人	4/26~11/3 (日、祝日)	70人	4/26~11/3 (日、祝日)
63	52人 (延208人)	"	34人	7/3~10/10 (日、祝日)	35人	4/24~11/3 (日、祝日)	71人	4/24~11/3 (日、祝日)
元	55人 (延220人)	"	32人	7/2~10/10 (日、祝日)	34人	4/23~11/3 (日、祝日)	71人	4/23~11/3 (日、祝日)
2	75人 (延258人)	"	41人	7/1~10/10 (日、祝日)	41人	4/22~11/3 (日、祝日)	69人	4/22~11/3 (日、祝日)
3	64人 (延228人)	"	34人	7/7~10/10 (日、祝日)	36人	4/28~11/3 (日、祝日)	76人	4/28~11/3 (日、祝日)
4	62人 (延219人)	"	31人	7/5~10/10 (日、祝日)	38人	4/26~11/3 (日、祝日)	69人	4/26~11/3 (日、祝日)
5	62人 (延217人)	"	33人	7/4~10/11 (日、祝日)	39人	4/25~11/3 (日、祝日)	76人	4/25~11/3 (日、祝第2土)

第19 自然観察読本等の発行状況

自然保护読本シリーズ

- | | |
|-----------------|---------------|
| ①47年度「水はみんなのもの」 | (富山県教育委員会) |
| ②48年度「緑のなかの私たち」 | (富山県教育委員会) |
| ③49年度「世界につながる空」 | (富山県教育委員会) |
| ④49年度「富山の植生」 | (大田 弘) |
| ⑤50年度「大気と私たち」 | (富山県教育委員会) |
| ⑥50年度「富山の地形と地質」 | (深井三郎) |
| ⑦51年度「富山の昆虫」 | (田中忠次) |
| ⑧52年度「富山の川と魚」 | (田中晋) |
| ⑨53年度「富山の鳥」 | (林梅夫) |
| ⑩54年度「富山の気象」 | (中川・山崎・谷出・小鷹) |

セルフガイドシリーズ

- | | |
|-----------------|-------------|
| ①52年度「立山とのふれあい」 | (富山県自然保護協会) |
| ②53年度「頼成の森の自然」 | (〃) |

自然観察読本シリーズ

- | | |
|----------------------------|---------------|
| ①55年度「ふるさと歩道をたずねて—医王山一」 | (堀与治) |
| ②56年度「ふるさと歩道をたずねて—朝日一」 | (長津薦尾) |
| ③57年度「ふるさと歩道をたずねて—御前山神通峠一」 | (大田弘・長津薦尾) |
| ④58年度「ふるさと歩道をたずねて—牛嶽一」 | (松岸得之助) |
| ⑤59年度「ふるさと歩道をたずねて—俱利伽羅一」 | (正印・菊川・泉) |
| ⑥60年度「ふるさと歩道をたずねて—森寺一」 | (大田・菊川・児島・田中) |
| ⑦61年度「ふるさと歩道をたずねて—松倉城址一」 | (本多・広田・田中) |

自然ガイドシリーズ

- | |
|-----------------------------|
| ①58年度「中部山岳国立公園—称名の自然一」 |
| ②59年度「朝日県立自然公園—朝日国民休養地の自然一」 |
| ③60年度「ねいの里の自然」 |
| ④61年度「五箇山国民休養地の自然」 |
| ⑤62年度「有峰湖国民休養地の自然」 |
| ⑥63年度「中部山岳国立公園—樺平の自然一」 |
| ⑦元年度「中部山岳国立公園—弥陀ヶ原の自然一」 |
| ⑧2年度「中部山岳国定公園—馬場島の自然一」 |
| ⑨3年度「能登半島国定公園—大境の自然一」 |

富山県の自然環境保全地域シリーズ

- | |
|-----------------------|
| ①54年度「繩ヶ池・若杉自然環境保全地域」 |
| ②55年度「沢杉自然環境保全地域」 |

- ③56年度「神通峡自然環境保全地域」
- ④57年度「愛本自然環境保全地域」
- ⑤58年度「深谷自然環境保全地域」
- ⑥59年度「山の神自然環境保全地域」
- ⑦60年度「池の尻自然環境保全地域」
- ⑧61年度「常楽寺自然環境保全地域」
- ⑨62年度「日尾御前自然環境保全地域」
- ⑩63年度「谷内谷自然環境保全地域」
- ⑪元年度「東福寺自然環境保全地域」
- ⑫2年度「繩ヶ池・若杉自然環境保全地域」(改訂版)
- ⑬3年度「自然環境保全地域のあらまし」

自然観察説本シリーズII

- ①62年度「大岩眼目県定公園」 (菊川・大田・田中・熊木)
- ②63年度「呉羽丘陵県定公園」 (菊川・大田・田中・熊木)
- ③元年度「神通峡県定公園」 (菊川・大田・田中・熊木)
- ④2年度「庄川峡県定公園」 (菊川・堀・松岸)
- ⑤3年度「俱利伽羅県定公園」
- ⑥4年度「フィールドミュージアム立山」
- ⑦5年度「朝日県立自然公園」 (富山県ナチュラリスト協会)

第20 環境用語の説明

1 愛鳥週間（バードウィーク）

毎年、5月10日からの1週間。この期間は、ちょうど野鳥の繁殖の時期にあたるため、この週間行事を通じて野鳥に対する愛鳥の精神を普及しようとするものである。

愛鳥週間には、「全国野鳥保護のつどい」をはじめ各地でいろいろな行事が開催される。本県でも、小学校6年生によるツバメの県下一斉生息調査や探鳥会など多彩な行事を開催している。

2 赤潮

海中のプランクトンが異常に増え、海水が赤く変色する現象。発生のメカニズムは完全に究明されていないが、海洋沿岸や河川の注ぐ湾内で、雨天後に強い日射と海面の静かな日が続くときに発生しやすい。海水中の窒素、燐等の栄養塩類濃度、自然条件の諸要因が相互に関連して発生すると考えられている。

3 アメニティ

アメニティ(amenity)ということばは、英國の識者によると、“適切なものが適切なところにあること”(The right thing in the right place)と定義されている。

もっと分かりやすく言えば、私たちの生活環境を構成する自然や施設、歴史的・文化的伝統などが互いに他を活かし合うようにバランスがとれ、その中で生活する私たち人間との間に真の調和が保たれている場合に生ずる好ましい感覚をアメニティという。

4 硫黄酸化物 (SO_x)

硫黄酸化物とは、主として二酸化硫黄(SO_2)と三酸化硫黄(SO_3)をいう。重油、石炭など硫黄を含む燃料の燃焼によって亜硫酸ガス(二酸化硫黄)が発生し、太陽の紫外線等により酸化し三酸化硫黄となる。呼吸器を刺激し、せき、呼吸困難、ぜんそく、気管支炎などを起こすほか植物を枯らしたりするため、大気汚染物質として問題となっている。

5 上乗せ基準

ばい煙又は排出水の排出の規制に関して、全国一律の排出基準又は排水基準に代えて適用するものとして、都道府県が条例で定めるより厳しい排出基準又は排水基準をいう。

6 エコマーク商品

日常生活のうえで環境保全に役立つ商品に特定のマークをつけ、物を購入しようとする時、すぐ見分けられるようにしたものです。100%古紙使用のトレイレットペーパーなど約2,300の商品にマークがつけられ販売されています。

7 SS (浮遊固体物—Suspended Solid)

粒径2 mm以下の水に溶けない懸濁性の物質をいう。水の濁りの原因となるもので魚類のエラをふさいでへい死させたり、日光の透過を妨げることによって水生植物の光合成作用を妨害するなどの有害作用がある。また、有機性浮遊物質の場合は河床に堆積して腐敗するため、底質を悪化させる。

8 オゾン層の破壊

フロンガスは、メタンやエタンの水素がふっ素や塩素で置換された化学物質の総称で、エアゾール製品の噴霧剤、精密機器や電子部品の洗浄剤、ウレタンフォームの発泡剤等に広く使われており、毒性はない。それが大気中に放出され、成層圏まで上昇するとオゾン層を破壊し、地上に到達する紫外線を増加させるため人の健康に悪影響を与えたり、穀物の収穫量を減少させるといわれている。

9 汚濁負荷量

硫黄酸化物、BOD等の汚濁物質が大気や水などの環境に影響を及ぼす量のことをいい、一定期間における汚濁物質の濃度とこれを含む排出ガス量や排水量等との積で表される。(例えばg/日)

10 温室効果(ガス)

大気中の微量ガスが地表面から放出される赤外線を吸収して、宇宙空間に逃げる熱を地表面に戻すために、気温が上昇する現象をいう。赤外線を吸収する気体には、水蒸気、二酸化炭素、メタンなどがある。近年、人間の経済活動に伴い二酸化炭素などが増加しており、気候が温暖化する可能性が指摘

されている。

11 環境影響評価（環境アセスメント）

各種開発行為の実施に先立ち、それが大気、水質、生物等環境に及ぼす影響について事前に調査、予測、評価を行うことをいう。

12 環境基準

環境基本法は「環境基準とは、大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定義している。環境基準は行政上の目標基準であり、直接に工場等を規制するための規制基準とは異なる。

13 環境管理計画

地方公共団体が大気、水質、自然環境などを将来にわたって守り、適切に利用していくため策定する計画である。

この計画には、望ましい地域環境のあり方、それを実現するための基本的な方策、その方策を具体化する手順などが示されている。本県では、4年2月に「とやま環境計画」を策定した。

14 休獵区

狩猟鳥獣の増殖を図るために狩猟行為が禁止される区域で、3年を限度として、狩猟者に解除される区域である。

15 クローズドシステム

排水、廃棄物等を工場外に出さずに、工場内で循環し、回収する閉鎖系をいう。

16 公園街道

県民公園を結ぶ幹線歩道として整備されているもの。起点は県民公園太閤山ランド、終点は頼成の森、延長19.3km、平均幅員は1.2mである。県民公園地域内の雑木林の中をいく、昔からの山道、歴史を秘めた峠道、素朴な田園の中の道ができるだけそのまま生かして、レクリエーションや自然観察のために提供することを目的としている。

17 光化学オキシダント (O_x)

大気中の窒素酸化物と炭化水素が光化学反応を起こし、発生する酸化性物質の総称である。日ざしの強い夏期に多く発生し、濃度が高くなると目や気管等の粘膜刺激症状を中心とした被害をもたらす。

18 国民休養地

国民休養地とは、45年から実施されている事業であり、その目的は「自然との触れあいを回復するために、都市周辺の多様で豊かな自然に恵まれた県立自然公園内に自然との調和を図りながら健全な野外レクリエーションの場を整備するとともに、単に保養の場としてのみならず、積極的に自然に働きかけるという体験を通じて自然と人間との調和のあり方を会得し、郷土の自然を守り育てていこうとする意識を培う場として整備しようとするもの」であり、施設整備については、都道府県が一事業主体の場合に環境庁から事業費の補助が受けられる。

19 三次処理

排水処理について、通常の活性汚泥処理などを二次処理と言い、更に処理水の水質向上を図るために窒素やりんを除去する施設など加えた処理を三次処理という。最近、BOD、CODの規制強化や窒素、りんの除去、処理水の再利用の面から設置されてきている。

20 酸性雨

大気中に排出された硫黄酸化物や窒素酸化物等の汚染物質が上空で雨雲や雨水にとりこまれ酸性の度合が強くなった雨のことで、一般的には、pHが5.6以下の雨水が酸性雨とされている。

21 三点比較式臭袋法

臭を数量化する方法の一つで、人の嗅覚により評価する官能試験である。パネルの臭判別可能な希釀倍数から臭気濃度を求める方法である。

22 COD (化学的酸素要求量—Chemical Oxygen Demand)

CODは、水中の汚濁物質(主として有機物)を酸化剤で化学的に酸化するときに消費される酸素量をもって表し、環境基準では海域及び湖沼の汚濁指標として採用されている。

23 自然博物園

県民に、自然に関する学習の場を提供することを目的として婦中町に設置された県民公園のひとつで、この中には財富山県民福祉公園の設置する自然博物園センターの展示館等の施設がある。

24 自然保護憲章

自然保護の国民的指標として、49年6月5日、我が国の全国的組織体149団体で組織する自然保護憲章制定国民会議が制定した全国民的な憲章であり、その大要は次のとおりである。

- 1 自然をとうとび、自然を愛し、自然に親しもう。
- 2 自然に学び、自然の調和をそこなわないようにしよう。
- 3 美しい自然、大切な自然を永く子孫に伝えよう。

25 森林浴

森の中に入ると、樹木特有のすがすがしい香りが漂ってくる。森林浴とは、この森林の香気、精気を浴びて心身をいやすことである。

26 植生自然度

自然は、人工の影響を受ける度合によって、自然性の高いものも低いものもある。高山植物群落や極相林のように人間の手の加わっていないものを10及び9とし、緑のほとんどない住宅地や造成地を1、その中間に二次林、植林地、農耕地等をランクし、10段階で表示する。

27 潜在自然植生

何らかの形で人為的な影響を受けている地域で、今、人間の影響を一切停止したとき、その土地に生じると判定される自然植生。

28 総量規制

一定の地域内の汚染（濁）物質の排出総量を環境保全上許容できる限度にとどめるため、工場等に対し汚染（濁）物質許容排出量を配分し、この量をもって規制する方法をいう。大気汚染、水質汚濁に係る従来の規制方式は、工場等の排出ガスや排出水に含まれる汚染（濁）物質の濃度のみを対象としていたが、この濃度規制では地域の望ましい環境を維持達成することが困難な場合に、その解決手段としての総量規制が導入されている。

29 WECPNL（うるさき指数）

航空機騒音のうるささを表わす指標として用いられる。これは、1日の航空機騒音レベルの平均と時間帯ごとに重みづけされた飛行回数から算定され、航空機の総騒音量を評価する単位である。

30 窒素酸化物 (NO_x)

窒素と酸素の化合物の総称である。大気中の窒素酸化物は種々あるが、一酸化窒素 (NO) と二酸化窒素 (NO_2) が主なもので、工場やビル暖房等における燃料の燃焼工程、自動車、硝酸製造工場などから排出される。窒素酸化物は低濃度の場合、単独ではありませんが、光化学スモッグが発生しやすい条件下では、その原因物質として問題となる。また、 NO_2 が高濃度の場合は、眼を刺激し、呼吸器に急性のぜんそく性症状を起こすなど有害である。

31 鳥獣保護区

野生鳥獣の保護増殖を図るための区域で、捕獲行為が禁止されている。鳥獣保護区内に設けられる特別保護地区では野生動物の生息に影響を及ぼす行為は許可が必要である。

32 適正揚水量

塩水化の進行や大幅な地下水位の低下等の地下水障害を生じさせない揚水量で、かつ、地域の特性や住民の意向などの社会的条件を考慮した量である。

33 DO (溶存酸素量—Dissolved Oxygen)

水に溶けている酸素のことをいう。河川等の水質が有機物で汚濁されると、この有機物を分解するため水中の微生物が溶存酸素を消費し、この結果、溶存酸素が不足して魚介類に影響を及ぼす。さらに、この有機物の分解が早く進行すると、酸素の欠乏とともに嫌気性の分解が起こり、有害ガスを発生して水質は著しく悪化する。

34 dB (A)

騒音の大きさを表す単位として用いられる。これを日常生活における音と対比してみると、「ささやき声、木の葉のふれあう音」で20dB (A)程度、「静かな事務所」で50dB (A)程度、「国電の中」で80dB (A)程度、「ジェット機の音」は120dB (A)程度で、130dB (A)を超えると耳に痛みを感じる。

35 ナチュラリスト

本来は、博物学者という意味であるが、富山県のナチュラリストは自然環境等についての知識を持ち、富山県知事が認定した人たちで、現在、夏期に立山等に駐在して国立公園等の利用者に自然解説を行っている。

36 ばい煙

硫黄酸化物、ばいじん及び有害物質の総称である。ばいじんとは、ボイラーや電気炉等から発生するすすや固体粒子をいい、有害物質とは、物の燃焼、合成、分解等に伴って発生するカドミウム、塩素、ふつ素、鉛、窒素酸化物等の人の健康又は生活環境に有害な物質をいう。

37 BOD (生物化学的酸素要求量—Biochemical Oxygen Demand)

BODは、水中の汚濁物質(有機物)が微生物によって酸化分解され、無機化、ガス化するときに必要とされる酸素量をもって表し、環境基準では河川の汚濁指標として採用されている。

38 ppm (Parts Per Million)

ごく微量の物質の濃度や含有率を表すのに使われ、%が100分の1をいうのに対し、ppmは100万分の1を意味する。例えば、空気1 m³中に1 cm³の物質が含まれているような場合、あるいは水1 kg(約1 l)中に1 mgの物質が溶解しているような場合、この物質の濃度を1 ppmという。ppmより微量の濃度を表す場合には、ppb(10億分の1)も用いられる。

39 ppmC

炭化水素はメタン、エタン、プロパンなど種類が多いので、全体の濃度を表す場合炭素数1のメタンに換算した値を使用し、その値をppmで表したときに用いられる。

40 PPP (汚染者負担の原則—Polluter Pays Principle)

環境汚染防止のコスト(費用)は、汚染者が支払うべきであるとする考え方であり、環境政策に一定の方向を与えた画期的な考え方であるといえる。

41 バードマスター(野鳥観察指導員)

バードマスターは、野鳥の識別及び生態並びに鳥類学等の知識を持ち、富山県知事が認定した人たちで、県、市町村及びその他団体が実施する探鳥会、

講習会などの指導にあたっている。

42 ビジターセンター

ビジターセンター（博物展示施設）は、国立公園や国定公園等の利用者に対し、その公園の自然や人文についてパネル、ジオラマや映像装置などによってわかりやすく展示解説するとともに、利用指導や案内を行い、自然保護思想の高揚を図るための中心的施設である。

43 貧栄養化

海洋や湖沼で栄養塩類（窒素、磷等）の少ないところは、プランクトンが少なく透明度も大きい。このような状態を貧栄養状態であるという。これに対し、栄養塩類が多いところでは、プランクトンが多く透明度が小さい。このような状態を富栄養状態であるという。有機物による水質汚濁その他の影響で、貧栄養状態から富栄養状態へと変化する現象を富栄養化という。

44 浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する粒子状物質（浮遊粉じん）のうち、その粒径が10ミクロン以下のものをいう。

45 名 水

環境庁の「全国名水百選」及び本県の「とやまの名水」では、「きれいな水で、古くから生活用水などに使用され、大切にされてきたもの」、「いわゆる名水として故事来歴のあるもの」、「その他、特に自然性が豊かであり、優良な水環境として後世に残したいもの」を名水として選定している。本県では、全国名水百選に4か所、とやまの名水に55か所選定されている。

46 野鳥の園

野鳥の保護を図るとともに、県民に自然探勝の場を提供することを目的として設置された県民公園のひとつで、富山市三ノ熊地内の吉洞池地区のほか婦中町高塚地内の1級鳥類観測ステーション地区がある。

47 有機塩素化合物

化学組成の中に塩素を含んでいる有機化合物。代表的なトリクロロエチレンやテトラクロロエチレンは、溶解性や脱脂力に富んでいるため、金属部品等の脱脂洗浄剤やドライクリーニングの溶剤として使われているが、最近、

地下水汚染等で問題となっている。

48 要監視項目

人の健康の保護に関連する物質であるが、現時点では直ちに環境基準項目とせずに、継続して水質測定を行うことが必要な物質として、クロロホルム、トルエン、キシレン等の25物質が定められている。

49 緑被度

一定面積の中に樹木等が生育している面積の比率をいう。正確にはその土地の区域と樹冠投影面積の和との比率で表す。

50 労働衛生許容濃度

職場において、労働者の健康障害を予防するための手引として用いられる値である。日本をはじめロシア、アメリカ等世界各国で、生体作用等を総合的に検討して定められている。

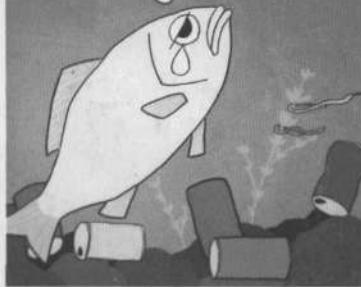
絵

「平成6年度環境月間ポスター」

最優秀賞作品

福光中学校 3年 渡辺 小智子

僕達の川を
かえして!



環境保全型の商品を推奨する「エコマーク」。
再生紙を使用した環境に関する雑誌・書籍には
「みどりのほん」と表示。